

平成 17 年

# 小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 17 年  
 小樽市議会 第 1 回定例会 会期及び会議日程

会期 2月28日～3月23日(24日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
2月28日(月)	提案説明	
3月1日(火)	休会	
2日(水)	"	
3日(木)	"	
4日(金)	会派代表質問	
5日(土)	休会	
6日(日)	"	
7日(月)	会派代表質問	
8日(火)	一般質問	
9日(水)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
10日(木)	"	"(総務所管)
11日(金)	"	"(経済所管)
12日(土)	"	
13日(日)	"	
14日(月)	"	予算特別委員会(厚生所管)
15日(火)	"	"(建設所管)
16日(水)	"	"(総括質疑)
17日(木)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日(金)	"	学校適正配置等調査特別委員会
19日(土)	"	
20日(日)	"	
21日(月)	"	
22日(火)	"	
23日(水)	討論・採決等	

平成17年  
小樽市議会  
第1回定例会会議録目次

2月28日(月曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第46号並びに報告第1号	3
	市長提案説明(議1~44、46、報1)	3
	提案説明 (議45 菊地議員)	10
	採 決(議46)	11
1	日程第3 休会の決定	11
1	散 会	11

3月4日(金曜日) 第2日目

1	出席議員	13
1	欠席議員	13
1	出席説明員	13
1	議事参与事務局職員	14
1	開 議	15
1	会議録署名議員の指名	15
1	日程第1 議案第1号ないし第45号並びに報告第1号	15
	会派代表質問 見楚谷議員	15
	会派代表質問 北野議員	26
1	散 会	48

3月7日(月曜日) 第3日目

1	出席議員	51
1	欠席議員	51
1	出席説明員	51
1	議事参与事務局職員	52
1	開 議	53
1	会議録署名議員の指名	53
1	日程第1 議案第1号ないし第45号並びに報告第1号	53
	会派代表質問 佐藤議員	53
	会派代表質問 武井議員	64
1	散 会	79

3月8日(火曜日) 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし第45号並びに報告第1号	83
	一般質問 新谷議員	83
	一般質問 横田議員	92
	一般質問 佐々木(勝)議員	100
	一般質問 森井議員	106
	一般質問 上野議員	111
	一般質問 大橋議員	113
	一般質問 古沢議員	116
	一般質問 斉藤(陽)議員	126
	一般質問 大畠議員	133
	予算特別委員会設置・付託	142
	常任委員会付託	142
1	日程第2 請願・陳情	142
	予算特別委員会付託	142
	学校適正配置等調査特別委員会付託	143

常任委員会付託.....	143
1 日程第3 休会の決定.....	143
1 散 会.....	143

3月23日(水曜日) 第5日目

1 出席議員.....	145
1 欠席議員.....	145
1 出席説明員.....	145
1 議事参与事務局職員.....	146
1 開 議.....	147
1 会議録署名議員の指名.....	147
1 日程第1 議案第1号ないし第45号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査.....	147
予算特別委員長報告.....	147
議案第1号修正案の趣旨説明(新谷議員).....	152
討 論 北野議員.....	152
討 論 斉藤(陽)議員.....	155
討 論 森井議員.....	155
採 決.....	156
総務常任委員長報告.....	156
討 論 菊地議員.....	158
討 論 斎藤(博)議員.....	159
採 決.....	159
経済常任委員長報告.....	160
討 論 古沢議員.....	161
採 決.....	161
厚生常任委員長報告.....	162
討 論 新谷議員.....	162
採 決.....	164
建設常任委員長報告.....	164
討 論 新谷議員.....	166
採 決.....	166
学校適正配置等調査特別委員長報告.....	167
討 論 菊地議員.....	168
討 論 横田議員.....	169
討 論 森井議員.....	170

採 決.....	170
1 日程第2 「意見書案第1号ないし第12号及び決議案第1号」.....	170
提案説明 (意1～5、決1 菊地議員).....	170
提案説明 (意6 山口議員).....	172
討 論 古沢議員.....	173
討 論 武井議員.....	175
採 決.....	176
1 閉 会.....	177

# 議事事件一覧表

## 議案

議案	案	第 1 号	平成17年度小樽市一般会計予算
<修正案	案	第 1 号	平成17年度小樽市一般会計予算に対する修正案 >
議案	案	第 2 号	平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	案	第 3 号	平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	案	第 4 号	平成17年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	案	第 5 号	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	案	第 6 号	平成17年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	案	第 7 号	平成17年度小樽市駐車場事業特別会計予算
議案	案	第 8 号	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	案	第 9 号	平成17年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	案	第 10 号	平成17年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	案	第 11 号	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	案	第 12 号	平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算
議案	案	第 13 号	平成17年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	案	第 14 号	平成17年度小樽市病院事業会計予算
議案	案	第 15 号	平成17年度小樽市水道事業会計予算
議案	案	第 16 号	平成17年度小樽市下水道事業会計予算
議案	案	第 17 号	平成17年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	案	第 18 号	平成16年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 19 号	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 20 号	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算
議案	案	第 21 号	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	案	第 22 号	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算
議案	案	第 23 号	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 24 号	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算
議案	案	第 25 号	平成16年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第 26 号	平成16年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第 27 号	小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例案
議案	案	第 28 号	小樽市結核の診査に関する協議会条例案
議案	案	第 29 号	小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案
議案	案	第 30 号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 31 号	小樽市職員給与条例及び小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 32 号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 33 号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 34 号	小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 35 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 36 号	小樽市温泉給湯施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 37 号	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案
議案	案	第 38 号	小樽都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 39 号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 40 号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 41 号	小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 42 号	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 43 号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 44 号	公有水面埋立地の用途変更について
議案	案	第 45 号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第 46 号	平成16年度小樽市一般会計補正予算

## 報告

報告 第 1 号 専決処分報告

## 意見書案

意見書案第 1 号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書（案）
意見書案第 2 号	「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書（案）
意見書案第 3 号	食料自給率の抜本的向上を柱にした農政改革を求める意見書（案）
意見書案第 4 号	憲法の平和的民主的原則を擁護する意見書（案）
意見書案第 5 号	NPT（核不拡散条約）再検討会議成功に関する意見書（案）
意見書案第 6 号	地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書（案）
意見書案第 7 号	発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書（案）
意見書案第 8 号	JR 函館本線小樽築港～銭函間の波浪による列車不通対策に関する意見書（案）
意見書案第 9 号	介護保険制度改正に関する意見書（案）
意見書案第 10 号	障害者福祉制度の充実に関する意見書（案）
意見書案第 11 号	少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書（案）
意見書案第 12 号	「子どもの権利条約」に基づいた子どもの権利保障を求める意見書（案）

## 決議案

決議案第 1 号	道警不正経理問題にかかわる百条委員会設置を求める決議（案）
----------	-------------------------------

## 請願

請願第 4 号	市営住宅の家賃、駐車料金の値上げ中止方について
---------	-------------------------

## 陳情

陳情第 57 号	「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」再検討方について
陳情第 58 号	在宅寝たきり高齢者等理容サービスの拡大について
陳情第 59 号	量徳小学校の存続方について
陳情第 60 号	銭函パークゴルフ場の使用料金日額制の復活について
陳情第 61 号	築港駅前歩道橋存続方について

## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

見楚谷議員（３月４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 地球温暖化対策
- 2 財政問題
- 3 小樽公園の再整備事業
- 4 ごみ有料化
- 5 融雪施設設置資金貸付事業
- 6 小樽港の整備
- 7 小樽観光事業
- 8 北海道新幹線
- 9 その他

北野議員（３月４日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員長職務代理者、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
  - （１）新年度予算編成と財政健全化の展望
  - （２）財政再建について
  - （３）平成１８年度の財源見通し
  - （４）三位一体改革への見解
  - （５）地方公共団体としての役割に逆行では
  - （６）サービスカット、人件費削減の回復は
  - （７）「新健全化計画」の基本は
- 2 築港再開発事業について
  - （１）再開発は市財政への圧迫ではないか
  - （２）ＯＢＣの法人市民税をいくらあてにしていたか
  - （３）ＯＢＣの再建の見通し
  - （４）事業の総合的判断は
- 3 港湾問題
  - （１）石狩湾新港について
  - （２）小樽港の整備
- 4 小学校適正配置計画案について
  - （１）適正配置実施計画案は、大義も道理もない
  - （２）教育委員会の姿勢について

- ( 3 ) 説明会に関して
- 5 新年度予算案に関して
- ( 1 ) ごみ有料化に関連して
- ( 2 ) 消防適正配置計画の中止を
- 6 その他

佐藤議員（ 3 月 7 日 1 番目 ）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 行政改革について
- 3 個人情報保護法について
- 4 審議会条例について
- 5 一般廃棄物有料化問題について
- 6 市立病院問題について
- 7 除排雪問題と融雪機の貸出しについて
- 8 パブリック・スケート・パークについて
- 9 その他

武井議員（ 3 月 7 日 2 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢
- 2 17 年度予算議案
- 3 環境問題
- 4 介護並びに高齢者対策
- 5 教育問題
- 6 その他

一般質問

新谷議員（３月８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育問題
- 2 青年の雇用対策
- 3 介護保険
- 4 その他

横田議員（３月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 国際交流について
  - ・韓国江西区との友好関係は
- 2 朝里ダム湖面利用について
  - ・条件つきでの利用は可か
- 3 まちづくり施策について
  - ・景観条例見直しの時期・内容は
- 4 教育委員会の在り方について
  - ・生涯教育・スポーツ分野等を市長部局へ移管
- 5 学校運営協議会について
  - ・制度についての見解と導入の見通しは
- 6 その他

佐々木（勝）議員（３月８日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 地球温暖化防止について
- 2 市の避難情報について
- 3 「広報おたる」受賞について
- 4 児童虐待について
- 5 「振り込め詐欺」「悪質商法」について
- 6 教育問題
  - (１) 学力問題について
  - (２) 学校（子ども、教職員）の安全について
- 7 その他

森井議員（３月８日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 危機管理について
- 2 行政改革について
- 3 防災計画について
- 4 小学校適正配置計画について
- 5 その他

上野議員（３月８日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 「チャンプカーワールドシリーズ」小樽グランプリ開催について
- 2 北海道都市型観光資源（小樽カジノ）誘致について
- 3 その他

大橋議員（３月８日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育委員の姿が見えない
- 2 小樽港の展望
  - （１）フェリー
  - （２）コンテナヤードの利用
  - （３）外航船
  - （４）その他港の状況
- 3 その他

古沢議員（３月８日７番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員長、教育長及び関係理事者

- 1 冬の暮らしと除排雪問題
- 2 小学校適正配置計画における市教育委員会の閉鎖性
- 3 その他

斉藤（陽）議員（３月８日８番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 津波防災対策について
- 2 発達障害者支援センターの誘致について
- 3 観光資源としての文化について
- 4 「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進について
- 5 その他

大畠議員（3月8日9番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 入湯税について
- 2 朝里川温泉について
- 3 ごみ減量化について
- 4 小樽水族館の冬季営業等について
- 5 小樽公園再生について
- 6 学校給食について
- 7 その他

平成17年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成17年2月28日

出席議員(31名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久末恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
環境部長	安達栄次郎	建設部長	兵藤公雄
建設部参事	嶋田和男	港湾部長	山田厚
消防長	相沢雄司	教育部長	中塚茂
監査委員長	旭一夫	総務部総務課長	長瀬幸一
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	三浦 波 人
調査係 長	大門 義 雄
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

事務局 次長	法 邑 秀 弥
議事係 長	中 崎 岳 史
書 記	渡 辺 美 和
書 記	山 田 慶 司
書 記	松 原 美千子

**開会 午後 1時00分**

**議長(中畑恒雄)** これより、平成17年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第46号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第44号及び第46号並びに報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 平成17年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に対する私の所信と新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員並びに市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

私は、一昨年の市長2期目就任以来、市民の皆さんとの対話・ふれあいを大切にし、市民の視点に立った行政を心がけ、小樽のまちづくりに取り組んでまいりました。

本年2月1日の参議院予算委員会において、小泉首相は、都市再生のモデルとして小樽市を取り上げられ、小樽運河などの眠っていた産業遺産を観光資源として掘り起こし、多くの観光客を集めるのに成功した例として紹介されました。このことは、小樽の持つ可能性、潜在能力の高さと、これまでのまちづくりに対して高い評価をいただいたものと思っております。今後とも市民の皆さんとともに創意と工夫を凝らしながら、小樽の特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと強く感じたところであります。

さて、我が国の経済は、中国をはじめとする海外需要の拡大から、輸出産業がけん引役となり首都圏を中心に景気の回復が見られ、本年1月に閣議決定された政府経済見通しによると、一部に弱い動きが見られるものの、年度全体を通してみると民間需要中心の回復が続き、平成16年度の実質成長率は2.1パーセント程度を見込んでいます。

さらに、今月22日に内閣府が公表した2月の月例経済報告では、「一部には弱い動きが見られ、このところ回復が緩やかになっている」と12月の月例報告から3か月間同じ内容となっており、大局的には景気の回復基調が続くものと言われております。

しかしながら、北海道では依然として景気の回復が実感されず、本市においても、景気の動向は、設備投資や個人消費の持ち直しに向けた動きは見られるものの、企業生産の減少や雇用環境も引き続き厳しく、まだまだ景気の回復が見込まれる状況にはないと考えております。

現在、国は、「改革なくして成長なし」という理念の下、いわゆる「骨太の方針」で、経済、財政、行政、社会など各分野の構造改革を進めております。国、地方とも収支不足と借入金残高が増大する厳しい財政状況に直面する中、地域の真の自立に向けて国と地方の権限と財源の在り方を見直す「三位一体の改革」によって、国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の見直し、税源移譲が推し進められております。

昨年11月、政府・与党は、平成18年度までの「三位一体の改革」の全体像について合意をいたしました。

概略を申し上げますと、国庫補助負担金については、平成17年度及び平成18年度において3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うとしております。

生活保護費や児童扶養手当給付費負担金は、ひとまず国庫負担率の引下げは行われなかったことになりましたが、平成17年中に検討を行い結論を得ることとされ、養護老人ホーム等保護費など一部事業については一般財源化されることが決まりました。

地方交付税については、平成16年度に交付税減額が先行されましたが、平成17、18年度の2年間は、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額は確保するとされたところであります。

税源移譲については、おおむね3兆円規模の移譲を目指して、個人住民税への税源移譲が明記されましたが、具体的な数値では平成16年度に移譲が決まっている6,560億円を含め2兆4,160億円にとどまっております。

今回示された全体像については、「国と地方の協議の場」を通して地方の意見が取り入れられたものもありますが、残る課題も多く、引き続き地方の結束を強めて取り組む必要があると思っております。

また、国は、地域の特性を生かし、地域経済の活性化、雇用機会の創出などを総合的かつ効果的に推進するため、今年15日に地域再生の新たな支援策を盛り込んだ「地域再生推進のためのプログラム2005」を策定したところであります。その主な内容は、平成18年度から国が示す交付金の中から自治体が複数を選んで策定した計画を、国が第三者の意見を交えて認定・評価し、交付金を優先配分するしくみとなっており、自治体の創意工夫をいっそう促すものとなっております。

このようなことから、本市においても、国の支援策の活用を検討するなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本市の平成16年度の予算編成では、懸命の財政健全化の取組にもかかわらず、地方交付税等の減収により約19億円の財源不足を諸収入に計上する、実質的な赤字予算編成を余儀なくされました。

平成17年度予算の編成に当たっては、この赤字額を何とか圧縮し、「累積赤字額を平成16年度当初予算で計上した赤字額19億円以下に抑える」という姿勢の下、「財政の健全化」を本市の最重要課題と位置づけ、一昨年からの議会及び市民の皆様を示した財政健全化の取組を精力的に進め、職員給与費の削減やすべての事務事業を見直すなどのほか、市民の皆様へ新たな負担をいただくことや、事業の厳選などにより大幅な予算規模の削減に努めたところであります。

結果として一般会計の予算規模は約633億円と13年前の平成4年度の当初予算並みに抑制し、赤字額も約15億円圧縮し約3億9,000万円としましたが、たいへん残念ながら「2年連続の赤字予算」を編成せざるをえなかったところであります。

今後の財政状況につきましては、少子高齢化の進展や人口減少、厳しい経済・雇用情勢をもたらす市税収入の落ち込みなどにより、ますます厳しいものとなることが予想されますが、今後さらなる行財政運営の効率化・健全化を念頭に置き、事務事業の徹底した見直しを進め、一日も早く安定した財政基盤を構築できるよう努力を重ねてまいりたいと思っております。

このようにたいへん厳しい財政状況の中、限られた財源での予算編成であります。21世紀プランの推進や各施策の緊急度、優先度を見極め、少子化対策や子育てを支援する事業に重点を置いたほか、教育環境の整備や児童・生徒の安全確保、観光振興など地域経済の活性化のための事業、さらには市民生活に密着した事業の継続に配慮しながら予算計上に努めたところであります。

また、各種施策の柔軟かつ効果的な推進を目的とした市民と行政の「協働」によるまちづくりを実現するため、NPOやボランティアの皆さんとの事業展開や民間への業務委託など、市民の皆さんの力や民間活力を最大限に生かす取組も進めてまいります。

以下、平成17年度予算の事業概要につきまして、「21世紀プラン」の施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育・文化についての「はぐくみ 文化・創造プラン」についてであります。将来のまちを支える子どもたちの教育環境の充実とともに、郷土に根差した歴史や市民の生き生きとした芸術・文化・教育活動への支援などを推進してまいります。

初めに、学校教育では、学校施設整備として豊倉小学校の校舎増改築、忍路、松ヶ枝中学校の校舎外壁改修を進めてまいります。

また、平成14年度より計画的に進めている小中学校の給食用器具整備事業につきましては、中学校においては既に米飯用磁器食器導入を終えておりますが、小学校においては2年前倒しの平成17年度で導入を完了いたします。

さらに、近年、児童を巻き込むさまざまな事件が多発していることから、登下校時の安全を確保するため防犯ブザーを購入し、市内小中学校の全児童・生徒に貸与することとします。

次に、社会教育におきましては、年々要望が高まっている放課後児童クラブ事業において障害児の受入れ、土曜日、三期休業日における開設時間の延長、さらには学校休業日の開設などの拡充を図るほか、子どもたちへ安心して安全な居場所を提供するため、小学校の体育館や図書室などを利用した子どもの居場所づくり推進事業を実施いたします。

また、本年は、郷土小樽が生んだ文学者「伊藤整」の生誕100年を記念して、文学館で特別展を開催するほか、同氏の母校である小樽商科大学において記念講演会やシンポジウムも開催いたします。

次に、青少年の健全育成という観点から、広島県尾道市の小学校との児童交流を行い、同時に広島平和記念式典へ参加するほか、尾道市から教育関係者をお招きした教育講演会開催などの「都市間交流推進事業」を小樽青年会議所とともに実施いたします。

次に、市民福祉の向上を図る「ふれあい 福祉・安心プラン」についてであります。

子どもからお年寄りまでだれもが生きがいを実感できる福祉の充実を目指して、少子高齢化に対応した子育て支援や高齢者対策とともに、市民が健康で暮らせるための健康づくりなど各種施策を進めてまいります。

まず、子育て支援では、つどいの広場を朝里幼稚園に開設し、主に就学前の乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集える場の創出を図ります。

また、待機児童解消対策のため、銭函保育所の増築を行い、定員拡大を図ります。

高齢者福祉におきましては、「福祉コミュニティ都市推進事業」として、高齢者が豊かな経験と知識を生かしながら、生きがいを持ち、元気に暮らせるまちづくりについて考える懇談会を立ち上げ、その議論を通して世代間交流等の社会実験事業を展開してまいります。

また、平成16年度から利用者に1乗車100円の負担をお願いして実施している「ふれあいパス」につきましては、平成17年度から回数券方式を導入して継続してまいります。

保健・衛生におきましては、現在実施している各種がん検診のうち、子宮がん検診及び乳がん検診について対象年齢を引き下げ、検診の充実を図ってまいります。

次は、生活環境の整備を図る「うるおい 生活・快適プラン」についてであります。快適で良好な住環境や道路、上下水道施設の整備など生活基盤の充実とともに、ごみ減量化の促進に伴う各種施策のほか、若年者を対象にした人口対策を進めてまいります。

初めに、市営住宅の整備につきましては、現在建替えを進めているオタモイ住宅1号棟が本年8月末に完成し、9月には入居できる予定となっております。

また、本年度に策定する「小樽市住宅マスタープラン」に基づき、公共賃貸住宅の良質なストック確保のために「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画」の策定を行います。

さらに、若年者の定住化促進の観点から平成14年度から実施している「若年者定住促進家賃補助事業」の対

象要件の見直しや募集期間の拡大などを行い、実施してまいります。

ごみ処理対策につきましては、本年4月からスタートする家庭ごみの減量化・有料化実施に伴う資源物収集の拡大や電動式生ごみ処理機モニター制度の創設、さらには祝日収集日の増加や冬期収集困難地区の拡大など、市民サービスの向上に努めます。

なお、子育て支援の観点から、新生児を持つ家庭には、紙おむつの排出用として、出生届提出時などに別途指定ごみ袋を無償配布することといたしました。

次は、産業振興の「ゆたかさ 産業・活力プラン」であります。

本市の基幹産業の一つである観光の底上げを図るため、観光客の誘致や受入れ態勢の充実、広域・国際観光のいっそうの推進を図るとともに水産業基盤の整備に取り組んでまいります。

観光面では、今後の観光施策推進のバイブルとして平成15年度から策定作業を進めてまいりました「観光基本計画」が平成17年度中に完成いたします。

また、昨今の教育旅行誘致の高まりから北後志圏の体験学習の情報やモデルコースの設定などを盛り込んだCD-ROMやガイドブック等を製作して、さらなる誘致を促進するため、関東圏、関西圏に高校生の修学旅行などの誘致キャンペーン活動を展開いたします。

水産業では、平成13年度から実施している塩谷漁港の整備を実施し、平成17年度に完了する予定になっております。

次は、都市基盤の整備を図る「にぎわい 都市・形成プラン」についてであります。都市景観においては歴史的建造物の保全など、また、港湾に関しては小樽港のさらなる利用促進や環境整備を図る各種施策を進めてまいります。

特に港湾整備につきましては、北運河の水質浄化対策のための小樽運河浄化対策事業と、平成16年度から改修を進めている北防波堤の改良工事を引き続き実施してまいります。

また、ふ頭の整備として第2号ふ頭上屋を解体し跡地を荷さばき地として整備する事業と、第2号・第3号ふ頭の給水施設の老朽化に伴う布設替え事業を実施してまいります。

次に、今議会上に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第17号までの平成17年度各会計予算についてであります。まず平成17年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成17年度の地方財政計画の規模は、平成16年度に比べ1.1パーセント減の83兆7,687億円となりました。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことで歳出総額の計画的な抑制が図られ、結果として、地方財政計画の歳出規模は昨年に続きマイナスとなりましたが、通常収支で7兆5,129億円の財源不足を生じることとなりました。

この補てん措置につきましては、財源対策債等による措置を除いた不足分は国と地方が折半し、地方負担部分については地方財政法第5条の特例となる臨時財政対策債により措置することとなっております。

また、恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,720億円につきましては、平成16年度と同様、地方税の減収分は国のたばこ税の一部移譲、法人税の交付税率引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行により、地方交付税の影響分は交付税特別会計借入金により補てんすることとし、平成15年度税制改正における先行減税に伴う地方財政への影響額1,772億円につきましては、地方税の減収分は減税補てん債の発行により、地方交付税の影響分は交付税特別会計借入金により補てんし、これらを後年度における増収により償還することとなっております。

また、平成16年度に地方交付税と臨時財政対策債の大幅な減により、地方財政に多大な影響を与えたことから、平成17・18年度は安定的な財政運営に必要な地方交付税等の「一般財源総額」を確保することとされまし

たが、臨時財政対策債においては新規発行地方債の抑制の観点から減になっているものの、地方税が3.1ポイント、地方交付税が0.1ポイントとそれぞれ増になったことにより、地方税、地方交付税、臨時財政対策債の合計は53兆4,399億円と、前年度比0.1ポイント増となっております。

平成17年度における「三位一体の改革」の姿でございますが、国庫補助負担金の改革については、総額1兆1,239億円になり、そのうち養護老人ホーム保護費負担金など一般財源化された総額は6,989億円になり、所得譲与税として総額6,910億円移譲される予定であります。

また、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分4,250億円についても、税源移譲予定特例交付金として同額が税源移譲される予定であり、その結果、平成17年度の改革に対応する移譲額は1兆1,160億円となり、平成16年度分を合わせますと移譲額は総額1兆7,451億円になりました。

次に、平成17年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。景気の低迷が続く中、法人数の減少、地価の下落及びたばこ消費の減少などにより、市税全体では対前年度当初予算比で0.3パーセントの減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案と同時に示された地方財政対策における地方交付税総額を基本として、事業費補正など本市の特殊財政事情などの推移を考慮して積算した結果、対前年度当初予算比で1.7パーセントの増と見込みました。

また、臨時財政対策債については26.2パーセントと大幅な減になりましたが、地方譲与税は、国の「三位一体の改革」により一般財源化された老人ホーム運営費等の国庫負担金などが所得譲与税として税源移譲されたことにより、38.0パーセントの増となりました。

この結果、財源対策債を除く一般財源総額は、対前年度ほぼ同額となりました。

次に、性質別経費の主なものについて、前年度当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、義務的経費につきましては、人件費では職員給与の独自削減などにより6.1パーセント、扶助費では医療助成の見直しなどにより0.8パーセント、公債費では減税補てん債借換えの皆減などにより24.7パーセントそれぞれ減となり、合計では9.3パーセントの減となり、歳出合計の53.3パーセントを占めることとなりました。

普通建設事業費につきましては、菁園中学校グラウンド整備費やサッカー・ラグビー場整備事業費などの皆減により、48.8パーセントの減となりました。

貸付金につきましては、制度融資に係る預託金の減などにより2.6パーセントの減となり、繰出金につきましては、港湾整備事業、駐車場整備事業、老人保健事業、住宅事業、介護保険事業、病院事業への繰出しが増となりましたが、交通災害共済事業の廃止に伴う繰出しの皆減及び国民健康保険事業、水道事業、下水道事業への繰出しの減により1.4パーセントの減となりました。

17年度予算においても徹底した「財政健全化」の取組を行ったことにより、一般会計において人件費では独自の給料削減などにより約7億6,000万円の削減をしたほか、徹底した事務事業の見直しや家庭ごみの有料化、各種施設の使用料の全面改定による受益者負担などで約15億1,000万円の削減効果を出し、計約22億7,000万円の圧縮に努めましたが、収支均衡を図ることができず、約10億4,000万円の財源が不足することになりました。

そのうち他会計などから6億5,000万円を借り入れる財源措置をしましたが、なお不足する3億9,000万円につきましては、昨年に引き続き諸収入に計上するという赤字予算の編成となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

港湾整備事業におきましては、老朽化した第2号ふ頭の上屋の除去及び荷さばき地の整備、第2号・第3号ふ頭給水施設の整備に着手いたします。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率を勘案し算定した結果、単年度で9億1,398万3,000

円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、財政原則の特例として一般会計から5億5,000万円を繰り入れし、なお不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。

住宅事業におきましては、平成15年度から工事を進めてまいりましたオタモイ住宅1号棟が8月に完成する予定であります。また、住宅マスタープランに基づき、公共賃貸住宅の良質なストックの確保を目的とした「公共賃貸住宅ストック総合活用計画」を策定いたします。

老人保健事業におきましては、対象年齢の引上げなどにより医療給付費の減が見込めますが、公費負担割合の引上げなどにより、一般会計からの繰入金金は6.8パーセント増の15億3,773万円となりました。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績などを勘案し算定した結果、保険給付費で4.5パーセント増の114億7,060万円となり、一般会計繰入金は4.4パーセント増の16億7,135万4,000円となりました。

病院事業におきましては、一般会計から13億778万8,000円を繰り入れし、資金収支の見通しは平成17年度末で6,890万6,000円の資金余剰となる見込みであります。今後さらに効率的な事業運営に努めるとともに、引き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上を図ってまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、浄水場の改良や配水管の更新などを実施してまいります。資金収支の見通しは平成17年度末で6億8,139万4,000円の資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりまして、常に経済性を考慮するとともに市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、昨年に引き続き塩谷地区の污水管整備、中央処理場の污泥処理棟焼却設備の実施設計及び沈砂池設備の更新、銭函処理場における監視制御設備などの更新を実施してまいります。平成17年度は23億200万円を一般会計から繰り入れますが、平成17年度末においても不良債務が生じる見込みであります。今後の事業運営に当たりましては、効率的な経営の下に健全な運営を確保するため、いっそうの企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、昨年度に比べ土砂の大幅な減が見込まれますが、経費の節減により、収益的収支におきましては引き続き黒字が見込まれます。

以上の結果、平成17年度の財政規模は、一般会計では632億9,791万7,000円、特別会計では555億9,647万7,000円、企業会計では300億4,632万2,000円の合計1,489億4,071万6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計では7.3パーセントの減、特別会計で1.4パーセントの増、企業会計で1.4パーセント増となり、全会計では2.5パーセントの減となりました。

本市の財政状況は、かつてない厳しい状況に追い込まれています。「財政健全化の取組効果」が通年ベースで現れ、すべての事業を見直し、また厳選したことにより予算規模は大幅に縮小できたものの、収支の均衡が図れず本年度も昨年度に引き続き赤字予算になることから、今後は、本議会中にお示しの予定であります「新しい財政健全化計画」に基づき、身の丈に合った自立した財政運営を目指すため、行財政改革を強く推し進め、引き続き事務事業のさらなる見直しを実施し、市民サービスにおいても行政と民間の役割分担を再検討した上で見直すなど、将来にわたる効率的かつ安定的な財政運営の基礎を固めてまいりたいと考えております。

次に、議案第18号から議案第26号まで及び議案第46号の平成16年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では除雪費に不足が見込まれるため、所要見込額を計上するとともに、指定寄付に伴います各資金基金への積立金、小規模商品開発補助金、駐車場事業、病院事業への繰出金などのほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上し、歳入において、市税、地方交付税、臨時財政対策債、諸収入の減額及び地方消費税交付金などの増額を計上いたしました。以上に対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄付金、繰入金等の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債等の所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに1億5,366万6,000円の増となり、財政規模は691億6,940万1,000円となりました。

次に、特別会計、企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業では、保険給付費の減額等に伴う所要の補正を計上いたしました。

駐車場事業では、駐車場使用料の減額に伴う所要の補正を計上いたしました。

簡易水道事業では、石狩西部広域水道企業団の出資・負担金に係る所要の補正を計上いたしました。

介護保険事業では、保険給付費の減額等に伴う所要の補正を計上いたしました。

病院事業では、入院患者及び外来患者の減による医業収益の減に伴う所要の補正を計上いたしました。

水道事業では、企業債の繰上償還に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第27号から議案第44号までについて説明申し上げます。

議案第27号農業委員会委員の定数等に関する条例案につきましては、農業委員会の委員を減員し、及び農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い条例で定めることとされた選任による委員のうち学識経験を有する者の人数を新たに規定するものであります。

議案第28号結核の審査に関する協議会条例案につきましては、結核予防法の一部改正に伴い、結核審査協議会の組織等について見直しを行うとともに、その名称を結核の審査に関する協議会とするものであります。

議案第29号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものであります。

議案第30号特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の給料月額を減額するものであります。

議案第31号職員給与条例及び公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の給料を減額し、並びに国家公務員に準じ職員の寒冷地手当の額を改定し、並びに職員及び企業職員の当該手当の支給方法を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、外国法人に対する外国税額控除の適用について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、道からの権限移譲に伴う手数料を新たに定めるとともに、薬事法及び薬事法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第34号薬事法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、薬事法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第35号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定における土地、建物等の長期譲渡所得の算出方法を改め、及び財政原則の特例措置を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第36号温泉給湯施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、温泉給湯施設に係る計量装置の新設等の工事の設計及び施行を市が行うこととするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第37号都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案につきましては、都市計画事業中央通地区土地区画整理事業が終了することに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第38号都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、都市計画法に基づき特別用途地区の区分を新設したことに伴い、当該区分に属する地区において建築が制限される建築物を新たに定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第39号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、都市公園法の一部改正に伴い、監督処分

において条例で定めることとされた工作物等の保管の手續等について新たに定め、及び引用条項等を改正するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第40号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、市営住宅の駐車場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第41号水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、下水道事業の基本計画を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第42号水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、臨時用に水道を使用する場合の水道料金前納制度を改め、精算事務の簡素化を図るとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第43号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令の一部改正に準じ、通常用いられる消防用設備等に代えることができる設備等に係る基準について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第44号公有水面埋立地の用途変更につきましては、平成元年5月に埋立ての承認のあった石狩湾新港港湾区域内の公有水面埋立地の用途変更承認の申請に係る意見について、異議のない旨を石狩湾新港港湾管理者に答申するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、台風18号により被災した小樽市鯉御殿の復旧工事について年度内にその工事が終了しない見込みであることから、その予算の一部を繰越明許費とするため、平成17年2月1日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中畑恒雄）** 次に、議案第45号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**8番（菊地葉子議員）** 議案第45号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

今回の提案で18回目になります。世界各国の核兵器廃絶に向けた取組の中で、世界唯一の被爆国である日本の役割は、被爆60年の節目の年を迎え、ますます重要になっているとの観点から提案をさせていただきます。

1990年代に入り、非同盟諸国首脳会議の国々から国連総会に核兵器廃絶の決議案が提案されるようになりました。そうした動きに加え、核兵器廃絶を早急に具体化するため、非同盟の枠を越えて活動する国家グループ「新アジェンダ連合」が誕生しました。7か国の参加による新アジェンダ連合が1998年に核兵器廃絶の決議案を国連総会に出すなどの動きの中で、2000年核不拡散条約再検討会議で「核保有国は自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束する」という最終声明に同意せざるをえないところまで、国際世論は核兵器廃絶の方向に高まってきたのです。

一方、昨年11月、アメリカの大統領選挙ではブッシュ大統領が再選となり、引き続き包括的核実験禁止条約に反対する態度を崩さず、北朝鮮を核攻撃の標的とし、核実験再開への意欲を隠していません。

米軍の再編計画と日米軍の一体化が進められる中、ミサイル防衛システムの一環として日本海にはイージス艦が配備され、2月5日にはジョン・S・マッケインが小樽港に入港しました。多くの市民が反対する中で港湾使用を許可したことは、アジアと日本海に新たな軍事力競争と緊張をもたらす計画に加担したことになり、核兵器廃絶平和都市宣言に反する態度です。

ブッシュ政権が最も力を入れている地下貫通型小型核兵器をめぐっては、与党・共和党内にも新型核兵器の開発に批判があります。それは2005年度会計年度一括歳出法案で新型核兵器設計関係の予算900万ドル、強力

地中貫通型核兵器関連予算2,760万ドルが上・下両院で全額削除されるなどで明らかです。

さきに述べた世界各国が核兵器廃絶に大きく動き出した背景に日本国内における原水爆禁止に向けた草の根の取組が挙げられます。各国の政府代表、核問題の専門家が原爆資料館を訪れては大変なショックを受け、改めて核兵器の危険について認識を深め、核廃絶の運動の国際的な連帯につながっています。

2005年5月の第3回NPT再検討会議に向けて、核廃絶を目指す新たな動きが多角的に発展しています。核兵器廃絶を宣言した都市の果たす役割として、核兵器搭載可能な軍艦の港湾施設の使用を認めない。港湾施設の安全使用と住民の安全に責任を持つべく議会の意思を明確にすることが草の根の運動の一端となることを訴えて、提案いたします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** ただいま上程中の案件のうち議案第46号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明3月1日から3月3日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時45分**

---

## 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 佐々木 茂

議員 古 沢 勝 則

平成17年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成17年3月4日

出席議員(31名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久末恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会委員長職務代理者	鈴木美代子
教育長	菊讓	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	仲谷正人
福祉部長	山岸康治	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院事務局長	小軽米文仁
消防長	相沢雄司	教育部長	中塚茂

監査委員 旭 一 夫  
事務局長  
財政部財政課長 小 山 秀 昭

総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事務局長 松 川 明 充  
庶務係長 三 浦 波 人  
調査係長 大 門 義 雄  
書記 北 出 晃 也  
書記 島 谷 和 大  
書記 橋 場 敬 浩

事務局次長 法 邑 秀 弥  
議事係長 中 崎 岳 史  
書記 渡 辺 美 和  
書記 山 田 慶 司  
書記 松 原 美 千 子

**開議 午後 1時00分**

**議長（中畑恒雄）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第45号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 24番、見楚谷登志議員。

（24番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

**24番（見楚谷登志議員）** 平成17年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問をいたします。

初めに、昨年末のインドネシア・スマトラ沖地震など、地球規模で発生いたしました天変地異に遭遇され、とうとい命を奪われました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

まず、地球温暖化問題について何点かお尋ねをいたします。

昨年、当市においても台風18号により、大きな被害が発生いたしました。また、日本でも台風の記録的な上陸回数や真夏日の更新など、全国各地で異常気象が数多く発生し、集中豪雨などにより甚大な被害をもたらしました。これらの異常気象をすぐに地球温暖化に結びつけることはできませんが、地球温暖化もこの異常気象の原因ではないかと新聞報道もなされております。地球温暖化は、二酸化炭素などの温室ガスが増えることが原因と言われており、地球規模で温暖化防止の対策を講ずることが必要です。このような状況の中、地球温暖化防止を目的とした国際的な枠組みの京都議定書がロシアの批准によって、ようやく本年の2月16日に発効され、日本が約束をしております温室効果ガス6パーセント削減の実行が迫られていますが、温室効果ガスの削減状況はどのようになっているのか伺います。

また、市内で排出量が多い事業所として、市も温室効果ガスの削減に取り組んでこられたと思いますが、進捗状況はどうなっているのかお知らせください。

温室効果ガスの中で、大宗を占める二酸化炭素は、私たちの日常生活と大きなかかわりを持っており、削減には市民の協力が必要となってきますが、市民への啓発についてどう取り組んでいくのか伺います。

また、台風18号や新潟県中越地震を教訓に本市の防災対策を見直さざるをえないと存じますが、風水害、地震の規模など、小樽市の防災計画の見直しについて、市長の見解を求めます。

次に、財政問題についてお尋ねいたします。

小泉首相は先日の方針演説の中で、「ようやく日本社会には新しい時代に挑戦する意欲と、やればできるという自信が芽生えてきた」と述べております。今、日本はその芽を大きな木に育てる時期に来ております。政府は2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭におきつつ、構造改革をいっそう推進するため、改革断行予算という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、歳出改革を一段と推進し、従来の歳出改革路線を堅持・強化するとしております。この大きな流れはとめるわけにはいかず、地方自治体もその中で生き残りをかけた運営を迫られており、本市としても例外ではありません。全国に先駆けて進む少子高齢化の進展、依然として出口の見えない厳しい本市経済の実情、税の減収や地方交付税など一般財源収入が減少する中で、多様化する市民ニーズなど本市が抱える課題は山積しております。これらの課題を克服し、明るい未来につなげるためには、市長をはじめ、私たち議員、そして何よりも市民が一丸となって真剣に取り組まなければなりません。我が党は、今定例会においても真しに議論を交わし、明日の小樽をつくる一歩としたいと考えております。

小樽市の一般財源は、その多くを依存財源、とりわけ地方交付税に頼っているのが現状であります。このこ

とはとりもなおさず、本市財政は国の地方財政計画により大きく左右されるということになります。つまりは、国の方針を見据えた財政運営をしなければならない体質というか、状況にあると判断をせざるをえません。政府は平成17年度及び18年度の2年間を重点強化期間と位置づけ、構造改革をより本格的に推進してデフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ることとしております。政府のこの姿勢は昨年末に示されました三位一体の改革の全体像にも反映されており、中でも地方交付税の改革では、平成17年度、18年度は地域において必要な行政課題に対しては、適切な財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税や地方税などの一般財源の総額を確保するとしておりますが、さきに述べましたように、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目指して、地方財政計画の合理化・透明化を進めるとしております。このことは裏を返せば、地方自治体に残された猶予は2年間だけであり、この間に地方は合理化を推進しなさいと言っていることだろうと理解をしますが、市長は今後の地方財政計画の見通しをどのようにとらえ、どのように対応されようとしておられるのか、ご所見を伺います。

また、昨年、三位一体の改革を進める上で、国と地方の協議機関が設けられました。このようなことはかつてないことであり、国と地方の関係が新たな段階に入ったことを象徴する画期的なものでありました。

そこで、今後の地方財政計画の中期見通しや改革に当たっても、地方の意見を反映させたこのような協議の場が必要と思いますが、昨年からの地方六団体の動きについてお知らせください。

平成16年度の当初予算で、市長は苦渋の選択で19億円強の資金不足予算、つまり赤字予算を組まれました。行財政改革を断行し、資金不足の圧縮を図った1年であったと評価をいたします。しかし、例年にない豪雪に見舞われ、経費節減を図っております本市財政を圧迫しており、市民全体が心配をされていることと思われま

す。そこで、残り1か月弱で年度末を迎えようとしております現在の財政健全化の取組の進ちょく状況と16年度決算見込みについてお知らせください。

次に、平成17年度予算についてであります。市長は地方財政対策で示されました「一般財源額は確保する」との方針どおり、本市の一般財源収入はほぼ前年度並みを確保できたと説明されておりますが、その内訳をお知らせください。

あわせて、一般財源に占める自主財源と依存財源について項目別を含めて詳しくお知らせください。

地方自治体の予算は、原則として収支均衡のはずであります。新年度の予算編成の状況を見ますと、財源対策として水道事業会計から一昨年より1億円多い2億5,000万円、産廃事業会計からは昨年と同額の1億円、さらにはまちづくり基金より3億円の、計6億5,000万円を借入れして、財源不足の穴埋めを図る厳しい状況であります。小樽市にとりましては、市民の皆様からお預かりをしております大事なまちづくり基金まで借入れをしても、なおまだ4億円近い2年連続での赤字予算を組まざるをえなかったわけであります。一昨年からの財政健全化の取組や事業の厳選に努めてこられた市長の率直な感想を伺います。

次に、約633億円の一般会計の予算規模であります。これは平成4年度規模まで減額されており、16年度予算と比べても約50億円、7.3パーセントの大幅な縮小規模であります。財政健全化の取組として職員給与のさらなる減額、歳出の削減などを挙げておられますが、私は職員の労働意欲の減退や多様化する市民へのサービスの低下を招きはしないかと危ぐをするものでありますが、市長の見解を伺います。

次に、厳しい財政状況の中でありますので、新規事業などについても限られてくるわけであります。新年度予算に計上されております新規事業の都市間交流推進事業、子どもの居場所づくり推進事業、福祉コミュニティ都市推進事業についてそれぞれの事業内容と、なぜこの厳しい財政状況の中、新規事業として立ち上げをされるか、お知らせください。

次に、小樽公園の再整備事業であります。小樽公園は明治13年に当時の開拓使黒田長官の意見により、共

同遊園地として予定されて以来、明治30年共同公園として開園し、大正4年に小樽公園と改称されました。その後、昭和に入り、園路や植栽工事を進め、戦後には子どもたちに喜びと潤いを与え、動物観察を通しての情操教育の一環としてこども動物園を開設、後に観覧車やコーヒーカップ、滑り台などの遊具を設置して、現在のこどもの国が完成しました。多くの子どもたちの歓声がかどました由緒ある公園であります。年月を経て、それぞれの遊具の老朽化により、危険度も増しており、再整備を図るものでありますが、市長は第2回定例会以降に市民の意見をまとめ、基本方針を作成して予算措置されると伺っておりますが、遊具などの取替、小動物園の再整備は考えておられるのか。また、少子化の時代を反映して、利用者数も減少しているとも報告されておりますが、市長の率直な見解を伺います。

また、小樽市の花、ツツジを小樽公園各所に植え、市民挙げてのつつじまつりではありますが、このつつじまつりは昭和40年に当時の安達市長が小樽市開基100年を記念する行事として、民間団体の協力を仰ぎ、長い寒さと雪に閉ざされた大地に春の息吹を吹き返し、満開のツツジをめでつつ、市民に活力ある生活をしてもらいたいと制定した祭りであると同っております。今春、第41回目を迎える春のおたるつつじまつり、第39回目を迎える市民の力を結集した夏のおたる潮まつり、そして今年第7回目を迎えた冬の小樽雪あかりの路は、大勢の市民が参加し、他市に誇れる小樽市の三大イベントであると位置づけられております。

このたび、実行委員会が当分の間つつじまつりの開催を休止したいと、市に申出があったと同っております。先ほども申し上げましたが、市民が楽しみにしておりますつつじまつりであり、先人が丹精を込め、整備してきた小樽公園のつつじでありますので、開催する方向で検討されますよう切望するものでありますが、休止したいと申入れがあった経過とつつじまつりの事務局をされております市としての対応を含めて、市長の見解を伺います。

次に、家庭ごみの有料化を4月に控え、市長は子育ての最中にある若夫婦への思いやりを示しました。今までの委員会等で我が党を含む各会派から要望が出ておりました新生児を抱える家庭への子育て支援施策として、使用済みおむつ用のごみ袋の無料配布を決めたことでもあります。我が党といたしましても、市長の子育て支援施策として踏み切られた英断に敬意を表するものであります。

そこでお尋ねをいたしますが、家庭ごみの有料化に際しては、基本的には減免は行わないとしておりました。このたびの子育て支援のごみ袋無料配布に至った経緯を伺います。

また、当初予算では、これに係る経費が560万円ほどであると聞いておりますが、その内訳をお知らせください。

小樽市は、65歳以上の高齢者の比率が26.4パーセントと、道内の10万人以上の都市では比率が飛び抜けて高い都市であります。自宅で介護を必要とするお年寄りの数は相当数ではないかと思われ、紙おむつを利用されている方も多いのではないのでしょうか。この子育て支援施策を仮にすすく子育てサービスとして市長が英断をふるわれたのであれば、時間がかかるとは思いますが、もう一步踏み込み、お年寄りにも優しい小樽市としては、家族介護用品助成事業である紙おむつ無料サービスとあわせて、ごみ袋無料配布、仮に名前をつければ、元気はつらつ、どこかで聞いたフレーズですけれども、こういうサービスを検討されてもよいのではないかと考えますが、市長の英断を期待しつつ、見解をお聞かせください。

新年度より実施されますごみ有料化に伴い、ごみの不法投棄の増加が心配されており、市といたしましては、監視員や車を増やし対応をされようとしております。

そこで伺いますが、現在の不法投棄の状況と量を把握されておられましたら、お知らせください。

不法に捨てられるわけでありますから、場所は山の中や海岸が多いのではないかと予想はつきます。監視員が見回った際、偶然にも不法投棄の現場に遭遇いたしましても、監視員が逮捕するというようなことにはならないと思います。極端なことを言えば、注意をすることにより暴行などを受ける可能性もありますが、対応は

いかがされるのか伺います。

不法投棄ですから、当然違法行為であります。警察との連携が必要であります。どのように連携をとられるのか、検討がなされていると思いますので、お知らせください。

また、不法投棄しやすいと思われる場所を重点監視区域として、小樽署との連名で注意を促す看板を立てることも、不法投棄を少なくする一助になると思われませんが、見解を伺います。

次に、融雪施設設置資金貸付事業についてお尋ねいたします。

平成12年度より始まりました事業であります。16年度は38件の利用件数しかなく、年々利用件数が減少しているとの理由から、18年度よりこの事業を廃止いたしたいとのことであります。私はこの資金貸付事業のPR不足が原因ではないかと思えます。特に、今年のように市民が毎日除雪に汗を流すような予想外の降雪のときには、融雪施設のありがたさが身にしみるわけであり、17年度はこの貸付事業を利用しようとする市民が急増すると思われませんが、いかがでしょうか。

この事業が市民に広がり、利用件数が伸びることは除排雪量が若干ではあります。減少することにつながると思われますので、大いにPRして利用者の増加に努めることも必要と思えます。見解を伺います。

市長としては17年度の利用状況等を勘案し、財政が窮屈であるからとして中止をすることなく慎重に検討されますよう要望いたします。見解を伺います。

また、今年は異常なほどの降雪で除雪や排雪作業の苦勞をされております。新設のオタモイ雪捨場が早々と満杯になるなど、排雪作業も予定より1か月近く前倒しをして、市内各所で作業を開始いたしました。排雪後数日で道路幅が狭くなるという状況で、2月末になっても排雪ができない地域が続発をする状態であり、市内の経済動向にも影響が出ておりました。市民も小樽市は財政難だから仕方がないとあきらめの声が出た後に、排雪はまだ来ないのかなと続くわけです。

そこで伺いますが、今年は5年ぶりの大雪となりましたが、次年度以降の除排雪作業の見直しを検討することも視野に入れ調整することも必要と思われませんが、見解を伺います。

次に、小樽港の整備についてお尋ねいたします。

このところ、小樽港を取り巻くさまざまな動きが矢継ぎ早に見られます。改正ソーラス条約に伴う船舶の安全確保対策やテロ対策に続き、このたびは油濁損害賠償保障法に基づく船主責任保険の加入が義務化され、施行されました。こうした措置は港湾の安全や秩序維持の面では大きな効果をもたらしますが、その一方で港湾活動に与える影響や市民利用の面では課題がないわけではありません。すなわち、ロシアをはじめとした対岸貿易への影響の懸念や多くの市民に親しまれてきたふ頭利用の制限など、地元にとりましては、痛しかゆしの部分もあります。また、先日には豊羽鉱山の来年3月をもっての閉山の報道がなされました。この鉱山から産出される亜鉛鉱をはじめとした金属鉱は、小樽港にとっては貴重な積出し貨物であるだけに、その影響が大きなものがあると思えます。こうした国内外を問わず押し寄せる外部環境の変化は、今後の小樽港の在り方にも少なからず影響を与えることは必至であり、従来の考えにとらわれない新たな視点に立った港湾政策が必要な時代を迎えたことを感ぜずにはられません。また、昨年は第3号ふ頭基部の一部や運河北端部、北海道石炭荷役跡地の土地利用規制の緩和も行われ、遊休地などの解消や市民への開放に向けた施策も見られますが、小樽港の今後を考えると、港湾本来の物流機能の面は無論のこと、観光や市民利用の面からの活用についても、まだまだ多くの課題があると思えます。こうした中、新年度予算に第2号ふ頭の荷さばき地整備事業に係る予算案が計上されました。この事業は、建物の老朽化と狭いエプロンにより機能低下が著しい第2号ふ頭で、最も古く利用度の低い上屋を取り壊し、その跡地周辺を荷さばき地として整備するものとなっております。港町ふ頭のような大規模な再開発事業とは比べることはならないものの、港湾施設の利用再編に向けた新たな動きと受け止められます。

そこでお尋ねをいたしますが、この第2号ふ頭の事業については、どのような方針の下に行われ、どのような利用を想定されておられるか伺います。

また、第2号ふ頭に隣接する第3号ふ頭は、港湾計画では旅客船用ふ頭と位置づけられ、その基部は緑地とされておりますが、具体化の時期については、現状の港湾荷役活動との関係もあり、依然として不透明なままであります。しかしながら、第3号ふ頭が小樽駅から中央通を下って港に至る動線の先端に位置し、小樽運河にも近いことから、今後のまちづくりの中でさまざまな活用の可能性を有していることは、だれしもが感じているものと思います。こうした中、この第3号ふ頭に最も近い位置で行われる第2号ふ頭の荷さばき地整備事業は、第3号ふ頭の再開発と何らかの関連を有するものなのでしょうか、あわせて伺います。

また、港の再開発という視点に立てば、小樽港には若竹地区の水面貯木場という未使用水面もあります。この水面については、現在の港湾計画でマリナーの拡張が計画されております。確かに築港ヤードの再開発において、水辺は重要な景観要素であり、計画当時の海洋レクリエーション需要の勢いから見ても、マリナー計画は新しいまちづくりにふさわしいものであったと思います。港湾計画の策定当時、わずかながら取り扱われていた南洋材も現在では全くなくなった現状も踏まえて、改めてこの水面全体の利用の在り方について検討すべき時期ではないかと思いますが、見解を伺います。

次に、小樽観光事業についてお尋ねいたします。

小樽への観光客の入込数は、年々減少をしてはいるものの、年間800万人以上のお客様が小樽市を訪れて、小樽観光を楽しんでおられます。海外からのお客様も数多く小樽を訪れております。先日も雪あかりの路の南小樽会場に台湾からのお客様だと思いますが、ご夫婦とお子さんの4人家族が会場を訪れ、子どもたちが会場内を駆け回り、滑り台で滑っている様子を父親がしきりにカメラにおさめており、そのほほえましい光景を目の当たりにして、中心部だけが観光ゾーンではないと改めて思った次第であります。私も平成3年に議員の初当選以来、小樽の景勝地でありますオタモイ海岸を国内はもとより、海外からのお客様にも堪能していただくよう、遊歩道の整備やあずまやの設置、駐車場整備、がけ崩れ防護ネットの整備方をお願いしてきた経緯があります。現在の小樽観光は、観光基礎調査によりまして、運河と堺町通、手宮周辺のみが約40パーセントと突出しており、一極化が顕著であります。しかし、オタモイ海岸の夕日は人の心を穏やかにするとともに、感動すら呼び起こす全国でも数少ない絶景の場所ではないかと思っております。

そこで提案でございますが、魅力のあるオタモイ海岸のすばらしい夕日を観光用ポスターとして作成し、小樽観光の魅力である小樽運河周辺、すし、ガラスに加えて、自然の魅力を前面に押し出し、観光客増加の一助としてはいかがでしょうか、見解を伺います。

昨年、視察で尾道市を訪れた際、食事どころのおかみさんいわく、自称尾道観光大使で尾道のよさを私たちにPRし、おかみさんは小樽のよさもお客さんにPRしますからと言ってくださいまして、私たちは感激をしてPRをお願いをしてまいりました。このような経験から、観光客誘致は現在も積極的に取り組んでおられますが、観光都市の宣言と、小樽市出身の著名人に依頼をして新たに観光大使の制度を導入し、さらなる観光客の誘致を図ってはいかがでしょうか。市長の前向きな見解を伺います。

また、先ほど申しました小樽市の三大イベントへのお誘いを、東京小樽会や関西小樽会など、小樽市にゆかりのある皆様方へお知らせをして、観光ツアーを企画するのも小樽をPRする一助になると考えますが、見解を伺います。

質問の最後であります。新年度予算とあまりかわり合いがございませんが、北海道新幹線の誘致についてお尋ねいたします。

昨年12月に、政府与党ワーキンググループの合意によりまして、整備新幹線検討委員会が北海道新幹線の新青森 - 新函館間の2005年度新規着工を正式決定いたしました。10年後の2015年には開業を目指すと言われており

ます。1964年に新幹線が東京 - 新大阪間に開業して40周年の節目の年に、道民の悲願でありました新幹線がようやく北海道の南端の地、新函館に到達するめどがついたのであります。北海道の玄関口である新函館にまで新幹線が開業されるということは、最終目的地であります札幌市までの乗り入れを開業沿線の市町村が力を結集して、北海道新幹線誘致運動や中央への陳情などをよりいっそう強力に展開しなければならないと思えます。しかし、駅舎設置の自治体の財政的負担や並行在来線のJR北海道からの経営分離など、大きな課題も多く残されておりますが、新幹線による人や物資の大量輸送、道内に与える経済効果、さらには小樽市の観光客の増加による経済効果は大なるものが期待されます。

そこでお尋ねいたしますが、北海道新幹線促進期成会の動きを含めて、後志期成会の会長をお務めである市長の見解と、小樽市新幹線誘致推進室の設置など、市長の新幹線の誘致にかける決意を伺います。

以上、再質問は予算特別委員会の中でいたしますので、市長の明快なるご答弁を期待しつつ、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 見楚谷議員のご質問にお答えいたします。

地球温暖化対策について何点かお尋ねがございましたが、初めに温室効果ガス排出量の状況であります。日本は京都議定書で平成2年の基準年に比べて、平成20年から平成24年までの5か年間で温室効果ガスを6パーセント削減することとしております。しかし、平成15年度の温室効果ガス排出量速報値によりますと、総排出量は13億3,600万トンと基準年に比べ8パーセント増加している状況にあり、これに6パーセントを加えると14パーセント削減しなければならない厳しい状況になっております。

次に、市の温室効果ガスの排出状況であります。市は事業者と消費者としての両側面を持ち、温室効果ガスの排出量も少なくないことから、平成13年6月に小樽市温暖化対策推進実行計画を策定し、平成11年度を基準年として、平成17年度までに温室効果ガスを2パーセント以上削減する目標を定め、公用車の燃料使用量の削減などの率先行動の取組を進めています。その結果、平成15年度の温室効果ガス排出量は、暖冬による影響もあって3万3,266トンとなり、平成11年度と比較して、6,084トンの削減で削減率は15.5パーセントとなっております。

次に、今後の市民啓発の取組であります。平成15年度の国の二酸化炭素排出量速報値によりますと、家庭部門から出る排出量は、基準年である平成2年に比べ約1.3倍に増えております。温室効果ガスの削減は、市民一人一人の着実な取組なしには解決できない課題であることから、本市では平成12年度に環境に優しい小樽市民ルールを策定し、市民への啓発を行ってまいりました。今後さらに、市民の地球温暖化防止のための行動を進めるために、家庭や地域のアイデアを引き出しながら、新年度において温暖化防止の具体的な行動計画を策定し、市民周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画の見直しであります。昨年の台風18号において停電など災害情報の収集や市民周知、避難所開設と避難者への対応あるいは被害調査の重複など、さまざまな課題がありましたので、各部に対し、地域防災計画の点検とあわせて各部の分担業務のマニュアルづくりなどの指示をしたところであります。現在、地域防災計画の見直しについて関係部局や関係機関などと協議を進めており、3月末をめどに整理をし、防災会議に諮ってまいりたいと考えております。

次に、財政問題について何点かお尋ねがございましたけれども、まず今後の地方財政計画の見直しと対応であります。本年1月21日閣議決定されました「構造改革と経済財政の中期展望2004年度改定」で、政府は「2010

年代初頭における国・地方あわせ基礎的財政収支の黒字化を目指し、平成19年度以降の財政収支改善努力に係る歳入歳出を一体とした改革の検討に着手をし、重点強化期間内にその結論を得る」としております。そのため、平成19年度以降、地方に対してよりいっそうの歳出抑制が求められ、地方財政計画を通じた地方交付税の削減圧力が、国の財政当局から求められるものと認識しております。平成19年度以降に予想される地方交付税の削減に耐えよう、これまでも進めてきた行財政改革に引き続き、強力に取り組み、身の丈に合ったスリムで効率的な行財政体質をつくっていかねばならないものと考えております。

昨年、11月26日の三位一体の改革についての政府与党合意では、地方財政に関する予見可能性を向上させるための中期財政ビジョンの策定が明記されました。今後はその策定過程において、地方六団体が参画し、国と地方が率直に意見を交わし、今後増大する公債費やいわゆる団塊の世代の退職金問題、制度改革による社会保障費などの財政需要や地域間で格差のある税財源対策などについて、適正に算定され、地方財源の確保がなされるよう、さらに結束を固めて取り組む必要があるものと考えております。

次に、地方六団体の動きであります。昨年8月三位一体の改革の大きな柱である国庫補助負担金をはじめとする改革案を地方公共団体の総意としてまとめ上げました。その後、政府の三位一体の改革の全体像の取りまとめに向けて、国と地方が対等に協議をする場ができたことは、画期的なことであると感じております。また、昨年の12月24日には、地方財政に関する総務大臣と地方六団体の会合についての要綱を策定し、本年1月18日にその第1回目の会合を行ったところであります。さらに、公式的なものではありませんが、地方六団体の代表が官房長官、財務大臣、総務大臣と懇談することや、自由民主党、民主党、公明党の幹部の方々と話し合いを持つという前例もできました。全国知事会では、本年2月17日に麻生福岡県知事が新しい会長に選任されたところでありますが、残された三位一体の改革の課題や今後の地方財政計画の中期ビジョン策定などに向けて、地方が一丸となって取り組むためのリーダーシップを発揮されるよう期待いたしております。

次に、財政健全化の進捗状況と平成16年度決算見込みであります。まず財政健全化の進捗状況につきましては、一昨年、議会に示しました財政健全化の見直し対象事業50項目につきましては、各定例会ごとに具体的に提案し、着実にその実施に努め、これまで46項目について実施したところであります。

実施しました主な項目について説明しますと、まず人件費の抑制では、退職者の不補充による職員数の削減のほか、職員給与の平成16年度3パーセント削減に続き、17年度は5パーセント削減を実施することといたしました。歳入歳出の見直しでは、医療助成制度の見直しを実施したほか、制度創設の目的が達せられた交通災害共済事業を今年度末をもって廃止することといたしました。このほか、歳入の確保策として、旧職員会館建物と敷地など、遊休資産等の売却を進めたほか、20年ぶりとなる民生施設、文教施設、社会体育施設など、使用料の全面的な改定や4月から実施される家庭系ごみの有料化など、市民の皆さんにもご負担をお願いしたところであります。なお、未実施の項目のうち、入湯税の免除規定の見直しにつきましては、引き続き関係者との協議を進め、平成17年度中の実施を目指してまいりたいと考えております。

次に、平成16年度の決算見込みであります。財政健全化や行政改革の取組により、当初予算に計上しました約19億円の収入不足の圧縮に努め、14億7,000万円の赤字決算となると試算しておりました。しかし、先日の本会議で先議いただいたように、除雪費で1億5,000万円の財源が必要となりましたので、その分収支が悪化し、約16億円の赤字決算となる見込みとなりました。

次に、平成17年度予算の一般財源についての主な内訳で申し上げますと、財源対策分を除く一般財源収入は、全体で平成16年度の362億366万4,000円に対し、平成17年度は361億8,625万6,000円で、1,740万8,000円の減少となりました。まず、自主財源は市税が固定資産税において家屋の新築が見込まれるため、若干増加するものの、市民税は個人・法人ともに回復の遅れている市内経済と雇用情勢の悪化などにより、個人所得・企業収益ともに減少と推計し、4,060万円の減収と見込んでおります。平成17年度の自主財源は151億8,805万6,000円で、

約4,220万円、0.3パーセントの減となりました。一方、依存財源は地方譲与税につきましては、国庫補助負担金の削減に伴う税源移譲分として所得譲与税により2億7,780万円増加し、各種の交付金は利子割交付金で減少するものの、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金で増加を見込んでおります。地方交付税につきましては、国の地方財政計画を基に試算したところ、2億7,600万円の増加を、臨時財政対策債は5億4,800万円の減収を見込みました。平成17年度の依存財源は209億9,820万円、2,480万円、0.1パーセントの増となりました。なお、一般財源に占める構成比は、平成16年度は自主財源42.1パーセントに対し、依存財源57.9パーセント、平成17年度は自主財源42パーセントに対し、依存財源58パーセントとなりました。

次に、赤字予算の編成であります。平成17年度予算の編成に当たりましては、一昨年から取り組んだ財政健全化の効果を着実に反映させたほか、事業の厳選や歳出の圧縮に努めましたが、ピークを迎える公債費や老人保健、介護保険会計への繰出金の増により、伸び悩む市税、交付税などの一般財源収入では補えず、約10億4,000万円の収支不足が生じました。ご指摘のとおり、本来、地方公共団体の予算は収支均衡を保ち、それにより財政運営の健全性が確保されるのが基本原則であります。そのため、資金に余裕のある会計や基金残高とのバランスも考慮した上で、財源対策として6億5,000万円の借入れを行いました。まことに残念ながら2年連続の赤字予算編成となったものであります。

次に、財政健全化の取組による予算規模の縮小と職員の労働意欲、市民サービスとの関係であります。財政健全化の目的は、今後さらに厳しさを増すことが予想される財政状況の中で、安定的に継続可能な行政運営ができる財政体質をつくることであり、財政再建団体への転落を避けるためには、あらゆる事務事業の再点検をし、徹底した見直しを行わなければなりません。そのために、一定程度、職員や市民の皆様にも負担をお願いいたしました。本市財政の窮状を一昨年9月から広報おたるで今まで16回にわたりお知らせをしたほか、さまざまな機会をとらえて訴えてきており、職員や市民の皆様にも現状は理解されてきているものと感じております。財政規模は、いわゆるパブル崩壊以降の経済対策や少子高齢化に対応するため拡大してはりましたが、今後は最小の経費で最大の効果の原則を再認識して、業務の効率化による職員数の在り方、市が行う施策の方向性や手法、行政サービスの範囲と負担の在り方などをいま一度見直しをし、適正な財政規模に改めていく必要があるものと考えております。

次に、新規事業についてのご質問であります。まず都市間交流推進事業の内容であります。本市の小学生を広島県尾道市に派遣し、尾道市の小学校で実践している特色ある取組や児童のまちづくりへのかかわり、地域と学校との連携などを視察し、児童の相互交流を通して、他都市のまちづくりや教育環境を体感することで、将来を担う人材の育成につなげることを目的に実施するものであります。また、本年は被爆60年という年に当たることから、広島市で開催される広島平和記念式典への参加も予定しており、小樽の小学生が戦争や原爆の被害のありのままの姿を目にすることで、改めて命のとうとさや平和に対する認識をいっそう深めてもらうことも目的の一つであります。

さらに、百ます計算で全国的に有名となった尾道市立土堂小学校の陰山校長を招へいし、市内の教育関係者や市民を対象に教育講演会を開催することで、土堂小学校での個性と魅力にあふれた教育環境づくりや学力向上策、さらには地域との連携を重視した取組など、実践事例を直接聞く機会を設け、本市の教育環境の向上につなげることも考えております。なお、本事業はいずれも小樽青年会議所と連携して行うこととしており、今後より具体的な内容等については、青年会議所と協議の上で実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉コミュニティ都市推進事業であります。本市の高齢化率は既に26パーセントを超え、道内主要都市の中でも群を抜いており、高齢者が生きがいをもち、だれもが元気に暮らせるまちづくりが急がれております。そのためには、市民が支え合い、すべての世代の人が生き生きと暮らせる住みよい社会、いわゆる福祉コミュニティ都市の実現が課題であると考えております。そのことから、本事業は多くの市民の参加を募り、

高齢者が元気に暮らせるまちづくりについての懇談会を設置し、世代間交流事業や勉強会、研修会など、参加した市民のアイデアに基づいた事業を社会実験的に実施し、生きがいづくりやにぎわい創出、さらには地域コミュニティの再生などに結びつけてまいりたいと考えております。なお、本事業の活動拠点は産業会館1階の空きスペースに置くこととしており、市街中心部という利便性から、だれもが気軽に立ち寄れる触合いの場、情報の共有、提供の場としても期待が持てるものと思っております。

いずれにいたしましても、今回予算計上いたしました新規事業は、今後の市政運営に欠かすことのできないものばかりであり、厳しい予算の中でいかに施策を展開するか、知恵と工夫を凝らしたもので事業を実施する過程において、さらに市民との協働の下、実り多い事業にしてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園の再整備事業であります。利用者である小樽市民の意見を反映させるため、昨年、市民懇談会を5回開催し、多くのアイデアを提案してもらうとともに、その提案を本年の広報おたる1月号に掲載して、市民からも広く意見を求めてきたところであります。現在、これら市民の意見等を参考にしながら、再整備のための基本方針を策定中であり、こどもの国につきましては、基本的には存続する方向で考えており、ご指摘のありました遊具・小動物園の再整備など、その内容等については、管理・運営面などを含めて、平成17年度に策定する基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、つつじまつりについてであります。このイベントはお話にありましたように昭和40年に市の開基100年を記念して、民間主催により開催したのを皮切りに、その後実行委員会主催となり、昨年第40回を数えたところであります。しかし、昨今の社会経済状況を反映して、事業費の大半を占める地元企業からの協賛金が減少してきたことや、マンネリ化に伴いイベント開催の動機づけが薄れてきていることから、実行委員からつつじまつりの在り方を真剣に考える時期との意見が上がったところであります。

このような中、事務局である市と実行委員とが意見交換を重ねる中で、実行委員からは、現在、小樽公園の再整備を検討中であり、再整備に向けた懇談会の意見には「園内のツツジを觀賞しやすい場所に集約する」。また、「つつじまつりの主会場である見晴台駐車場を廃止し、展望広場にする」などの考えも示されていることから、当面、小樽公園の再整備がなされるまで、つつじまつりを休止してはどうかと提案があったところであります。

こうした経過を踏まえまして、市といたしましては、今後進める小樽公園の再整備の状況を見据え、あわせて緑化推進の観点と市の花ツツジを記念するイベントの再構築も視野に入れながら、当分の間、つつじまつりの開催を見合わせたいと考えております。

次に、家庭ごみの有料化について何点かお尋ねがありました。

初めに、乳児のいる世帯に対して、指定ごみ袋を無料で配布することになった経緯についてでありますけれども、手数料の減免は減量意識を弱めることも考えられることから、災害など特別な場合を除き、基本的に行わないこととしたものであります。その後の家庭ごみ減量化・有料化の市民説明会等において、乳児を抱えるご家庭から紙おむつは減量することができず、指定ごみ袋の費用負担も大変であることから、減免について検討してほしいとの要望が多く寄せられました。こうした要望にこたえ、また子育て支援を進める上から、1歳未満の乳児のいる世帯に対し、指定ごみ袋を無料で配布することを提案させていただいたものであります。その経費の内訳についてでありますけれども、新生児につきましては、年間900人程度と推測されますことから、燃やすごみの指定ごみ袋20リットル用を年間100枚配布するものとして360万円、また平成17年度は4月1日時点で1歳未満の乳児のいる世帯に対しても年間100枚を限度に、1歳までの月数に応じて一定の枚数を配布することで200万円の経費がかかるものと見ており、合計で560万円を手数料の歳入見込みから減額したところであります。

次に、在宅介護を受けている高齢者で紙おむつを使用されている方への指定ごみ袋の無料配布であります

が、助成対象者の範囲の特定や入院・退院、施設入所などの実態把握などの難しい点もありますことから、これまで検討課題としてまいりました。しかしながら、在宅介護を受けている高齢者は、紙おむつの使用料が多い実情にあり、指定ごみ袋の無料配布について要望もありますので、他の助成制度も参考にしながら、実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄についてであります。初めに不法投棄の状況であります。テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家庭電化製品、家具などの粗大ごみ、自動車のタイヤやバッテリーなどが主なものであり、平成15年度の収集量は家庭電化製品が約500台、粗大ごみが約170個、タイヤが2,400本、バッテリーが約500個となっております。

次に、不法投棄監視員が投棄現場に遭遇した場合の対応であります。そのような場合には、基本的には不法投棄監視員が直接行為者に注意や指導をするのではなく、警察に通報させることとし、監視員の安全確保を図ることとしております。また、警察との連携につきましては、これまでも行ってきましたが、家庭ごみの有料化にあわせ、改めて本市の状況を説明した上で、積極的に対応していただけるよう申入れをしたいと考えております。

次に、不法投棄防止用の看板の設置でありますけれども、不法投棄の防止につきましては、引き続き市の広報誌やホームページなどを通じて市民啓発をしていきたいと考えておりますが、ご提言のありました警察署との連名による看板の設置につきましても、警察署と相談し、また地域の方々とも協議して設置してまいりたいと考えております。

次に、融雪施設設置貸付事業で何点かご質問がありました。初めに今年の冬の降雪状況から、新年度には融雪施設の貸付事業が減少傾向から増加に転ずるのではないかとのご指摘でございますが、今年は23年ぶりに最大積雪深が150センチメートルを超え、市民の皆さんにはたいへんご苦労されていることと思っておりますし、また融雪施設設置の効果が改めて見直された冬であると感じております。こうした点から、17年度に融雪施設設置貸付事業を利用される方が増加することは予想されるところであります。

また、この事業のPRにつきましては、17年度もこれまでどおり、広報おたるや新聞の広告記事などを通して、積極的に行っていきたいと考えております。

しかしながら、事業を開始した平成12年度は336件の申込みがありましたが、その後申込み件数の減少傾向から考えても、融雪施設の設置は相当数普及したと認識しているところであり、一定程度所期の目的を達成し、17年度をもってこの事業を終了したいと考えておりましたが、この冬の異常気象による影響を考慮しますとともに、17年度の利用状況などを勘案して、18年度以降の事業の存廃を判断したいと考えております。

次に、大雪に対する排雪作業であります。今年の冬は連日の降雪、低温、日照時間が短いという気象状況から、積雪深は下がらず、路上の雪が厚く、そしてまた排雪量が増加したことから、今年は緊急的に生活路線の排雪については、前倒しして実施するとともに、幹線道路については車道部分の雪山に直接ロータリー車で切り込む拡幅排雪を行ってまいりました。今後も幹線道路においては、円滑な車両通行のため、車道幅員の確保を優先する拡幅排雪を行うことにより、迅速な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の整備について何点かお尋ねがありました。

まず、第2号ふ頭荷さばき地整備事業であります。この事業につきましては、第2号ふ頭にあります9棟の建物のうち、昨年台風で被災した老朽上屋の復旧に対する費用対効果を検討した結果、これを取り壊して荷さばき地に転換し、機械荷役にも対応可能とした方が有益と判断したものであり、今後、他の老朽上屋や倉庫につきましても、利用者との調整を図りつつ、ふ頭先端部から順次クリアランスを進める方向で検討したいと考えております。

整備後の利用方法でありますけれども、現在のところ特定の貨物を想定しておりませんが、従来からオーブ

ンヤードに対する潜在需要は根強く、当面はスポット的な内貿貨物の取扱いや、外貿貨物の一時蔵置場などとしての利用が見込まれます。なお、第3号ふ頭の再開発等の関係につきましては、将来的にロシア船への対応も含め、第3号ふ頭の機能の一部を移転することも視野に入れているものであります。

次に、若竹地区の未利用水面の今後の在り方でありますけれども、現行の港湾計画では、保管隻数の増加に対応するべく、築港臨海公園の地先水面にマリナーを拡張することとしておりますが、計画当時とはマリナー需要に変化も見られ、現在ではむしろ大型艇への対応が課題となっております。また、築港臨海公園周辺につきましては、市民の散策の場としてプロムナードも整備いたしました。ウォーターフロントの魅力を生かすまでには至っておらず、利用の促進策が重要な課題であると認識しております。こうしたことから、今後につきましては、既定計画にとらわれず、マリナー需要の変化や市民利用のニーズを踏まえながら、未利用水面全体の有効活用とウォーターフロントの魅力向上策について、鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、観光事業についてお尋ねがありましたけれども、まずオタモイ海岸についてでありますけれども、祝津オタモイ方面の海岸線は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定され、素晴らしい自然景観を有する地域であり、今後訪れる方を魅了する観光スポットにじゅうぶんなりうるものと思っております。現状の小樽観光において、より回遊性を高め、滞在時間の延長を図ることが課題とされており、この課題解決に向けてオタモイ海岸の夕日など、小樽の自然の魅力をよりいっそう情報発信していく必要があると考えております。今後、観光ポスターの作製に当たっては、ご提言の趣旨をじゅうぶん踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、観光都市宣言についてでありますけれども、観光都市小樽を内外にアピールし、市民の皆さんや観光事業者の意識の高揚を図るためにも、宣言は有効なものと思っております。現在、策定作業を進めております小樽市観光基本計画の中で、他都市の実例など踏まえながら、時期や実施方法などについて検討してまいりたいと思っております。

また、観光大使についてでありますけれども、全国に数多くあります小樽応援団の皆さんには、これまでも小樽観光の推進に向けてご協力をいただいているところでありますが、その連携を強める上で、新たなしくみづくりが必要なことと思っております。観光大使についても、名称も含め、今後検討してまいります。

次に、小樽にゆかりのある方々を対象にした観光ツアーでありますけれども、これまでも東京小樽会では潮まつりに合わせて5年ごとに計4回、潮まつりツアーを実施しております。また、関西小樽会では会の創立5周年、10周年を記念して、それぞれふるさとツアーを実施したほか、平成12年にはお金と切手の展覧会IN小樽の開催にあわせてツアーを実施した経緯があります。今後とも両小樽会をはじめ、小樽ゆかりの方々に対し、ふるさと小樽の応援団としてご協力をいただくとともに、引き続きツアーの実施などを呼びかけてまいりたいと考えております。

最後に、北海道新幹線の建設促進でありますけれども、私もこれまで後志の期成会の会長として国や道、関係機関等への陳情活動をはじめ、講演会の開催など、北海道新幹線建設促進期成会と連携を図りながら、早期着工に向けて誘致活動を行ってまいりました。昨年12月には、政府与党整備新幹線検討委員会における新青森 - 新函館間の着工の決定を受け、国土交通省や関係機関等に対し、早期完工について改めてお願いしてきたところであります。私といたしましては、新幹線効果を最大限に享受し、後志地域が発展していくためにも札幌までの延伸が欠かせないものと考えており、今後ともさまざまな課題に取り組みながら、期成会活動を強め、全線着工の実現を目指していかねばならないと考えております。なお、新幹線誘致推進室の設置につきましては、新青森 - 新函館間の建設工事の進ちょく状況や今後の国の動向を見ながら組織について検討するとともに、これまでどおり北海道や他の期成会とも連携しながら、後志管内の市町村が一丸となって、札幌までの全線着工実現に向け、積極的に活動を推進してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 見楚谷議員のご質問にお答えいたします。

子どもの居場所づくり推進事業についてでございますが、この事業は学校週5日制推進事業と教育施設週末開放事業を統合・再編したものであります。現在、土曜日の午前中に市内の全小学校の体育館や図書館などを遊びや体力づくり、読書などの場として子どもたちに開放しております。また、開放管理者を配置して、子どもたちの安全管理や事故防止に努めてきましたが、新年度から開放管理者にかえ、新たに地域ボランティアによる協力を得ながら、活動リーダーのスタッフ制を導入して、児童の安全管理を行うとともに、絵本の読み聞かせやバドミントン、ダンス運動など、活動の充実を図ってまいります。今後、子どもが安全で安心できる居場所づくりや健全育成に向け、多くの市民のお力をおかりしながら、この事業を推進してまいりたいと考えてございます。

**議長(中畑恒雄)** 見楚谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時06分**

**再開 午後 2時40分**

**議長(中畑恒雄)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表して質問します。

初めは、財政問題についてです。2005年度予算編成と財政健全化の展望についてです。

市長の2005年度予算案の説明では、財政健全化の取組などで22億7,000万円を生み出したとのこと。内訳は、人件費で7億6,000万円、歳出削減で11億3,000万円、歳入増で3億8,000万円とのこと。これは歳入増の大半がごみ有料化による市民への負担の押しつけですが、このほかにも保育料と放課後児童クラブ手数料の値上げ、各種施設使用料の値上げでの市民への負担増によるものです。また、歳出削減では、下水道事業への繰出金を除けば、医療費助成の見直し、減免制度の見直しなど、サービス切捨てでの市民への犠牲の転嫁、そして市職員犠牲の人件費の削減によるものばかりです。逆に、無駄な事業の削減は行っていません。市長自身も疑問を投げかけた港湾を二つも持っていること、つまり石狩湾新港への管理組合負担金4億5,000万円には手をつけず、逆に石狩開発株式会社の破たん、本来同社が負担するはずであった簡易水道事業特別会計の超過負担分が本市の新たな負担としてかぶることとなり、05年度は約5,000万円の持ち出しとなっています。石狩湾新港地域開発事業の陸地の開発も港湾の建設とともに破たんしていることが浮き彫りとなっていますが、このしりぬぐいを市民の負担で賄うことになっています。財政難だからこそ、福祉の増進、住民サービスを守るという自治体本来の目的のため、石狩湾新港など不要不急の事業の見直し、無駄を削減することこそ、自治体らしさを守る改革の一番肝心なことではありませんか。市民の願いにこたえ、補正で除雪予算を追加したことは評価しますが、基本的には新年度予算案は市民に負担をかぶせ、無駄な事業への支出はこれまでどおりの編成となっています。財政難の折、これでよいと考えているのか、市長の見解を求めるものです。

財政再建について尋ねます。

04年度の決算見込みの赤字額は、専決処分された除雪費の追加補正を加えれば、16億2,000万円にも及び、05年度の空財源3億9,000万円を加えれば20億1,000万円、04年度の赤字予算額、いわゆる空財源19億1,000万円をはるかに超えるに至りました。19億円の空財源解消のためには、05年度の赤字予算と04年度の繰上充用予

定の額の合計が19億1,000万円以下に抑えられれば、空財源の解消の展望が開かれるはずでありました。ところが、除雪費の追加補正で04年度の空財源の額を超えてしまい、財政再建の展望が見えてこない、この予算となっています。市長自身の思惑から見ても、最大の焦点は04年度の決算見込みと新年度の空財源の合計が19億円以下に抑えることで、財政健全化の展望を切り開くはずでした。ところが、この冬の積雪が23年ぶりに150センチを超え、2億円からの補正予算を組まざるをえなくなり、健全化の道筋が見えてこない、思惑が外れてしまったことに対し、市長の見解を求めるものです。

次に、これと同じ質問の枠組みで伺いますが、2006年度予算の財源の見通しはどうかという問題です。05年度予算案の説明資料によれば、健全化計画の効果額は22億7,000万円とのことでした。ところが、06年度は財政健全化計画に照らせば、人件費の削減は一般会計で新たに2パーセント、約2億円が予定されていますが、歳出削減と歳入増は幾らとなるのか、見通しについてお聞かせください。

三位一体改革の政府と与党の合意によれば、05年度と06年度に限っては、地方の必要とする一般財源の総額は確保することですが、小樽市では市税、地方交付税、税源移譲で大きく増えるとは考えられません。これに加え、05年度の空財源と04年度の決算見込みの赤字額16億2,000万円の合計の繰上充用の財源手当が予想されます。06年度の予算編成を展望し、財源確保の見通しについて財政健全化計画の中心をなすものですから、健全化に取り組む市長の見通し、見解をお聞かせください。

次に、小泉内閣の三位一体改革に対する見解を改めて伺います。

三位一体改革が出されてきた背景は、経済不況で国の歳入が落ち込んできたこと、この原因は長年にわたる大企業奉仕を借金までして続けてきたツケが、現在公債費の償還として重くのしかかって、地方への支出の削減として打ち出されてきていることです。昨年11月の政府・与党の合意は、財務省が05年度と06年度で七、八兆円もの地方への支出を削減しようとしたことを回避し、この2年間に限っては、地方の必要とする一般財源の総額は確保すると公約しました。しかし、この合意は2年後の07年度には削減しますということが言外に含まれていると解釈するのが普通です。したがって、地方六団体を中心に、05年度予算編成に向けた地方への財源削減に反対する一大運動こそ削減を阻止した力であったように、今後とも小泉内閣、自民党、公明党の地方財政削減を許さない運動が引き続き求められています。04年度予算編成に向けては、政府の地方交付税、臨時財政対策債を含みますが、突然全国で2兆9,000億円近くも大幅な削減が行われ、小樽市はこの影響をもちに受け、12億円もの削減が行われ、19億円の空財源を組まなければならない羽目に陥ったではありませんか。だからこそ、19億円もの空財源を組んだとき、市長も国に対する責任に言及したのではなかったでしょうか。その折、石狩湾新港やマイカルにも言及しています。そうであるならば、05年度予算編成に当たって、この立場を少しでも踏み込んでの予算編成としなければならないのに、これがなされていません。昨年の2月以降、空財源に関しての市長の見解はいったい何であったのか、三位一体改革の見解とあわせて伺うものです。

政府の地方財政対策は不変のものとして、市民と職員にだけ負担をかぶせるやり方は、自治体の長としてとるべき態度ではないと考えます。市長の見解を求めるものです。

財政健全化計画に基づく本市のこの間の施策は、地方自治法でうたわれている地方公共団体の役割を發揮していないどころか、逆のことをやっていると言わざるをえません。地方自治法第1条の2では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする定められています。また、市民生活にかつてない負担をかけ、福祉の後退を招いたことに、市長としてどういう見解を持っているか、感想をお聞かせください。

経済不況は政府の責任ですが、市長も認めているように、歴代の市政が石狩湾新港やマイカルなど大企業優先の市政を続けてきた結果が、市財政の困難をもたらしている要因でもあります。それだけに、この間、幹部職員として市政執行の中心にいた山田市長に責任がないとは言えません。お答えください。

財政再建にかかわって、最後に若干のことをお尋ねします。

三位一体改革で政府与党の合意は平成17年度と18年度の2か年のみ、地方自治体が必要とする一般財源の総額を確保するとのことですが、それ以降の年度については保障されていません。こうしたもとのためには主な歳入の見通しについての基本的で正確な見通しがなければなりません。市税の今後の見込みをどのように見積もっているのか、お答えください。

また、市民へのサービス切捨てや職員への人件費7パーセントカットをいつ回復するのか、見通しについて見解を求めるものです。

また、これとの関係で、05年度三位一体改革が具体的にならなければ打ち出せないとしていた小樽市の新しい財政健全化計画は、議会開会中に示されるとのことですが、その基本についてお聞かせください。

次に、市長も心を痛めている市税滞納、約10億円のマイカルの問題で伺います。

まず、市長は築港再開発の現状をどのように認識し、どう打開されようとしているのか、見解を伺います。

昨年の決算特別委員会に示された資料、築港駅周辺再開発関連事業に伴う収支状況の概算では、法人市民税は、圧倒的多くは入居テナントの法人市民税で、2002年度から2004年度までの合計は1億4,400万円です。加えて、小樽ベイシティ開発の固定資産税、都市計画税は、一定額を滞納したままです。小樽ベイシティ開発の法人市民税均等割が納入されているかどうかはもちろん不明です。一方、マイカル関連の市費負担、公債費を含む合計は、交付税で見られる額を差し引いたとしても、01年度1億2,900万円、02年度1億5,500万円、03年度1億9,600万円、2004年度2億2,000万円、合計で7億円にも及びます。この比較だけでも、築港再開発に限った市費負担が財政への圧迫となっていることは明らかではありませんか。市長の見解をお聞かせください。

築港駅周辺再開発関連事業を計画するとき、当然小樽ベイシティ開発の法人市民税が開業してから何年後に幾ら納入されるか当てにしていたはずですが、この予定していた額をお聞かせください。

次に、民事再生法に基づく小樽ベイシティ開発再生計画の見通しについて尋ねます。

小樽ベイシティ開発の再生計画では、そのポイントは一つは空き床スペースを埋めること、二つはエネルギーのコスト削減で、収益の改善を実現することにあります。

それでは、小樽ベイシティ開発の空き床スペースはどうなっているのでしょうか。今年2月末現在で、全館平均17パーセントもあいています。これは昨年8月の時点と比べても、さらに2パーセントも増えています。特に、シーブ棟の売り場面積の空きスペースはひどいもので、昨年8月時点と比べても4パーセントも増え、4階などは9,800平方メートル、98パーセントも空きスペースとなっています。再生計画案が裁判所で認められた以降もこの状態です。

一方、エネルギーのコスト削減はどうでしょうか。これも再開発区域ではマンション・道営住宅の建設が具体的になりました。マンションはマイカルエネルギーからは電気は買いません。道営住宅はマイカルエネルギーからは一切買いません。計画が進展した区域でもこのありさまで。加えて、住宅地以外では未利用地の計画は見るべきものがありません。とてもエネルギーのコスト削減が図られるという保障はありません。これで小樽ベイシティ開発の再生計画が予定どおり進められていると判断しているのか、市長の見解をお聞かせください。

マイカルの新たな出店によって既存商店街が大きな打撃を受け、店舗数の減少と売上げが落ち込み、市税収入も落ち込んでいます。加えて、従業員数も減っていることはご承知のとおりです。マイカルで働く市民は、1,700人もいますと言いますが、多くは派遣労働、パートなど劣悪な労働条件の下です。これらの現実を総合的に判断して、市長はどのように考えているのでしょうか。

築港再開発は小樽にとってプラスになったのか、改めて問われています。小樽ベイシティ開発の経営が軌道に乗れば、既存商店が現在よりもさらに大きな打撃を受ける。小樽ベイシティ開発が現在のまま推移するなら

ば、市財政の重荷になる。どちらに転んでも小樽市にとってマイナス要素しかつくり出さないのが、この再開発の小樽への影響ではありませんか。そうなるのは、築港再開発自体が間違っていたことを意味しているのではないのでしょうか。市長の見解を改めて求めるものです。

次は、港湾問題についてです。

初めは、石狩湾新港についてです。石狩湾新港はマイナス14メートル関連事業が終われば、港湾建設はとりあえず一段落します。しかし、新港にこれから新たな資金が投入されないかといえば、そうではありません。国土交通省の方針に従い、全国の重要港湾を二つに分け、石狩湾新港は取扱貨物量や船舶隻数の伸びが見込まれ、新規投資を続けられる高度利用推進港湾に位置づけられているではありませんか。いくら港湾建設が一段落したと言っても、これから先、新たな港湾建設や施設整備のため、新たな投資が出てくる可能性があります。この点について、市長はどのように考えておられるか、見解を求めるものです。

石狩湾新港は税金の無駄遣いであるということを指摘いたします。

港湾計画の改訂で防砂対策に無駄な税金が投入されています。東防砂堤に36億7,000万円、港内に流入した砂が漂砂となって漁船の航路、水深わずか3メートルを埋めるため、航路の水深確保として新たに5,600万円をかけて、漁船の航路護岸工事が行われていますが、この原因は何であると承知していますか。また、港湾計画の改訂と工事の追加がどのように行われてきたか、経過を説明してください。

こうなるのも、石狩湾新港の当初計画の設計自体間違っていたことのおかげになるのではありませんか。お答えください。

私は、この2月21日に開かれた新港管理組合議会での港湾の漂砂対策のため、航路護岸工事を行った港湾が全国にあるのかとただしましたが、ないと答弁でした。市長はこういう無駄遣いが行われている石狩湾新港に今後とも市税を投入するのか、見解をお聞かせください。

次は、マイナス14メートルパスでの将来の取扱貨物が160万トンと管理者が説明している問題についてです。市長はこの利用計画について、その内容をどのように承知しているか、まず説明を求めるものです。

次に、王子製紙や北電に奉仕するこの計画に加担した市長の責任は、極めて重いと云わなければなりません。管理者の言うように、貨物は保証されるが、保証されるとしたら使用料・手数料収入はどのように推計しているのか。管理組合議会でもこの問題をただしても、船の大きさや入港隻数など予想しがたいのでとの理由で、自主財源である使用料・手数料の見通しを明らかにしません。しかし、管理者はそれにもかかわらず、マイナス14メートルパス関連の事業の港湾建設だけはどんどんと進めるという態度です。財政難の折、こんなやり方で母体の一つである小樽市の財政を圧迫することが許されるのか。市長は自主財源である使用料・手数料が14メートルパスから幾ら入ってくると考えているのか、当てにしているのか、お聞かせください。

次に、小樽港の整備について伺います。議案第2号で小樽港の整備については、第2号ふ頭の老朽化した上屋の撤去と荷さばき地の整備、第2号ふ頭と第3号ふ頭の給水設備の整備のみです。これとて財源は採算がとれるだろうということで、8,000万円全額借金で国からの補助はもちろん、交付税措置もありません。こうなるのも重要港湾である小樽港は、先ほど指摘した国土交通省の重要港湾を二つに振り分ける中の取扱貨物量や船舶隻数の伸びが見込まれ、新規投資を続けられる高度利用推進港湾に位置づけられているとは言っても、国の扱いは、事実上既存施設を活用しなさいという利用促進重点港湾扱いにされているのと同じことではありませんか。財政上、こんな不当な扱いを受けて、市長は怒りを感じないのですか。

こうなるのは、市長は本港の整備の遅れを小樽市の財政難を理由にしていますが、実際は国の方針、国土交通省の全国の港湾を5年で100港程度減らし、重要港湾もさきに指摘したように二つに振り分けて、年間100億円から130億円の新規事業の抑制を図るといふ、港湾の整理・とうたとも言うべき方針から来ているのではありませんか。お答えください。

それだけでなく、小樽港の近代化が遅れている現状で、本港の整備が石狩湾新港に比べ、国の方針でこんなに差別させられては、貨物の確保どころか新港に小樽の貨物が移っていくことになるのではありませんか。市長の小樽港の活用の決意と、小樽港整備近代化の基本的方針をお聞かせください。

学校適正配置計画案の質問に入る前に、教育委員会に一言申し上げます。

初めに、教育委員長職務代理者の義理のお父さんが亡くなられて間もなく、たいへん取り込んでいるとき、本日の本会議に出席していただきました。改めてお悔やみ申し上げます。

小学校4校を来年4月から廃校にするという適正配置計画案は、小樽の市政の熱い焦点となっています。この計画を進める教育委員会は、進んで本議会にみずからの計画案を理解してもらう姿勢で臨むのが当然のことでした。教育委員長は本会議の出席が原則として求められています。ところが、教育委員長はその責任者として進んで本日の本会議に臨む姿勢ではありません。私の代表質問は、昨日の正午まで議長に通告すればよいということになっています。しかし、そのときに教育委員長の出席を求めるという通告をしたのでは、非常勤の方だけに大変だろうということで、あらかじめ早くから今日4日の本会議で私は教育委員長に質問するということを、事前に親切に連絡をしておきました。ところが、それにもかかわらず、昨日、教育委員会の事務担当者が、本日の本会議に教育委員長は出席できないとの連絡をしてきました。この際、教育委員長の欠席とともに、職務代理者もいろいろ事情がありまして、そういう理由で、2人とも欠席するということでありました。

共産党は、最近、職務代理者に不幸があり、たいへん取り込んでいると聞いておりましたので、あえて職務代理者の出席は要求しませんでした。ところが、教育長が昨日、直接、職務代理者の自宅に出向き、本日の本会議への出席を強く求めたとのこと。私はこの話を聞いて、いったい温かい心があるのだろうかというふうに感じました。こんな無理なことをやるのであれば、早くから事前に教育委員長の出席を求めていたわけですから、最善の努力を尽くして、最高責任者である教育委員長に出席するように力を注ぐべきことではなかったでしょうか。

適正配置計画を進める教育委員会は、議会での議論を初めから避けている、逃げているとしか理解できません。そうでないというのなら、進んで議長に本会議のある日はわかっているわけですから、この日が都合が悪いということで、先に申し出ているのならまだしもです。逃げているとしか考えられません。今後の学校適正配置計画案の審議にもかかわりますので、一言申し上げて、適正配置計画案の質問に入ります。

第1は、適正配置実施計画案は、大義も道理もないということであります。適正配置の目的は、実施計画案に基づいて、昨年11月から12月にかけて行われた説明会の内容を求めた第1回地域説明会の概要の2ページに初めて活字で書かれています。その内容に沿って尋ねます。

まず、1学年2学級のよさがる述べられていることに関してです。計画案どおり、平成18年4月に適正配置計画が実施されても、小学校の半分、8校で引き続き1学年1学級が残されたままです。これで保護者を納得させる大義があるというのか、見解をお聞かせください。

また、仮に市教委の目的に照らし、1学年2学級の方がよいとしても、対象外とされた8校では1学年1学級ではそのよさを享受できないことになるではありませんか。こうした差別が生まれる、格差が生まれる問題についても説明してください。

次は、新しい出会いの創出について2点述べていることに関してです。新しい出会いと言いますが、適正配置後、具体的にどんな新しい出会いが生まれるでしょうか。毎年、又は頻りに学級が変わる児童が生まれます。平成17年の1年生は、18年度2年生になるとき、適正配置で別の学校へ回されます。19年度はこの学校で3年生を迎えるクラスがえ、21年度5年生になるときのクラスがえとなります。平成17年度の3年生は、18年度は4年で別な学校へ、19年度は5年生のクラスがえとなります。市教委の言う新しい出会いは、適正配置によって別な学校へ転校になり、新しい友人ができる。このことしか想定していないかのような説明です。さらに、

そのメリットを誇大に強調しているだけです。しかし、目まぐるしく新しい出会いを強制される児童は、環境が頻繁に変わり、不登校、いじめの心配もしなければならない。このことの方が現実的に心配しなければならないことではありませんか。事実、高島小学校では適正配置後、6年生は3クラスになるための不安が出ています。そのため、赤岩1丁目から転入になる6人の児童は、高島に來ないで手宮西に入学してほしいとの声が公然と出ています。これがいじめの理由になる可能性が濃厚です。市教委は新しい出会いのメリットのみ強調するが、デメリットについては口をつぐんで語ろうとしません。見解を求めます。

次に、学校運営などの充実について述べていることに関してです。特に、2人の学級担任になれば、わかりやすい授業がいっそう進むとしていますが、それも可能性の一つでしょう。しかし、今の日本の教育で国民的に心配されているのは、日本の子どもたちの学力が国際的に見て低下している問題です。OECD、経済開発協力機構の生徒の学習到達度調査、いわゆる国際学力コンテストで総合1位となったフィンランドでは、1学級20人、算数など難しい科目は2人の教師が授業に当たっています。日本における学力向上の基本的課題は、1学級の児童数、生徒数を少なくすることです。この方向を目指そうともしないで、2学級になればわかりやすい授業ができるかのように描くのは、本末転倒です。むしろ、1学級のままだでも児童数が少なければ、わかりやすい授業が可能ではありませんか。お答えください。

適正配置実施計画案には、その目的が書かれていません。これを読んで私はびっくりしました。昨年11月、12月の説明会が終了してから、そこで出された意見をまとめ、保護者に配布した概要の中で、初めて保護者から指摘され、いったい何の目的で適正配置をやるのか。これに答える形で適正配置計画の目的が書かれるという、全く逆立ちした経過です。初めから目的を堂々と書くことができなかつたからではありませんか。

次は、1学年1学級の学校で、今回の適正配置の対象から複式を持つ学校を除いて9校も外したことに關してです。全的に検討していたが、学校間の距離が接近していることから、三つの学校に児童を振り分けることの弊害をその理由に挙げています。しかし、三つであろうと、二つであろうと、振り分けられる児童の気持ちは同じではありませんか。手宮と中央及び南小樽地区に絞り込んだとの説明ですが、適正配置計画の目的に反し、9校も対象外としたことについては、この間の説明会では、保護者・地域関係者の理解を得るに至っていません。率直に伺いますが、対象外とした9校を含むすべての学校を対象に適正配置を行ったら、余剰人員、過員となる教員の数が多くて、後志管内で受け入れることができないから4校にとどめるように、後志教育局から言われたからではありませんか。

次は、子どもたちにとって、よりよい教育環境の整備を図ることに關してです。端的に伺います。世界と日本の教育の流れとして、少人数学級が広がっているとき、逆に適正配置計画によって新たに40人学級が生まれることは、時代の流れに逆らう極めて重大なことと言わなければなりません。受入れ校である花園小学校は、18年度4年生が40人1クラスになり、これが6年生の卒業まで続きます。高島小学校では、18年度適正配置計画によって、5年生は80人2クラスで、これも引き続き6年の卒業までです。これについて何の対策もないのはどうしてでしょうか。適正配置計画の目的に全く反するではありませんか。せめて、適正配置後は1クラスの児童数が今よりも少なくなるというのならまだしも、教育条件の悪化を適正配置によって作り出す言語道断なことと言わなければなりません。お答えください。

次に、児童や保護者の間に不平等を新たにつくり出すことを行おうとしている問題です。適正配置受入れ校の1年生は、40人以下でも2クラスにするのに対し、対象外の学校、緑小学校では19年度は新1年生は40人です。最上小学校は20年度新1年生は40人です。ところが、対象外の学校の新1年生は40人1クラスのままと保護者へ説明しているのです。これは憲法第26条国民の教育を受ける権利、受けさせる義務に關して、その条件に重大な差別を持ち込むもので、絶対許されない問題です。

また、適正配置に伴うスクールバスの新たな運行についても、ルートでも問題を含んでおり、何よりも現行

の通学バス代助成との関係で、大きな格差を新たに生むこととなります。これらは適正配置を関連校の保護者や関係者に何が何でも受け入れさせるために、対象校に有利な教育条件、通学条件をちらつかせて、しゃにむに認めさせようという許すべからざる卑劣な手段と言わざるをえません。お答えください

次に、適正配置によって学校規模が大きくなり、いじめ、不登校が増えるのではないかという問題です。市教委も承知しているように、小樽市内においても、学校の規模が大きくなればなるほど、いじめ、不登校の件数が多いのが事実ではありませんか。この現状を学校の名誉などと校名を伏せて、その実態を市民に明らかにしないまま、学校の規模を大きくし、あえていじめ、不登校を増やすような教育条件をつくり出すのか、その理由をわかるように説明してください。

また、いじめ、不登校などを根絶する根本対策は、適正配置実施計画案には示されてもいません。お答えください。

次に、1学年1学級でも立派な教育をしている問題です。適正配置計画案では、先ほど指摘した説明会のまとめの概要の中で、おくれませながら、その目的を学校の活性化を図ると言っています。それでは、廃校の対象になっている学校は、廃校にしてしまわなければならないほどに活性化する必要があると判断しているのか、見解を求めるものです。

一連の説明会で、保護者などからのこの質問に市教委の説明は、それぞれの学校で特色ある教育をしているとの説明でした。それであれば、あえて適正配置を行う必要があるのかの根本的疑問が出てきます。適正配置計画の必要性を改めて、だれもが納得いくように説明することを求めるものです。

以上、適正配置計画案は、どこから見ても大義もなければ道理もありません。指摘したことに関して、教育委員長の見解を求めるものです。

次に、適正配置実施計画案を進める教育委員会の姿勢についてです。

この間の説明会では、保護者や地域関係者、OBの方々から小樽の教育、とりわけ今回の適正配置実施計画案に対する貴重な意見が多数寄せられました。ところが、説明会に出席せざるをえない教育長を除く教育委員のだれ一人として、この間の説明会に参加していません。廃校になる関係者はもとより、関連校の保護者、地域の方々の学校を思う切々たる訴えや子を思う立場からの保護者の切実な声を直接聞いていません。この配置計画案を推進する教育委員会の事務方から各教育委員会は説明を受けているだけです。こんなことで教育委員として崇高な責任を全うすることができるのか。教育委員長の見解を伺います。

適正配置計画の説明会に関して伺います。現在の問題点は、学校説明会で出された保護者やOB、地域関係者の意見をどのように受け止めているかです。2月24日の学校適正配置調査特別委員会の市教委の説明では、質問要望については回答する形式をとっていますが、適正配置実施計画案そのものの白紙撤回や関係者の合意をとってから実施すべき、また早すぎる、もっと時間をかけてなどの意見が大半を占めている。これについては全く無視して、計画案どおり進めると繰り返し表明し、これらの説明会での保護者、地域関係者の貴重な意見には一切耳をかしていない。こんな不そんな態度はあるのか。いったい何のための説明会だったのか。保護者への説明会の冒頭に、教育長は皆さんの意見・要望を伺いたいとあいさつで述べているではありませんか。聞かせてくれとお願いしておいて、意見・要望を出したら、これについては顧みもしない。こんなことでどうして意見を聞くための説明会と言えるのでしょうか。

次は、11月と12月の2回の説明会で、適正配置実施計画案についての説明を主題としていたにもかかわらず、4校以外にも廃校にするかのような説明をし、実施計画案と違う説明をして父母の批判をかわし、難を逃れるというあるまじき対応をしました。これだけでも適正配置実施計画案は検討に値しないものであることは明らかです。うその説明をしていたことを我が党に指摘されて、その誤りを認めただにもかかわらず、説明不足で誤解を与えたと強弁する文書を保護者に配って終わりにする。これでけじめをつけたなどと言えるものではありません。

ません。昨年12月4日の量徳小学校の説明会で、保護者の皆さんから石田前教育長は最初の説明会で小学校の適正配置計画は四、五年かけて行くと説明していたのに、なぜ急いで18年4月から実施するのか。早めた理由を説明せよとの質問に、議会から早くやれと言われていて、我々議員が傍聴している前で公然とうそをつく。もはや教育委員会職員として、その資格が問われる問題です。私も傍聴していましたから、あえて発言し、うその説明は訂正させました。議員がいなかったら、平然とうそをついてみずからの責任、保護者・地域関係者に理解してもらうことをしようとしてもしない無責任きわまる態度です。さらに、今度は2月26、27日の説明会では、適正配置実施計画案は議会で決めるものとの説明を始めるありさまです。ここでも責任回避です。みずからの責任で計画案を保護者・地域の関係者に理解させようとしなくて、議会が議会がと言って責任逃れに終始する。これで説明責任を果たしたと言えるのか。一連の説明会を傍聴させていただいて、適正配置計画案は説明にも値しないものであり、撤回以外ありません。少なくとも、最大公約数として実施時期を延期して、関係者の合意を得ることが必要です。

以上のことについて、教育委員長の見解を求めます。

最後に、新年度予算案にかかわって二つのことを伺います。

ごみ有料化で市民に多大な負担をかぶせる予算が提案されています。

初めは、焼却炉建設にかかわって、プラスチックの処理について現在心配な事態が東京都で起こっていますので、質問します。市長もご存じのように、杉並区では不燃物の排気過程で、先例のない新しい型の化学物質暴露による健康被害が引き起こされ、不燃物のごみ中継所付近の住民が9年前の操業開始直後から疲労を感じやすくなった、鼻が詰まり鼻水が出るようになった、頭痛を感じる、いらいらして怒りっぽくなった、下痢がある、せきが出る、目の焦点が合わなくなった、物忘れがひどくなったなどの症状を訴え、東京都も巻き込んだの争いになっています。被害を受けている住民に科学者グループも加わり、原因の特定とその補償を求める運動に発展しています。原因はプラスチックを含む不燃物のごみ中継所で発生する化学物質による健康被害ということでは、東京都と科学者は一致しているようですが、原因物質は東京都や杉並区はプラスチックの圧縮過程で発生した硫化水素との見解です。ところが、硫化水素を原因として被害を受けた住民が損害賠償を申請したら、因果関係が証明されないとして、一人も賠償の対象とはされませんでした。このこともあり、科学者は原因は硫化水素ではないのではないかと、さらなる原因究明に立ち上がっています。小樽では、現在プラスチックを処理する過程で圧縮する工程はないのか、杉並区のような心配はないのか、市長は現状をどのように把握しているのか、対策はどうとっているのか、お聞かせください。

また、平成19年度以降、新しく建設されるリサイクルプラザでは、一般家庭からの廃プラスチックを処理しますし、事業系は引き続き民間業者が処理しますが、この心配に対する対策は大丈夫なのか、説明してください。

ごみ有料化に伴って、減免制度は新生児のみ対象とする。先ほどの答弁では高齢者にも配慮とのことですが、ところで、障害者、低所得者へはどう配慮するつもりですか、お答えください。

最後に、消防署所及び職員の適正配置計画の中止を求める立場から質問します。

消防の適正配置計画に基づく一環として、この4月から高島出張所を手宮出張所に統合し、手宮出張所を手宮支署に格上げし、現在の高島出張所を手宮支署高島支所と格下げするとのことでした。昨年12月の消防本部の各党への説明では、消防体制は現在とほぼ同様な体制でありますとのことでした。しかし、この4月からは高島支所から消火活動に出動する消防車には、場合によっては隊員3人乗車が常態化することになります。消火活動の最前線に立つ放水の筒先を持つ隊員が、一人で放水する時間帯が圧倒的に増えることになり、これがまともな消火活動なのか。また、火災現場で命を危険にさらしながらホースの筒先を持つ隊員の身の安全を保障することになるのか。これは明らかに消火体制の後退であり、市民の命を守り、財産を守る上から重大な問題

だと言わなければなりません。市長の見解を求めるものです。

次に、消防適正配置計画そのものに関して尋ねます。一昨年、花園消防署の1車減車を皮切りに適正配置が進められ、これまで職員が10人減らされてきました。かつて消防自動車1台当たり乗車定員が7人であったのが5人に減られ、さらに5年前の消防力の基準の改定で1車当たりの定員が場合によっては4名でいいというように追加され、さらに減らされました。ところが、小樽市の現状は減らされた消防力の基準をさらに下回る1車当たり4人、場合によっては3名となっています。ところが、先ほど指摘したとおり、今度は3人を常態化するというひどいものです。こういう適正配置計画が実行され消火活動をはじめとする消防活動に問題はなかったのか、改善を要する課題はなかったのかについて説明してください。

また、適正配置計画に基づいて、今後、長橋出張所を廃止する計画ですが、その対象区域には古い住宅がたくさん残っており、廃止は市民の不安を著しく増大させるものです。市長の承認の下に、消防本部が今進めている適正配置計画は、命をかけて市民の安全と財産を守っている消防職員が余っている、遊んでいると言わんばかりに聞こえます。また、出火元の市民は、これからは消防車の到着は遅れるので、全焼は覚悟せよと言わんばかりに聞こえます。こういうようにとられる適正配置計画は直ちに中止することを求め、市長の見解を求めます。

再質問を留保して、終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 北野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、平成17年度予算の基本的な考え方がありますが、厳しい財政状況にあって、一昨年から取り組んでいる財政健全化の効果を着実に反映させるほか、徹底した経費の削減と事業の厳選を行い、平成16年度当初予算の赤字額19億円を増やさないと姿勢で編成に当たりました。参画する一部事務組合の母体負担軽減や道などの負担割合についても、精力的に協議を行ってまいりました。また、職員には給与の削減率の拡大を、市民の皆様には新たな負担をお願いいたしましたが、本市の財政の窮状はさまざまな機会をとらえて訴えてきておりますので、職員や市民の皆さんにもご理解いただけるものと考えています。

次に、除雪費の補正で健全化の道筋が見えてこないというご指摘ですが、平成17年度予算は16年度の赤字額約19億円を増やさないと姿勢で編成いたしました。このたびの除雪費の補正予算は1月の降雪と低温による例年以上の積雪で、道路状況が悪化していたため、排雪作業を前倒しで行いましたが、その後も続いた降雪に対応するためのものであり、市民生活を第一に考えた結果の決断であります。

次に、18年度予算についてでありますけれども、まずこれまでの財政健全化の取組では、職員給与の削減を引き続き行い、2億円程度の効果を見込んでいるほか、入湯税の見直しを関係事業者や市民の皆様のご理解をいただいた上で実施をし、5,000万円程度の増収を考えております。さらに、近くお示しする新しい財政健全化計画に基づき、健全化のさらなる取組を着実に実施していきたいと考えております。平成18年度の収支は、公債費は若干減少するものの、退職者の増や老人保健の公費負担率の引上げなどがあり、一般財源が伸びない中で厳しくなるものと考えております。

次に、三位一体の改革でありますけれども、平成16年度は予算編成作業中の年末に、突然地方交付税と臨時財政対策債の大幅な削減が一方向的に示され、本市のみならず、全国の自治体で予算編成に混乱を生じました。このように、地方財政に大きな影響を及ぼす一方向的な削減となりましたので、それはとうてい容認できること

ではなく、率直な意見を表明したものであります。

今後の地方財政計画の見直しと対応につきましては、本年1月21日閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望 - 2004年度改定」で政府は、「2010年代初頭における国・地方をあわせた基礎的財政収支の黒字化を目指し、平成19年度以降の財政収支改善努力に係る歳入歳出を一体とした改革の検討に着手し、重点強化期間内にその結論を得る」としています。そのため、平成19年度以降、地方に対してよりいっそうの歳出抑制が求められ、地方財政計画を通じた地方交付税の削減圧力が、国の財政当局から求められるものと認識しております。

また、昨年11月26日の三位一体の改革についての政府・与党合意では、地方財政に関する予見可能性を向上させるための中期財政ビジョンの策定が明記されました。今後はその策定過程において、地方六団体が参画し、国と地方が率直に意見を交わし、今後増大する公債費やいわゆる団塊の世代の退職金問題、制度改革による社会保障費などの財政需要や地域間の格差のある税財源対策などについて、適正に算定され、地方財源の確保がなされるよう、さらに結束を固めて取り組む必要があると考えております。

次に、財政健全化計画に基づく施策についてでありますけれども、市長就任以来、常に市民の皆様の福祉の向上を図ることを念頭に市政を遂行してまいりました。この基本姿勢は今日も変わっておりません。財政健全化につきましては、厳しい社会経済情勢の中でも、安定的に継続可能な行政運営をなすうる財政体質をつくることを目的に、すべての事務事業について聖域なく見直すとの姿勢で取り組んでいるところであります。この見直しに当たりましては、事業の必要性などを考慮し、国や道などの制度内容を上回っているものや道内他都市と比較して、高サービスや経費増になっているものについて検討を行ったところであります。現在、本市の置かれている厳しい財政状況を考えますと、これまで行政が負担をしていた費用の一部について利用者の方々に適正にご負担いただくことが、地方自治法の趣旨に反するとは考えておりません。なお、私はその時々々の役割と責任に応じて、市民要望や行政上の必要性をじゅうぶん検討の上で判断をし、業務を進めてきたところであります。

次に、市税の今後の見込みでありますけれども、このたびの三位一体の改革では、国から地方への税源移譲は所得税から個人住民税への移譲により行うものとし、その基本は個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とすることとされております。この改革を受けて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しが行われるとのことでありますが、その内容も不明でありますことから、現時点で今後の市税の推移を正確に見積もることは困難でありますので、今定例会中にお示しをする新しい健全化計画におきましても、平成17年度市税収入見込額と同額で推計したいと考えております。

次に、市民サービスや職員給与の回復の見直しでありますけれども、現在、市が提供している市民サービスにつきましては、その在り方や負担が公平で適正であるかについて今後とも検証を行い、見直しが必要なものについては随時見直しをまいりたいと考えております。また、職員の給与につきましては、平成17年度は5パーセント、平成18年度は7パーセントの削減を考慮しておりますが、平成19年度以降の職員給与につきましては、現在平成17年度の人事院勧告で官民給与格差の是正を図ることも検討されておりますので、その推移を見ながら判断する必要があるものと考えております。

次に、新しい財政健全化計画でありますけれども、地方がみずからの権限と責任において、安定的に自立した行財政運営を図ることが求められており、そのためには時代や住民ニーズに的確に対応できる弾力性のある財政構造とすることが不可欠であります。そのため、新しい財政健全化計画では、本市の人口規模などにふさわしい行財政運営を基本とし、組織・機構改革のいっそうの推進、これまでの健全化の取組を踏まえた事務事業のさらなる見直しと事業の検証、行政と民間の役割分担の明確化及び市民と協働の行政推進を基本方針としたいと考えております。

次に、築港駅周辺再開発についてのお尋ねでありますけれども、まず再開発に係る市債の償還が市の財政を圧迫しているのご指摘でありますけれども、確かに公債費は平成16年度、17年度がピークとなり、市財政の厳しさの一因となっておりますが、築港駅周辺再開発はそのときの判断として本市経済の活性化のために実施してきたものと思っております。

また、OBCの法人市民税は幾ら予定したかということでありまして、法人の形態や企業収益など予測困難な要因があるため、個別には算出できませんので、そのような予定は立てておりません。

次に、小樽ベイシティ開発の再生計画につきましては、再生債権の弁済や資本の増減資などは既に終了し、現在別除権者の協力を得ながら、収益構造の改善に努めているところであります。しかしながら、収益の改善の柱である新たなリーシングによる空き床の解消につきましては、これまで書店や家具店などの出店がありますが、一方では退店もあることから、予定どおりに進んでいない状況であると聞いております。また、エネルギーコストにつきましては、昨年エネルギー供給会社との調整の中で一定程度の縮減はなされましたが、抜本的な解決はこれからと伺っております。いずれにいたしましても、再生計画の下で収益改善に向け、懸命に努力を続けているところであると伺っております。

次に、築港駅周辺再開発に対する判断でありますけれども、現在、築港駅周辺地区の商業施設では、2,400名を超える雇用があり、購買力の市外流出の防止にも一定の役割を果たしていると考えております。また、中高層住宅地区では、道営住宅と民間分譲マンションの建設が決まっており、将来的には約650戸の住宅街が形成され、これによって定住人口の確保も見込まれることから、地区の活性化に弾みがつくとともに、本市の人口減少にも歯どめがかげられるものと期待しております。しかしながら、JRなどが所有します3.8ヘクタールについては、未利用地となっていることから、土地利用を進めることが大きな課題となっており、庁内はもとより、地権者とも協議を進めているところであります。今後、この土地利用が進むことにより、ウイングベイ小樽などとの相乗効果を生み出すことができ、当該地区や本市の活性化が図られるものと期待しております。現時点での事業の評価については、難しいものと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

初めに、石狩湾新港であります。まず新港建設に対する新たな投資についてということでありまして、このたび国土交通省が今後の重要港湾の整備の考え方として、新規投資に当たっては、事業評価のなおいっそうの厳密化やコスト縮減等の重点化を進めるとした高度利用推進港湾に、小樽港とともに石狩湾新港も区分されたところであります。この区分につきましては、直ちに新たな投資を促進するものではないと聞いておりますが、石狩湾新港につきましても新たな施設整備が必要な場合には、従来にも増して事業の緊急性や整備効果を検討し、その可否が判断されるものと考えております。

次に、東地区の防砂対策であります。昭和47年の当初計画では、現地調査に基づき漂砂の卓越方向や発生水深を確認した上で、東防波堤の先端に漁港区の港口が計画されました。その後、東防波堤の厚田側に予想以上の漂砂のたい積が見られ、漁船の航行に支障が生ずるようになったため、平成9年の港湾計画の改訂において、港口を沖側に移設するとともに、既設の港口を閉鎖し、既設防波堤100メートルを活用した延長300メートルの防砂堤が計画されました。しかし、平成13年秋に例年になく高波が集中し、防砂堤の能力を超える砂のたい積が進み、再び漁船の航行に影響を及ぼす事態となったため、防砂堤をさらに200メートル延長し、500メートルとする港湾計画の変更が平成16年に行われたものであります。

また、航路護岸工事につきましては、旧港口から港内に流入し、たい積した砂から航路を守るために航路しゅんせつとあわせて整備しているものと聞いております。いずれにいたしましても、これまでの対策は、その時点での最新の調査研究に基づきじゅうぶんに検討されたものと伺っておりますが、結果的に計画変更を重ねることになったことは残念なことであり、今後とも施設整備に当たっては慎重な検討を行った上で進めていた

だきたいと考えております。

次に、石狩湾新港に今後とも市税を投入するかということでございますが、港湾整備に関する技術は確実に進歩しているとはいえ、自然界の現象につきましては、依然として予想困難なことが多いのも現実であります。石狩湾新港に限らず、港湾の機能の確保にはさまざまな課題を解決しつつ歩んでいかなければならないものと考えており、今後とも地域開発を推進するため、組織母体としての義務を果たしてまいりたいと考えております。

次に、マイナス14メートルバースの利用計画と使用料・手数料の見通しであります。利用計画につきましては、チップ97万5,000トン、石炭41万トン、原木12万トン、水産品7万7,000トン、金属くず5万トンを見込んでいます。また、使用料・手数料の見込みについてですが、利用する船舶の船型や貨物の形態により、料金が異なることから想定は困難であると考えております。いずれにいたしましても、管理組合に対しましては、利用の促進と収入の増加につきましては、最大限の努力をするよう、強く要請をしております。

次に、小樽港の整備でありますけれども、まず第2号ふ頭荷さばき地整備事業と第2号、第3号ふ頭給水施設整備事業でありますけれども、これらの整備は制度上港湾機能施設整備事業としての起債事業となっております。また、国の方針で新規事業が抑制されているのではというご指摘でありますけれども、平成17年度の港湾整備事業といたしましては、国直轄事業の北防波堤の改良や補助事業の小樽港縦貫線の整備、小樽運河の浄化対策事業を行うこととしており、国土交通省による今後の重要港湾の整備の考え方が小樽港の整備に大きな障害になっているとは考えておりません。

次に、小樽港の活用と整備近代化の方針でありますけれども、小樽港につきましては、従来からの穀物輸入基地や日本海側のフェリー拠点港としての地位を確保するとともに、今後も伸張が見込まれる中国定期コンテナ航路の充実やロシアなどとの対岸貿易の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、近代化の方針につきましては、これまで船舶の大型化への対応やコンテナ取扱施設の整備など、鋭意進めてまいりましたが、今後老朽化し、利用率の低下が見られる既存ストックの有効活用や近年要望の多い水辺環境の活用策など、小樽港の特徴を生かした整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ有料化に伴って何点かお話がありましたけれども、初めに東京都杉並区のごみ中継施設の周辺住民の健康被害に関連して、小樽では現状プラスチック処理する過程で圧縮する工程があるかどうかということでありまして、杉並区の場合はプラスチックを含む不燃ごみを圧縮し、中継する施設であり、杉並区と同様の施設は小樽市内にはありません。市内には、プラスチックのみを資源物として分別収集し、圧縮する中間処理施設としては、現在、天神のリサイクルセンターと民間の4施設があります。

また、杉並区と同様の心配はないか、対策は大丈夫かということでありますけれども、類似の施設は全国に数多くあると思われませんが、この事例は杉並区だけで起きており、他の施設ではそのような事例は聞いていないこと、市内の処理施設では取り扱う廃棄物の種類が違うこと、また分別収集後施設内で種類ごとに分けて洗浄などの上圧縮することから、処理方法が異なること、さらには圧縮処理を室内で行っており、現状では杉並区と同様の事例がないことから、現時点では特に問題はないものと思っております。しかしながら、資源物とはいえ、廃棄物を中間処理する施設であることから、周辺環境に影響を与えないよう、今後ともじゅうぶん指導してまいりたいと考えております。

また、平成19年度から供用開始されるリサイクルプラザについては、プラットホーム、受入れホッパー、破碎・圧縮、選別の各工程でバグフィルターを通した上で排気を行い、粉じんなどの飛散を防止するとともに、工場排出については滞留することなく適正な排水処理を行うこととしております。

次に、家庭ごみ減量化・有料化に関連しての高齢者を在宅で介護している家庭への指定ごみ袋の助成であり

ますが、在宅介護世帯につきましては、助成対象の範囲の特定や入院、退院、施設入所などの実態把握が難しい点もあり、これまで検討課題としてまいりました。しかしながら、在宅介護を受けている高齢者は紙おむつの使用量が多い実情にあり、指定ごみ袋の無料配布についての要望もありますので、他の助成制度も参考にしながら、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、障害者、低所得者についてであります。障害者で紙おむつなどを使用する方については、他の福祉施策との関連を考慮しながら、指定ごみ袋の無料配布について検討してまいりたいと思っております。また、低所得者については、今後の状況を見ながら検討をする予定であります。

次に、消防の適正配置計画に基づく高島支所制でありますけれども、火災現場での消火活動は1車4名又は3名の乗車人員で、筒先担当者2名の放水を基本としております。これまでも状況によっては一時的に1名放水を行ってきたところであり、また隊員の安全管理については、日ごろからじゅうぶんに注意を喚起しているところでもあります。いずれにいたしましても、支所制になりましても、従前同様に行ってまいりますので、消火体制の後退にはならないものと考えております。

次に、消防活動の問題はなかったかということでありまして、15年度から始まった適正配置計画の中で、これまで幾つかの施策を実施してきましたが、現時点では特に問題点や課題はなかったものと考えております。また、改善する課題についてでありますけれども、花園管内居住者によるポンプ車の編成については、他のポンプ車と同様、2次出動から3次出動時の招集について見直しを行ったところでもあります。

最後に、適正配置を直ちに中止せよということでありまして、この計画は消防を取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成15年度から平成24年度までの10年間を目途に段階的に幾つかの施策を実施していくものであります。今後とも計画が推進できる環境が整ったものから実施してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 平成17年第1回定例会の代表質問に当たりまして、北野議員から教育委員長の出席の要求がございました。小学校適正配置につきましては、重要な時期を迎えている中で、教育委員会として対応が遅くなり、委員長の日程調節をすることができず、本日、議会に出席することができません。このため、教育委員長代理として教育委員長職務代理者である鈴木委員が出席することになりました。議員から早い段階から要求されてございましたが、教育委員会として適切に対応できなかったことに対しまして、深くおわび申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育委員会委員長職務代理者。

**教育委員会委員長職務代理者(鈴木美代子)** 教育委員長にかわりましてお答えいたします。北野議員のご質問にお答えいたします。

まず、適正配置後の学級数についてであります。今回の計画案は新1年生2学級を確保するため、通学距離、生活圏の状況などを総合的に配慮し、該当校を決めたものであり、平成22年度以降についても適正配置の目的を踏まえ、1学年2学級を確保するなど、全市的に見直しを図っていかねばならないものと考えます。

次に、1学年1学級の学校についてであります。実施計画案から除かれた8校については、今後の児童数の推移を見極めながら、そのよさを享受できるよう、検討していくこととなります。

次に、新しい出会いについてであります。適正配置に伴い、これまで親しんできた学級が変わることによる保護者の皆さんの不安については、理解ができます。本来、子どもには進んで新しいものを求めようとしたり、思いやりの心を持って他人に親切にしたりするなど、好ましい人間関係をつくり上げようとするよさや可能性も持っています。出会いの初めは、戸惑いや遠慮も見られるでしょうが、時間が経過するにつれてそれ

を乗り越え、切り開いていく力が子どもには備わっていると考えます。この考え方に立って、先生方には開かれた学級を目指して、学年の先生と力を合わせながら、よりよい学級づくりを進め、子ども一人一人が新しいことに興味や関心を持って挑戦したり、自分のよさや可能性を見出したりするなどしながら、大きな成果を上げてほしいと期待しています。

次に、学級規模と学力についてであります。集団を通して進められる学校教育にとって、さまざまな集団をつくって学習することが大切な要素の一つとなります。学力の形成には、教員の指導力や子どものこれまでの経験、家庭環境などが複雑に絡み合うものです。学習活動では、子どもの実態によりそれぞれの教科のねらいや学習の内容に応じて、学習集団を小さく分けたり、学年全体で大きな集団にするなど、工夫改善を図ることが大切だと考えております。

少人数によるきめ細かな指導は、1学年2学級規模の学校でも可能でありますし、先生が増えることにより、学習するための集団をいろいろ工夫することができ、集団による学びのよさがいっそう発揮できるものと思えます。

次に、適正配置の目的についてであります。実施計画案では具体的に述べておりませんが、平成11年2月26日制定の小樽市小中学校適正配置基本方針で目的を掲げており、このことを1回目の地域説明会で説明しました。また、今回、保護者からの質問がありましたことから、具体的に提示をしたものです。

次に、全校児童又は全校児童を二分割したことについてであります。できるだけ多くの子どもたちがそろって同じ学校に通学できるよう配慮したものです。また、全市的に適正配置を行わなかった理由として、学校間距離や新1年生が2学級確保されること、通学区域が細分化されることなどが挙げられ、この適正配置計画は小樽市教育委員会としての考え方であります。

次に、学級編制についてであります。実施計画案では適正配置後の新1年生において2学級を確保し、小樽の子どもたちにとって、よりよい教育環境の整備・充実を図ることを目的としています。また、受入れ校において、新1年生が40人以下となった場合は、北海道教育委員会と協議し、市費で採用することも含め、2学級を確保することとなっています。学年2学級を確保し、継続することで適正規模の学校がつくられていくものと考えます。なお、現行の学級編制基準は40人となっておりますが、チーム・ティーチングや少人数指導を希望する場合には、加配措置を受けることができるよう申し出るようになっております。

次に、対象外の学校についてであります。平成22年度以降、児童数の推移を見極めながら、適正配置について検討してまいります。なお、該当校については2学級を確保するため、特別な扱いとしたものです。

次に、スクールバスの運行についてであります。実施計画案では通学距離が2.4キロメートルになる手宮3丁目地区の児童とガードレールなどの設置が困難な中野植物園付近の児童に対して、スクールバスを運行し、登下校の安全を確保するものです。現在、保護者の負担軽減のため、冬期間バス助成をしておりますが、適正配置におけるスクールバスとは目的が違いますので、格差があるものとは考えておりません。

次に、学校規模といじめ、不登校の関係についてであります。いじめや不登校の発生につきましては、家庭の環境や友人関係などさまざまな理由が複雑に絡み合って発生していることが多く、学校の規模によりいじめや不登校が増加するとは受け止めておりません。学校ではさまざまな問題が指摘されておりますが、学級担任が一人で問題を抱え込むのではなく、それぞれの学級の独自性を尊重し合い、先生が互いに分担・協力し合って進める学習指導や生徒指導を充実することが大切だと考えております。

また、適正配置の有無にかかわらず、いじめや不登校はどの学校でも起こりえるという思いを持って、校長を中心に学級担任はもとより、スクールカウンセラーを活用するなど、相談体制の充実を図ることが大切であるとと考えております。

次に、学校の活性化についてであります。各学校では保護者や地域の皆さんのお力添えでそれぞれの持つ

ている特色を生かした教育活動が行われています。また、適正配置を実施することにより、今まで以上に多様な意見が生まれ、学習内容の深まりや広がりが見られ、いっそう活力ある教育活動が行われるものと期待しています。さらに、クラスがえをすることにより、心機一転さまざまな友達をつくることのできるよさもあると考えております。

次に、適正配置の必要性についてであります。地域説明会においてパンフレットにも示しています「やる気・元気・みなぎる学習」「みがき合い・高め合う学校」「2学級で広がる学び」など、適正配置により得られる教育効果について理解を深めていただく努力をしております。今後もさらに理解を得るため、説明の場をつくってまいります。

次に、地域説明会への出席についてであります。教育長は教育委員の中から選ばれた教育委員の一人であり、教育委員会は会議を通して意思決定をします。その教育委員の一人でもある教育長が出席しており、その都度状況について説明を受けながら、地域や校下の方々の学校に寄せる思いを酌み取ろうと心がけております。教育委員としてさまざまな活動を通して、市民の方々から教育問題に関する意見を聞いておりますが、最近は適正配置にかかわることが多く寄せられております。その内容については、その都度、教育委員会定例会などで紹介されて話し合われております。

次に、地域説明会についてであります。昨年11月から延べ26回開催し、関係する保護者、地域の方々に実施計画案を説明いたしました。これまで各会場で出された意見・要望を集約し、具体的な対応策を示してまいりましたが、今後とも皆さんの意見・要望を聞きながら進めていきたいと思っております。

次に、説明会にかかわったの文書についてであります。適正配置の実施時期を早めたことの説明と、今回提示した実施計画案は、4校で終わらないかのような説明の2点について参加者に誤解を招いたことのおわびをしたものであり、了解いただいたものと考えます。

最後に、実施時期と議会とのかかわりについてであります。さまざまな意見の一つを皆さんにお話したものであります。また、計画案と議会とのかかわりについては、小樽市立学校設置条例の一部改正を議会にお諮りすることを説明し、理解を得たものと思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 最初に、教育委員会にお尋ねします。

今の職務代理者の答弁を丁寧に伺いました。まず、率直に言わせていただければ、職務代理者はこの間の説明会には一度も参加されておられません。今、職務代理者が答弁された圧倒的多くは、これまでの説明会で教育長以下幹部職員が、父母や地域関係者の質問に答える形で説明をされているのと同じ内容であります。私は、その上に立って、それまでの説明では納得がいかないと、こういう父母の皆さんが多いわけですから、そういう気持ちを代表して、皆さん方が説明会で行われたその説明をまとめて矛盾があるというふうに向ったわけです。ところが、答弁は説明会で出されたことの繰り返しがほとんどです。こうなるのも、教育委員である方々が地域説明会に参加をして、父母や、あるいは地域関係者、OBの皆さんの意見を聞いていないから、そういうことになるのではないのでしょうか。これが一番大きな問題点です。

ですから、改めてポイントについてでけっこうですから、説明会に出ておられる教育長が、私の1回目の質問で私が整理して質問しているわけですから、それに沿ってお答えをいただきたい。職務代理者が説明会に参加しておられないから、無理からぬ点があると思いますので、あえて職務代理者には答弁を求めることはいたしません。

その上に立って、二つ目の質問は学力向上の問題です。いろいろ言われますけれども、アメリカでも50年にわたって、子どもたちにどうしたら学力を向上させることができるかと研究がされている。日本でもそうです。

いろいろな機関あるいは研究者、関係者が行っているわけです。その中で、最大の問題は、1クラスの児童数・生徒数を少なくすること、これが学力向上にとっての基本問題だということになっているのです。もちろん、部分的には先生方の教え方にも影響が出るということは否定はいたしません。しかし、基本については私は聞いているわけですから、こういう1クラスの生徒数を少なくする方向が世界でも日本でも主流になっているときに、適正配置計画でなぜ現行の児童数よりも多い40人学級をつくらなければならないのか。あるいは40人に満たなくても、現行の1クラスの人数よりも多い児童数にしなければならないのか、ここが父母の皆さんが納得のいかない一つの大きな問題点です。かみ合ってお答えください。

次に、職務代理者の答弁の中で、適正配置実施計画案の目的が、最初に配られた去年10月の教育委員会で決めた実施計画案の中に目的が書かれていない。これをもって、目的が書かれていない計画案を説明会で配って説明したのです。こんなことはないのではないですかということを私は聞いたのです。そうしたら、基本計画に書かれてあるとの説明です。

それでは教育長に伺いますが、今回の説明会に参加した父母の皆さん、関係者の皆さんで、基本計画を手に入れて目的に目を通す、そういう条件のある方はおられたというふうに判断しているのか、この点について、三つ目にお伺いしたい。

それから、適正配置計画の1回目の説明会の概要の中で、父母の質問に答える形で適正配置の目的が4行にわたって書かれている。その中身は3点です。これは質問で指摘をいたしました。

そこで、活力あふれる教育活動の実現を目指すというけれども、質問で聞きましたけれども、答えていないのは、それでは廃校にする学校は活力がないから廃校にするのかということについてはどうですか。お答えがありません。

それから、よりよい教育環境の整備・充実を図ると。言葉ではきれいに書いているけれども、実際はそうなのだろうか。例えば、北手宮小学校と手宮小学校を手宮西小学校に統合して、ぎゅうぎゅう詰めの教育を行うのですよ。あるいは高島小、花園小でも新たに40人学級をつくるのでしょうか。これが教育環境の整備・充実になるのですか。逆ではないですかということを具体的に言っているのです。皆さん方はきれいな言葉で言うけれども、具体的な事例をもって、私の心配は無用だというふうに答弁してください。具体的な事例を出さないうで、小樽の学校の実態に即して答弁しないということは許されないことです。

それから、学校の説明会で1学年1学級は活力がないかのように一方的に断定しています。ところが、量徳小学校の説明会で、父母の皆さんから一斉に出された教育委員会が高く評価した運動会についてはどうですか。量徳小学校の運動会は小樽一すばらしいというような表現で、父母の皆さんにもこれまで説明していたのです。一方、名前は言いませんが、大規模校、ここの運動会はおもしろくないということで、その関係者が量徳小学校に視察に来て、なぜ喜ばれる立派な運動会になっているのか、学んでいったのではなかったのですか。こういう小樽での具体的な事例があるにもかかわらず、あなた方は抽象的な言葉でしか説明会では言わない。だから、納得を得られないのです。こういうこともありますから、ぜひ教育長は学校説明会、すべて参加しているわけですから、抽象的でなくて具体的にお答えいただきたい。

私をはじめ共産党の市議団は手分けして、11月から始まったすべての説明会に参加をさせていただいて、父母の皆さんの話に真剣に耳を傾けました。子どもを思う気持ち、学校を愛する気持ちは本当にすばらしいものです。ところが、あなた方の説明は場当たりのです。たくさんありますけれども、時間がないから二つだけ指摘をしておきます。

それは、手宮西小学校の説明会で、パソコン室はどうなるかという1回目の説明会での質問に、教育委員会はオープンスペースがあると。オープンスペースでパソコン教室を行うかのような説明をしました。そこで、共産党議員団では改めて手宮西小学校を視察に行きました。オープンスペースですから、教室のスペースの横

に廊下兼用のスペースがあるのです。これをオープンスペースと呼んでいるのです。廊下を広くしたようなものです。そこにさまざまな子どもの作品が展示されているのです。ここでどうしてパソコン教室を開けるのかという疑問をぶついたら、今度は2回目の説明会をまとめた概要の中で、手宮西小学校、受入れ校になったら、パソコン室はどこにあるかといえば、現在、特別活動室と言われているところでパソコン室をやると。このことについては、この概要の説明のときに、参加者に何のコメントもないのですよ。あなた方が態度を豹変したことについて、さっぱり父母に説明していないではないですか。

二つ目、スクールバスのルートについてです。1回目の概要、この中で手宮西小学校へスクールバスを出す手宮3丁目以下のルートが太い実線で示されています。ところが、2回目の説明会に入った段階で、北海道新聞の小樽版にハイヤーの運転手10人に聞きましたと。一番危険なところはどこかと言ったら、手宮のいわゆる薬師神社です。あそこの上へ上がっていく昔の清水交番に上がるあの坂が小樽で一番危険だということが写真入りで報道された。そうしたら、慌てて2回目の概要では、ルートを変更しているのです。それも質問があるまで言わないのです。こういう場当たり的なことをあなた方はやっているのです。だから、真剣にスクールバスの安全を考えて、交通量、その他を調査して、この図面を引いたとはとうてい考えられない。

以上の点について、まず適正配置計画について教育委員会からお答えいただきたい。

次に、市長に伺います。財政問題です。

市長がおっしゃるとおり、私も質問で指摘しましたが、この大雪で23年ぶりの積雪深ということですから、市民の願いにこたえて2億円、財源用意は1億5,000万円ですが、私はこれを組んだことは評価しています。たまたま補正予算を組む前に、新年度予算の説明があったから、19億円の範囲内でこれが納まることになっていた。そういうふうの説明資料にも書いていたのです。しかし、大雪のために2億円の支出が出たために、19億円を超えるという不幸な事態になりました。除雪予算を組んだことを私は評価していますから、現象的には除雪予算を組んだから20億円を超えるようなことになったと。それはそうですけども、しかし、現象はそうですけども、小樽市の財政再建を考える場合に、こういう類のことはいろいろとこれから想定されるのです。ですから、除雪予算を組んだから財政の展望が見えてこないというのではなくて、そういう事態が起これば、財政健全化の展望が小樽市では持てない状況にあるということを私は心配しているのです。その点について、お答えをいただきたい。

それから次は、サービスカット、人件費の削減の回復の問題ですが、これについて市長から答弁がありました。しかし、健全化計画ということは、これは安定した財源を基に計画を立てるというふうになるのです。私は大辞林という辞典を引っ張って、健全財政という項を見ました。安定した財源というふうに書いているのです。ところが、主人公である市民のサービスを削り、所得を減らし、購買力を落とし、税収を落ち込ませる。こういうマイナス要素をサービスカットでもたらしているわけです。人件費削減も同じことです。こういうマイナス要素をつくり出しておいて、健全化計画ということにはならないのではないか。私は健全化という表現を改めて、財政再建計画というふうにした方が言葉としてもふさわしいと。中身について答弁をしてください。

次に、築港再開発について伺います。市長は答弁を避けています。築港再開発の問題について判断は避けられました。しかし、当初は小樽のためになるというふうコメントしているだけです。これは答弁を回避したとしか思われません。再度お答えください。

それから、小樽ベイシティ開発の床を借りてオープン時から商売しているテナントと、喜久屋書店のように後から入居し、商売をやっているテナントでは、入居の条件が大きく違うはずですが。小樽ベイシティ開発に不利な条件でお願いします、お願いしますと、入居の条件を緩めて、そうして入居していただいていると。喜久屋書店が直接経営しているかどうかは私はわかりません。ですけども、後から入ってきたテナントは、当初から入居しているテナントよりも有利な条件で入居しているはずですが。こういうことを繰り返して繰り返してやっ

ていたら、資金計画が成り立たなくなるのではないかと。いくらそういうテナントが入っても、出ていくとき何の心配もないから出ていきやすい。だから、出たり入ったりが続いているのではないですか。こういう状態をそのままにして、小樽ベイシティ開発の再建はあるのかという問題です。

それから、エネルギーのコスト削減でありますけれども、マイカルエネルギーから電気・蒸気を引っ張っている方は、単価が高いと、あんなところから買う必要がないということで敬遠されているのですよ。だから、マンションを今建設中です。電気は北電から買うと言っているのですよ。道営住宅はそういうことではないですか。道営住宅は、一切マイカルエネルギーから電気も蒸気も引っ張らないと言っているのです。だから、マイカルエネルギーは今エネルギー、電気を供給している、そういうテナントの価格を下げるというふうにはならないのではないですか。そうすると、小樽ベイシティ開発の再建の二つのポイント、エネルギーの価格のコストを下げること、二つは床面積を埋めること、どちらも成り立たないと。これで再建ができるのだろうかとか心配するのが当然ではないですか。そこに踏み込んだ答弁をお願いします。

それから、石狩湾新港の問題ですが、答弁を避けて残念だという表現ですが、石狩湾新港の一番最初の設計が間違っていたのではないですか。私は、管理組合の議会で聞きましたよ。砂浜に防波堤を沖に向かって突き出したら、そこに砂がくっついてきて陸地ができるのです。こんなことはだれもが知っている道理です。ところが、説明は留萌の方に砂が流れていくから心配ないということであの設計をしたのではないですか。ところが、実際は間違っていて被害が大きくなるものだから、途中で港湾計画を改訂して余計なお金、何十億円も使ったのではないですか。こういう無駄なことをやっているのではないですかと、だから、設計を間違っていたのでしょうかと聞いているのです。間違っていたかいないかでいいですから、教えてください。

それから、小樽の港町ふ頭の先端にも水深14メートルバースがあります。水路がまだ13メートルということですが、これを活用しないで、石狩湾新港に337億円もかけて13メートルバースをつくと。ここに北電の輸入石炭、王子製紙のチップ、その他が入るということです。計画が明らかになっているのは、チップだけではないですか。チップのフレートトンで86万トンで計算していただきましたら、昨年の管理組合の第2回定例会で港湾部長も出席していたはずですが、ここでチップだけの使用料の計算をして入港料と合わせて2,000万円いかないのですよ。17年度、今年ですが、西地区の直轄と補助事業の借金返済は、今年1億7,000万円、来年は2億3,000万円、再来年以降は毎年3億4,000万円ずつ金を返していかなければならない。チップだけでたった2,000万円にも満たない使用料だけで、どうやって借金を返していくのですか。けっきょく、小樽市が母体の一員に入っている6分の1の負担に応じて、引き続き現金で払っていくということになるではありませんか。だから、私は西地区全体の借金の償還に合わせて、幾ら入ってくるのか計算しているのですかと聞いているのです。ところが、そちらはわかりませんと。しかし、現実には今指摘したように小樽市は現金を持ち出して、借金払い、来年も再来年もずっとしていかなければならないと。こういうことでもいいのですかと。港湾建設だけはどんどんやるけれども、貨物の見込みはないと、こんなことでもいいのかということを知っているのです。かみ合ってお答えください。

それから、小樽港の問題ですが、市長は北防波堤のことも引用されて、小樽市にも国の資金が入っているとおっしゃるけれども、私の聞いているポイントは、小樽港が古い港だけに設備が遅れていると。整備が遅れていると。これを近代化して今の荷役体制に合わせていく必要があると。こういう比較でいったら、資金が導入されているのかということで考えてみれば、石狩湾新港に比べればお金がつかまわれていないと。既存のふ頭をもっと使えと、施設をもっと使えと、こういうことで、国からそういう扱いを受けているのではないですか。そうでないのなら、わかるように答弁してください。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 北野議員の再質問にお答えいたします。

まず、一つ目でございますが、教育委員会事務局といたしまして、説明会の様子でありますとか、学校適正配置等調査特別委員会の様子につきましては、委員会以外に資料を持ってまいりましたり、詳しく説明しているところでございますが、今、北野議員からのお話ではまだまだ不足のようでございますので、今後さらに説明を詳しくしていきたいということが一つと、もう一つは、現在、私どもは実施計画案について説明し、今後の対応をいろいろ工夫しているところで、プロセスの段階でございますので、学校適正配置等調査特別委員会の様子、さらには各会場からの様子を踏まえて、実施計画案を策定し、また皆さんに示すことになろうかと思っておりますので、情報だけは教育委員にじゅうぶん伝え、さらに今後の説明会もでございますので、それらも踏まえて、どういうふうに教育委員会として対応していったらよいのか、考えてまいりたいと思っております。

次、二つ目、学力向上につきまして北野議員の方から詳しく説明がございました。私どもは現行1クラス40人編制になってございますので、できるだけ国、道のレベルで一人でも減らしてくれたら、その分だけ子どもにも教える教員にも、父母にもいい状況になってくれるなという思いでございますが、なにぶん40人の学級編制の枠を崩すことができないので、少なくともその40人学級が一人でも編制の基準が減るように、今後も各機関に働きかけていきたいと思っております。

なお、適正配置計画では、皆さんご承知のように、該当する学校は、1年生から順次2クラスにしていこうということで、議員の指摘の、では、ほかのところはというご指摘もでございますが、18年度の新1年生からは、少なくともそのような厳しい状況にならないようにという考えの下に、データをとって進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次、適正配置の目的でございますが、先ほど鈴木教育委員長職務代理者から答弁がございましたように、平成11年2月26日制定の基本方針で、目的、2項目だったでしょうか、3項目にきちんとうたわれてございますが、それが平成16年の説明会でそれぞれの親に伝わっているのか、わかるのかという話でございますが、実は15年の説明会のときにもその部分はじゅうぶん私ども説明したはずでございます。それでも漏れる親がございまして、16年の資料にも入れたのですが、恐らく100パーセントにはなっていないのかもしれない。ただ、このところは漏れた部分だけは、私どもとしてはパンフレットを通じて、又は口頭でいろいろと力強く説明しているところでございますので、もし目的についてふじゅうぶんな点がございましたら、今後さらに私どもの方で提示してまいりたいというふうに考えてございます。

次、四つ目、適正配置の目的で活力あるうんぬんです。今でも活力があるのという話でございますが、私どもの指導主事からも説明しましたように、それぞれの学校では複式であっても、大きい学校であっても、それぞれの学校が学校の教育目標の下に、全力で特色ある教育活動を進めているものと承知しております。ただ、私どものこの適正配置と申しますのは、いろいろな方からこれからも指摘を受けながら、直すべきところは直してまいりたいと思っておりますが、今の状況よりもさらによりよいというステップアップを考えて、先ほど鈴木教育委員長職務代理者から説明しましたように、さらにいっそう充実していきたいという思いでございますので、現状のすばらしさはじゅうぶん認識してございますが、それ以上に頑張っていたらというように思いで話しているところでございます。

次、五つ目でございますが、よりよい教育環境の充実ということで、北野議員の方から北手宮小学校と高島小学校のかかわりがございました。私ども、親に直接これまでどちらに行きたいですかという希望を聞き取ったのですが、いろいろな面で抵抗があったら困るなと思って押さえていたのですが、先日の3回目の説明会のときに、実は北手宮の小学校で該当する赤岩地区の父兄がいなかったものですから、あえて皆さんの前で私どもの方で校長、教頭、議員もいらっしやるところでアンケートを出して、子どもたち、親の希望を聞き取

いということをおっしゃっていただきました。それで、今その用紙ができましたので、これから学校を通じて、若しくは郵送で6人でしたか、7人でしたか、そういうので、もし希望があったら、本来でしたら高島小というのが案でございますが、全員がもし手宮西小に行くようでしたら、もちろん案の中身を変えなければだめでございますし、そういうので、一応意向調査を出している皆さんに確認しまして、反対いただかなかったものですので、私どもの方として意向調査をして、そして高島小学校の学級数が先ほどおっしゃっていますように、何かいろいろと子どもたちのいじめとか、そういうトラブルが決して起きないように、そういうような配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

最後は、量徳小学校の話が出ました。1学年1クラスで活力ある運動会だというのは、私はあれにつきましても私どもの指導室に量徳小学校に1年いたものですから、その様子をじゅうぶん、運動会、学芸会、それからマラソンの様子は話したところです。私どもの職員は私の話を聞いて、それを確かめたいということで実際見に行って、すばらしい中身でございました。ただ、私が今思っているのは、先ほど4点目だったでしょうか、3点目だったでしょうか、話しましたように、1学年2学級で今よりもっとすばらしい子どもたちになってほしいという強い願いで、量徳小学校にもあの案を提示したところでございます。

あと最後に、議員がおっしゃいました指摘につきましては指摘として、また私どもの方でさらに検討してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

**市長(山田勝廣)** 北野議員の再質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化の展望が持てるのかというお話でございましたけれども、つくるときには一定の条件をつけてやりますので、その条件がずっと固定されていけば問題ないのですけれども、市税収入が右肩下がりで下がっていくとか、それから国のいろいろな制度が変わるとか、いろいろな条件の変化がありますので、今、展望を持ってやっても、このような雪のためにこういった状況に陥るわけですから、計画をすることが非常に難しいのですけれども、その中で最善を尽くして、今あるいろいろな情報を基につくっているわけですから、これからもそういうものになっていくだろうというふうに思っています。

それから、健全化でなくて再建計画でないかということですが、今度新しく作るものについては、財政再建プランという名称で行きたいというふうに思います。

それから、築港の判断ですが、全体、今マンションなり道営住宅あるいはまたJRの跡地の利用計画、いろいろなものがまだこれからあるわけですから、現時点ではまだ判断は難しいのではないかとこのように言っているわけです。

それから、OBCのテナントの関係ですが、細かいことは私どもからいろいろ口を出すというわけにもいきませんが、ただ今の商慣習といえますが、いろいろな中ではそういうこともあるのではないかと。そのことは、また逆にいいかどうかはまた別問題ですが、そういう実態はあるようには聞いております。ただ、今指摘がありましたように、エネルギーコストの問題と、それから床を埋めるということは私もそう思っていますので、ここをどうするかというのを、直接的に我々も手を出しませんけれども、側面的に応援もしていますし、何か情報があれば我々としても支援をしていきたい。ただ、あそこ問題は非常に大きい問題ですから、これからいろいろ関係の方々もいらっしゃいますから、従来とちょっと環境が変わりましたので、例えばDBJの関係からポスフルに移ったとか、そういった問題もありますので、そういったことも含めてこれからどう対応するか、関係者ともよく協議したいと思っています。

それから、新港の設計の問題、当初間違っていたのではないかとこのお話がありましたけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、設計当初と自然界のいろいろな状況というものは最初から把握できないのではな

いかと、そんなことで設計変更を余儀なくされたということでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

それから、13メートルバースの関係については、港湾部長からお答えいたします。

それから、小樽港の整備ですけれども、国からの助成が得られないとかなんかということではなくて、17年度におきましては、先ほど申し上げた三つの事項について我々は国に要望しました。その他のものについては、今要望を出しておりませんので、これは当然予算はつきません。ただ、国の事業といっても、全部国が出してしてくれるわけではないです。もちろん、ご承知のとおり直轄事業にしても補助事業にしても、必ず地元負担があるわけです。全部国がやってくれるのであれば、それはどんどんお願いしますけれども、地元負担があるものですから、それはもうどの事業をやってどの事業をやらないかと。例えば、今北防波堤もやっていますけれども、国はもう100メートルも200メートルもすぐやれと言いますが、地元負担があるわけです。ですから、我々が負担できる範囲内の事業を進めていると、こういうことでございますので、ご理解を願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 港湾部長。

**港湾部長(山田 厚)** マイナス14メートル岸壁の収入等の関係についてのご質問でございますけれども、基本的な認識としては、港湾施設というのが長い年月をかけていろいろ整備をするわけで、その間いろいろな予測が難しいような経済情勢の中に入って行くというか、そういったこともあるわけで、そういう意味では広く可能性を探って、ある程度の先行投資ということを行っていくという性格でやむをえないのではないかと判断もしています。したがって、今、点のレベルでチップだけという議論で整備投資をする金と収入とのバランスということをご指摘いただいても、港湾全体の整備というのが相当長いスパンでそういったものを回収をしていくということも当然考えなければなりませんので、我々としては今チップ船を誘致して、それがうまくいったということで、着工を進めているということの現状でございますので、管理組合に対しまして、これから貨物の誘致等々に積極的に歩いてもらって、この港湾の使用料収入等々について上げてもらうという、こういった財政的な努力をしてもらうように、母体としては強く要請をしてみたいと、そういうふうに考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 市長に伺いますが、港湾の問題で、小樽港の整備近代化の問題で、地元負担があるからということを含んに強調されました。しかし、石狩湾新港だって直轄であろうと補助であろうと地元負担があるのです。その6分の1は小樽市がかぶっているのです。だから、同じことなのですよ。ところが、地元負担がある石狩湾新港の方は直轄も補助もどんどん進めると。小樽港の方は、北海道や石狩市は関係ないから、小樽市がかぶらなければならないからということでやらないつもりなのか。地元負担という点では同じだということですから、その上に立ってもう一度市長の考えをお聞かせいただきたい。

それから、港湾部長が後段答弁されましたけれども、西地区の14メートルバースで扱われるチップのフレートトンで86万トンで計算して、2,000万円近くの入港料・使用料の手数料等が入ると。市長が冒頭お答えいただいたように、石炭とか鉄くずとか木材とかその他あるわけですから、チップの取扱量がわかって収入がわかるのですから、ほかの貨物も推計したら出るのではないですか。確かに、港湾部長のおっしゃるとおり、長期にわたる事業ですから、そう簡単ではないと思うのですよ。しかし、チップと同じ基準で考えて、料金の計算はできないのか。入港料その他はできないのか、この点が一つです。

それから、西地区で鉄くずその他を扱うというのですが、本来これは小樽港で扱う貨物でなかったですか。

ユニット化、コンテナの中に込みで詰め込まれてきて、いわゆる雑貨は小樽というふうにはなかなかかなりがたいということで、みんな石狩湾新港にとられているのが現状ではないですか。だから、そういう貨物の機能分担というのが事実上崩れて、小樽港で扱われる貨物が減っていると、港湾労働者も減るということで、小樽のマイナスになっているのではないかというふうに思うのです。ですから、この点について、考えをお聞かせいただきたいと思います。なお、荷さばき地の事業は起債事業ですから、これは石狩湾新港と同じように国費の導入がないのは私もわかりますから、直轄補助を考えて近代化の整備ということになれば、直轄補助が主流になると思いますから、これをひとつ計算してやっていただきたい。

それから、教育委員会にお尋ねしますが、先ほどの答弁で赤岩の6人だけアンケートやなんかをやるというのだけれども、対象になる学校の父母から自分の子どもはどこの学校に入れてほしいという要望が数多く出されたでしょう。全部否定していたでしょう、あなた方。特別、体の障害とか病気のある方は別扱いですが、なぜ赤岩だけこうやってやるのですか。私が、高島と赤岩のことを聞いたから、それに即して答えただけなのですか。もし赤岩でそういうことをやるのであれば、全市的にやらないと不平等になりますよ。これは堺小学校もみんな同じですよ。そういうことでわからない。

それから、教育長は今までも立派な教育をやっていると。しかし、1学年2学級になればもっともってできると言うのですけれども、そういう言葉だけは何遍も私も聞きました。その言葉の連続なのですよ、あなたは。けれども、父母の皆さんはそんなことでは納得いかないと。量徳小にしてもその他の学校にしても立派な教育だと。地域に根差して立派な教育をやっていると。そこをなぜ廃校にするのかという疑問なのです。しかし、あなたのおっしゃることは、2学級になればもっともってできると、レコードの空回りみたいなようですよ。今レコードの空回りというのはあまり使いませんが、そういう抽象的なことで答弁しても父母の皆さんは納得していないと、そういう前提に立って私は言っているのですから、小樽の事例その他に照らして、もっと納得のできるようなお答えをいただかないと、今の本会議は3回答えればもう済むのだということで、同じことの繰り返しはやめていただきたいと、指摘を含めて言っておきます。お答えください。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 小樽港の近代化のお話ですけれども、小樽港で今進めなければならない問題としては、港町ふ頭と第2ふ頭との埋立工事ですよね。あれをやるとすると、相当な費用がかかりますし、それから今当面、船舶の需要といいますが、貨物の需要といいますが、そういったものが想定されませんので、事業を延ばしておりますけれども、そういった事業があると思います。ですから、これは時期を見て、港の状況、情勢を見ながら、事業については判断していかなければならないというふうには思っております。確かに、北野議員が言うとおり、新港の方は船が入る予定なものですから、13メートル岸壁をやっていますけれども、それは負担としては小樽市も石狩湾新港も同じです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 港湾部長。

**港湾部長（山田 厚）** 先ほどの質問の部分でございますけれども、チップの場合は議員ご承知のように、今まで答弁申し上げたものも、苫小牧の実績を一つはベースにして、そしてフレートトンとそれから苫小牧に入ってきている船の大きさ、そういったものが現状として把握できますので、そういったことを前提にして入港料・係船料という数字がはじけたということでございます。その他港湾計画上で想定している木材とか石炭とか水産品等々いろいろありますけれども、そういったものの船型がどういうものが来るのか、一応想定される数量がわかってもどういう船が何回入ってくるのかという、計画論としては数量はわかりますけれども、具

体の展開となってそのものがどんな船で入ってくるかが想定できませんので、係船料・入港料とのはじきが難しいということでございます。

それから、鉄くず等の問題については、現状、石狩湾新港の方でリサイクルポート等々の特区をとって、いろいろなことをやっております、そういう中で鉄くず自体が現状も石狩湾新港で扱っているというふうな認識を持っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 再々質問にお答えをいたします。

2点あったと思いますが、その1点の北手宮小と高島小のかかわりでございますが、私先ほど6という数字を話しましたが、新1年から6年生までの6の方が目に入ったものですから、新1年生から6年生までの赤岩のあの地区、皆さんの意見もありましたし、スクールバスを運用するというのも踏まえまして、1年生だけ残るとか、ほかは全部希望とか、私どもの職員そういうお答えをしたところですけども、新1年生から6年生まで、あの地区全部含めて一応意向を聞いてみたいなというふうな考えて、今計画化しているところでございます。他校につきましては、その部分だけスクールバスとのかかわりもございますので、私ども考えております。

それから、二つ目のことでございますが、いつも学力向上ということをお話されているということでございますが、私は教育というのは、子育てというのは、永遠にいろいろな高まりとか、いろいろな課題を持って、そしていろいろな人がいろいろな思いを持って子どもを教育するのだなと思ってございます。私はそういう意味で、教育委員会としてより子どもたちが今以上にという言葉、その言葉がどういう言葉かと、抽象的だとおっしゃいますが、ともかく今以上にいい教育を子どもたちに受けさせたいというのが、私がかねがね考えていることでございますので、またそのところご理解いただければと思います。

(「答弁漏れがありますよ。口から出任せでしょっちゅう変わっているということをお2点指摘したことに対して何もありません。どうして変えたのですか」と呼ぶ者あり)

スクールバスについて。

(「パソコン室」と呼ぶ者あり)

あれ指摘だったと思うのですが。

(「指摘。何、指摘って」と呼ぶ者あり)

最後に指摘2点と言ったものですから。

(「いやいや違うよ」と呼ぶ者あり)

パソコンにつきましては、教育部長の方からお答えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育部長。

**教育部長(中塚 茂)** 北野議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど手宮西小学校のパソコン教室の関係、それとスクールバスのルートの関係、この2点ございました。これにつきましては、私ども1回目の説明会のときは、まだより具体的な説明、保護者の皆さんたちにしていなかったと、こういう状況があります。2回目のときに、そして今回もそうでございますけれども、より具体的に教室等の配置案、そしてもう一つはスクールバスの運行計画案を前回よりも新たに具体的に対応を示したものと、こういうことで保護者の方々に説明・提示させていただいたと、こういうことでございます。

(「納得はできません」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時48分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 前 田 清 貴

議員 斉 藤 陽 一 良



平成17年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成17年3月7日

出席議員(31名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久末恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院事務局長	小軽米文仁
消防長	相沢雄司	教育部長	中塚茂
監査委員	旭一夫	総務部総務課長	長瀬幸一

財政部財政課長 小山 秀 昭

議事参与事務局職員

事務局 長 松川 明 充  
庶務係 長 三浦 波 人  
調査係 長 大門 義 雄  
書 記 北出 晃 也  
書 記 島谷 和 大  
書 記 橋場 敬 浩

事務局 次長 法 邑 秀 弥  
議事係 長 中崎 岳 史  
書 記 渡 辺 美 和  
書 記 山 田 慶 司  
書 記 松 原 美千子

**開議 午後 1時00分**

**議長（中畑恒雄）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第45号並びに報告第1号」を一括議題とし、3月4日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

**32番（佐藤利幸議員）** 公明党を代表して質問をいたします。

財政問題について伺います。

平成17年度の予算編成については、一般会計で昨年に引き続き、2年連続で赤字予算となりました。これは、財政編成の手法としてはさまざまな選択肢がある中で、あえて3億9,000万円の赤字予算案を組んだのは、市民や職員の協力や、また、国や道に対するアピールも含まれているかと思いますが、今回の予算を、あえてと申し上げたいが、3億9,000万円の財源不足を残したままの予算編成案を提示した理由をお答えください。

平成16年度の決算については、年度途中でもあり、確定はされておりませんが、概算では19億円の赤字予算に対して、1億数千万円の削減が見込まれております。昨年は予期もしなかった台風被害やソーラス条約の影響などを考えますと、実質4億円以上の歳出努力があったということは評価に値するところではありますが、市長の見解を伺います。

平成17年度の予算総額は1,489億4,000万円となり、16年度当初とは2.5パーセントの減、特に一般会計では633億円、前年度対比7.3パーセントの減で、約50億円減少になっています。超緊縮型の予算となり、何としても累積赤字額を16年度当初の予算で計上した赤字額である19億円以下に抑えよとの努力の跡が見えますが、50億円もの削減がいかようにして削減できるのか、根拠を示していただきたいと思えます。

さて、17年度については、16年度決算見込みとして17億6,000万円程度の赤字となりますが、減債基金の1億4,000万円を繰り入れて、16億2,000万円の赤字と見込んでおりましたが、除排雪補正を1億5,000万円追加し、17年度は当初ベースでは3億9,000万円の赤字と合わせますと、21億6,000万円となります。他会計や基金からの借入金も16、17年度の両年度にわたる水道、産廃会計の6億円と土地開発基金、まちづくり事業資金基金からの借入れが4億円となり、合計で10億円となります。この借入金は将来返済しなければならない借金であり、実質赤字額では総計31億6,000万円となります。このようにたいへん厳しい状況にありますが、18年度以降に関しては黒字展開は難しくとも、これ以上の赤字は食いとめなければならないと思えますが、市長の見解を伺います。

また、他会計貸付金の問題に関してもお伺いいたしますが、市立小樽病院に貸し付けている44億円や国民健康保険への31億9,000万円は長期にわたり返済がほとんどなく、不良債権化が懸念されるどころですが、これが返済されることがなければ、赤字額と合わせて約100億円を超え、一気に赤字再建団体に陥ることにもなりかねませんが、少額であれ、返済を考えるべきであると思えますが、ご見解を伺います。

次に、今後の問題として伺いますが、15年度に関しては、政府は三位一体の名目の下に、本市の交付税を12億円以上削減されたわけですが、その影響をもろに受けて、赤字に転落したように見えますが、その要因は過去より蓄積してきた行政の楽観主義的な考え方にも見られます。財政悪化の兆しは数年前以前より顕著でありました。その多くの要因は経常収支比率と財政力指数に現れておりましたが、当時の行政組織はその点では小回りのきかない硬直的な体制であり、意識レベルも極めて低い状態であり、何とかなるだろう的に、場当たり

とは言いませんが、将来を見据えた財政構築をしてこなかったところに、その本質があったのではないかと思います。その点から考えるなら、歳入、歳出のバランスを常に考慮しながら、ポイントを絞って今後も改革をしていくべきであります。その第一のポイントとして、人件費の問題を取り上げないわけにはいきません。人件費の削減こそが、将来にわたっての財政再建のかなめとなります。ちなみに、本市の人口が20万人であった時代の職員数は2,687人で、現在の職員数は2,061人と、その比較においても顕著に表れております。今後、13万人台となったときはどうするか、明年から始まる団塊の世代の大量の退職者にどう対処するのか、将来の職員数の設定についても明確なビジョンを持つべきであります、ご見解を伺います。

次に、行政改革について伺います。

昨年は改革元年ともなるような組織・機構の大幅な改革が行われましたので、その総括から伺います。建築都市部と土木部の統合により建設部が、教育委員会の2部が統合し1部になったわけですが、その成果についての評価をお答えください。

あわせて、一部の部局においてグループ制がしかれて1年を経過しておりますので、その評価もお答えください。

これからの行政組織は、なるべく小回りのきく、市民の声を大切にできる体制の構築に心がけていかなければならないと考えます。そのためには、市民に理解しやすい組織の名称の設定や細分化をなるべく避け、なるべく多くの職員が仕事の共有化を図ることができるグループ制の導入をさらに図っていくことが時代の推移となりつつありますが、今後の各部組織の統合やグループ制の導入についての見解をお答えください。

また、行政施設の委託化については、経費削減の上から欠かせないテーマになっておりますが、各種施設の委託化の方向性についても見解を求めます。

次に、個人情報保護法についてお伺いいたします。

個人情報保護法は2003年5月に成立し、本年4月1日より全面施行されることとなります。個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、これに含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日などがその典型ですが、特定の個人を識別できるものは個人情報に当たるようです。個人情報の必要性はIT化に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して個人情報が処理されており、こうした情報の取扱いは年々増大していくと予想されますが、その性質上誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすこととなります。現在でも顧客情報の流出や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっております。こうした状況の中、だれもが安心して暮らせるネットワーク社会を目指して成立されたわけでございます。個人情報保護法の骨子は、次の点から成っております。第1点は、個人の権利、利益を保護することを目的としております。第2点は、官民を通じた基本法の部分と民間の事業者に対する個人情報の取扱いについてであります。これらの観点から、本市の取組について伺います。

初めに、小樽市個人情報保護条例の設定については、どのように考えられておられるのか。保護条例に関しては、札幌市は平成7年に制定され、他都市も順次制定をされておりますが、本市においてはIT関連の部分的な条例は過去に制定されてはおりますが、いまだ全般的な個人情報保護条例は制定されておられません。今回の個人情報の保護に関する法律の第5条には、このようにあります。「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と地方公共団体の責務がうたわれておりますが、本市の個人情報保護条例の制定についての見解を伺います。

2点目は、市民への広報活動と事業者からの相談対応については、本人からの苦情は事業者自身による苦情処理や地方公共団体による苦情のあっ旋、助言、指導などが義務づけられておりますが、相談対応窓口につい

てはどのようにするのか、また、市民への広報活動についても見解を伺います。

また、個人情報取扱事業者に対する連携についてはどのように対処されるのか、見解を伺います。

今回の個人情報保護法に関しては、主に事業者に関係性が強いものとなっておりますが、本庁における個人情報の取扱いにも考慮が必要と思われますので何点かお尋ねいたしますが、小樽市職員録については、氏名、住所、電話番号などが記載されておりますが、今後の取扱いについてはどのようにされるのか。

また、医療機関や介護事業者に関しても厳しく取り扱われることとなります。厚生労働省の指針によりますと、患者が病気の本人情報の開示を求めた場合、これに応じなければなりません。ただし、末期がんなどで患者に重大なダメージを与えると判断されたときは例外となります。家族への説明に関しても、本人の了解の下でなければ開示できないなど、大幅に指針が変わりますが、小樽市立の両病院についての取扱いをお知らせください。

次に、審議会条例についてお伺いします。

本市の審議会条例については、各部門、部署ごとに設置されておりますが、現在、審議会条例については10本の条例が各部ごとに置かれているわけですが、一番新しい条例は平成15年に作成された小樽市廃棄物減量等推進審議会条例であり、最も古い条例は昭和39年に制定された小樽市労働審議会条例となっております。この審議会条例の内容を見ますと、形がい化、硬直化された内容であり、市民の意見をじゅうぶんに反映される形態になっておりません。その審議会によって多少の違いはありますが、その形式は設置の理由から始まり、組織、委員の選出、会長、会議、庶務、附則から成っております。これはさきのパターンを踏襲しながら、時代とともに少しずつ変化をさせてきたようですが、基本的には30年以上にわたって一日のごとく運営されてきたように見えます。

特にここで指摘したいのは、委員の選出に関してであります。もう少し柔軟に幅広い人材を集めるべきではないのかと思われませんが、いかがでしょうか。例えば、廃棄物減量等推進審議会では、委員の選出に当たっては、学識経験のある者、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の推進等に関係のある団体の構成員、前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者となっており、特別職報酬等審議会では、委員は市内の公共的団体等の代表者、その他市民のうちから市長が委嘱するとなっており、また、都市計画審議会では、学識経験のある者、市議会議員、市民となっており、一応は市民が対象になっており、体裁は整えられておりますが、いつもどこかで顔を合わせるようなおなじみの市民ばかりであるのが、その実態となっております。もっと本来的な議論ができるような審議会をつくるべきであります。

他都市の例を挙げますと、帯広市では平成9年に附属機関等の効率的運営及び活性化に関する基本方針をつくり、通達を出しておりますが、その趣旨は、「行政機関等は今日の行政の多様化及び市民要望の多岐化に的確に対応するため、また、行政に対する住民参加の一形態として有効な手段でもあることから、今後、いっそうその効率的運営及び活性化等を図ることを目的に、次のとおり基本事項を定めたので、委員の選任等に当たっては次の点にじゅうぶん配慮されたい」とし、1、青年層の登用(20歳代から40歳代)、委員構成については各年代層からバランスよく選任し、特に青年層からの登用に努めること。2、女性の登用、学識経験者からの登用に際しては、半数程度を目途として女性の登用に努めること。3、専門職の登用と規定されており、特に青年と女性の登用に力点を置かれているのが特徴であり、審議会の活性化が期待される内容となっております。

次に、石狩市においては、石狩市市民の声を活かす条例が平成13年に制定されております。この中で審議会等については、第11条から第15条にわたってうたわれておりますが、審議会等の構成員については正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。第2項には、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が

反映されるように努めるようにするなど、いずれも青年層や女性の参加を促す内容となっており、審議会の活性化を目指しておりますが、本市における審議会についても一考するべきと思いますが、市長の見解を伺います。

また、各都市における審議会についても、基本的に不開示情報が明らかになること、その他の正当な理由がある場合を除き公開することや傍聴者に対して適切な利便を提供するようになってきておりますが、本市も明確な指針を作成するべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、一般廃棄物、家庭系の有料化問題について伺います。

小樽市は、一般廃棄物の有料化を本年4月1日より実施することになっております。有料化については、ごみの減量化問題や行政における処理事業の負担はあまりにも過大となっており、応分の負担を市民に課することになるのはやむをえないところであります。しかし、その負担が過度ではないかとの疑問の下に、過去においてあらゆる角度からさまざまな検証をし、議論を重ねてまいりました。特に、弱者対策については、他都市と比較して配慮に欠けていることから、その手当についての施策をお願いしてきた経緯がありますが、今回の予算において、ある程度反映されているところは評価させていただきたいと思っております。新生児を持つ家庭への配慮として、紙おむつの助成金560万円が計上されており、比較的低収入の若い家庭に対しては優しい配慮を示しております。また、ごみ処理機についても、試行の段階とはいえ予算をつけられ、今後につなぐ希望を持てる内容となっております。しかしまだ、他都市の水準に達しているとは思われないのは、弱者対策のおおむねを占める生活保護世帯については、予算には盛られておりませんが、生活保護世帯への助成については今後どのように考えておられるのか、見解を伺います。

次に、昨年より行われてきましたごみ減量化説明会についてお聞きします。現在まで行われてきた箇所と参加市民数、市民からの要望についての報告をお知らせください。

また、ごみ袋作成についてお聞きします。袋の作成に当たっての発注方法、発注先、袋の単価、作成枚数についてお答えください。

次に、資源物の運搬業者と資源物処理業者については、どのように考えておられるのか。また、地域環境美化協力員については体制が各町会に漏れなく整うのか。また、冬期間収集困難地区の指定についてもお答えをいただきたいと思っております。

次に、市立病院問題について伺います。

政府の三位一体改革の推進により、自治体の収支状況はたいへん厳しい状態になっております。自治体病院もその影響から逃れることができず、全国的にも赤字病院が多くなり、一般会計からの繰入れや貸付けなどによって収支のバランスを維持しているのが実情のようです。本市においても、毎年10億円を上回る繰入金を投入しており、本年はさらに2億円の追加補正をすることになりますが、この要因については現病院の施設の老朽化や医師の退職、医業収益に対する人件費比率の圧迫など、病院関係者の努力にもかかわらず、好転の兆しが全く見えないところであります。このままの状態でも両病院を運営する限り、ますます赤字幅が増大し、繰入金も増大の一途をたどるのは目に見えております。一刻も早く、新病院の建設が望まれておりますが、一般会計からの貸付金や本市の財政状況の悪化、医師会の協力、建設規模と採算性の問題など、さまざまな困難な課題が多く残っており、市長も軽々にゴーサインを出せないと思っておりますが、建設の見通しについての見解を伺います。

昨年は、建設基本構想の精査・検討をした結果、病床数や施設規模など約20項目にわたって修正を加えたが、じゅうぶんとは言えないと思われ、市長自身も現計画には疑問を感じ始めている趣旨の発言が見受けられますが、今後も検討される用意はあるのか、見解を伺います。

新病院の事業費を含む営業計画と、その採算性については、長期的に黒字経営を維持できるように、当初が

ら綿密で慎重な姿勢での予測を立てなければなりません。そのような観点から、医業収支予測などを再考すると、疑問視される部分が見られます。医業収支予測については、毎年のように歳入を伸ばして計画されておりますが、国は今後の高齢化社会に向かい、医療費はますます抑制の方向にシフトダウンをすると考えられます。本市の人口も、将来の推移については不確定な面が多く、右肩上がりの収入は期待できません。むしろ新病院の開設時をピークとし、その後はよくて維持ができるか、若干の減少を覚悟しながらの予測でなければなりません。それに比して、この計画では人件費は30年間にわたり変わらないというのは、計画にすぎない段階とはいえ、安易にすぎると思います。今後の見直しを求めます。

公立の病院は、市内の病院ができない不採算の部門を補うことや高度な検査や診療が可能であり、本市においては必要なものでありますが、現在のような形での継続がよいかどうかは一考を要します。病院の経営は基本的には独立採算性を主とするべきですが、特別会計としての位置づけでは一般会計の繰入れに頼る体質を脱することができず、企業としてのプライドを欠くことになり、自立心に裏づけされた大人としての経営をすることが難しく、ひいては患者サービスの低下や使命の欠如につながっていきます。したがって、新病院の建設に当たっては、地方公営企業法の全部適用なども視野に入れて検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、1次救急については、3次救急まで対応できる体制を維持することとしているわけですが、特に小児救急については困難との意見もありますが、見通しはついているのか、また、小樽市医師会より実現は難しいとして反対の意見が大勢を占めていますが、お互いの理解を深め、本市における救急医療体制を適正かつ円滑に構築するため、小樽市救急医療体制検討委員会を開催しているが、どのような内容になるのか、あくまでも新小樽病院での開設を前提とするのか、方向性を示してください。

また、新病院の精査・検討の中では、医療機器等を15億円削減するように検討されていますが、建設費や人件費に関しては事業規模の縮小によっては可能ですが、医療機器削減については医療の質の低下を招くものであり、むやみに削減対象にすべきではないと思いますが、見解を伺います。

総体的に本市の病院の将来を考えると、すべての診療科目を網羅して過大な病院をつくるのではなく、市内の病院を補完し、医療リーダーとしての使命を持った病院とし、現計画の3分の1程度は縮減し、将来展望を可能にした病院を目指すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、除排雪問題と融雪機の貸出しについて伺います。

今年は、暖冬との長期予報を完全に裏切り、厳しい寒さと数年ぶりの大雪に見舞われ、市内の交通が麻痺状態になる日も多く、経済にも多大な影響を与えたのではないかと推測され、数点にわたりましてお聞きをし、今後の課題と対策を明らかにしたいと思います。

初めに、本市の除排雪体制については、例年どおりの始動であったと伺っておりますが、積雪量を推測することは難しいとは思いますが、もう少し迅速な対策がとれなかったものかと思われます。財政面からのプレッシャーはあったのでしょうか、初動の遅れは市民生活と経済に影響を与えたのではないのでしょうか。数年前より4ステーション体制に取り組んできたことにより、民間に判断を任せる部分も多々あり、決定権に欠ける新体制の欠陥が見えたのではないかと思われます。また、市民の間から苦情が多く寄せられるのは、グレーダーによる置き雪であります。これはステーションや路線ごとに対策が違うようで、道路状況がそれほど悪くないのに義務的に入ったり、道路状況が悪化しているのに入ってこなかったりと、一貫性に欠けているように見えますが、どこから指令が出ているのか、それともオペレーターの主観によるのか、疑問を感じます。高齢化の進む中で、置き雪に対処できない家庭も増えており、除雪方法を工夫すべきであります。今後の体制の見直しは考えておられるのか、見解を伺います。

融雪剤の散布は、本市は基本的に行っていないと伺っておりますが、国、道に関しては例年より多量にまい

たように感じました。融雪剤については、幹線についてはそれなりの効果は認められますが、支線の積雪道路に入り込むと、歩行者の足をとるざくざく道となり、車にも人にも危険な道路となります。と同時に、融けた後にしげると、氷の上にパウダーをまいた状態になり、横転事故も増加をしているようですが、国、道に対して融雪剤の散布の抑制を申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、札幌バイパスの通行止めが連日のように見られましたが、例年の3倍と報道されておりますが、通行できなかった日数と延べ時間数についての報告をお願いいたします。

札幌バイパスについては、北海道で初めての高速道であり、冬道対策に欠陥があるのではないかと当初から言われており、北大の風雪実験でも危険性の高い道路との結果も出ており、道路公団に対して改良を求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

このバイパスの通行止めによる本市の経済の影響額については、どのように試算されているのか、あわせてお聞きいたします。

この項の最後に、融雪機の貸出制度の提案をいたします。現在、貸出しダンプ制度も市民に定着し、有効に活用されておりますが、ダンプの使用料は年間9,000万円に上っております。現在、札幌で一部試行中の融雪機の貸出しは、町内会や地域単位で住民みずからが排雪をしており、有効性があると聞いておりますので、貸出しダンプと併用して採用できるか、研究をしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

最後に、パブリックスケートパークについて提案をいたします。本市の高齢化は今後とも進むと思われませんが、それはそれでお年寄りに優しいまち、住みよいまちを目指して、充実した施策を展開していかなければなりません。同時に若者の定住は本市発展の大きなかぎになりますので、若年層の定着に考慮をしたまちづくりも工夫する必要があります。若い人の定着については、市長も心を砕かれ、平成14年度から若年者定住促進家賃補助制度を創設し、若年者対策を積極的に推進してきましたが、新年度より申込みの期間をほぼ通年に延長し、補助対象を市外からの転居者に設定し、人口増対策につながる政策に転換しようとしております。若者の定着には、仕事と住居の確保が欠かせない条件ですが、遊びやスポーツも大きな魅力となりますが、大都市に比べるとじゅうぶんに施設の整備が行き届かないのが現状であります。そこで、最近のスポーツで若者の間で人気を集めているスケートボードパークについて提案をいたします。通称スケートボードやローラースケートは、新しいスポーツとして若者を中心に定着し、現在では全道、全国で大会が行われるまでにメジャーな競技になり、昨年の全道大会では小樽のボーダーが1位、2位を独占いたしました。彼らは仕事をしながら、休日や夜間に練習をし、その栄冠を手に入れましたが、決して環境が整っているわけではなく、現在は築港駅の公園や夜間はオルゴール堂前などで練習をしております。公用地であったり、歩道であったりして注意を受けることもあり、申しわけない思いでいるようです。ローラーボードやスケートボードは、法的には自転車と同じ扱いになっておりますが、公道を走るのは自動車優先の社会では危険が伴いますし、歩道は走行禁止で違反行為になりますので、スポーツとしてじゅうぶんに楽しんだり、練習するところがない現状であります。施設としては50メートル四方のコンクリートの平面でじゅうぶん足りるとのことであり、若者のスポーツ施設としてのパブリックスケートパークの設置を提案いたします。市長の見解を伺います。

再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についてお尋ねがございました。

まず、平成17年度予算の編成でありますけれども、本来、地方公共団体の予算は収支均衡を保ち、それにより財政運営の健全性を確保するのが基本原則であります。17年度予算の編成に当たりましては、一昨年から取り組んだ財政健全化の効果を着実に反映させたほか、事業の厳選や歳出の圧縮に努めましたが、ピークを迎える公債費や老人保健、介護保険会計の繰出金の増により、伸び悩む市税や交付税などの一般財源収入では補えず、約10億4,000万円の収支不足が生じました。そのため、資金に余裕のある会計や基金残高とのバランスも考慮した上で、財源対策として6億5,000万円の借入れを行いました。まことに残念ながら2年連続の赤字予算編成となったものであります。

次に、平成16年度決算見込みであります。16年度は15年11月に議会にお示した財政健全化の見直し対象事業について、各定例会ごとに具体的に提案し、着実にその実施に努めてきたところであります。主なものを申し上げますと、第2回定例会では各種医療助成について北海道の制度改正と市の単独施策を見直したほか、さくら学園の民間委託を行い、第3回定例会では家庭ごみ減量化・有料化の条例改正と予算措置を行い、第4回定例会では20年ぶりとなる施設使用料の改定や中央保育所の民間移譲を行い、本年4月から実施することといたしました。そのほかにも、遊休資産の売却や財政健全化債の導入、企業債の借換えなどを順次実施したところであります。これらの財政健全化や行政改革の取組により、当初予算に計上いたしました約19億円の収支不足額の圧縮に努め、約14億7,000万円の赤字決算となる試算をしておりましたが、先日の本会議で先議いただきましたように、除雪費で1億5,000万円の財源が必要となりましたので、その分収支が悪化し、決算見込みは約16億2,000万円の赤字と見込まざるをえなくなったところであります。

次に、約50億円の歳出削減でございますが、まず平成16年度は市債の借換えがあり、その分として約25億8,000万円が減少しました。これを除く約24億3,000万円について、性質別に主な内訳を申し上げますと、人件費が職員数の減や職員給与の削減を3パーセントから5パーセントへ拡大したことなどで約3億円、退職手当が定年退職者減により約4億2,300万円、それぞれ減となり、普通建設事業が事業の厳選により新規事業を控えたことや、平成16年度の事業完了に伴い、約11億1,500万円の減となりました。さらに、貸付金は制度融資の減などで約3億200万円、扶助費は医療助成制度の改正効果が通年ベースで現れたことなどにより約1億2,100万円、繰出金は下水道への繰出金を4億円削減したことにより、それぞれ減となったものであります。財政規模は、いわゆるバブル崩壊以降の経済対策や少子高齢化に対応するため、拡大してはありますが、今後は最小の経費で最大の効果をという原則を再認識して、業務の効率化による職員数の在り方、市が行う施策の方向性や手法、行政サービスの範囲と負担の在り方などをいま一度見直しをし、適正な財政規模に改めていく必要があるものと考えております。

次に、累積赤字額でありますけれども、平成17年度予算は16年度予算の赤字額約19億円を増やさないと姿勢で編成しましたが、その後除雪費の補正で1億5,000万円の財源が必要となったために、20億円を上回ることとなりました。平成18年度以降の収支は、公債費は減少傾向にあるものの、退職手当の増や老人保健、介護保険への繰出金、ごみ焼却施設の稼働負担などの財政需要が増加するため、たいへん厳しい状況にあるものと試算しており、累積赤字も一定程度増えざるをえないと考えております。

次に、病院事業会計、国民健康保険事業会計への貸付金についてですが、ご指摘のとおり、両事業会計は多額の累積赤字を抱えており、短期間にその全額を回収するのは困難であり、将来の財政負担の要素にもなるものと考えております。したがって、本市の財政状況は一般会計の決算数値よりさらに厳しいものと認識しております。特別会計や企業会計は本来それぞれ独立採算で運営することが望ましい姿であり、収支改善の努力を積み重ねて累積赤字を回収をしていく努力が必要であると考えております。

次に、人件費の削減に関連して、職員数のお尋ねでありますけれども、職員数につきましては人口要因だけでなく、行政事務の拡大や施設の増加に対応して推移してきておりますが、これまで事務処理のOA化や業務

や施設管理の民間委託、専門的業務の嘱託員化などで、正規の職員数を削減してまいりました。現在、消防においては適正配置計画により、260名台から240名台へ削減を進めておりますし、病院においても600名台が統合により大幅に削減される見込みであります。また、水道局においても組織機構の見直しやグループ制の導入で削減が見込まれています。今後も効率的な職員配置に努め、組織機構のスリム化を図りたいと考えております。

次に、今後の退職者の増加に対してであります。平成19年度以降退職者数が70名台で続きますが、民間でできるものは民間にという基本的な考え方で民間委託をさらに進め、最小限の採用で対処してまいりたいと思っております。

なお、将来的には行政運営に必要な専門的な職員を除く、いわゆる一般事務的な職員や現業的な職員については不補充ということで相当数を削減し、組織についても事務管理部門を中心にスリム化していかなければならないものと考えております。

次に、行政改革について何点かお尋ねがございましたが、まず部の統合についてでありますけれども、建設部につきましては、部の規模としてはかなり大きなものとなりましたが、庶務部門の統合や課の統廃合などにより、職員数の削減が図られ、また、土木と建築という技術部門を統合したことにより、相互に関連する事業実施について一定程度効率化が図られたものと考えております。

次に、教育部につきましては、地域に開かれた学校、学社融合など、学校教育と社会教育の関連性がより高まっている方向性にありますので、事業実施の円滑化、効率化などの観点で効果があったものと考えております。

次に、グループ制の評価についてであります。職員間の業務量の平準化や課全体の業務という意識が生まれ、イベントなどの業務対応についての応援、協力体制がとりやすくなったなど、業務効率化の面で効果があったものと考えております。しかしながら、グループ制を導入する組織の単位について変更するケースもありますので、導入に当たりますと、組織の業務内容、業務量を考慮し、これに応じた責任体制や個々の業務の明確化などについてじゅうぶん留意しなければならないと考えております。

次に、今後の各部組織の統合とグループ制の導入であります。新年度の機構改革の主なものとしたしましては、水道局で上水道部門と下水道部門を統合するとともに、グループ制を導入するなど、全体的な組織の見直しを行う予定であります。また、グループ制につきましては、新年度では水道局のほか、経済部で新たに導入する予定であります。平成18年度以降の組織機構につきましては、財政健全化の観点からも、さらなるスリム化が必要と考えておりますので、業務の見直しとともに検討してまいりたいと考えております。あわせて、グループ制につきましても、その効果等をさらに検証するとともに、業務内容に応じ、導入の効果が見込める課などに導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、各種施設の委託化の方向性であります。現在、市が直営している施設につきましては、市民サービスの向上、管理経費の節減を図るためにも、各施設の性格、管理内容などに応じて、指定管理者制度の導入、業務委託の拡大、職員体制の見直し、さらには施設の統合、廃止、民間への移譲なども含め、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、個人情報保護法について何点かお尋ねがございました。

まず、本市の個人情報保護条例の制定であります。本市では平成2年に小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を制定しております。現在、個人情報保護法及び国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえた条例の全面的な見直し作業を行っておりますので、附属機関であります小樽市個人情報保護審議会のご意見を伺い、全般的な個人情報保護条例を制定してまいりたいと考えております。

次に、苦情相談についてでありますけれども、個人情報に関する苦情の相当部分は、事業者が消費者の個人情報を利用した結果として起こる消費生活上の苦情であると考えられることから、国では国民生活センターを中心とした対応をとることとしております。本市におきましても、消費者センターを中心とした数か所の苦情相談窓口で対応することとし、広報などで窓口をお知らせする予定であります。

また、個人情報取扱事業者に対する連携につきましては、事業者からの相談があった場合は、基本的にはそれぞれの市の事業担当部局が対応することになりますが、必要に応じて他の関係部局と連携して対応しなければならぬと考えております。

次に、市の職員録についてでありますけれども、職員録自体は職員の配置状況や連絡先を一覧にした管理上の内部文書でありますので、あくまでも内部での利用を前提にしており、これまで同様外部利用を認めないことで考えております。なお、所属、氏名、住所、電話番号などの情報はパソコンで処理されており、閲覧もできますが、内部の業務上の使用に限っておりますし、掲載する情報内容についても本人の確認をとっており、個人情報保護の観点から問題はないものと考えております。

次に、両市立病院に関する取扱いであります。診療に関する個人情報の開示に当たりましては、厚生労働省や日本医師会のガイドラインに沿った開示取扱要綱等を定めて情報開示をまいりました。今後は昨年末に厚生労働省より示された指針の趣旨を踏まえるとともに、必要な情報等を収集し、職員への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな要綱等の策定や院内掲示、苦情相談窓口などについては、現在検討しているところであります。

次に、審議会についてであります。条例による審議会の設置目的は、専門的・技術的や政治的中立性を確保すること、民意を反映させるという見地などから、調査、審議等を行うことに分けられ、委員の選出に当たってはこれらの点をじゅうぶん配慮し、委嘱しているところであります。しかしながら、現在の行政や市民要望の多様化に的確に対応するため、女性や青年層など、広く人材を登用することが大切なこととしますので、今後の委員の選出に当たってはじゅうぶんに配慮してまいりたいと思います。

次に、審議会の公開などについての明確な指針を作成すべきとのご意見であります。透明性の確保や市民に開かれた公正な行政を進めるために、委員の意見も聞き、可能なものから公開しているところでありますが、審議会や委員会など、数多く設置されていることから、市としての統一的な基準づくりを検討したいと思っております。

次に、家庭ごみの有料化について何点かご質問がございましたが、初めに生活保護世帯への指定ごみ袋の助成についてであります。手数料の減免は減量意識を弱めることも考えられることから、災害など特別な場合を除いて行わないこととしたものであります。乳児につきましては紙おむつなどの使用量も多く、努力しても減らすことができないものであることから、指定ごみ袋を無料配布することを提案させていただいたものであります。生活保護世帯につきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

次に、家庭ごみ減量化・有料化の説明会でございますが、説明会は昨年10月から12月にかけて、町会、自治会単位で町内会館等で開催したほか、その後の各種団体等の要望による開催を含めると、現在のところ216会場、約9,600人の参加となっております。市民からの主な要望事項につきましては、ごみステーションでの不適正排出への対応強化、不法投棄監視の強化、ボランティア清掃用無料ごみ袋の配布、わかりやすい分別手引書の作成、ふれあい収集、ごみ箱やごみネット、資源回収ボックスなどの助成、乳児のいる世帯に対する指定ごみ袋の助成、電動生ごみ処理機の助成などがあったところであります。

次に、ごみ袋の作成についてでありますけれども、まず発注方法についてであります。指名競争入札参加資格者名簿の金物雑貨に登録している市内に本店又は営業所がある57社を対象に、ごみ袋の購入についての説明会を開催し、仕様に基づく受注ができるかどうか確認をしたところ、最終的に12社から受注可能であるとの

回答がありました。入札に当たりましては、受注機会の拡大と地場産業の育成を図るため、袋の種類により分割して発注することとし、抽選により12社を6社ずつの二つのグループに分けて指名競争入札を行ったところであり、入札の結果は、発注先は荒澤商事有限会社と合同化成株式会社に決定いたしました。

袋1枚当たりの消費税抜き単価と作成枚数ですが、燃やすごみ用については、5リットルでは4円60銭で39万枚、10リットルでは5円23銭で66万枚、20リットルでは7円43銭で121万枚、30リットルでは8円86銭で99万枚、40リットルでは10円60銭で60万枚、合わせて385万枚となっており、燃やさないごみ用では、5リットルでは5円9銭で21万枚、10リットルでは5円80銭で39万枚、20リットルでは8円10銭で43万枚、30リットルでは9円60銭で42万枚、40リットルでは11円9銭で24万枚、合わせて169万枚となっております。

次に、資源物の収集運搬業者と処理業者についてでありますけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設中のリサイクルプラザが供用開始するまでの2年間については、暫定的に既存の収集運搬業者や施設を活用することを基本として、まず缶・瓶等につきましては、現在収集と処理を委託している業者に引き続き委託してまいりたいと考えております。また、新しく資源物として拡大する新聞、雑誌などの紙類につきましては、専ら集団資源回収や事業所からの紙類を回収している市内の資源回収業者の団体に収集と処理を委託し、プラスチック製容器包装とペットボトルにつきましては、中間処理施設を有する市内の収集運搬業者4社に収集と処理をあわせて委託することを考えております。なお、現在、市と各委託予定業者で収集路線や収集に関する基本的な考え方、資源物の処理方法など、必要な事項について協議をしており、4月1日から始まる資源物の収集と処理業務が円滑に行われるよう準備を進めております。

次に、地域環境美化協力員でありますけれども、協力員は家庭ごみや資源物の分別についての地域住民への指導助言、ごみステーション周辺の清潔保持などに、市と連携しながら取り組んでいただくことを考えており、現在、4月から協力員制度がスタートできますよう、各町会、自治会に協力員の選任を3月15日までにお願いしているところであります。できるだけ多くの町会、自治会から協力員を早期に選任していただけるよう、今後とも要請してまいりたいと考えております。

次に、冬期間収集困難地域であります、冬期間、道路事情などにより、通常の収集が困難な地域はオタモイ、赤岩、最上、桜地区などに55か所ありまして、小型車両の使用や車両の回転広場の確保、砂まき、路上駐車禁止など、地域住民の方々のご協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

次に、市立病院について何点かお尋ねがありましたけれども、まず新病院の建設見通しであります、新病院における財政計画をはじめ何点か検討しなければならない課題がありますが、これらにつきましては、国や北海道、また関係機関などと協議を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、建設地の見通しがつき次第、新病院建設のスタートを切りたいと考えております。

次に、基本構想の精査・検討結果でありますけれども、新市立病院の建設は、小樽市にとって多大な財政負担となることから、基本構想の精査・検討を行い、総事業費の縮減などを行ったものであります。しかし、新病院の救急体制については、現在、小樽市救急医療体制検討委員会で検討中であり、また規模・機能についてもさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、医業収支予測であります、医業収入につきましては、基本構想では、若干の増加を見込んでおりましたが、外来患者数の最近の動向などを考慮し、さらに検討していきたいと考えております。また、人件費につきましては、公務員の年間給与は人事院勧告により平成15年度まで5年連続で引下げになっていることや、経済情勢の変化等も当然考えられることから、人件費の今後の予測は非常に困難な状況にありますので、基本構想及び精査・検討の過程では、平成13年度の人件費を基にベースアップは考慮しないこととし、定期昇給分については長期の推移の中では職員の新陳代謝もあることから、人件費総額には大きな影響がないものと考えて推計いたしました。

いずれにいたしましても、今後、新病院の救急医療体制などの検討結果を踏まえ、人員配置の再検討を行った上で、具体的な医業収支予測を示してまいりたいと考えております。

次に、病院事業の全部適用でありますけれども、病院に事業管理者を置き、組織や職員の人事、勤務条件など経営にかかわる権限と責任の明確化を図り、職員の意識改革の下に、抜本的な経営改革を進める上で有効な手法と考えておりますので、新病院移行時の法の全部適用に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、新病院における救急医療についてでありますけれども、昨年から新たに研修医制度が始まったこともあり、現状では小児救急にかかわる医師の確保は困難な状況にあるものと考えております。したがって、小樽市救急医療体制検討委員会を立ち上げ、本市における救急医療体制について現在検討しているところであり、小児救急も含めた新病院での救急医療体制につきましては、先ほどお答えしましたように今後この委員会の答申を受け、さらに検討していきたいと考えております。

次に、小樽市救急医療体制検討委員会での検討内容についてでありますけれども、2月23日開催の第3回検討委員会では、次の3点が共通認識として確認されたと聞いております。第1に、1次救急は、市内の医師全員が参加できる夜間急病センターを実施すべきであり、小児科のサポート体制等を充実させる必要があること。第2に、2次救急の輪番制を市立病院を含む公的病院で充実させることにより、重篤な患者の1次からの転送が確実にすること。第3に、新市立病院基本構想の精査・検討結果に示されたような1次から3次まで1病院完結型の救急体制は、医師確保が困難な現状にそぐわないことなどであり、今月23日開催予定の第4回検討委員会では、一次救急における小児科のサポートの具体的な方法と2次救急充実のためのシステムづくりの検討が進められる方向と伺っております。

次に、医療機器の削減であります。基本構想の精査・検討結果では、現病院からの移設を可能な限り増やし、機器選定や購入方法の検討を行うことにより、開院当初の機器導入費を抑えるとともに、最近新築された市立病院を参考に基本構想の金額から3割以上削減することを目標としたものであります。今後、個々の医療機器について具体的な検討を行うこととなりますが、検討に当たりましては、経済性とともに新病院で行う医療に支障を来すことがないよう、じゅうぶん配慮しなければならないものと考えております。

次に、新病院の使命についてでありますけれども、ご指摘の新市立病院が市内の医療機関を補完し、地域の医療リーダーとしての使命を持った病院として機能するためには、高度医療の充実はもとより、紹介患者の受け入れ体制を整備し、地域医療機関との連携を推進することが重要と考えております。さらには、新市立病院は、小樽市を中心とした後志二次医療圏の地域基幹病院として、また、災害拠点病院としての機能を維持するためにも、現在ある診療科を継続して設置する必要があるものと考えますが、最近の医療の状況を見ますと、地域における診療機能の分担ということが課題となっていることから、今後、市内の公的病院などどのような連携、分担が可能なのか、話し合いを進めながら規模、機能についても再検討したいと思っております。

次に、除排雪の問題と融雪機の貸出しについてのお尋ねでありますけれども、除雪車の出動判断については、バス路線など交通量の多い幹線道路では、事故防止や作業効率の観点から、交通量の少ない深夜から朝方にかけて、各ステーションで共通の基準により実施しております。また、排雪作業につきましては、排雪のための出動基準に基づき、市と各ステーションが協議の上、実施しております。さらに、置き雪につきましては、除雪作業における大きな課題であると認識しておりますが、作業上可能な限り置き雪を少なくするよう、委託業者を指導しておりますが、今後とも地域の方々のご理解とご協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、除排雪は大きな費用を伴うことから、今後とも効果的、効率的な除排雪作業を模索しながら、市民にとって安全で円滑な交通の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、融雪剤散布の影響であります。国道や道道は道路の舗装面を出して管理するため、融雪剤を散布しており、一方、市道の路面管理は圧雪を基本としております。こうした路面管理方法の違いから、国道、道道

に散布した融雪剤の影響で、市道の一部でざくざく路面が生じ、通行等に支障を来しているものと思われます。なお、国道を管理している小樽開発建設部から、融雪剤散布の影響について調査したいと聞いておりますが、市といたしましては、各道路管理者の間で除排雪に関して情報交換を目的に開催しております除雪体制連絡会議において、ざくざく路面の問題を取り上げてまいりたいと考えております。

次に、札幌バイパスの通行止めであります。日本道路公団北海道支社の調べによりますと、今年の冬の小樽・札幌間の通行止めは、2月末現在で延べ39日、時間としては約333時間41分と報告されております。また、通行止めによります市内経済の影響額については、具体的に算出することは難しいと考えておりますが、物流などの経済活動や観光客への影響、さらには通勤・通学など、多岐にわたり社会経済活動に影響を及ぼしているところであり、こうした状況に照らし合わせ、2月4日の口頭による要望に加え、3月3日に商工会議所、観光協会との連名で、日本道路公団北海道支社と北海道警察本部に対し、可能な限りの通行止めの回避と早期の復旧について要望したところであり、今後は暴風雪施設の設置など、冬道対策についても研究していただくよう要望してまいりたいと考えております。

次に、融雪機の貸出制度の提案であります。札幌市では平成15年度から狭あいな未除雪路線を対象として、試行的に移動式融雪機を地域町内会へ貸し出し、住民参加による除雪、融雪作業を行っており、平成15年度と16年度の2年間の試行結果を基に基本方針を定めると聞いております。本市でも未除雪路線があり、移動式融雪機の利用により、地域住民の除雪作業の軽減や排雪量の減少を図ることになりますので、今後、札幌市の結果や他都市の状況等を調査しながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、パブリック・スケート・パークの設置であります。スケートボードやローラースケートなどが新しいスポーツとして若者の間に広がっていることや、騒音や接触事故といった問題を抱えながらも、練習場がなく、やむなく道路や公園などの公共施設が使われている現状については理解しております。スケート・パークの設置によって、危険行為や違反行為が抑制されるとともに、青少年の健全育成や若者の間での交流を図られ、また、イベント効果なども期待できるとっており、市といたしましては、公共が設置する場合と民間事業者が設置する場合のメリットとデメリットの比較や先進事例の研究などをし、可能性について検討してまいりたいと考えております。

**議長（中畑恒雄）** 佐藤議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時07分**

---

**再開 午後 2時40分**

**議長（中畑恒雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

**19番（武井義恵議員）** 通常国会が1月21日に招集され、6月19日までの150日間という長丁場で開幕されました。当面の課題は来年度の予算審議であることは申すまでもありませんが、政治家と金の問題が前国会からの引継ぎになっており、年金問題についても何ら前進していないのが現実であります。なお、予算案が終わると、いよいよ小泉内閣の一枚看板であります郵政民営化法案が最大の焦点になってくる国会情勢の中で開催されました平成17年小樽市議会第1回定例会において、民主党・市民連合を代表して、市長、教育長並びに関係理事者に質問いたします。

質問に先立ち、ご答弁していただく理事者の方々にお願い申し上げておきたいと思っております。私は2月25日に質問通告を出しており、さらに代表質問も4番目とあって、さきに質問された方々と重複する部分がございます。

すが、通告どおりに質問いたしますので、その旨のご答弁をよろしくお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず、市長の政治姿勢について、お尋ねいたします。米海軍のクラーク作戦部長は、去る2月10日の上院軍事委員会で、横須賀基地を事実上の母港としている第7艦隊所属で小樽港にも寄港した通常空母キティホークの後継艦に原子力空母を配備する方針を事実上表明いたしました。情報を総合いたしますと、2008年か2009年にキティホークは退役し、その後継に原子力空母を充てる姿勢を示したとのことであります。さらに、ファーゴ太平洋軍司令官も昨年3月の議会証言で同様の考えを示唆しており、原子力空母の横須賀配備は既成事実化している情勢であります。地元の横須賀市が反発を強めることは必至とのことではありますが、この後継空母が小樽港に寄港要請があった場合、市長はどう対処されるか、お考えをお示しく下さい。

次に、小樽市の施設に設置の監視カメラについて、お考えをお伺いいたします。

まず、小樽市が管理する庁舎や土地等に設置してある監視カメラについて、設置や運用に関する規定が定められているのでしょうか、お答えください。

あわせて、その設置台数もお示しく下さい。

東京都杉並区では、「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」を定めており、今や全国の自治体では設置や運用のルールづくりが進んでいると報道されております。その道の有識者のお話によると、肖像権やプライバシー権など、市民の利権にかかわる重要なテーマであり、設置や運用に最低限のルールを定めることは当然である、議論を尽くして条例化すべきだと述べております。その必要性について、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、夏季五輪大会札幌誘致について、市長のご見解をお伺いいたします。

小泉総理は、さっぽろ雪まつりを視察された2月10日に、夏季五輪の札幌誘致について国を挙げてやると支援を約束いたしました。これを受けて、道議会と札幌市議会の自民党会派は、これを弾みにたたいま開催の定例議会において、それぞれ誘致決議案を出す方針にまで発展したと伺っております。また、五輪誘致となれば、北海道新幹線が新函館からの延伸の起爆剤になることも強調されております。しかし、道と札幌市は、現在、小樽市同様、財政再建の真っ最中にあるだけに、首相の積極的発言を受けても、大阪市と北京市との経過があるだけに、手放しで喜べない情勢の発言をいたしております。市長は北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の会長であるだけに、この首相発言をどのように受け止めておられるか、ご意見をお伺いいたします。

次に、道州制に対する市長のご所見をお伺いいたします。

道から市町村への権限を移譲する道の「道内分権」の取組に対し、「真意は何か」「リストラか」など戸惑いの声が強まっております。道町村会では、「対応に苦慮している」とする異例の意見書を提出するまでに至っております。道の示した内容は、道の持つ約4,000権限のうち、2,000件を移譲の対象とする内容であり、本年3月末までに最終的な案をまとめ、平成17年度いっぱいには市町村と協議をして、平成18年度から順次移譲を始めたい意向のようであります。この案に対し、町村会は、具体的内容や判断基準が不明確である、町村の実情に配慮せず、道の一方的なスケジュールで進んでいると批判しておりますが、道内の市長会ではどのような見解になっておられるのでしょうか。また、市長のご所見もあわせてお示しく下さい。

次に、議案第1号平成17年度一般会計予算関連についてお尋ねいたします。

内閣府が2月16日に発表した平成16年10月から12月期の国内総生産は、実質で前期比年率0.5パーセント減と3期連続のマイナス成長となり、景気の先行き不透明感が一段と強まり、政府の見通しであった実質2.1パーセント成長という平成16年度の見通しはほぼ達成が不可能となった情勢の中で組まれました小樽市平成17年度予算案作成は大変であったと思います。関係者のご苦勞のほどをお察し申し上げます。平成17年度一般会計予算案は、2年連続で事実上の赤字予算になることがわかりました。それにより、市民への痛みや職員及

び市長はじめ特別職の方々の給料月額の減額、それに除雪費の補正等々によりでき上がりました綱渡りの財政について、以下お尋ねいたします。

まず最初に、職員の給料月額の減額ですが、平成17年度の年間退職者数は40名前後になると予測ができますが、この方々の退職金は減額された基本給の算定で行われるのでしょうか。

そして、今後、退職者の増加が見込まれますが、退職金の財源確保の見通しについてお答えください。

次に、議案第5号についてお尋ねいたします。平成17年度の国保特別会計では、収支不足見込額を国庫補助金に3億6,398万3,000円を期待計上するなどして予算編成をしておりますが、この期待計上の見込みについてお答えください。

次に、水道会計から2億5,000万円、産廃事業の会計より1億円を借り入れておりますが、これまで借り入れた金額とその返済計画について、お考えをお示しください。

次に、議案第14号についてお尋ねいたします。

平成16年度の病院事業会計の収入が落ち込んでいるため、一般会計からの追加で2億円を補正することについてお尋ねいたします。私は、病院を新築するには黒字決算が条件になっていることはじゅうぶん承知いたしております。また、一般会計からの追加繰り出しが最近10年間にはなかったことも伺っております。その上、病院収入の落ち込みは医師の退職が相次いだことにより、患者数が減ったことによるものだと説明も受けております。患者の減ったことは、果たして医師の退職によるもの以外に関係はないのでありましようか。去る2月15日の新聞に、市内の61歳の男性から、大混雑の待合室に配慮してという投書がありました。それを紹介したいと思います。ぐあいが悪くてやむにやまれず病院へ行ったものの、待合室は大混雑。長い待ち時間に気分が悪くなって、顔面そう白になった。少し横になるうにも席はいっぱい。かえってぐあいが悪くなった。病院側は、せめて患者が待ち時間等に休むことができるような部屋をつくれぬものだろうか。およそそのような内容であります。市は、平成17年度にMRIを導入し、新しい医師を確保できるとしております。その上、収入は前年度比2.6パーセント増の114億8,600万円を、そして黒字は6,900万円も見込んでいるとのことですが、ただいま申し上げた投書人のようなご意見をくみ上げることも増収の源になるのではと思いますが、市長のご見解を求めたいと思います。

次に、環境問題についてお尋ねいたします。

地球温暖化防止を目指す京都議定書が2月16日に発効いたしました。それに伴い、日本は2008年から2012年の5年間に、温暖化効果ガスを1990年比で6パーセント削減しなければならないことになりました。道内の事業所や自治体の取組は待ったなしの状況となりました。札幌市は、2017年の市民1人当たりの排出量を1990年比で10パーセント削減方針を目指すと伺っております。さらに、新年度から市立病院の省エネ強化に乗り出し、年間約20パーセントのCO<sub>2</sub>排出を減らすとのことですが、市長はこのCO<sub>2</sub>対策について、市民や市の関係施設にどのような取組をされるお考えか、ご所見をお伺いいたします。

次に、ごみの不法投棄と有料化に関してお尋ねいたします。

市は、不法投棄対策として直営パトロール車1台体制から2台体制に、さらに夜間パトロールを委託業者をもって実施するとして、388万2,000円を予算案に計上いたしております。ごみを不法投棄するのに、昼日に行う者はいないと私は思っています。したがって、夜間パトロールを実施することはかねてから私の要望であることもあり、一歩前進があったと思うのであります。したがって賛成いたしますが、委託業者に依頼する方針でありますので、安全対策のために複数の人をもってパトロールをするように、危機管理をじゅうぶんにやってもらおうよう、業者に指導していただきたいと思っております。

また、地域環境美化協力員にかかる経費として100万円を予算計上しておりますが、募集内容と仕事の内容を含めた労働条件等についてお答えください。

次に、ごみ箱設置費等助成金ですが、購入したごみ袋以外の袋でごみを出した人があった場合、容易にわかりやすくするために、3名ないし5名単位でごみ箱を設置したいという市民の声も聞かれますが、そのような単位でもごみ箱設置に関する助成金は出されるのでしょうか。助成の範囲などについてお答えください。

さらに、冬期収集困難地区対応の拡大についてですが、四駆車を利用するとか、ロードヒーティングをするとかなど、こういう具体的な内容も含めて、その拡大方法をお示してください。

また、過去に不法投棄された産業廃棄物を一掃するため、平成15年に制定された産業廃棄物特定措置法に基づく撤去事業費は小樽としていかにほどになっているか、お答えください。

全国で未処分のまま放置されている産業廃棄物は、平成16年3月末現在で1,267万トンとなり、過去最高であることが伝えられております。そのようなことを招いた共通の理由として、産廃行政を担当する都道府県や市が不法投棄を見抜けず、被害の拡大を許したと指摘されております。さらには、周辺住民が指摘しても、じゅうぶんな調査もせず、業者の言い分をうのみにして放置するケースが目立っているとも指摘されておりますが、小樽市の実情はいかがでしょうか。今までの産廃に対する市の取組をお示してください。

また、市民団体からは自治体が立入り調査や改善命令などの権限を有効に使っていない、不法投棄の後処理に多額の税金を投入する事態になっても行政責任があいまいに終わっているとも指摘されておりますが、行政責任のあいまいさと未然防止できなかったことについてのご見解があればお示してください。

この問題に関連し、小樽市の産業廃棄物処理場への滞納額の最も大きい業者の額をお答えください。

次に、雪景色と散乱する生ごみで漂う悪臭に対し、よく市民からカラスを非難する声が聞かれますが、果たしてカラスだけが悪いのでしょうか。カラスを悪とののしる前に、カラスという相手の習性を知るとともに、いいかげんなごみ出しをしない心がけが大切ではないでしょうか。その特効薬は市民のマナーに尽きると私は思います。まず、マナーの向上に行政の指導を、そして市民の研究に行政の力をかけて、カラスに対する攻めの対策を講ずることも必要かと思えます。研究する団体に行政が助成金を出してもよいのではないかと私は思います。有料化になれば産廃だけでなく、一般ごみも不法投棄されることが予想されますので、市は本腰を入れて不法投棄対策、カラス対策に積極的に取り組むべきだと思いますので、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、介護並びに高齢者対策についてお伺いいたします。

本市のホームヘルパーの報酬について、私は平成4年第3回定例会にてお尋ねいたしております。当時、厚生省の指導で14万5,000円でありましたが、他の職員とのバランスなどで、各地で問題が起きました。しかし、既に10か年がそれから経過している今日の報酬の実態はどうなっているのでしょうか。10年前の訪問ヘルパーによる事件はあまり聞こえてきませんでしたが、このごろは身近なところからも事件を耳にするようになりました。これは報酬を含む労働条件が改善されていないのでは私と思うのであります。

関連して、ホームヘルパーの派遣については、平成5年には1万3,176件と伺っておりましたが、現在は週又は年単位でもよるしいですから、実績をお示してください。

さらに、夜間派遣の実態についてもお答えください。

次に、デイサービスについてお尋ねいたします。デイサービスの形式にはA型、B型があると伺っておりますが、その内容と市内の実態は現在どうなっているのでしょうか。

次に、身体障害者手帳の交付者は10年前は7,116名でしたが、その後の認定範囲の拡大と本人の自覚などによって、交付者が増えているとのことですが、現在の手帳交付者数は何名になっているのでしょうか、お答えください。

また、障害者の雇用状況についてお尋ねいたします。10年前の法定雇用率は、民間では1.6パーセント、官で2.0パーセントでありましたが、現在の状況と今後の障害者の雇用拡大についての方針をお示してください。

なお、官の中でも、教育委員会関係は一步及ばない状況で当時ありましたが、現在の状況について教育長の

ご答弁をお願いいたします。

次に、老人対策について何点かお伺いいたします。

まず、寝たきり老人という言葉をよく聞かされますが、寝たきり老人に対する小樽市の定義はあるのでしょうか、お教えてください。

2点目として、在宅認知症患者に対する把握はいかがですか。小樽市の状況をお示してください。小樽市は家庭ごみ減量化・有料化関連事業として、2億3,888万2,000円の予算案を提示いたしております。その予算案中で、子育て支援対策として、新生児を持つ家庭に、紙おむつ排出用指定ごみ袋を1歳未満児に20リットルの袋100枚程度を無料配布する方針が提案されております。これには全面的に賛成するものですが、もう一步踏み込んで、寝たきり老人や認知症老人を抱える家庭にも愛の手を差し伸べてはいかがでしょうか。子どもは国の宝であると同時に、小樽市の宝でもあることは間違いありませんが、お年寄りも現在の小樽市を築き上げた大恩ある方々であります。現在の私たちが感謝と慈愛の手を差し伸べることは当然ではないでしょうか。市長の慈愛あるご答弁を期待いたします。

次に、ろうあ者対策ですが、手話通訳者を市民窓口平成6年度から配置することにご答弁をいただいておりますが、その後、配置がされたのでしょうか、お答えください。

手話通訳のボランティア登録者は何名でしょうか。そのボランティアの助成実態はいかほどになっているのでしょうか。旅費だけの助成と認識しておりましたが、現在もそのままでしょうか、お答えください。

また、病院に手話通訳専任者の配置についても以前にお尋ねしておりましたが、現状はどうなっているのでしょうか、お答えください。

次に、2月12日、石川県で介護職員28歳の方がグループホーム入所者84歳の方を暴行し、殺害いたしましたことが大きく取り上げられました。また、札幌市が2003年度に初めて実施した家庭内の高齢者虐待調査によると、虐待と思われる事例が88件に上り、生命に危険などの理由で市が介入し、施設入所や入院させた例が29件あったことが明らかになりました。高齢者への虐待は殴る、けるなどのほか、暴言を吐くなど、言葉による精神的虐待、世話もせず放置するネグレクト、本人の承諾なしに財産を奪う経済的虐待等々があるとされており、市長は本市の実態と今後の調査についてのお考えをお示してください。

最後に、教育長にお尋ねいたします。

私は、市教委が保護者にもじゅうぶん説明し実施した、ゆとりある教育として週5日制の教育に対し、中高一貫教育などを含めて改善すべきだと意見を申し上げてまいりました。これに対し、教育長は週5日制とゆとりある教育については、各種の会合で児童・生徒や保護者の理解が深められるよう努めてまいりましたとの答弁に終始いたしておりました。しかし、去る2月15日、文部科学大臣は朝令暮改と言われても仕方がないとして、中教審に見直しをする方針を要請いたしました。さらに、全国的には小中学校で大規模なシステム転換として、2学期制導入が起きているのであります。公立の小中学校で、なぜ2学期制が増えてくるのでしょうか。時の話題として次のように解説されているのであります。この制度が導入される背景には、小中学校の週5日制があり、生徒の登校日数が減ったことにより、授業時間を確保しようとしたためである。これが焦点です。さらに、2学期制にすれば、1学期分の始業式と終業式、それに中学校なら中間テスト、期末テストの分を通常の授業時間に振り分けることが可能になる。さらに、今は成績のつけ方も相対評価から絶対評価に移行したので、子どもの学力を正しく把握することは可能であるとも評しております。逆に、定期テストだけでなく、ふだんの授業態度や研究発表の成果、小テストなどの比重が高くなるので、総合的な学力の判断が可能になると、よいよい尽くしの解説であります。教育長は2学期制に移行することも含め、これに対する決意がとおりでしょうか。ゆとり教育と銘打った週5日制の評価も含めてお答えください。

次に、中学校の警備体制についてお尋ねいたします。2月14日、大阪府寝屋川市立中央小学校で、教職員3

人が同校の卒業生の17歳の少年に無差別に襲われ、殺傷される事件が発生いたしました。以前にも類似の事件があったことから、文部科学省は2002年に危機管理マニュアルをつくり、各学校でも独自に作成するよう指導されてきましたが、市内の小中学校に危機管理マニュアルや監視カメラ設置や警察通報システムの導入などについて、どのような指導をしてこられたか、お答えください。

また、道内の防犯対策の訓練実施が少ないことが指摘されておりますが、小樽市はいかがでしょう。大阪府ではこのたびの事件を受けて、府内の733の公立小学校すべてにプロの警備員を配置する方針を明らかにし、また、大阪府の箕面市教育委員会では市立小学校の校内にオートロックシステムを導入するなど、さらに東京の中野区教育委員会では区立の小中学校と幼稚園の全教職員約1,000人に催涙スプレーを常時携帯させることを決めたと報じられております。また、各小学校、幼稚園には警棒まで配備したとも伝えられております。このような過剰とも思われる対策を講じておりますが、教育長の小中学校の危機管理についてどのような考えをお持ちか、お示しください。

2月、3月という時期は、卒業や受験などで、特に中学生に気持ちの変化や解放感などがありますので、教職員はいじめなども含め、気を配ってほしいと思いますので、特段の指導・指示をお願いし、教育長の決意も含めてお伺いしたいと思います。

最後に、小学校の適正配置についてお尋ねいたします。私は先日量徳小学校のPTA関係者のお話を伺いする機会を得ました。そのお父さん、お母さんのお話を総合すると、市の教育委員会の説明は初めに廃校ありきで、あまりにも拙速すぎる。来年4月実施となれば、本年12月には決めなければならない。なぜなら来年2月初めには新児童に入学案内を出さなければならない。そのためには来年1月中旬に配置が決まらなければならない。このようなことで、したがってそのためには今年中に作業をすべて終わっていないとすればならず、子どもの心の準備もおぼつかない、私たちは適正配置に反対するものではないが、時間が欲しいのだと口をそろえて申しておりました。これらのご意見がありましたけれども、説明会ではどのような状況でありましたか、ご答弁をお願いいたします。

以上、再質問を留保して私の質問といたします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 武井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、原子力空母が小樽港に寄港要請あった場合の対処ということでありまして、米海軍クラーク作戦部長がキティホークの後継艦に原子力空母を配備する方針を表明したとの報道でありますけれども、その後、米国のラムズフェルド国防長官は訪米中の町村外務大臣との会談で、キティホークの後継艦については何ら決定されていないと説明したとの報道がありました。キティホークの後継問題については、日本と米国の政府の間でじゅうぶんな協議がされるものと思っておりますが、まだ決定していない今の段階でお答えする状況ではないと考えております。

次に、市の施設に設置している監視カメラでありますけれども、現在、葬祭場、市民センター、博物館、公設青果中央卸売市場、マリノロードエレベーター内等に合計50台設置しておりますが、大半は施設管理上の必要性から設置したもので、画像表示装置のみで録画装置は設置しておりません。なお、一部施設においては防犯上等の必要性から、録画装置を設置しておりますが、録画画像については外部に情報が漏れることのないように保管しておりますので、設置や運用に関する規定は特に定めておりません。

次に、監視カメラの設置や運用のルールづくりということでありまして、まず東京都杉並区の防犯カ

メラの設置及び利用に関する条例は、犯罪の予防のため設置される録画装置を備えた防犯カメラの設置及び利用に関し、住民の権利、利益を保護することを目的に制定されたものと認識しております。また、全国的には街頭における犯罪が増加しており、商店街や地域住民の中に犯罪の抑止の手段として、録画装置を備えた監視カメラに対する関心が高まってきているものと考えております。監視カメラの設置及びその運用については、カメラの有効性とプライバシー保護との関係で、一定の基本原則を定めることは必要なことと思いますが、他都市の状況などを見ながら判断してまいりたいと考えております。

次に、小泉首相の夏季オリンピックの札幌誘致に対する発言であります。オリンピックはスポーツと平和の祭典として国際的なビッグイベントであるとともに、開催国としては国を挙げての一大プロジェクトであると考えております。仮に、札幌でのオリンピック開催が実現しますと、世界で初めて夏、冬両方のオリンピック開催地となることから、北海道を世界にアピールする絶好のチャンスとなり、その影響はスポーツの分野にとどまらず、道内の社会、経済に大きな波及効果をもたらすものと考えられます。このため北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会といたしましては、本年、新青森・新函館間の着工の決定を受け、今後、札幌までの延伸について期成会活動を強めていこうとする中で、オリンピックの開催が決定されるとなれば、たいへん大きな弾みになるものとは考えております。

次に、道州制についてでありますけれども、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権のスタートが切られたことを契機として、道は道州制の検討に着手し、昨年4月に道州制特区に向けた提案を国に提出しました。道から市町村への権限移譲は、その提案の大きな柱の一つとして位置づけられており、地域のことは地域で決めるという考えに基づき、進められているものであります。北海道市長会といたしましても、今後、道内の各自治体に極めて大きな影響を及ぼすことが予想されることから、平成16年秋季定期総会での総意により、北海道市長会道州制特区等検討小委員会を設置し、昨年11月に開催された小委員会では、「市としては格差はあるものの受入れは可能」としながらも、「町村は受入れが難しい状況であることから、支庁が補完することはやむをえない。町村の行政能力を高めて権限を移譲するルールづくりが必要」との見解を示し、これらを含め「北海道・自治のかたち円卓会議」の席上で、北海道市長会として知事に申入れしたところであります。小樽市といたしましては、基礎自治体としての役割が明確化することは歓迎できることであることから、移譲予定の個々の権限について検証し、移譲に当たっての財政的措置や人的措置の内容が適当かなどを見極めながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成17年度予算案についてのお尋ねでありますけれども、最初に平成17年度に退職する職員の退職手当の算定についてであります。平成17年度につきましては、平成15年度適用給料表から5パーセントを減額することで条例案を提出しており、退職手当の算定は減額後の給料表に基づいて行うこととなります。

次に、退職金の財源確保でありますけれども、今後、退職者の増により、多額の退職金が発生する見込みであり、その負担軽減は大きな課題でありますので、退職手当債の導入や早期退職者制度の導入も視野に入れ、財政負担の平準化を図る方策を検討してまいります。

次に、国民健康保険特別会計における期待計上分の見込みでありますけれども、17年度の国保特別会計予算では、約9億1,000万円の収支不足見込額のうち、交付税措置が見込まれる財政安定化支援事業分5億5,000万円を一般会計繰入金で措置し、なお不足する約3億6,000万円を特別調整交付金に計上したところであります。この特別調整交付金につきましては、保険者の経営姿勢に対する国の評価に基づいて交付されるものですが、15年度においては2億7,000万円が交付されております。収支不足見込額につきましては、医療費の動向など、不確定要素により変動いたしますが、収納率向上対策や医療費適正化対策などに積極的に取り組み、単年度収支の均衡が図られるよう努めてまいります。

次に、財源対策としての他会計などからの借入れでありますけれども、水道事業会計からは平成15年度6億

円、平成16年度1億5,000万円、平成17年度2億5,000万円の借入れをし、それぞれ3か年で返済することとしており、17年度末の残高は5億5,000万円となります。産業廃棄物等処分事業会計からは、平成15年度2億円、平成16年度1億円、平成17年度1億円の借入れをし、元金を2年間据え置いた後、5か年で返済することとしており、平成17年度末の残高は4億円となります。その他、土地開発基金、まちづくり事業資金基金からも合わせて8億円の借入れをしており、今後、財政状況を勘案しながら返済してまいります。他会計と基金から、財源対策としての借入金の残高は、平成17年度末で17億5,000万円となる見込みであります。

次に、病院事業に対して新聞の投書などの意見をくみ上げることが増収につながるのではないかとご意見がありますが、これまでもさまざまなご意見をいただき、改善できることは改善を図ってまいりました。今後も病院に寄せられるご意見を真しに受け止めて、対応してまいりたいと考えております。

なお、急にぐあいが悪くなった患者については、外来看護師等に声をかけていただければ速やかに対応できる体制になっておりますし、また、待ち時間に休む部屋につきましては、家族待機室として畳の部屋も用意しており、外来患者の利用も多いと聞いております。

次に、環境問題について何点かお尋ねがりましたが、初めに二酸化炭素削減対策についての市民啓発と市の施設の取組であります。市民啓発の取組については、温室効果ガスの中で大宗を占める二酸化炭素が市民の日常生活で消費するエネルギーと深いかわりを持っていることから、家庭からの排出量削減が重要であり、市民一人一人が自分自身の問題としてとらえ、みずから地球温暖化防止に取り組むことが必要であります。このため、市においては、平成13年2月に温暖化防止のための行動を示した「環境にやさしい小樽市民ルール」を策定し、市民、事業者、行政が連携をとりながら取組を進めてきたところでありますが、今後、さらに効果的な削減行動を促すことが必要でありますので、新年度において家庭で取り組める温暖化防止の具体的な行動計画を策定し、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、市の施設での取組であります。平成13年6月に策定した小樽市温暖化対策推進実行計画により、職員一人一人が取り組むべき行動として、公用車の燃料使用量や用紙類、文具類、ごみ排出量の削減についての日常業務に関する率先行動又は電気使用量や燃料使用量の削減、水の効率的使用についての施設管理などに関する率先行動を定め、温室効果ガスの削減に取り組んでいるところであります。いずれにいたしましても、地球温暖化防止は重要な課題であり、今後とも国の動向や他都市の事例を参考としながら、市としても取組を推進してまいりたいと思っております。

次に、不法投棄における夜間パトロールの安全対策でありますけれども、委託に当たりましては複数の職員による巡回を義務づけるほか、従事者が投棄現場に遭遇した場合には、基本的には直接、行為者に注意や指導をするのではなく、警察に通報させることとし、従事者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域環境美化協力員であります。地域環境美化協力員には、4月からこれまでのごみと資源物の収集形態が大きく変わることから、家庭ごみや資源物の分別についての地域住民への指導や助言、ごみステーション周辺の清潔保持などに市と連携しながら取り組んでいただくことを考えております。地域環境美化協力員は市が任命するのではなく、町会や自治会にお願いをして選任していただき、選任していただいた町会や自治会に対し、協力員の活動に必要な経費の実費相当程度の謝礼をお支払いすることを考えております。

次に、ごみ箱設置に対する助成であります。助成の対象は町会又は自治会とし、ごみ箱設置に要する費用の2分の1で2万円を限度として助成することを考えております。ごみ箱の新設につきましては、利用する地域住民の方々の同意やごみの収集に支障がない場所であることなどが必要となりますが、少人数の場合であっても、町会を通じて助成することを考えております。

次に、冬期間収集困難地域の収集改善であります。それぞれの地域によって状況は異なりますが、その状況に合わせて小型車両の使用や車両の回転広場の確保、砂まき、路上駐車禁止など、地域住民の方々のご協

力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

次に、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法における小樽市の撤去事例についてであります。廃棄物処理法では平成9年の法改正により、投棄者が特定できないものや当事者に負担能力がない場合について、行政庁が代執行を行った費用の一部を国が負担するしくみとなりました。しかし、平成10年6月以前に不法投棄された産業廃棄物には改正後の廃棄物処理法の規定が適用されないことから、これについても国が代執行の費用の一部を負担することとする特別措置法が、平成15年6月に制定されたものであります。これらはいずれも生活環境保全上支障がある比較的大規模な不法投棄物の撤去を想定しているものであり、本市においては現在のところ、これらの法の適用を受けて撤去した事例はありません。

次に、産業廃棄物の不法投棄に対する本市の取組であります。岐阜市での大規模不法投棄など、産業廃棄物の適正処理を監督する行政庁の対応がふじゅうぶんであるとの批判を受けていることは承知しております。市といたしましては、このようなことがないよう、これまで産業廃棄物の不適正な処理に対しては法の規定に基づき厳正に対処するとともに、必要に応じて北海道など関係機関と連携し、産業廃棄物の不法投棄の未然防止に努めているところであります。また、平成13年度からは専任の嘱託職員により、不法投棄監視パトロールを実施しておりますが、新年度からはこのパトロール体制の充実を図るとともに、今後とも事業所の立入り調査などによる実態把握や指導の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄における行政責任と未然防止できなかったことに対する見解でありますけれども、他都市において行政が立入り調査や改善命令などの手段をじゅうぶんかつ適切に活用できずに、長期間にわたる違法行為を見逃し、事態の深刻化を招いている事例が発生していることはたいへん残念なことと思っております。本市においては、現在のところ、産業廃棄物の不法投棄により生活環境に大きな支障が生じている事例はないと思っておりますが、他都市の事例を教訓として、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理には、今後とも法令に基づき厳正に対処してまいりたいと考えております。

次に、産業廃棄物等処分手数料における滞納額の最も大きな業者の額であります。現在抱えている滞納は2件でありまして、滞納額の大きいのは54万4,100円であります。

次に、カラスを研究する市民団体への助成であります。全国的にはカラスの生態やごみステーションにおける行動などの研究が行われていると聞いております。本市においては、現在のところ、取り組んでいる事例は把握しておりませんが、よく調査をしてみたいと思っておりますし、不法対策につきましては、不法投棄監視員の増員や夜間パトロールの実施のほか、警察との連携を強化してまいりたいと考えております。また、カラス対策につきましては、ごみステーションに排出された家庭ごみの散乱を防ぐために、平成17年度からごみ箱の設置やごみネットの購入に必要な費用の一部を助成したいと考えております。さらに、今後はカラス対策に関する情報の収集に努めるとともに、ごみがカラスに散らかされないように、排出マナーの向上などについて広報誌を通じて広く市民に啓発をしてみたいと考えております。

次に、介護並びに高齢者対策について何点かお尋ねがありました。

最初に、本市の訪問介護事業所におけるホームヘルパーの報酬の実態であります。平成12年度から介護保険制度に移行したことに伴い、勤務形態など大きく変化しておりますが、現在、市内には33か所の訪問介護事業所があり、そのうちの一部の訪問介護事業所にホームヘルパーの報酬額についてお尋ねしたところ、正職員の場合は年齢や勤続年数などによって金額が違っておりますが、報酬は月額16万円から26万円程度、パート職員、登録職員の場合は生活援助が時給880円から1,050円程度、身体介護が時給1,000円から1,500円程度というふうになっております。

次に、ヘルパー派遣の実績でありますけれども、訪問介護事業所からの報告の集計によりますと、平成15年度の訪問介護の利用実績は約20万9,700回となっております。また、平成16年4月から12月までの9か月間

の利用実績は約18万3,400回となっております。また、時間帯が午後6時から午後10時の夜間派遣の実態であります。平成16年12月分の実績では、市内の33か所の訪問介護事業所のうち、8事業所が夜間派遣を実施しており、夜間派遣の回数は284回で、派遣回数全体の約1.3パーセントとなっております。

次に、デイサービス事業の形式でありますけれども、平成12年4月の介護保険制度がスタートする以前においては、高齢者の状態や地域のニーズによって、寝たきりの高齢者を対象とする重介護型のA型、標準型のB型など5種類の区分がありました。しかし、介護保険制度が始まってからのデイサービス事業については、特別養護老人ホームなどの施設に併設されているかどうかによって区分される併設型デイサービス事業か、単独型デイサービス事業かの2類型と、認知症専門かどうかによって区分される2類型の合計4類型に分けられております。現在、市内には併設型が3か所、単独型が13か所、認知症専用併設型が2か所、認知症専用単独型が1か所の合計19か所のデイサービス事業所があります。

次に、身体障害者手帳の交付者数でありますけれども、本年1月末現在では視覚障害471名、聴覚障害583名、言語障害62名、肢体障害4,370名、内部障害1,953名、交付者総数は7,439名となっており、年々増加している状況であります。

次に、障害者の雇用状況でありますけれども、平成16年度は民間企業の法定雇用率は1.8パーセントで、小樽市内の実雇用率1.88パーセント、また地方公共団体の法定雇用率は2.1パーセントで実雇用率は2.70パーセントとなっております。国においては、障害者雇用対策基本方針の中で、障害者の職業的自立を進めることが重要としており、その実践として、障害者就業・生活支援センター「ひろば」が平成16年7月に市内に開設され、障害者に対する就業面や日常生活上の相談が一体的に行われているところであります。今後とも関係団体と連携を図りながら、障害者の雇用拡大に努めてまいりたいと思っております。

次に、「寝たきり老人」の定義でありますけれども、一般的には厚生労働省が平成3年に示している「障害老人の日常生活自立度判定基準」のランクB、Cに当たる「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体となっている状態」にあつて、6か月程度以上にわたり床にいる高齢者を「寝たきり老人」としており、介護保険の要介護認定を受けた場合は、おおむね要介護度4又は5に該当する高齢者で、当市においても同様と考えております。

次に、在宅認知症患者についてでありますけれども、介護保険第1号被保険者について平成14年のデータに基づいた認知症高齢者の実態についての厚生労働省の推計によりますと、要介護認定者のうちの半数近く、また、居宅している要介護認定者の3人に1人が何らかの支援が必要な認知症高齢者となっておりますので、当市に当てはめると在宅認知症患者は約3,500人で、そのうち居宅で支援が必要な高齢者は約1,800人となります。居宅サービスの利用実態から見ますと、何らかの介護保険サービスを受けている高齢者が多いものと考えているところであります。

次に、紙おむつを使用する寝たきり老人や認知症老人家庭への指定ごみ袋の助成であります。助成対象者の範囲の特定や入退院、施設入所などの実態把握が難しい点もあり、これまで検討課題としてまいりました。しかしながら、在宅介護を受けている高齢者は紙おむつの使用量が多い実情にあり、指定ごみ袋の無料配布についての要望もありますので、他の助成制度も参考にしながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、手話通訳者の配置であります。平成14年度から福祉部に専任の手話通訳者を配置し、聴覚障害者のさまざまな相談に対応しております。また、福祉部以外の窓口へも必要に応じて出向いて対応しているところであります。

次に、手話通訳者の登録者数と派遣事業でありますけれども、登録者数につきましては、現在、27名となっております。また、平成15年度の派遣件数は214件であり、事業費につきましては総額で46万3,000円となっております。

おり、支出内容としては報償金と交通費を支出しているところであります。

次に、市立病院での手話通訳専任者の配置でありますけれども、現在、専任の手話通訳士は配置いたしておりません。聴覚障害者の利便を図るためには、手話通訳士の配置が望ましいものと考えますが、1年に何回もないとのことから、これまでと同様に通訳が必要な場合が生じましたら、ご本人にかわって福祉部へ手話通訳士の派遣要請を依頼するなどして対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者への虐待についてでありますけれども、北海道が今年の2月に各市町村を通じて、過去1年間における在宅介護支援センターや市など関係機関の高齢者虐待に関する相談等の調査を実施しており、小樽市では7件となっております。内容としましては、身体的虐待が2件、心理的虐待が2件、経済的虐待が1件、介護・世話の放棄が2件であります。今後の対応でありますけれども、今国会に議員立法による高齢者虐待防止法案提出の動きがあるほか、厚生労働省においては在宅介護支援センターを活用した「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築等を検討しておりますので、それらの動向を見ながら体制づくりなどについて検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 武井議員のご質問にお答えいたします。

まず、身体障害者の雇用状況についてであります。障害者の雇用促進等に関する法律では、教育委員会における法定雇用率は2.1パーセントとなっておりますが、平成16年6月1日現在、身体障害者4名、障害により換算すると5名雇用しており、その雇用率は2.62パーセントでございます。

次に、学校の2学期制についてであります。議員ご指摘のとおり、全国的に各教科などの指導に必要な時間を確保するための工夫や特色ある学校づくりを推進するための手だてとして、2学期制の導入が進められていると承知してございます。教育委員会といたしましては、既に導入している地域や学校の状況について、そのよさや可能性を把握し、教育的効果などをじっくり研究した上で、導入について慎重に検討することが大切であろうと考えております。

次に、学校週5日制についてですが、子どもたちにゆとりのある生活の中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、社会体験や自然体験などのさまざまな活動を体験させながら、生きる力をはぐくむことを目的としまして、平成14年度から完全実施し、3年が過ぎようとしております。こうした趣旨を踏まえまして、各学校におきましては学習指導要領に基づきながら、個に応じた指導や体験的な学習など、指導方法の工夫・改善を図り、確かな学力の育成に取り組んでいただいているところでございます。学校週5日制の実施にかかわりましては、授業時数でありますとか、指導内容の削減が学力の低下に結びついているのではないかと指摘もありませんことから、小樽市教育委員会では基礎・基本の確実な定着はもとより、確かな学力の向上に向け、国の動向も踏まえながら、より積極的に取り組んでいかなければならないものと考えてございます。

次に、小中学校の警備体制についてであります。大阪教育大学附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、文部科学省で作成したマニュアルを参考にしながら、学校の実態や地域の実態に応じた学校独自の危機管理マニュアルを作成するよう、各学校に指導しております。既に、市内42校中41校で作成し、対応するようしております。なお、小樽市では監視カメラや警察通報システムについては導入しておりません。

次に、小樽市内の防犯訓練についてでございます。児童・生徒の命を守るという立場から、避難訓練や防災訓練と組み合わせながら実施しているところでございます。大阪教育大学附属池田小学校における事件以来、小樽市教育委員会におきましても、各学校にモニターつきインターホンを設置し、通用口の施錠を強化するよう指導してまいりました。また、寝屋川の小学校において、校内に侵入した少年に教職員が襲われる事件も発生しましたことから、先日、小樽警察署に学校周辺や登下校における不審者の警備強化を強く要請してま

いりましたが、これからも安全であるべき学校で児童・生徒、教職員の命が脅かされることのないよう、保護者や地域住民と一体となってその安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、卒業式や受験時期の指導についてであります。2月から3月にかけては、生徒にとって新たな学校生活への希望に胸を弾ませる時期ではありますが、一方では精神的に不安定になりがちな時期でもあります。各学校においては、生徒理解に努め、一人一人に応じたきめ細かな生徒指導や進路指導を行うとともに、受験にかかわる悩みなどについて相談しやすい雰囲気をつくるなど、指導の充実に努めております。さらに、教育活動全体を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に育てるなど、教師と生徒、生徒相互の望ましい人間関係をはぐくむことが大切であると考えております。そのため教育委員会では、これまで各担任、スクールカウンセラーなどによる教育相談を通して、生徒一人一人の内面的な理解でありますとか、問題傾向の早期発見と指導の充実に向け、家庭や地域と連携を密にしながら指導を重ねておりますが、今後も生徒一人一人が将来への夢と誇りを持って卒業式に臨むことができるよう、各学校とともに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、小学校の適正配置についてでございますが、量徳小学校の地域説明会では、保護者、地域の方々から、なぜ量徳小学校が適正配置の対象になるのか、実施時期を見直して別の案を出してほしいですか、実施に当たっては編入する児童が新しい学校になれ親しむことができる時間をじゅうぶんに確保してほしい、新1年生が40人以下になった場合はどうするのか、また、受入れ校に放課後児童クラブを設置してほしいなどの意見・要望、また、PTAからいただいたアンケートによりますと、スクールバスを含めた通学路の安全確保でありますとか、友達と別れる心のケア、災害時の避難場所の確保など、たくさんの意見・要望がありました。これに対しまして、小樽市教育委員会は、「現在、計画案を示し、保護者や地域の方々の意見や要望を聞きながら、それらの対応を検討しているプロセスにありまして、今後、さまざまな意見を踏まえて実施計画を作成していく」ことをお答えしたところでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 19番、武井義恵議員。

**19番(武井義恵議員)** 二、三、確認も含めて再質問したいと思います。

まず、市長の政治姿勢の中で、夏季五輪札幌誘致に関する問題です。市長のお言葉を聞いていると、何か歓迎するかなのようなご答弁と受け止めました。しかし、私も指摘しておりますように、当の道にしる、あるいは札幌市長にしる、あまりいい顔はしていません。それは北京や大阪のあの借金問題、外れたときの借金問題が大きくクローズアップされているようです。案外、これは市長、これ札幌のことだと思っているからこういう発言をしたのか、私の聞き間違いなのか、そこあたりをもう一回ご答弁ください。

二つ目ですが、退職者の退職金算定についてでございます。これはこの5パーセントの減を平成15年ですか、この算定からするというところでございますが、職員の皆さんには何で私たち3年間の退職していく人たちだけがなるのだと。これは後から市長のお言葉の中、あるいは理事者のお言葉を聞くと、4年目ごろからは元に復帰するようなお言葉もたまたま聞かれると。なぜこの3年間だけの退職する人がこういう憂き目に遭うのかと、こういう疑問の声が聞かれます。これらの人に対して、例えば月々のものについてはこれは協力しますと。けれども、退職金だとか、これらについては、これは私たちは入るときからそのつもりで積立てもしてきたわけだから、なぜ私だけ、3年かという声が聞かれます。これらについて、やはり多少の救済措置があっても、せめて退職金について救済措置があってもいいのではないかと、こう思うのですが、考え方を教えてください。

なお、これらの問題については、JRが同じ経験であります。国鉄のときにこういう問題が起こって、今、裁判で争われているわけですが、そういう意味ではこれはよそごとではないと私は思いますので、所感のほどをお示しください。

それから、病院の問題ですけれども、何かそういう体の弱い方、そういうのにはちゃんと用意してあるというふうにお答えになりました。ところが、それらの人たちがこういう投書をするということを含めて、PRが足りないのではないかと、こういう方々についてはこういう部屋も用意してありますよと、こういうところでどうぞお休みくださいという、私もよくお世話になるのですけれども、あそこにそういうような張り紙がしてあるのは見たこともないのですが、私の見落としでしょうか。もしそういう方がいたら、そのPRの不足をやはり一考すべきでないかという気がいたしますので、そのあたりの考え方をお示してください。

それから、この地域環境美化協力員の問題ですけれども、町内会などを通じてきめ細かに配置したいということですが、それには分別なども含めてということですが、この人たちの教育というのか、そういう人たちを講習会が何か開いて徹底的に指導をするのかどうなのか。ただ、町会に頼んだからいいということではなくて、それらのことを指導の考え方はどうなっているのかをお示してください。

それから、このごみ箱の設置の単位の問題です。ごみ箱設置助成の単位の問題ですが、これは町内会などを通じてやっていきたいというようなご答弁のようだったですけれども、私が指摘しているどのようなごみで捨てたか、3人だとか5人単位であればすぐわかるわけです。ああ、このごみはだれのごみかということがすぐわかる。20人、30人いたならば、だれが捨てたごみだかがわからない。にもかかわらず、そういうような一般の袋で、購入した袋でなくて、一般の袋でもって捨てたり、あるいはそのルールを守らない投棄をしていたりした場合、一目りょう然にわかるかのように、小単位なら、ああ、これはあそこのごみだということがわかります。そういうような声があるわけですが、そういう3人や5人の単位でごみ箱設置をする人たちにも助成金を出すのですか、そのあたりをもう一度ご答弁ください。

それから、このカラス対策です。この研究団体に助成金をということについて、これも何か助成したいというふうには私は聞かされたのですが、事実かどうかと、それらについても条件があるのか、認定はどこまでというふうにして助成をする基準を定めるのか、これらについてご答弁ください。

それから、高齢者虐待の実態と今後の調査についてお伺いします。これ7件ほどあったというご答弁でございましたが、市が例えばこれに対して施設に入所を進めてやったとか、そういうような施し方をしたことがあるのか、ないのか。今、なかなか施設に入りたくても待機者がいてなかなか入れない、ところがこういう虐待がもう7件もあった場合に、ああ、これは入れてやらなければならないとか、そういうことで市が施設にこの札幌の29件の方のように入れてやった、そういうようなことがあったか、ないか、これについてお答え願いたいと思うことと、もし今後の調査の中でもそういう人がいた場合は、市が優先してそれらの人たちを命の問題と考えた上で、その施設の中に優先的に入れてやるとか、そういう考え方があるか、ないか、これもお答えください。

最後は、教育委員会です。教育委員会には3点あります。

一つは、この週5日制の問題なのですけれども、これも2学期制のことも教育長は全国的にあることは認めたいようですが、これは聞くところによると校長権限でもってできるのだというふうには伺っていますが、そうであれば、もっと小樽市もがんじがらめでなくて、校長に開けた教育の仕方などをやっぱりやらせるべきではないのか。そうでないと、いつまでたっても旧態依然としているような気がしますので、そういう校長権限の活用方について考え方があったら教えてください。

それから二つ目は、小中学校の危機管理の問題です。これについては、マニュアルなども含めて42校のうち41校ができていてということのようですが、残った1校、何かどういうことなのか、なぜなのか、教えてください。

それから、この適正配置の問題ですが、時間が欲しいということを私も指摘していますし、教育長の答弁の中にも時間的な問題があったように思います。この時間対策、時間が欲しいのだと、何とか子どもの心にゆと

りを持たせるといいますか、納得させる時間といえますか、そういうような時間が欲しいのだと。さて、この時間が欲しいということについては、ではあなた方はどれだけ時間が欲しいのだと。それは教育委員会が示した4年ないし5年という説明の中での時間は、それはではどこまで考えているのですかと。3年なのですか、2年なのですかということも出ました。したがって、教育委員会の方で指導したその3年、4年という時間的な余裕はあるのか、ないのか、そのあたりも含めてお答えください。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝彦）** 再質問にお答えいたしますけれども、初めにオリンピックの関係の話ですけれども、ご質問の趣旨は期成会の会長として新幹線が早くできるのでないかというような趣旨のご質問だったものですから、仮にもしオリンピックが決まれば、当然新幹線も早く決まるのでないか、早く開通するのでないのかと、そういう観点でお答えしましたので、ご理解をお願いいたします。

それから、退職金の問題ですけれども、16年から18年まで、今、給与も削減しておりますけれども、退職時の給与で算定をするということが基本でございますので、そういう方向でやっていきたいと。別に職員からは何らかの積立金をもらっていると、こういうことではありませんので、これはご理解願いたいと思います。

病院の問題は、小樽病院事務局長からお答えいたします。

それから、美化協力員の関係ですけれども、今、選任をお願いしておりますので、全部決まりましたら、皆さんにお集まりいただいて、業務内容等について細かく説明していきたいというふうに思っております。

それから、ごみ箱の設置は数人で申し込んでもいいですよという答弁をしましたが、あくまでもこれは町会を通していただいてという前提つきで答えております。

それから、カラスの研究団体の助成ですけれども、市内には今ないということでございますので、仮にもしそういう団体があれば、その時点で考えてみたいと、こういうことでございます。

それから、高齢者の虐待問題については、福祉部長から答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長（小軽米文仁）** 武井議員の再質問にお答えいたします。

従前より、ぐあいが悪くなった患者さんに対しましては、先ほど市長が答弁したような対応はしております。ただ、この投書も私は見せていただきましたけれども、これが小樽病院かどうかわかりませんが、定かではありませんが、いずれにしても私ども市立病院でも当然考えられることですので、この際に周知方法について再点検したいと思っております。そして、周知方法について問題があるとすれば改善していきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 福祉部長。

**福祉部長（山岸康治）** 私の方から高齢者の虐待に関する関係でございますが、今回の7件の相談等の中で、施設入所の指導等があったかどうかということでございますけれども、今回のこの7件の中には、緊急的な措置を必要としたケースはなかったというふうに聞いてございます。

それから今後、優先的に入れる考えがあるかどうかでございますけれども、これらの緊急措置が必要な場合には、介護保険とは別に緊急措置をする必要がありますし、そういうふうに行けるといってなっております。例えば、ショートステイ等で一時保護するというようなこともあろうかと思っておりますので、こちら辺はこれからその状況に応じて措置をしていかないとならないというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 武井議員の再質問にお答えいたします。

1点目の学校週5日制にかかわります2学期制についてでございますが、全国的に2学期制に向けて視点を当ててございますが、学校の数は今、資料はございませんが、幾つかの市町村で進めているというのが現状でございます。小樽の場合に当てはめると、既に中学校1校が私どもと相談しながらやっていますので、議員がおっしゃったとおり、その学校では研修として先生と校長先生方が一体となって研究を進めているところでございます。ただ、2学期制にしますと、夏休み、冬休みの期間、本州でありましたら、農繁期でありますとか、ちょうど秋にいいのでございますが、小樽、ほかの学校の夏休み、冬休みと、2学期制にやっている真ん中の休みと、それをどういうふうにしていくかでありますとか、今まで3学期制でしたので、いわゆる通知せんを3回ほど親に与えていたのですが、2学期制になりますと、途中でまた、親に通知せんのほかにこまめに子どもたちが成長していますよですとか、そういう連絡の方法でありますとか、さらには中学校3年になりますと、今、2学期の後半の成績だとかいろいろ加味しながら調査書ですとか、いろいろなのを書いています。2学期制にしますと3月のぎりぎりまで評定ですとかがなかなかできないものですので、その高校入試との絡みですとか、幾つかの課題がございますので、それらをじゅうぶん進んでいるほかの本州の方ですとか、九州、四国の方の実践を踏まえながら考えていかなければだめだということで、先ほど答弁したところでございます。

二つ目の小・中学校の危機管理でございますが、42校中41校と申しましたのは、あとの1校は全くしていないというのではなくて、校舎内外の危機管理でございますので、校区があまりにも広いものでございますので、その校区にかかわってのマニュアルの最後の部分、まだ完成していないものですから、私たちはその学校1校、まだ完全にできていないというふうには押さえまして、42校中41校はマニュアルができたというふうには話したところでございます。先日も校長先生に、できましたらこういう時代でございますので、できるだけ早めに学校独自のマニュアルをつくって、先生方、子ども、保護者に徹底するようにと指導したところでございます。

三つ目の適正配置にかかわりまして、平成15年度から三、四年かけて順次説明していきたいと、私どもの方で説明したところでございます。ただ、計画案ではその三、四年かけて順次というところ、何とか早く、早期に実現したいなということで、あのような案を提示したところでございますが、実施時期も含めてできるだけ早く計画を皆さんのところに紹介しながら、また、たくさん意見をいただいてまいりたいというふうを考えております。できるだけ早く計画案を作成してまいりたいというふうを考えてございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 19番、武井義恵議員。

**19番(武井義恵議員)** 再々質問をしますが、病院問題です。どうも理解ができないのですが、私はこういうような患者さんがいたときに、市長がご答弁されたように、そういう畳の部屋もある、こういう部屋もあると言うから、それはPR不足ではないのですかと。私もしょっちゅう行っていますけれども、どこどこにそういうような体調の悪い方々が横になって寝るような部屋だとか、そういうのがあるよということは見た覚えはありません。ですから、それに対してどうですかと私は聞いているのです。ですから、どこの病院でないとか、こうだとかと、そんなことを聞いているわけでないから、もう少し答弁してください。以上、1点だけ。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 対応は対応としまして、今、武井議員がおっしゃるとおり、その周知

方法についてはまだまだ足りなかったものかなというふうにも考えますので、その辺いわゆる周知方法について再点検して対応してまいりたいということで、いわゆるきめ細かい患者への対応ということを考えていきたいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** たいへん申しわけありません。三、四年と言ったのですが、四、五年でございましたので、訂正させていただきます。申しわけございません。

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**閉会 午後 4時14分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 上 野 正 之

議 員 佐 々 木 勝 利

平成17年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成17年3月8日

出席議員(31名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久末恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会 委員長	西條文雪
教育長	菊讓	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	仲谷正人
福祉部長	山岸康治	建設部長	兵藤公雄
建設部参事	嶋田和男	港湾部長	山田厚
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	相沢雄司
教育部長	中塚茂	監査委員 局長	旭一夫
環境部次長	宮腰裕二	総務部総務課長	長瀬幸一

財政部財政課長 小山 秀 昭

議事参与事務局職員

事務局 長 松川 明 充  
庶務係 長 三浦 波 人  
調査係 長 大門 義 雄  
書 記 北出 晃 也  
書 記 島谷 和 大  
書 記 橋場 敬 浩

事務局 次長 法 邑 秀 弥  
議事係 長 中崎 岳 史  
書 記 渡 辺 美 和  
書 記 山 田 慶 司  
書 記 松 原 美千子

**開議 午後 1時00分**

**議長（中畑恒雄）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、秋山京子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第45号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 一般質問をします。

教育問題について、伺います。

まず、学校の安全についてです。大阪寝屋川市立中央小学校で起きた事件は、また全国に衝撃を与え、改めて学校の安全が問われています。この事件後、大阪府教育委員会は、学校危機管理マニュアルに小中学校の職員室は1階に設置することが望ましいと明記することを決めたと報道されています。小樽市の学校危機管理マニュアルはどうなっていますか。職員室が2階にある小学校は5校、中学校は6校、事務室が職員室内にある学校は小学校で13校、中学校6校と、半数近くになっています。しかも、特殊学級や放課後児童クラブが1階にある中でどのように学校の安全を守るのか、伺います。

次に、この事件から何を学ぶかです。学校の安全を守ることは当然ですが、警備の議論ばかりしても事件は防げないのではないのでしょうか。事件を起こした17歳の少年は中学生で不登校になり、小学校のころから過激なゲームに熱中していたと聞きます。どうしたらこうした事件が起きないか、社会全体で真剣に考えなければならない問題です。少なくとも不登校にならず、友人関係がうまくいっていけばという思いがします。不登校の子どもたちには担任やスクールカウンセラーが対応しているということですが、子どもたちが出している信号をもっと早くキャッチする必要があると思います。また、命の大切さ、社会的道義などの教育がどのように取り組まれているのでしょうか。過激なゲームも問題です。子どもの健全な発達を阻害するようなものはらんしています。実態を把握し、行政、PTA、地域が一体となった運動も必要ではないでしょうか。

次に、少人数学級について、伺います。子どもたちの心をとらえ、よくわかる授業を進めるためにも、少人数学級がよいことは、道教委が3年前に行った35人学級モデル実施校の実践で報告されています。遅れがちな子に個別指導しながらの授業も可能になった。何一つマイナス面はありません。すべてプラスです。子どもに目が届き、一人一人と触れ合える時間ができたなど、教師はもちろん保護者からもたいへん歓迎されています。道教委の少人数実践研究授業は、当初1年生のみの予定でしたが、引き続き17年度、2年生にも継続されることになりました。4,000筆もの署名を集め、後志教育局に陳情に行った朝里・高島小のPTAや関係者の皆さんはたいへん喜んでいました。

しかし、道の制度は1学年71人という条件付のため、該当しない学校がたくさんあり、早期拡大が望まれるところですが。道が35人学級を拡大するまで、小樽市で新1年生を35人学級にする場合、17年度は天神小学校、18年度は緑、潮見台の2校で1クラスずつ増えます。小学校適正配置の実施計画案では、新1年生が40人以下の場合でも市費で職員を採用し、2学級にするとしています。統廃合を認めるものではありませんが、この方法で少人数学級が可能なのですから、少なくとも1、2年生の間は35人以下学級を進めるべきではありませんか。

次は、通学手段・通学路の安全についてです。現在、桃内地区から忍路中央小まではスクールバスが運行

されています。塩谷・長橋・銭函の各小中学校、朝里中学校へは、路線バス利用で通学バス代助成が行われていますが、冬期間4か月の半分の上、星野地区から銭函小中学校への通学の場合、バスの本数が少ないこともあり、星置山の上線を歩いている子どもたちもいます。通学バス代の父母負担は、中学生2人の場合1か月1万4,400円にもなり、家計を圧迫しています。本来であればスクールバスで送迎すべきを路線バスで通学させているのですから、教育の機会均等からしても通年助成すべきではありませんか。

また、昨年整備した部分の星置山の上線は歩道も街灯もなく、雪のため道幅もなくなりたいへん危険です。街灯の設置、除排雪の促進を図るべきです。いかがですか。

通学路の安全確保は、今年のような大雪では特に大事です。除排雪はもちろん、交通量の多い場所の交通安全指導員の配置が必要ですが、大幅に不足しています。現在61人のふれあいサポーターをお願いしているというものの、数が足りません。適正配置絡みで安全マップの作成をしていますが、危険箇所はここだけではありません。全校の通学路の安全マップの作成と危険箇所への人員配置、信号機や横断歩道の設置を含めて検討し、必要な措置をとるべきです。お答えください。

次に、学校のトイレについてです。小中学校の適正配置では、先行して中学校の統廃合が行われました。目的は教育環境整備であったはずですが、受入れ校の末広中学校のトイレはいまだに浄化槽です。トイレ芳香剤を欠かせなく、とりわけ夏期はにおいがひどく、給食時、食欲減退になるほどです。早期に下水道に接続し、良好な環境を整えるべきではありませんか。また、その他の学校の予定もお知らせください。

次は、青年の雇用対策についてです。ハローワーク発表の小樽管内高卒者の就職内定状況は、1月末現在57.9パーセントとなっていますが、市内各高校の状況はいかがですか。市が行っている施策はどのように生かされているのでしょうか。また、地元企業に就職先がないということに対してどのような施策を持っているのか、お示しください。なかなか就職できない若い人たちは、自分は社会に必要とされていないのかと悩むと聞きます。このままでは将来に希望が持てず、将来設計も立てられません。このような情勢だからこそ、市が平成14年度から続けてきた高校生の臨時雇用の継続と拡大を図るべきです。今年の見通しはいかがでしょう。

次は、介護保険制度について伺います。

小泉内閣は、介護保険制度改革関連法案を提案しています。全容は明らかではないものの、施設入所者への大幅負担増、新予防給付の下、軽度で在宅サービスを受けている人たちの利用抑制、政府の税制改定による保険料の大幅上げなど、高齢者への新たな負担を求めるものになっています。施設利用では、入所者の食費や居住費を保険給付から外して全額自己負担にするというのですが、これによりそれぞれの施設利用料はどのように変わるのかお示しください。

新予防給付では、筋力トレーニング、栄養指導、口くうケア機能向上などが取り入れられて、家事代行型の訪問介護は原則行わないことにしています。この対象になるのは要支援と要介護1の人たちで、訪問介護が外されることに大きな不安を持っています。訪問介護の打切りは小さな事業所にも大きな不安を与えており、市内約400人のヘルパーの仕事を奪うことにもなりかねません。このような利用者や事業所の悩みを市は把握していますか。

また、3月末で、激変緩和措置として軽減されていた訪問介護の利用料は10パーセントに引き上げられます。何人の方が影響を受けますか。引き続き減免制度を続けるべきではありませんか。介護保険制度が始まる前は、高齢者福祉制度で希望する人は訪問介護を受けることができたのに、介護保険制度の改定によりサービスが切り捨てられることは、高齢者の生活と人権を踏みにじるものではないでしょうか。16年11月時点で小樽市の要支援・要介護1でサービスを利用している人は2,254人、居宅サービス利用者の62.4パーセントを占めています。きちんとサービスを受けている人の方が状態が悪化しないというのが現場の共通した声で

す。訪問介護が打ち切られた場合、どのような方法で支援するのでしょうか。国に対しては高齢者福祉制度を復活させるよう要求すべきですが、いかがですか。

次に、保険料に関してです。第1号被保険者の第2段階保険料が二つに分割され、年金収入が年80万円以下で年金以外にも所得のない人を新第2段階とし、現行よりも保険料の割引率を大きくするとしています。一方、住民税が非課税から課税されるため、保険料は負担が大きくなる人が出てきます。小樽市の場合、第2段階は、17年1月末現在で1万8,548人、全体の約半分です。改定案区分によるそれぞれの人数をお示しくください。また、推測される影響もお示しくください。

年金の引下げや医療改悪に加え、18年度からは、16年度税制改正による国保料の引上げなどで高齢者の生活は厳しくなるばかりです。このようなことは介護サービス利用抑制にもつながることで、制度の目的・理念に照らしても放置できない重大な問題です。保険料は介護保険を実施しているドイツと同様に定率性であるべきで、自治体が多段階制など所得に応じて設定できるような法改正と保険料・利用料の負担軽減のために、国庫負担金の引上げを国に要求すべきと考えますが、いかがですか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、青少年の健全育成の関係でありますけれども、子どもたちの周りには過激なテレビゲームとか有害図書、有害ビデオなど健全な発達を阻害するものが多くあり、比較的容易に入手できる環境にあることは認識しております。有害図書や有害ビデオについては、市の立入調査員が市内の書店やコンビニエンスストア、ビデオレンタル店を巡回し、青少年に販売しないよう指導しております。図書類の自動販売機につきましては、その設置を法的に規制することができませんので、北海道との連携により有害図書類の抜き打ち調査を行い、撤去措置が必要な場合には、知事が業者に対し撤去を命じております。

また、最近の凶悪な事件にかかわる青少年が過激なテレビゲームに没頭していたという例が多く見られることから、これらを子どもに安易に買い与えたり、使用させないよう、保護者に対し理解を求めていくことも必要かと感じております。

なお、保護司会を中心として、市内の関係機関が毎年実施しています「社会を明るくする運動」においては、少年の非行をテーマに地域懇談会の開催や、小・中・高校の生活指導関係者との情報交換に努めているほか、街頭キャンペーンなど全市民を対象とした啓発運動も展開しております。また、地域においては、町会、学校、PTA、保護司会などから構成される「少年を守る会」が講演会を開催するなど、青少年の健全育成に努めている例もありますので、今後ともこのような運動を全市的に推し進めていくことも有効なことと考えております。

市道星置山の上線についてでありますけれども、この路線は現況幅員が4メートルと狭く、16・17年度の2か年にわたり拡幅工事を行っております。交通量を勘案しますと7.5メートルの幅員となり、歩道設置は難しい構造となりますが、両側に50センチの路側帯と落ちぶた側溝を設置し、歩行者空間を確保することにしております。この路線の除排雪につきましては、今後も冬道の安全確保に留意しながら行ってまいりたいと考えておりますが、防犯灯につきましては町会関係者と協議してまいりたいと考えております。

次に、青少年の雇用対策でありますけれども、まず市内各高校の就職内定状況でありますけれども、2月末現在で公立5校では就職希望者数257名で、内定者数は182名の70.8パーセント、私立3校では就職希望者

数162名で内定者107名の66.0パーセント、全体では69.0パーセントとなっております。各学校では残された期間、就職担当の先生をはじめとして、学校一丸となって就職活動に取り組んでおります。

次に、市の施策でありますけれども、毎年実施しております新卒者のためのしごと説明会では、市内の企業で実際に働いているアドバイザーから話を聞いて、仕事や自分の将来について意識の高揚を図るとともに、動機づくりを支援しております。出前セミナーでは企業経営者や社員の方の生の声を聞く機会を設け、求められる従業員像や就職に関する情報を提供しており、また企業見学会では、管内の高校の就職担当教諭及び生徒を対象に複数の企業を見学し、業務の説明を受けて、仕事の厳しさ、楽しさを学んでおります。これらの施策を進めることにより、職業意識の醸成やミスマッチの解消など、新規学卒者の地元定着に努めているところであります。残念ながら、厳しい経済環境の中で地元企業の雇用吸収力が低下しており、即効性のある対策は難しいものがありますが、国・道と連携して、管内企業約580社に対し採用の依頼をするなど、今後とも国・道の施策もじゅうぶん活用しながら、新規高卒者の就職促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、高卒者の臨時職員としての雇用でありますけれども、これまでは新年度の各職場における正規職員の充足状況を見て、未就職の新規高卒者を若干名ではありますが、臨時職員として採用してまいりました。現時点での見込みでは今年度事務職の採用を行っており、平成17年度当初においてはほぼ正規職員で充足される予定であります。なお、今後の異動などにより充足されない部分が生じた場合には、新規高卒者の臨時職員の採用について検討したいと考えております。

次に、介護保険について何点かお尋ねがありました。最初に、介護保険制度の改革に伴う施設利用料についてでありますけれども、介護保険と年金給付の重複の是正や在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、本年10月から特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護3施設の入居者の居住費用と食費については保険給付の対象から外し、全額自己負担とするものであります。それぞれの施設の利用料については、介護度による介護報酬単価や個室か相部屋かなどによる居住費用の違いによって、個々のケースで利用者負担額に相違が生じますが、厚生労働省のモデルによりますと、要介護5の人が特別養護老人ホームの相部屋に入所した場合、自己負担額は居住費が1万円、食費が4万8,000円、利用料の1割負担分が2万9,000円の合計月額8万7,000円となり、これまでと比べ3万1,000円の負担増となります。

また、同じ条件の方が老人保健施設に入所の場合は、月額8万9,000円で3万円の負担増、介護療養型医療施設に入所の場合は、月額9万5,000円で3万2,000円の負担増となっております。

なお、国では、施設入所者の負担が大きくなるため、低所得者を対象として新たな軽減措置を新設し、施設入所費の軽減を図ることとしております。

次に、サービス利用者や事業者の悩みを把握しているかどうかということですが、まだ介護保険制度の改革の具体的内容が明らかになっていないため、市に対してサービス利用者から直接には伝わってきておりません。しかしながら、市内にある一部の訪問介護事業者にお尋ねしたところでは、サービス利用者からは、現在のサービスをそのまま使っていけるのかどうか不安である、制度がどのように変わっていくのかわからないので不安である、調理、食事の世話や買物にヘルパーが来てくれなくなったら日常生活を送ることが困難になるなどと相談されることがあり、また訪問介護事業者からは、今までヘルパーを利用していた方がサービスを使えなくなったらどうなるのか心配である、サービス利用者が減り、経営に影響が出るのではないかと心配しているということなどを伺っております。

次に、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担の軽減措置であります。平成17年2月現在の本市における該当者は116人であり、その方たちに影響があります。本事業につきましては介護保険制度施行時に、低所得者であって現に訪問介護を利用していた高齢者の方に対し、激変緩和の観点から経過措置として、本来は10パーセントの利用者負担の割合を、平成12年度から14年度まで3パーセント、15年度から16年度は6

パーセントとするもので、事業創設当初から平成16年度までの措置とされてきたものでありますので、国の事業が廃止されることに伴い、同様の取扱いとするものであります。

次に、訪問介護が打ち切られた場合の支援方法であります。訪問介護につきましては、国では本人の生活機能を低下させるおそれのある単なる家事代行のようなサービスは見直しが必要であると考えられますが、個々のケースにおける必要性の大小にかかわらず、一律にホームヘルプサービスを制限するようなことはないと言っておりますので、以前のような高齢者福祉制度として復活させる必要はないものと考えております。

いずれにいたしましても、新予防給付については、国では平成18年度からの実施を予定しており、内容が具体化されるのはこれからと聞いておりますので、それらの情報収集に努めるとともに、介護予防サービス体制の状況なども見極めながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、第1号保険料の設定方法の見直しであります。より負担能力の低い層への配慮から、現行の第2段階を、年金収入が80万円以下であって年金以外に所得がない者とそれ以外の者とに細分化して、保険料負担の軽減を図るものであります。本市の場合、平成17年1月末で、現行の第2段階の方は1万8,548人おりました。試算ではそのうち約46.4パーセントの8,607人が年金収入が80万円以下の階層区分となり、残り9,941人がそれ以外の者の階層区分になります。

また、市民税が課税となる場合の影響でありますけれども、現行では世帯員全員が市民税非課税の場合は第2段階の保険料、世帯は課税で本人が非課税である場合は第3段階の保険料となっておりますが、本人が市民税課税となることにより第4段階の保険料となります。なお、現時点ではそれぞれの人数を把握することは困難であります。

次に、介護保険料の設定や国庫負担金の引上げについての国への要望であります。第1号被保険者の保険料については負担能力に応じた負担を求めるといった観点や、手続の簡素化・市町村の事務負担の軽減といった観点から、所得段階別の定額保険料が採用されております。しかしながら、現行制度においては、世帯単位で比較すると所得の少ない世帯の保険料が高くなり、不公平が生じる場合もあるなど、必ずしもじゅうぶんではない面もあることから、世帯概念に用いている賦課方法の在り方を検討することや、第2段階の対象者における収入格差が大きく、低所得者にとって負担が大きいため、所得状況に応じた多段階制の採用など、よりきめ細かい保険料段階区分を設定するよう、全国市長会を通じ国に要請してきております。

また、保険料・利用料の負担軽減については、国が実施している低所得者対策としての保険料・利用料の軽減策がじゅうぶんでないことから、国の制度として財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うことを国に要請しているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 新谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校の危機管理マニュアルについてであります。文部科学省で作成した学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルを参考にしながら、各学校や地域の実情に応じた学校独自の危機管理マニュアルを作成するよう指導しております。市内42校中41校で作成し、対応しております。

教育委員会におきましては、池田小学校の事件以来、市内全小中学校にモニター付きインターホンを設置するとともに、これとは別に放課後児童クラブの保護者の出入りに対応するインターホンを設置しております。このほかに職員室、事務室がともに2階にある学校や、児童玄関から遠い学校にオートロックを設置しております。しかしながら、職員室が2階に、事務室が1階にある学校については、安全を確保するために年度内にオートロック化してまいります。

次に、命の大切さ、社会的道義などの教育についての取組でございますが、近年青少年にかかわる痛ましい事故が多発しており、生命を大切にすなわち思いやりの心などの倫理観や社会性の育成がじゅうぶんではないという指摘がございます。学校におきましては、道徳の時間はもとより総合的な学習の時間などにおいて、例えばボランティア活動、自然体験活動、郷土の文化・伝統に親しむ活動など、子どもみずからが具体的な生活や体験を通して自分の心の動きやありさまを振り返り、他人を思いやる心や社会貢献の精神などを培う教育活動の工夫改善に努めていただいているところでございます。家庭におきましては日常の触合いを通して親子のきずなを深め、心豊かな子育てに努力することや、よい悪いの判断など体験的な活動を大事にするように願っております。今後ともさまざまな機会をとらえ、学校、家庭、地域と連携を図りながら、子どもたちの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ教育の充実に努めてまいります。

次に、少人数学級についてでございますが、小学校適正配置実施計画案では適正配置後の新1年生において2学級を確保し、小樽の子どもたちにとってよりよい教育環境の整備・充実に努めるため、受入れ校におきましては新1年生が40人以下となった場合は北海道教育委員会と協議し、地域で採用することも含め、2学級を確保することとしておりますが、現在、北海道教育委員会では、1年生において基本的な生活習慣の定着、学習の基礎・基本の確実な定着など、児童が初めて体験する学校生活への適応をスムーズにするため、少人数学級を実施してございます。この制度は、新1年生が71人になった場合3学級編制になるもので、平成17年も2学年まで拡大され、継続することとなっております。教育委員会といたしましては、現行制度の中で今後も学級編制を行っていきたいと考えております。

次に、バスの通年助成についてでございますが、通学費助成は、準要保護児童生徒に対する国の補助基準も小学校2キロメートル以上、中学校3キロメートル以上で、積雪などのある間となっておりますことから、教育委員会といたしましても、今後とも保護者の負担軽減を図るため、冬期積雪期間について助成してまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全確保についてであります。安全マップについては児童がより安心して通学するため注意を要する箇所などについて学校、地域、PTA等と協働して、より精度の高いマップの作成を進めていきたいと考えております。さらに子ども110番の家を拡充するとともに、地域の方々の協力を得ながら児童の安全確保に努めるほか、信号機や横断歩道の設置などについては地域の要望を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

最後になりますが、末広中学校のトイレについてであります。学校から下水道本管までの距離が遠いことや、既存の排水管の布設替えなど多額の費用を要することから、下水道本管が延長された時点で検討してまいりたいと考えております。なお、今後の下水道への接続については、下水道本管などへの距離や技術的な課題があるものですので、その技術的な課題などを検討し、進めてまいりたいというふうにご覧でございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 最初に、学校の安全についてなのですが、オートロックにしたり、それからモニター付きインターホン、これが設置してあるということなのですが、現場の先生方に聞きましたら、よく判別できないときがあるということなのです。それで、モニター付きインターホンといってもいろいろあると思うのですが、どういうものを今使っているのでしょうか。それが一つ。

それから、私たちも時々学校を訪問しますが、やはり事務室が玄関わきにあると安心なのです。いろいろな人が入ってくるということから、事務室を玄関わきに移設できないものなのかどうか、それをお伺いします。

それから、少年事件の原因はさまざまで、今いろいろな取組がされているということ伺いました。今、日本の子どもたちが自己肯定感情が深く傷つけられていて、国際比較調査でも、自分は価値ある人間であると感じている子どもたちが日本は極めて低いという、そういう調査結果がありますけれども、やはり自分が人間として大切にされている、そういうことが実感でき、みずからの存在を肯定的に受け止められる条件をつくっていくことが非常に大事だというふうに言われていると思うのです。そのためにも自由に意見を述べる権利、それから意見の尊重、子どもの権利条約の実効が大事だと思うのです。これは政府がつくった青少年育成大綱の策定の目的にも書いてあることなのです。これはちょっと抽象的な言い方だと思うのですけれども、やはりこの条約を実効あるものにしていく、これが私は大事ではないかなと思います。

それから、少人数学級なのですけれども、たいへんいいということはモデル実施で明らかになっているのですけれども、適正配置で40人以下でも市費で職員を採用して、クラスを増やすことができるのですから、ぜひ教育の平等から、ほかも適正配置とかをするしないにかかわらず、ぜひ35人学級で子どもたちに行き届く教育をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、通学バス代なのですけれども、国の補助基準で積雪期間というふうになっているということですが、それも半分ですので、せめて冬期間全額、それはできないものではないでしょうか。

それから、介護保険制度ですが、高齢者福祉制度復活要求、これは必要ないのではないかなということなのですけれども、先ほど市長の方から報告がありましたように、この要支援・要介護1の方々は非常に不安を持っています。この間私たちも事業所を訪問したり、それからヘルパーのお話も聞いております。要介護1でも、男性は食事の支度がなかなかできない人が多いのでサービスは必要だと言っていますし、私も要支援の方にお会いしましたが、もう腰痛で立っているのもつらくて、店に買物に行くのもままならないという状況なのです。こういう方たちが年齢制限、前期高齢者ということですが、筋力トレーニングといっても無理があると思うのです。この家事援助が打ち切られるのは本当に困ると言っております。また、ひとり暮らしの高齢者の方は、ヘルパーが来るのが本当に楽しみだというふうに言っているのです。こういう方たちに対して新しい制度は、例外的に行う場合でも、必要性について厳格に見直した上で期間や提出方法を限定すると、厳しく利用制限をしようとしているわけです。ですから、こういうことを黙って見過ごすわけにはいかないと思うのです。ですから、こういうことをしないように意見を上げるとともに、市としてもこれが18年からですが、やはり家事代行について何らかの支援を考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝廣）** 介護保険の関係でございますけれども、確かに今回要支援・要介護1の部分の方が非常に多いということで、ここの見直しに入ったわけです。この人方の要介護度がどんどん進むといいますが、現状維持からもっと要介護2、3というふうに進んでいくという状況がすぐ見られるということで、何とか現状より悪くならないように、筋力トレーニングとかそういった新予防という観点で改正が行われるということでございます。

それで、この間の土曜日、「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」講演会というのをやりまして、そこで札幌のNPO法人の岩見さんという方の講演がありましたけれども、なかなか現在の介護保険制度ですべてを見ていくというのは非常に困難ではないかと。そのためにはそのすき間を埋めるといいますか、ボランティアなりNPOとか、そういった方々の力をかりなければなかなかすべてを介護していけないという状況もあるので、そういった面の制度を充実していくという点も非常に強調されておりまして、確かにそういう部

分もありますので、私どもとしては、そういった面にこれから力を入れていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

1点目のインターホンについてでございますが、テレビカメラがついているインターホンで、お客さんが来ましたら押して、映像を見てというような、その映像は教頭のところに映るような、そういうしくみのものを各学校に設置しているところでございます。また、オートロックについてですとか留守家庭児童の場合にはまた別でしょうが、全部の学校ではそういう形でインターホンを設置しているところでございます。

二つ目について、施設の職員室、事務室のかかわりでございますが、現在空き教室とのかかわりでありまして、事務室の大きさですとか、部屋を変えるということは建築構造上たいへん難しくなっているのではないかなと思いますが、ただ、こういう事件が発生しているものですので、どういうふうにするのが望ましいかということは、今後これを検討していかなければだめな問題ではなかろうかというふうに考えてございます。

それから、三つ目の子どもの動機づけということで、児童の権利条約等の話もしてございますが、私はやはり議員がじゅうぶんご承知のように、子どもたちを育てていくには学校の教育だけではなくて、家庭でも地域でも一体になって育てていかなければだめなものと考えてございます。そういう意味で、児童の権利条約うんぬんの前に、子どもを大事にするということは、これは大人の一番大事なことでございますので、そのあたりを大事にしながら、例えば学校教育で担えるところ、家庭で担えるところをダブリながらも、子どもたちに取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

四つ目、少人数学級の40人以下でもという話で、できるだけ少ない人数をと、いろいろな中で議員にご指摘していただいておりますが、現行制度では、小樽市教育委員会といたしましては可能な限り現行制度に基づいて、そして適正配置の場合には特別の配慮でということ考えているところでございますが、今後、全国的な全道的な動向と申しますか、それを踏まえながら、できるだけ子どもたちがよりよい環境になるようにということは考えてございます。ただ、現行制度では、繰り返しになりますが、40人の定数というのはどうしても崩すことができないのではないかなというふうに考えてございます。

それから、五つ目に通学路の補助についてでございますが、これにつきましては、適正配置にかかわりましては何度も話してございますが、スクールバスの目的もございまして、ただ通学の補助につきましては、小樽市教育委員会の予算の中で精いっぱい現状でないかというふうに考えてございますので、このあたりも子どもの実態はこれから押さえていきたいというふうに考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** インターホンなのですけども、どういうものか。テレビカメラがついているというのはわかるのですけれども、家庭で使っているようなものなのか、それとももっと性能がいいものなのか、その辺はどうですか。

それから、子どもの権利条約なのですけども、私はこれは決して学校だけの問題ではないと思います。家庭でも、どこでも、これは土台になっているものだと思うのです。ですから、そういう点で決して限定されるものではないというふうに思います。日本の場合はこれが非常に遅れた施策になっているので、もともと子どもの意見を自由に述べる権利、家庭もそうですよね。そういうことが大事ではないかというふうなことを私はお聞きしているのです。

それから、少人数学級ですけれども、40人が定数、確かにそうです。しかし、適正配置では、40人以下の場合は職員を採用して、学校にいる空きの先生を担任にして、職員をその空きの先生の部分に充てるということで作るわけです。そうしたら、それをほかも適用できるのですから、今35人学級以下がすごくいいというふうに言われているわけですから、そういう方法でなぜできないのか、どうでしょうか。

それから、通学バスなのですけれども、今、実態を調べてみますということでお答えがありましたので、若干前進したのかなと思いますが、この間他市の通学バスについて聞き取りをしましたけれども、自己負担をさせているというところはほとんどありません。ほとんどスクールバスで対応しております。教育長は、適正配置のスクールバスの目的は通学距離が2キロを超えることと、登校時の安全を確保することだと、先日の北野議員の質問に答弁されておりますが、しかし長橋や銭函だって同様に2キロを、また中学生は3キロを超えているわけですから、そのことによって子どもたちの安全を確保するために、適正配置の場合はスクールバスを出すと言っているのですけれども、私は同じだと思うのです。そこで子どもたちが、何である人たちがスクールバスが出て自分たちは出ないのか、こういう思いをさせない教育の平等、そういう点からも、これはもう本当にぜひ実現させていただきたいと思うのです。

それから、介護保険は、確かに新予防給付ということは、筋力トレーニングとかそういうのがいいとは思っています。ですけれども、それに合わない人たちもいるわけですから、その方々が非常に不安を持っている。このことに対して何もしないというわけには、私はいかないと思うのです。ですから、今後まだ時間もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、末広中学校のトイレなのですけれども、下水道の方では、学校がやると言ったらやりますと言っていますので、教育環境整備のために、お金はかかるとは思いますが、一遍に出すということではないと思いますので、ぜひ実現していただきたいと思いますが、いかがですか。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝鷹）** 介護保険の関係は、今お話がありましたように平成18年度からということですから、まだ時間がありますので、そういった具体的な内容がはっきりした段階で、どういう対応をとるのが検討していきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 謙）** 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

一つ目のカメラの性能についてでございますが、家庭のは今ほとんどカラーとかになってございますが、白黒でございまして、ちょうど入り口には街灯がついているものでございますので、夜でもインターホンが鳴ってこちらで開きますと、じゅうぶん入ってくる人の顔を確認できるという、そういう精度のカメラでございます。

二つ目について、子どもの権利条約であります。私は家庭はもちろんのこと学校で働いている教職員が、子ども一人一人にきちんとその権利条約の中身とかを理解してもらうことが、まず何よりかなというふうにご考えてございます。小樽市におきましては学校だけでなく、これにかかわるポスターとか、そういうものいろいろな施設で配ってございますので、機会あるたびに、これはやはり大人、子どもともに理解しながら深めていく必要があるかというふうにご考えてございます。

三つ目については定数について40人定数になってございますが、実際は40人ぎりぎりの学校もございまして、平均が20何人でしょうか。実際、子どもたちそれぞれ40人学級でやっているというところはほとんどな

いというような実態を、それも一つの踏まえとして私ども承知してございます。ただ、議員がおっしゃるように、やはりこれは日本じゅういろいろな保護者の思いで、何とか40人学級という、40人から数を減らしてほしいという願いはあるかと思いますが、現時点ではどうしてもこの定数改善は難しいものというふうに教育委員会では踏まえてございます。

次に、スクールバスの実態把握ということでございますが、これにつきましては距離とか、子どもの様子とか、そういうのをじゅうぶんこれから聞き取っていかなければという観点から、先ほど話したところでございます。

もう一つ、末広中学校のトイレにつきまして、今、議員の要望はじゅうぶん承りました、ただ、かなり本管からの距離があるということでございまして、金額もかなり高額になるということもございまして、先ほど申しましたように距離的なものでありますとか、さらに落差の問題とか、技術的な面がたくさんありますので、そういうのを踏まえながら、私どもの方としましては順位をつけたり、計画化していかなければだめなものというふうに考えております。

**議長（中畑恒雄）** 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 2番、横田久俊議員。

（2番 横田久俊議員登壇）（拍手）

**2番（横田久俊議員）** 我々議員は、理事者への質問という形で行政が進むべき方向性を確認し、また行政各般において、その行政行為が真に市民のためになされているのかをチェックすることを市民から負託されております。したがって、質問は言いつ放し、聞き放しであってはならず、答弁として出された理事者側の意思が正しく遂行されているのかを常に確認・検証することが肝要であると思っております。ここで改めまして、過去に質問した事項がどのように進ちょくしているのかを、2点にわたって確認させていただくと、新たに3点ほど、あわせて5項目について一般質問をいたします。

まず、一昨年年第2回定例会で一般質問いたしましたアジア圏、とりわけお隣の韓国との国際交流について、お尋ねをいたします。一昨年当時はまだまだ韓国の注目度はさほどではなかったようですが、今まさに韓国ブーム、韓流ブームであります。当時の質問ではソウル市の特別区に江西（カンソ）区というのがありますが、ここは区といっても人口50万人の一つの自治体であります。この江西区からアプローチがあったように聞いていましたので、同区との姉妹都市提携の可能性についてお尋ねをしたところであります。

市長は、将来的には中国や韓国との経済交流などを進める中で検討してまいりたいと答弁されました。質問後、正式に同区から姉妹都市提携の申入れがあったと聞きましたが、その内容はどのようなものだったのでしょうか。また、本市は正式にどのように返答・対応をされたのでしょうか、お聞かせ願います。

また、当時の江西区との交流方針は、民間レベルでの交流を先行させ、そうした交流を積み重ねた上で、機が熟してきたら、行政間の交流へと移行させていくとお考えであったと聞いております。その後、どのような民間交流が進んだのでしょうか。具体例をお聞かせ願います。特に、つい先日は小樽短大で研修中の江西区の専門学校生が2週間小樽に滞在して、観光をテーマに卒業研修をしたようであります。また、小樽短大とその専門学校は姉妹校提携もなされていると聞いております。こうした学生間、学校間の交流も進んでいるようではありますが、どのような交流であったのでしょうか。

昨年5月には江西区の首長である区庁長が当市を訪問され、山田市長と歓談されたと聞いております。そのときには両者間でどのようなお話がなされたのでしょうか。さらに、私的ということではあります。市長も江西区を訪れたと聞いております。実際に江西区を見られて、どのような印象をお持ちになられたのでしょうか。土地柄、風土、都市機能などの感想をお聞かせ願います。

小樽にも、海外からの観光客が相当数入り込んでいると思われます。昨日は中国の厦門(アモイ)市の経済使節団も市長を表敬訪問しておられます。国際社会に生きる今、今後は観光のみならず海外とのさまざまな交流が本市にとって不可欠であります。他に本市との交流を望んでいる外国都市などはあるのでしょうか、お答え願います。

いずれにしても、ソウル市江西区との民間交流は相当進展しているように感じられます。昨今、島根県竹島をめぐる韓国との関係がややぎくしゃくしている状況も見られますが、こうしたときこそ韓国との親善を全国にアピールし、日韓両国の良好な関係保持の一助となることも地方自治体の役目ではないでしょうか。姉妹都市なのか、友好都市なのか、呼び名、呼称は別にしましても、江西区との交流を行政間の正式なものとして提携を結ぶ時期に来ていると思いますが、その可能性、時期などについて市長はどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

次も、平成15年第2回定例会の質問について、やや掘り下げてお聞きいたします。朝里ダムの湖面利用についてであります。当時は次のように質問いたしました。国土交通省所管のダムではダム湖周辺の適正な利用を誘導しており、こうしたダム湖周辺を憩いの場として提供する施策を推し進めていると。そうした施策により、ダム湖そのもののレクリエーション資源としての価値を高め、水源地域の活性化を目指すことを目標としていると。まさしく朝里ダムも、今後こうした活用が望まれているのではないかと。人と湖が上手につき合い、湖面を地域のレクリエーション空間として利用する、あるいは水資源に関する学習の場として子どもたちに活用させるなど、水・自然とのいっそうの触れ合いが求められているのではないだろうかというふうに、湖面利用を促進させるお考えがないかを尋ねました。ご答弁は、湖面利用による地域の活性化や、あるいは観光振興への効果などはお認めいただいたものの、その利用についてはあまり肯定的でないものであります。その最大の理由は、水道水として利用しているため、湖面利用により水質汚濁の可能性が高くなるというものであります。確かに水の安全性確保は守らなければならないにしきの御旗であり、水質管理上、湖面を利用させないことが最大の防御策になることは承知しております。しかし、全国の水道用人工湖沼のすべてが湖面利用を一切禁止しているのならともかく、多くのダムで手こぎボート類の利用は容認されております。中には動力船の運航も可能としているダムもあるように聞いております。こうした湖面利用に対する全国的な動き、あるいは国土交通省の見解はどのようになっているのでしょうか、お聞かせ願います。

朝里ダムを管理する小樽土木現業所事業課で何度かお話を伺いました。道では、ダム自体は通常の河川と同一の扱いとしており、自由に利用させるのが原則であるとの見解でありました。あとは小樽市水道局の問題であるので、そちらが解決すれば、管理者として管理上の措置を決めていくとのことでありました。こうした北海道の見解も含め、水道局のお考えをお聞かせ願います。

その後、スポーツのボートですが、漕艇協会から、湖面を管理する北海道に対し利用要望が出されたと聞きました。協会としても、湖面を自由にあるいは無制限に使わせてほしいとは言っていないはずであります。当然ながら、利用区域の制限あるいは利用時間の規制、また、じゅうぶんな安全対策、生態系への配慮などは必要不可欠であると思います。どうすれば利用できるのでしょうか。側聞するところによりますと、協会に利用可能な条件などを提示しているようではありますが、その内容などについてお聞かせ願います。

ネックとなっている水質汚濁の懸念であります。仮に漕艇協会に利用を許したとした場合、利用可能な期間はせいぜい5か月、それも協会の練習となると土日の数時間です。この間に手こぎボート数隻が利用した程度で水質汚濁があるというなら、逆の意味で不安があります。小樽市の浄水技術は非常に高いレベルであると聞いております。この程度で水質管理が追いつかないはずはないと私は認識しているところであります。今後、試験的にでも利用によりどのように汚濁レベルが変化するか、調査・確認してみ

はいかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

次に、まちづくりに関し景観条例の見直しについて、お尋ねいたします。小樽市は、平成4年に小樽市の自然と歴史を生かした景観条例を制定し、まち並み景観の保全に努めてきたところであります。歴史的建造物は小樽市民の宝であります。近年も解体の話が出ていた旧遠藤又兵衛邸や旧板谷邸などの歴史的建造物が、市や市民の熱い思いによって、これまでどおり保存される方向性が打ち出されたところであります。しかし、こうした古い建物などの保存についての動きがある一方で、バブル崩壊後一定程度落ちついていたマンション、とりわけ高層マンションの開発がにわかに活発化してきたと感じているところであります。市内の高台から眼下に見える小樽市内のまち並みを一望しますと、高層のマンションがずいぶん増えたというのが、だれしも受ける感想ではないかと思えます。景観条例で指定する市内中心部の中央通や色内大通りなどの特別景観形成地区は、高層マンションの建築が同条例で規制されておりますが、そうした地区に極めて隣接した場所、つまりは建築規制がない場所に高層マンションが建設されており、運河や歴史的建造物が並ぶ小樽らしいまち並み景観がやや変化してきているのではないかと思えます。色内2丁目で現在建設中のマンションもあり、この地区ではさらに新たな建設計画もあるやに聞いております。こうした高層建築物による景観の変化は過日報道もされ、市民も認識していることと思えます。このような状況に対し、景観条例を見直す動きがあると聞いておりますが、その時期や具体的な内容などどのようにお考えなのか、お聞かせ願います。

景観条例が制定されてから12年が経過しました。この間、マンションなどの高層建築物の建設や、あるいは老朽化による建物の解体による空き地の発生など、まち並み景観も大きく変わっております。時の経過とともに市民の景観に関する意識や考え方も変わり、市長も市民と協働のまちづくりを表明されております。景観条例の改正には市民の意見を反映させることが必要不可欠であるかと考えますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、教育委員会に2点お尋ねいたします。

まず、教育委員会の在り方について、お聞きいたします。教育委員会制度は、戦後の今から50年ほど前、昭和31年でしょうか、戦前の反省を含め、教育の政治からの中立性をうたって、独自の行政委員会として設立されました。当時はそれはそれでじゅうぶん意義のあったことであると思っております。しかし、現実には、教育委員会にかかわる事務については予算の編成権あるいは調整権、予算執行権、議会への議案提出権等々は首長である市長に属しております。また、教職員の人事権は北海道教育委員会に握られております。こうしたことが、市教育委員会の主体性ある活動や政策提言に制約をかける結果となっていると思われま。私は個人的にはありますが、教育委員会の独自性をうたっていながらこうしたシステムがあるということに関しては、矛盾があるのではないかと考えているところであります。

こうした中、中央教育審議会も、現行の市町村教育委員会制度について形式的な審議等に終始することが多く、さまざまな教育課題についての対応方針等についてじゅうぶんな話し合いや検討が行われていない、あるいは地域の特色や実態に応じた独自の施策の展開に乏しいなどと指摘し、教育委員会の在り方について疑問を投げかけております。まず、中教審のこうした指摘をどうお考えでしょうか。教育長の見解をお尋ねいたします。

また、私は、教育委員会の所管があまりにも広すぎるように思います。そのため専門的な研究あるいは真剣な政策議論もままならず、最も肝心の学校現場への目もじゅうぶんに行き渡らなくなっているのではないのでしょうか。教育委員会は文部科学省を頂点とする縦系列の中にあるため、地域の自主的な活動が弱くなることは否めません。また、地域においても学校教育関係者以外との接触が少ないように思われ、市長部局に比べておのずから活動が制約されているのではないのでしょうか。地域連携型の教育を総合的な観点で運営できるようにするためには、思いきった措置が必要であります。学校教育という部門は政治的中立性を保つと

いう見地から、これを教育委員会が受け持つことに異論はありませんが、文化・芸術行政、社会教育、生涯学習、スポーツ部門など市民と密接に関する部門は、市長部局に移管した方が効率的であると思われます。このような分野は政治的中立性の確保という事情が特別にあるとも考えられません。市長部局の所管とすることで迅速・効率的な運営が可能となり、教育委員会は学校教育に専念できるのではないのでしょうか。教育長はどのようにお考えでしょうか。

全国市長会でも、教育委員会の役割の見直しという意見の中で、生涯学習等の事務の所管の変更を主張していると聞いております。市長部局のお考えはいかがでしょうか。

最後に、学校運営協議会についてお尋ねいたします。昨年9月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法の一部が改正され、学校運営協議会制度が導入されることになりました。コミュニティスクールとも呼ばれるこの制度は、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを実現するということを目指すものであります。まず、この制度について概要をご説明いただき、それに対して教育委員会はどのように考えておられるのか、見解をお尋ねいたします。

この制度は現在行われている学校評議員制度と同様、学校運営に関して意見を述べるものであります。その性格・役割は大きく異なるものと聞いております。学校運営協議会と学校評議員の相違点、とりわけ両者の持つ権限などに触れながら、その違いをご説明願います。

地域の皆さん方にとりましては、どんな方がこの運営協議会の委員になられるのか、ずいぶん関心が高いのではないかと思います。法では学校運営協議会の委員の人数や構成などについては特に定めておりませんが、現実にはどのような方が委員になられ、その構成はどうすることとなっているのでしょうか、お聞かせをお願いします。

同制度では、校長は基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないと規定されております。この基本的な方針とは、例示されているような教育課程の編成のほかどのような事項が考えられるのでしょうか。単に抽象的な方針、例えば明るく活力のある学校などのような学校訓的な基本方針にとどまるのでしょうか。それとも、もっと具体的方針にまで及ぶのでしょうか。文科省から説明がなされていれば、お答え願います。

また、教職員の任用に関する意見の項では、教職員人事について、直接任命権者に意見を述べることでできるとされております。意見を受けた任命権者はその意見を尊重しなければならないと規定されておりますが、この尊重とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか、お聞かせください。

この学校運営協議会は、地域に信頼される学校づくりを実現するために、公立学校運営の在り方の選択肢を拡大するものであるという認識を持っております。私は、せっかくこうした制度ができたのですから、本市でもぜひ指定を求めていただきたいと思っております。そのためには協議会の趣旨を住民に正確に伝達し、保護者・地域住民の協力・理解を得ることが必要不可欠であります。この制度が地域に現在どのように周知されているのでしょうか、お聞かせ願います。

この協議会は、まもなくですが、17年4月から現に全国で24校が指定されております。来年18年4月からは、一気に146校以上が指定校となる予定だそうであります。道内ではまだ予定校はありません。小樽が道内の先陣を切って手を挙げ、全道の模範となる学校をつくられてはいかがでしょうか。教育長の思いをお聞かせください。

再質問を留保して、一般質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 横田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国際交流について何点かご質問がございましたが、まずソウル市の江西区からの申入れでありますけれども、平成15年8月に文書で送付されております。その内容といたしましては、2002年のサッカーワールドカップの成功を機に、区民から日韓の交流を深めたいとの希望が高まってきたことを受けて、韓国の国際化財団からの推薦のあった本市に対し、文化やスポーツ、また経済や観光面など各分野で交流の希望があるかどうかを聞きたいというものでありました。市といたしましては、本市との交流を希望していただいたことに対し感謝を申し上げるとともに、今後、民間レベルでの経済交流や文化交流などが深まり、姉妹都市提携の機が熟するまでの間、お互いの市民がさまざまな分野で交流を進め、友好関係を築き上げて、相互理解を深めていくことが大切であるという趣旨で、文書にて答えたとところであります。

次に、民間交流の状況でありますけれども、平成15年12月に、ソウル市の自動車学校関係者が本市の自動車学校関係者と懇談のため来樽されておりますし、本年1月には、小樽短期大学が江西区の湖西電算専門学校の学生15名を研修生として受け入れ、あわせてその折に両校の間で姉妹校協定書を締結したと伺っております。特にこの小樽短大での研修につきましては、1月26日から2月8日までの2週間の日程で来樽し、主に観光についての現地研修をされたと聞いております。研修内容といたしましては市役所や観光協会、市内の旅行会社への訪問、フィルムコミッションでのレクチャーのほか、小樽青年会議所との交流も行い、さらに市内のスキー場を見学し、望洋シャンツェでのかんじきドッジボール大会へも参加をし、地域住民との交流も行ったとのこととあります。

また、雪あかりの路の開始時期とは外れておりますが、市役所会場で市役所職員有志による雪あかりチームとの合同で雪像づくりに取り組むなど、一足先に雪あかりの路の雰囲気味わい、市職員との交流も深めたところであります。

次に、昨年5月の江西区の区庁長の本市訪問についてでありますけれども、先方からはさまざまな分野で今後交流を進め、よりいっそう友好親善関係を深めたいとお話があり、私どもといたしましても同様に、より多くの民間交流が積極的に進められ、両地域の友好関係が深まっていくよう期待しているという趣旨の話をさせていただきました。

次に、私が江西区を訪問した際の感想ということではありますが、あくまでもプライベートな旅行でありますのであまりいろいろなどを見てきてはおりませんが、非常に歴史を感じる緑豊かなまちであり、観光にも力を入れているということで、たいへんにぎやかなまちという印象を持ってまいりました。2001年に新国際空港が開港し、また、周辺地域で2002年のサッカーワールドカップが開催されたことも転機となって、江西区はソウル市の南西部の中心地区へと成長してきたようではありますが、現在も都市構造の再編に取り組んでおり、低層アパートや共同住宅の再建築などが盛んに行われて、まさに発展を続けるまちといった感想を持って帰ってまいりました。

次に、他の外国の都市からの交流の希望でありますけれども、文書等による正式な申出はありませんが、現在、中国との定期コンテナ航路の開設が縁で、廈門市との間で行政機関や経済界関係者などの相互訪問があり、徐々に交流を深めていきたい旨のご希望は伺っております。

次に、江西区との友好都市の提携でありますけれども、基本的にはこれまで申し上げておりますとおり、経済交流をはじめ人的交流、芸術・文化交流など広範囲の交流が継続的に行われ、市民の間に理解が深まることはいへん重要と考えております。今回の江西区の件につきましては、自動車学校間の交流や小樽短期大学と江西区の専門学校との姉妹校提携、また昨年12月にはソウル近郊で雪あかりの路の韓国版が開催され、

小樽から実行委員会のメンバーがこれに参加するとともに江西区を訪問するなど、確実に交流が深まってきております。本年は日韓友情年と位置づけがされていることから、できれば江西区を友好都市として位置づけることで、さらに各方面での交流が深まるのではないかと考えております。なお、時期等については相手方との協議も必要でありますので、もう少し時間がかかるものと考えております。

次に、朝里ダムの湖面利用でありますけれども、まずダムの湖面利用の全国的な動きにつきましては、レクリエーションを目的の一つとしているダムは、宮城県の長沼ダム、兵庫県の石井ダム及び武庫川ダムの3か所ありますが、いずれも水道用水としては使用されておられません。国土交通省の見解につきましては承知しておりませんが、道内恵庭市にある漁川ダムなど、朝里ダムと同様に水道用水の利用度が高いダムにおいては規制されている傾向にあり、全国的にも同様の傾向にあると考えております。

次に、湖面利用に関する見解でありますけれども、ダム水はいったん水質の悪化を招くと、正常な水質に戻すことが極めて難しいと言われておまして、その結果、水道事業が相当長期間にわたって影響を受け続け、最悪の場合には給水停止に至る可能性も否定できません。朝里ダムは市内の給水量の約5割を賄う重要な水源となっておりますことから、極力人為的な汚染は避けることが重要と考えております。

次に、漕艇協会への条件提示についてでありますけれども、漕艇協会とは数回の協議を行い、湖面利用を行うために起きる可能性のある事故等を想定し、原因者負担の明文化、監視体制の強化などの条件を提示しているところでありますが、まだ回答はいただいております。

次に、試験的な湖面利用による調査、確認でありますけれども、試験的であったにしても、漕艇協会に対し湖面の利用を認めた場合、他の団体や水上バイク等の一般利用者に対しての規制は困難となり、一たび事故や事件が発生すれば市民生活に重大な影響を及ぼしかねないものであるだけに、水道水の安全確保を第一に置きながら慎重に対応しなければならないものと考えております。

次に、まちづくり施策についてのご質問でありますけれども、景観条例の見直しの時期等具体的な内容でありますけれども、本市では道内他市にはない歴史が感じられるまち並みや建物を保存する必要から、昭和58年に、北海道で初めての小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例を制定いたしました。その後、平成4年にこの条例を発展的に解消し、本市の特性である自然景観・眺望景観を守るとともに、新築される建物の誘導や緑化の推進などを盛り込んだ小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定し、まち並み景観の保全に努めてまいりました。しかし、ここ数年、特別景観形成地区の近隣でのマンション建設などによるまち並み景観の阻害や、空き地、空き店舗の増加に伴うまち並みの崩壊・地域コミュニケーションの低下などが見られ、早急にまち並み景観の保全に向けて検討が必要と考えております。このことから特別景観形成地区の指定範囲の在り方について既に見直しの検討を行っておりますが、平成17年度末までに結果をお示ししたいと考えております。

次に、景観条例の見直しには市民の意見を反映すべきとご指摘でありますけれども、本市の景観条例は平成4年に制定してから12年が経過しており、また昨年12月には景観法が一部を除き施行されました。このような背景から、本市の条例と景観法との比較など、既に部内検討のほか景観審議会にワーキンググループを設置し、検討を行っております。今後、景観審議会の審議の中で地域住民の方や関係団体などのご意見をいただき、審議の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、教育委員会の在り方についてのご質問の中で、生涯学習等の事務の所管の変更でありますけれども、このことは平成13年2月に全国市長会が、学校教育と地域社会の連携強化に関する意見、分権型教育の推進と教育委員会の役割の見直しの中の一つとして、文部科学省に要望したところであります。今後、中教審の動向を興味深く見守るとともに、生涯学習などに関する事務については、本市の実情や行政分野の性格などを分析した上で取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 横田議員の質問にお答えいたします。

まず、教育委員会の在り方についてであります。この1月13日に地方分権時代における教育委員会の在り方について、中央教育審議会からまとめが出されました。そのまとめの中にも、議員からご指摘のありました教育委員会の組織・運営、教育長、教育委員会事務局の在り方、首長と教育委員会の関連など、教育委員会制度にかかわる問題点が述べられております。時代の変化とともに教育委員会の在り方も見直されており、指摘されている問題点についても、可能な限り改善を図っていかねばならないものと考えております。

次に、文化、芸術、スポーツなどの市長部局への移管についてであります。市民と直接かかわりのある分野につきましては、これまで教育委員会が中心になって、生涯学習の観点から学校教育と社会教育が連携の下、進めてまいりました。しかしながら、今回の中央教育審議会の部会のまとめにおいては、市長と教育委員会の権限分担の弾力化が指摘されておりますことから、今後、市長部局との密接な連携の下、中央教育審議会の結論を見守ってまいりたいと考えております。

次に、学校運営協議会の制度についてであります。この協議会をご質問にありましたように、保護者や地域住民など一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進める新たな制度であります。保護者、地域住民、教育委員会、校長などが責任を分かち合いながら、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりに向け、平成16年度からスタートした全国の幾つかの指定されている学校の様子を、私も学んでまいりたいというふうにご考えてございます。

次に、学校評議員と学校運営協議会の相違点についてであります。学校評議員は学校運営にかかわって、校長の求めに応じて委員として意見を述べるものであり、学校運営に関与したり、拘束力のある決定を行う権限はございません。

一方、学校運営協議会は、教育課程の編成など学校運営の基本的な事柄や、教職員の人事などの一定の権限を有する合議制の機関でありまして、学校評議員と学校運営協議会は異なる制度と考えてございます。

次に、学校運営協議会の委員の人数や構成についてであります。議員がおっしゃいましたように法律で定めるものではなく、学校の実態などに応じて教育委員会規則で定めることになっております。この制度により進めている学校の1例を紹介すると、保護者、地域住民、それから校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、そのほか教育委員が適当と認める者など15名程度で構成されているようでございます。

次に、この制度に基づく学校運営の基本的な方針についてであります。文部科学省の手引によりますと、校長が教育課程の編成や施設管理、組織編成、施設・設備の整備、予算執行など具体的な基本方針を作成し、学校運営協議会の承認を得て学校運営を行うことになっております。

次に、教職員の任用についてであります。学校運営協議会は、教職員の任用に関して任命権者に意見を述べることができます。この意見は拘束されるものでなく、任命権者はみずからの権限と責任において任用することになりますが、合理的な理由がなければ、基本的には学校運営協議会の意見を尊重することになります。

次に、制度の周知についてであります。学校運営協議会は平成16年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、公立学校の管理運営の改善を図るため、各教育委員会の判断で、学校の運営に関して協議する機関として設置が可能になりました。全国で5校が先進的に進めておりますことから、教育委員会ではこの制度について保護者や住民に周知しておりませんが、これからは市P連などを通して紹介してまいりたいというふうにご考えてございます。

最後になりますが、学校運営協議会にかかわる小樽の取組についてであります。文部科学省では平成17年度から、都道府県教育委員会及び指定教育委員会に対して2年間の委嘱事業として行うことになってございます。小樽市内の小中学校では、平成16年7月から学校評議員制度を取り入れ、地域の特色を生かした学校づくりに向け取り組んでいるところでありますので、当面は委嘱されている学校の成果を見てまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 2番、横田久俊議員。

**2番(横田久俊議員)** 再質問させていただきます。

何点かありますが、詳しくは予算特別委員会でやりますが、1点だけ朝里ダムの関係についてです。何か聞かない方がよかったみたいな答弁だったのですが、非常に厳しい答弁だと思います。局長も目の前で苦い顔をされておりました。私は水道局と対立するわけでもありませんし、けんかするわけでもありませんから、淡々と述べられてけっこうなのですが、全国的な動き、水道水を使っているところは少ないということでしたが、私が調べた範囲では、例えば岩手県などは七つある大きなダムをどうぞ自由にお使いくださいと、無料です。中には水道水を使用しているダムも何個もありますから、じゅうぶん注意してくださいみたいなことをホームページに出しているところもあります。私はそういった肯定的な流れがあるのかなと思って聞いたのですが、国土交通省の見解はわからないというようなお答えもありましたけれども、ちょっと冷たいご答弁だったかなという気がします。

それで、それはいいのです。もしだめであれば、しっかりとその何か根拠、法令とまではいなくても使ったらだめなのだよと。今、全くないわけですね。道の管理に任せきりになっているわけです。道は先ほど言ったように水道局と協議しなさいみたいなお話ですから、もし使用がだめであれば完全にだめなのだよという、何か明らかに明文化する必要があるのではないのかと逆に思います。

それから、試験的にでも汚濁レベルを調査したらどうだという、それに対する最後のご答弁がわからなかったのもう一度お願いいたします。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 水道局長。

**水道局長(高木成一)** 横田議員の再質問にお答えをいたします。

今、ご質問にありましたように、朝里ダムは本来河川と同じ扱いでございますから、基本的には自由利用が原則であります。しかし、朝里ダムにつきましては市長から答弁申し上げましたように、市内の50パーセントの水道水ということからいきますと、私どもは北海道をお願いをいたしまして、規制といいますか、水質汚濁を防ぐために土現をお願いをいたしまして、水道水の利用の確保をお願いしているということでございます。

しかし、今、ご質問にありましたように、せんだつてもありましたけれども、一つはやはり水道局というのは安全で安心して安定的に水を供給する、これがまさしく金科玉条でございまして、私どもはそういった観点では、今ご質問の趣旨の中で想定される危機管理、こういったものを慎重に詰めなければならない。そういった意味では今ご質問にありましたけれども、漕艇協会とも何度かにわたりまして協議してございます。決してだめとかいいということではなくて、せつかくの施設でございますから、その可能性については協会ともじゅうぶん協議してまいりたいと考えてございます。

それから、明らかに明文化せよということでございますけれども、これは基本的に今申し上げましたように、本来は河川と同じ自由使用ということでございますので、この辺は今この場でちょっと、なかなか今継

途中でございますので、関係者と議論をしてみたいと考えてございます。

それから、国土交通省の見解でございますけれども、ご質問にありましたダム管理についてはまさしく国土交通省の所管でございますけれども、これは1級河川のダムでありますとそういうことなのではございますけれども、北海道の場合は北海道が管理をするということでございますので、実は国土交通省に照会しようと思ったのですが、管理権が違うものですから、私どもは引き続き土現との協議を進めてまいりたいと考えてございます。

**議長（中畑恒雄）** 横田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

**18番（佐々木勝利議員）** 質問の中身に入る前に、今日は暦の上では地中から虫がはい出る暖かさと言われる3月5日の啓ちつを過ぎた3日目です。それなのに真冬並みの強い寒波が続き、記録づくめの大雪に見舞われています。東北や北陸など日本海側ではどっさり雪が降り、3月に入っても、東京都心をはじめ関東で積雪が記録されています。青森や震災の新潟では記録的な大雪になり、この冬全国で雪による死者は60人を超えた。死者・行方不明者90人だった86年以来の被害になりそうだと予想されています。大雪の原因は、3月に入っても日本に真冬並みの寒気が押し寄せている、そのことにあり、また強い影響を与えているのが偏西風の蛇行と北極振動と呼ばれる北極圏からの寒気の放出と分析されています。いずれにしても、地球規模で起きている異常な気象の変化によるものと考えられます。

そこで質問に入りますが、他の方も触れておりますが、初めに地球温暖化防止、温室効果ガスの削減の取組についてです。地球温暖化防止に向けた京都議定書の2月16日発効を受けて、環境破壊を防ぐための地道な取組が広がっていると聞きますが、初めに小樽市内の取組の実態とその成果についてお聞かせください。

1998年施行の地球温暖化対策の推進に関する法律で都道府県市町村に策定が義務づけられた実行計画は、市町村が行う事業や庁舎で使うエネルギーを二酸化炭素などの温室効果ガスに換算し、削減し、削減量の目標と達成期限を明示したものと説明されていますが、情報によると道内の市町村の温室効果ガス削減実行計画の策定は、昨年4月1日現在、全国平均を下回る17パーセントとなっており、住民や企業の見本となるべき自治体にはほど遠い実態であると指摘されています。ちなみに全国は、3,123市町村中実行計画を策定したのが35パーセントの1,091市町村であると聞かされております。

そこで伺いますが、1点目は他市町村の遅れている実態をどのように把握されておりますか。

また、2点目、小樽市の実行計画策定の経過とその内容をお示しください。

3点目、京都議定書発効後は、今度は住民や企業などを含めた地域全体の温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込む地域推進計画の策定に努めなければならないとされていると思いますが、この計画を今後どのように立てていくつもりかお聞かせください。

次に、小樽市の避難情報についてです。

一刻も早い避難情報が生死を分けます。洪水や地震など災害時に行政が出す避難勧告や種々の情報をNHKのテレビやラジオで住民に即座に伝えるシステムを、江別市が2月1日から始めると知りました。道内の自治体では初めての試みとなるようです。避難の勧告が指示かの種別と対象地域、避難場所などの情報を、市がNHK札幌放送局に電子メールで送信すると、自動的にテレビは字幕で、ラジオは通常の放送に音声をかぶせて情報を伝えることができるしくみになっているようで、市が決定した時刻、時間とほぼ同時に伝えることができるとされております。

そこで、伺います。一つ、江別市のこの取組について、小樽市はどのように把握しておられたのか。また、

F Mおたるとの提携・連携については過日の報告もあるとおり承知するところですが、NHKとの対応はどのようになっているのですか。そこで、この機会に小樽市も検討し、実施してはいかがでしょうか。

次に、広報おたるについてです。過日、広報おたるが最高賞を受けたことを知りました。第51回北海道広報コンクールで菓子店に焦点を当て、まちとお菓子のおいしい関係をテーマとした小樽市の広報おたる9月号が、都市の部の最高賞に当たる特選に輝いたとのこと。聞きますと、小樽市の特選は24年ぶり7回目だそうです。5月の全国コンクールに出品されることに決まったそうですが、久々の明るいニュースではないかと思います。私はまちづくりは人づくり、お金がなければ知恵を出そう、知恵と工夫のまちづくりをキーワードにしているところでございます。

そこで、伺います。このたびの受賞の経過、そして率直な受賞の喜びと今後の決意をお聞かせください。

次に、児童虐待についてです。こんな事例があります。紹介します。「ママ、Aちゃんがね」。主婦B子さん39歳は、小学生の娘さんから、同級生のAちゃんが父親から性的虐待を受けていると聞かされました。確かに以前からAちゃんの家では暴力が振るわれているようでした。でも、まさか自分で見たわけではないので確信が持てません。しかし、本当なら相当深刻な事態。思いきって市の相談窓口で電話をし、改めて小学生の先生に相談したら、校長が児童相談所に急きょ連絡をして、女の子の保護に至ったというケースです。このことから、たとえ誤報であっても周りの人からの声を出すことが大切であると、改めて知らされた思いです。

虐待を目撃したら市町村に通告。この4月施行の改正児童福祉法で、市町村は子どもに関する相談を受けることを義務づけられることになりました。既に積極的に対応している自治体もあると聞きます。この通告は国民の義務。昨年10月施行の改正児童虐待防止法は、虐待を受けたと思われる子どもまで通告の範囲を広げましたとあります。

そこで伺いますが、小樽市の虐待の実態の把握についてお示しください。また、その対応の現状と今後の課題について、説明をお聞かせください。

次に、振り込め詐欺、悪質商法について伺います。さきの1月28日道警の発表によると、道内の昨年1年間の振り込め詐欺、恐喝を含んだ件数は419件、被害額6億3,500万円。しかし、これに対し摘発したのは38件の16人。このうちおれおれ詐欺は276件。被害が出ているが、検挙率が全国的に見ても5パーセントにとどまっていることが明らかになり、大きな社会問題となっております。

ごく最近こんな事件が小樽で発生。小樽市の民家で勤務先の会社の金を人に貸した。急きょ監査が入るので金が必要になったと。息子を装った電話が2月15日から16日にかけて6回相次ぎ、計570万円をだまし取られたことが小樽署の調べでわかったというニュースであります。同じころ同様の電話が市内の別の7人にかかってきたのでありますが、未遂に終わっていたとのこと。小樽署は同一犯による振り込め詐欺と見て調べているようですが、被害に遭ったのは市内の54歳から82歳の男女6人だそうです。手口は、息子と名乗る男から携帯電話の番号が変わった、15日から16日にかけて現金を振り込むように要求したということです。この手口は、被害者が振り込め詐欺を疑って、息子に確認の電話をしようとしても、事前に携帯の番号を伝えておくことで、詐欺に気づかれるのを防がせようとしたと考えられます。また、今は50代をねらう悪質商法、薬効をうたった勧誘、訪問販売、点検商法、利殖商法、外国為替証拠金取引、融資保証金詐欺など詐欺行為は次々と新しい手口が登場。相手は金をだまし取ろうと絶えず悪知恵を絞っているのが現状です。私を含めて自分はだまされぬ、そんな過信は禁物だと思います。

そこで伺いますが、まず小樽市で発生した詐欺・悪質商法などによる消費者センター相談窓口における被害の実態とその対策について具体的にお示しください。また、そのことの市民周知について、どのように図っているのかも具体的にお示しください。

最後に、教育問題についてですが、一つは学力問題に触れて何点かお伺いします。

この後、小樽市で招き、講演を予定している百ます計算の実践で知られる尾道市内の小学校長の陰山英男氏は、今年1月9日、大阪市内で開かれた朝日教育フォーラムの講演、表題は「学力向上を考える 陰山英男校長の挑戦」の中で次のように述べていたことを紹介します。

学力だけでなく体力・気力を含めた生きる力が低下していると指摘し、競争原理の導入より子どもの生活習慣の改善が先決であると訴えていました。学校5日制を前提にすれば、より短時間に子どもたちに効率的に基礎・基本を身につけさせていく必要があるとも強調しています。今、子どもたちの間にはディスプレイ依存が進行している。インターネット、携帯電話が次々と出てきて、ディスプレイなしには生きられないと言いつつ出てくるまで来ているのではないかと。その時間が増えるほど、家族の対話や読書、友達との会話は減ることになると指摘しています。さらに話は核心に迫ります。学力向上とは子どもを元気にすることであって、競争原理を取り入れて勉強させることではない。全国規模の学力テストをするというが、下手すると逆効果になりかねない。実践を1年間頑張ってきたら、学力がぐんと伸びた。昨年度に学校は楽しいですかとアンケートをとったら、「楽しい」「まあ楽しい」合わせて80パーセントを超えたことを紹介していました。そして、陰山先生は、自分はテレビの視聴時間は2時間までと指導し、保護者には早寝早起き、朝ご飯の実践をお願いしている、そのことも取り上げていました。時間や空間や遊びなど、社会環境を子どもの健全な成長を促すものとして整備することを提言したいと。夕方7時の団らんをせめて週1回は取り戻すこと。さらに指導要領も早めに改善し、評価や予算について現場に創意工夫させてほしいと訴えています。

そこで何点かまとめてお伺いいたします。まず初めに、教育とは社会の在り方に大きな影響を与えるものと考えますが、この点について、初めに市長の見解をお聞かせください。

二つ目に、今こそ学校はわかる授業、楽しい学校づくりが求められています。そのためには学習指導要領を大綱化し、学校にとってのガイドラインにすべきであります。学校は創意工夫を凝らして、みずからの教育課程をつくるのが重要と考えますが、いかがですか。

三つ目に、総合学習は教師の高度な力量が必要な授業です。そのための環境整備、研修するしくみや少人数学級など、じゅうぶんな体制を整えることがふじゅうぶんな中で進められてきたのが現状であります。しかし、今、総合的な学習の効果、成果が明らかにならないうちに見直すのは早計と考えます。学力の国際比較に右往左往するのではなく、現行の施策をきちんと評価した上で考えることが重要と思いますが、いかがですか。

四つ目に、教育現場は今後10年ほどで深刻な問題が生じます。現在40歳から50歳代の教師が大量に定年を迎える上、教員養成課程の学生定員を削減したため、新たに教員免許を取得する若者が減ります。教員不足に陥る可能性が高まっています。そこで小樽の現状はどうなっているのか、明らかにしてください。

五つ目に、政府は学習指導要領の見直しと並行して義務教育国庫負担の削減や学力テストなどの実施を検討していますが、人材不足や財源負担を包括した議論はふじゅうぶんです。政府はどの子にも学力を保障する最低基準としての指導要領を見直すとともに、授業時数や教育内容の詳細は地方自治体や学校の裁量を強める方向に変えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

この項の最後に、学校・子ども・教職員の安全について伺います。直近では、先ほどから指摘されております大阪府寝屋川市の小学校教職員殺傷事件や、奈良市の児童誘拐事件など子どもが巻き込まれる犯罪が相次ぐ中、学校内や登下校の子どもを守る防犯対策への関心が高まっています。警察による巡回を強化したり、全地球測位システム、いわゆるGPSなどハイテクを駆使したり、少しでも安全な学校にと考えている現状を踏まえ、次の点について伺います。2点。

1点目、小樽市での取組とどんな点に知恵を絞って取り組んでいるのか、説明をいただきたいと思えます。

2点目は、対策上での課題についてどのように把握されていますか。言いかえればどのように認識し、そのためにどんな努力をしておりますか。以上、再質問を留保して私の一般質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

地球温暖化防止について何点かお尋ねがございましたが、初めに道内市町村の温室効果ガス削減実行計画策定の実態でありますけれども、平成16年10月1日現在で212市町村のうち35市町村が策定しており、今後7市町村が策定を予定していると聞いております。

また、実行計画の策定が遅れている理由といたしましては、市町村合併の問題があり、合併後に策定を予定しているところもあると聞いております。

次に、小樽市温暖化対策推進実行計画の策定の経過と内容でありますけれども、平成10年10月に制定された地球温暖化対策の推進に関する法律で、地方公共団体の事務事業について、温室効果ガス排出抑制のための措置に関する計画を策定することが義務づけられました。本市ではこれを受けまして、平成12年度から排出ガスの実態調査を行い、その結果を基に庁内会議を経て、平成13年6月に実行計画を策定したものであります。

計画の内容についてであります。平成17年度には基準年の平成11年度と比較して、温室効果ガスの総排出量を2パーセント以上削減する目標を設定し、この目標を達成するため、一般行政事務において職員一人一人が取り組むべき率先行動として、日常業務では公用車の燃料使用量削減・事務用品購入量の削減・ごみの減量とリサイクルの推進について、また施設管理などでは省エネルギー対策の推進・燃料使用量の削減について、具体的な行動指針と目標数値を定めたところであります。

次に、地域推進計画についてでありますけれども、地域推進計画について定める地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の規定が、本年2月16日の京都議定書の発効と同時に施行されました。この地域推進計画の策定は努力義務とされておりますが、今後、国において京都議定書目標達成計画を策定するとしており、この中で地方自治体の施策に関する事項も示されてくると聞いておりますので、本市におきましてもどのような計画が策定できるのかどうか、今後の動向を踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

次に、江別市の災害緊急情報通報伝達システムでありますけれども、江別市から本システム実施に向けてNHK札幌放送局と協議していることにつきましては、昨年の11月に本市にも説明がありました。現在、小樽市とFMおたる放送局との間には災害時の緊急放送についての協定を締結しておりますが、NHKとは特別な連携は図っておりませんが、本システムは津波警報等の発表に伴う避難勧告や指示を海岸沿いの住民等に周知する方法として大いに役立つものと考えており、NHK札幌放送局からも海岸線を有する本市ともシステム導入について協議したいとの意向が示されておりますので、今後実施に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、広報おたるについてでありますけれども、北海道広報協会が自治体広報誌などを対象に行っている広報コンクールに広報おたるを出品したところ、都市の部で特選に選ばれたものであります。広報おたるは平成15年4月号から活字を大きくし、誌面のデザインを変更するとともに特集を充実させて、小樽のまちが誇れる題材を取り上げるなど全面的な刷新を行いました。今回の特選受賞についてはこれらの努力の結果を評価いただいたものと受け止めており、たいへんうれしく思っております。今後も市民の皆さんと行政をつなぐかけ橋である広報おたるをよりよいものとするため、さらに研さんに努めてまいります。

次に、児童虐待についてでありますけれども、相談や通報は児童家庭相談室や保健所、子育て支援課に寄せられており、今年度は現在までで合計22件となっております。すべてのケースが虐待に該当するものではありませんが、防止対策として対象児童の周辺にいる関係者で構成するケース会議を開催するなど、適切な対応に努めているところであります。また、今後の課題であります。昨年12月に児童福祉法が改正され、17年度から施行されますが、法改正では市町村に要保護児童対策地域協議会を設置するなど市町村の果たす役割が法律上明確にされました。市といたしましても、現行の児童虐待防止対策連絡協議会の見直しを図り、体制の充実強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、振り込み詐欺などの消費者センターにおける窓口相談等の実態でありますけれども、平成16年度では消費者センターで受けました架空請求、悪質商法等の相談件数は1月末までで2,225件であり、そのうち架空請求についてはインターネット利用料金や幼児用教材にかかわるものなどで1,995件。悪質商法では高額な布団の販売や床下の点検などで194件。融資保証金詐欺は35件、振り込み詐欺については1件となっております。これらの相談は14年度が144件、15年度は811件と年度ごとに急激に増加しており、特に高齢者が被害に遭うことが多いことからたいへん憂慮しているところであります。

これら相談への対策としては、架空請求については業者への問合せ等を行わずに無視すること、悪質商法については解約の手段方法を指導しているほか、同一世帯に被害が続く場合は戸別訪問により対応しております。さらに、振り込み詐欺や融資保証金詐欺については、既に支払により被害を受けた方に対しては直接警察に被害届を出すよう指導もしております。また、市民周知につきましては、広報おたるや生活安全課発行の暮らしのニュース、消費者センター開催の暮らしの講座などで実例を示し、注意を促しているほか、新聞やFMおたるなど報道各社の協力をいただきながら市民周知に努めております。

なお、今後は小樽警察署など関係機関とも情報交換を密にするなど連携を図り、市民が被害に遭わないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育問題に関連して、教育が社会に与える影響についてということでございますけれども、本市の市民憲章には「次代を担う子どもの未来に夢と誇りを持たせましょう」とあります。まさに私は人づくりがまちづくりであると考えており、小樽の将来を考えると、教育の果たす役割はたいへん大きなものがあると考えております。そうした意味から、新年度青年会議所との共催事業として都市間交流推進事業を立ち上げ、小樽の小学生を尾道市に派遣し、尾道市の小学校で取り組んでおりますさまざまな活動を直接体験させ、郷土小樽を見詰め直すなどの機会を設けました。

また、この事業では、今お話がありました尾道市の土堂小学校の陰山校長を招き、関係者や保護者の皆さんをはじめ市民の皆さんに学校と地域とのつながりの重要性などについて考えていただこうと、教育講演会を企画したものであります。いずれにしましても、未来を切り開くバランスのよい人材の育成が将来の小樽のまちづくりにつながるものと思って実施するものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育課程についてであります。各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、一定の水準を確保するために、法令に基づきまして国が定めた基準であります学習指導要領に従わなければなりません。教育委員会としては、各学校において学習指導要領に基づき教育課程を編成し、実施されるよう、心身ともに健康で、未来を担うにふさわしい人間性豊かな児童生徒の育成を小樽市の学校教育の基本方針として掲げ、各学校に取り組むべき方針を示しております。市内小中学校においては、これらを踏まえ、創意工夫を生かし、特色ある教育活動を展開する中で生きる力をはぐくむことが大切と考えております。

次に、総合的な学習の時間についてであります。このたび二つの国際学力調査ではかつての学力は、現行の学習指導要領が目指している確かな学力と一致する部分もありまして、各学校では生きる力をはぐくむため、総合的な学習の時間などを通していっそうの努力をしていく必要があると受け止めております。

また、これらの調査からは、宿題をする時間が短い、テレビやビデオの視聴時間が長いなど、学ぶ意欲や学習習慣に課題があるとの指摘もございますことから、子どもたちの実態を把握しながら、指導のやり方を見直すなど授業の充実を図っていく必要があるかと思っております。今後も各学校の実践成果を交流するなど、情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の教員の現状についてであります。校長・教頭を除く教員の年齢構成は、平成17年3月末では20歳代7.3パーセント、30歳代36.9パーセント、40歳代37.1パーセントとなっており、20代から40代までで81.3パーセントを占めております。小樽市教育委員会といたしましては、後志管内との人事交流の促進や新採用教員を採用するなど、教員の年齢構成を考慮した取組をこれまでにして参りました。今後も新陳代謝が円滑に図られるよう、任命権者と協議してまいりたいと考えてございます。

次に、学習指導要領についてであります。平成15年12月、学習指導要領の一部改正により、すべての児童にここで示されている内容を確実に指導した上で、児童・生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができるようになりました。また、指導内容の確実な定着に向け、指導方法の工夫・改善や、各教科などの指導に必要な時間を確保するよう努めることも示されております。現在、中央教育審議会では教育課程の基準全体の見直しなどが論議されており、教育委員会といたしましてもその推移を注意深く見守り、学校とともに子どもたちに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、学校内や登下校中の防犯対策についてであります。これまでも何人もの議員からご指摘もございましたが、児童・生徒や教職員の命が脅かされるような悲しい事件が最近続発してございます。とりわけ保護者や教育関係者に大きな衝撃を与えたのは、やはり池田小学校における事件だろうと思っております。その事件以来全国的に不審者から児童・生徒を守ることが緊急の課題となっております。

先ほども触れましたが、小樽市におきましては各学校にモニター付きインターホンの設置と通用口の施錠の強化、緊急事態発生時の対応マニュアルの整備、子ども110番の家、ふれあいサポーターをはじめとする地域や父母と連携した取組を進めているところでございます。しかしながら、寝屋川市の小学校で構内に侵入した少年に教職員が襲われる事件も発生しましたことから、先日、私どもは小樽警察署長にお会いいたしまして、学校周辺や登下校における不審者の警備体制、警備強化を強く要請してきたところでございます。また、学校に対しましては、不審者が侵入するなどの緊急時に備え、児童・生徒への注意の喚起でありますとか避難誘導など、組織的な対応ができる体制づくりの強化など管理体制の徹底を指導してきたところでございます。

防犯対策の一つとしては、私ども教育委員会、行政はもとより市民一人一人が児童・生徒を見守っていくことが何よりも大切なことでありまして、新年度からは、全児童・生徒への防犯ブザーの貸与や、市P連の全面的な協力を得て子ども110番の家を拡充するなど、地域や関係機関といっそう連携を深め、一体となって児童・生徒の安全確保の取組を推進してまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 18番、佐々木勝利議員。

**18番(佐々木勝利議員)** 細かい点は予算特別委員会等で聞きますが、教育委員会の方で私は最後に求めたのは、取組の中でどんなふうに知恵を絞って取り組んでいるのかという、その観点がいったような答えがなかったように思います。

それから、もう一つは対策上の課題という、一方においては開かれた学校という環境づくりをどうつくっ

ていくかというところが課題というふうに私は思っているのです。そういう意味では、管理体制強化だけがずっと進行していった方がいいのかと。当然地域に開かれた学校との関係において、やはりいろいろな課題を持っているのではないかというふうに考えたものですから、その辺のところがかみ合っていないかなと思うのですが。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 譲）** 佐々木勝利議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、子どもたちを危険な面から守るためにはかぎをかけるですとか、インターホンをつけるですとか、ハード面だけでは私はじゅうぶん防ぎきることはできないというふうに考えてございます。答えの中でも話してございますが、地域・保護者一体となって大人が子どもたちを守っていかなければ、そのためにマニュアルとか、そういうのを参考にしながら、ソフトの面でもじゅうぶん私はこれから対応していかなければならないものと考えてございます。

なお、警察に行っておあいさつをしてきたという話もしたのですが、校舎周辺につきましては、学校から子どもたちが帰るまでの間に、学校の教職員の目の行き届かないところもございまして、そういう面では地域の父母以外に行政の力もおかりする必要があるのではないかということで、話させていただいたところでございます。

また、知恵を絞ったところについてでございますが、これもハードといえばハードでございますが、例えば防犯ブザーでありますとか、PTAのお力をかりて110番の家とか、そういうところを今までは数限られた家だけだったのでございますが、さらに今年は約1,500件ぐら増やそうですとか、そういうお願いをPTAと連携しながら、小樽市民と行政が一体となって子どもたちを守るという、それが課題でもあり、私たちはその人方と知恵を絞って子どもたちを守っていくというようなことが何よりも大切ではなかるうかというふうに考えているところでございます。

**議長（中畑恒雄）** 佐々木勝利議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

**5番（森井秀明議員）** 早速質問に入らせていただきます。

経営に対する危機意識についてお聞きします。

このたびの予算に対する記事を見て、小樽は危機的状況乗り越えたとか再建団体は免れたという言葉が聞こえてきます。そのような印象や発言は、市長の周囲では聞かれませんか。また、そのような声に対して市長自身はどのように感じられますでしょうか、ご見解をお願いいたします。

財政状況を乗り越えるためにはリスクを回避せずに受け入れ、そしてそれを乗り越えていかなければなりません。その考え方、受止め方がずれると、結果、覚悟が見えなくなると思います。そのリスクを市長として受け入れていかなければならないと感じますけれども、市長においてはどのように感じられているでしょうか。

行革についての質問をさせていただきます。

このようなときだからこそ質が求められると思います。育成研修をどうしていくかが今問われていると思いますが、市長におかれましてはどのようにお考えでしょうか。また、年を重ねることが基本給の上乗せにつながる給与体系は変わる時代ではないでしょうか。一律の変化をやめるときが来ていると思います。また、

若手中心の場やベテランを多く擁するグループなどが、仕事の内容によっていろいろな形としてできてもよいと考えます。このような行政改革が財政状況の厳しい小樽市にとって一番必要と考えます。

そこで提案をしますが、このようなことを実現するために行政改革、また財政関係部とあわせて経営企画室的なものをつくるべきではないでしょうか。行政改革と財政問題は大きく連動していると思いますし、また民間企業意識を高める手法を考えていくためにもこのような恒常的な部署を、又はせめてプロジェクトチーム的なものができてもよいと考えますが、いかがでしょうか、ご見解をお願いいたします。

防災は、ある意味福祉や経済支援よりも重要なことかと思えます。そこで、防災について幾つかお聞きします。

災害時の市からの伝達ツールは基本的に電話が中心かと思えます。災害時の電話の有効性は極めて低いと考えますが、それについての対策は今後考えられていくのでしょうか。

次に、防災担当の執務室についてですが、災害時には各種情報の収集・発信の中核の場所となりますが、災害対策本部となる市長応接室とは遠すぎるかと思えます。そこでお聞きしますが、現在の防災担当の執務室を市長室に隣接すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

また、防災組織体系が市の体系と兼ねていると思えますが、一、二年で変わる役職者は、特に本当に緊急時のすべてを把握できるのか疑問です。そこで提案しますが、携帯用の災害カードをつくるべきではないでしょうか。それぞれ災害時に担当すべきことは何なのかを記したものを所持させるべきではないでしょうか。

大きな地震災害が起き、まず乗り越えるべきは48時間と言われています。他都市より支援が来るのは、今回の新潟やスマトラの状況を見てもいつごろなのか明かです。現在、48時間分の備蓄が小樽市としてされているのでしょうか。また、そのようなことを市民に促したり、呼びかけたりとかはしているのでしょうか。お伺いいたします。

訓練体制についてですが、手宮の場所が使えなくなる今、訓練の内容を大幅に変えるときかと思えます。まち全体を使った実践に近い方法をとるべきではないかと思えますが、ご見解をお願いいたします。

防災について最後に、30分後に津波が起きるという可能性があるという連絡があった場合、市長はどのように行動されますか。

適正配置について質問させていただきます。

中学校の適正配置計画のときに小学校も同様に議論が進められていたならば、ここまでの論議にはなっていないのではないでしょうか。それを繰り返さないためにも、今後行われるであろう他の小学校にも同じ条件だと改めて伝えていくべきではないでしょうか。

そこでまず、現在、連絡協議会を関連校という枠組みで行われる予定ですが、その枠組みを外し、隣接校でつくっていくべきではないでしょうか。このたび計画に対していろいろな方からアドバイスをいただくときに、どうせ進めるのでしょうか、話し合いをしても意味がないなどの言葉が聞かれます。この言葉は小樽市民におけるやる気を失わせてしまっていることにつながっているように感じます。小樽の活性化は市民の気持ちによって形成されると思います。その気持ちを失わず酌み取っていくために市長は市民協働と訴えているのだと思いますが、教育委員会におかれましては同様の心意気があるということを確認させていただきたいと思えます。教育長の見解をよろしくお伺いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 森井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、財政の危機についてでありますけれども、平成17年度予算に対する市職員や市民の皆様の受止め方に対する見解でありますけれども、本来、地方公共団体の予算は収支均衡を保ち、それにより財政運営の健全性を確保するのが基本原則であるということは言うまでもありません。しかしながら、平成16年度予算では大幅な地方交付税などの削減が年末に示され、本市の予算編成が収支均衡を保つことができなくなりました。昨年の予算では、既存の収入を多めに見積もることで調整しては、市民の皆様に本市の真の財政実態が理解されないと考え、苦渋の選択として、あえて財源不足を諸収入に形式計上して赤字予算を編成し、市財政の窮状を形の上でも示したところ、市民の皆様にも市財政の窮状が広く浸透したものと考えております。

17年度予算編成に当たりましては、昨年中の各定例会ごとに財政健全化の具体的な取組を提案し、着実にその実施に努めたほか、事業を厳選し、歳出圧縮に努めましたが、ピークを迎える公債費や老人保健、介護保険会計への繰出金の増などにより、伸び悩む一般財源収入では補えず、約10億4,000万円の収支不足が生じました。そのため資金に余裕のある会計や基金残高とのバランスも考慮した上で、財源対策として6億5,000万円の借入れを行いました。なお収支均衡までに至らず、まことに遺憾ながら2年連続の赤字予算編成となったのであります。

結果として赤字額が約3億9,000万円にとどまったことで、財政危機が回避されたとか、再建団体への転落は免れたという声を私は聞いたことがありませんが、一部にそのような印象を持った市民の皆さんがいたとすればたいへん残念なことでありますので、財政の危機について、広報おたるなどを通して、さらに説明をしていかなければならないものと思っております。

次に、平成17年度予算がリスク回避をしているとのご指摘でありますけれども、市政をあずかる立場としては収支均衡予算を編成するのが基本でありますので、赤字予算はあるべき姿ではないと認識しており、その圧縮に努めるのは当然であります。したがって、今回の財源対策措置がリスク回避を目的としたものとは考えておりません。

また、平成16年度の決算が16億円を超える赤字の見込みの中で、17年度予算が収支均衡を保てず、財源調整のための基金も底をつき、今後増大が見込まれる財政需要を考えますと、本市財政は危機的な状況にあることは変わりありません。そのため新しい財政健全化計画の中で、厳しさの増すこれからの収支の状況や危機的な本市財政の実情を説明し、職員や市民の皆様にも一度その窮状を伝え、財政健全化に一丸となって取り組む必要があることを強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、行政改革に関連して職員の研修育成でありますけれども、現時点においては財政健全化を前提にした行政改革の取組を職員全体の共通認識としなければならぬと思っております。また、将来的には組織のいっそうのスリム化が予想されるため、業務の遂行方法も大きな変革が必要となり、民間委託や市民との協働が不可欠なものになると考えています。このようなことから、職員の育成、研修につきましては、これまで行っている公務員としての基本的な研修に加え、民間の企業意識とかコスト意識を取り入れるため、職員研修においては民間の経営者を講師に迎えるとか、あるいはまた関連するセミナーへの参加を勧めたいと思っております。

次に、経営企画室的な組織をつくるべきとの提案であります。行政改革及び財政健全化につきましては、現在、総務部と財政部が連携をとりながら対応するとともに、それぞれ行政改革推進本部会議及び財政健全化緊急対策会議で全庁的な協議を行っているところであります。今後につきましては、専門的なワーキンググループなどを活用しながら、この体制により財政再建に取り組んでいきたいと考えております。

次に、防災について何点かお尋ねがありましたけれども、まず災害発生時の電話でありますけれども、災害時の通信手段としましてはN T Tの一般加入電話を主系統とすることになっておりますが、災害の規模に

よりましては、通信のふくそうやケーブル破損などにより、通信の途絶の状況が想定されます。その際には災害時優先電話や携帯電話の活用のほか、市や関係機関などが設備している無線などの中から最も迅速なものを選定し、活用を図ることになっております。

次に、防災担当執務室の位置でありますけれども、市では台風18号災害を経て、現在、地域防災計画の点検を進めているところでありますが、災害対策本部周辺に情報収集・伝達機能を集約する必要は理解しております。今後、災害時人的配置や情報機器等の配置を含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、携帯用の災害カードについてでありますけれども、現在、各部局におきましては防災対応マニュアルを点検・整理しております。今後は毎年の異動後に、各部局において全職員に対してマニュアルの周知を徹底したいと考えております。ご提案のありました携帯用の災害カードにつきましては、実施している他都市の情報なども収集し、研究してみたいと思います。

次に、備蓄についてでありますけれども、市では人口の10パーセントに対する1食分を目安として、小中学校にアルファ米1万2,100食とクラッカー7,840食を備蓄しております。市民への備蓄の呼びかけについてであります。災害時に備えて非常食や水などを各家庭で備蓄することはたいへん重要なことと考えておりますので、昨年の新潟県中越地震を契機に、新聞やFMおたるにおいて通常3日3食分の備蓄の必要性を周知したほか、まち育て出前講座や市民ガイドブックなどを通して周知を図っております。

次に、総合防災訓練の実施内容であります。平成17年度から、これまで会場として使用してきた手宮の旧北海道石炭荷役跡地につきましては使用ができなくなりました。総合防災訓練の在り方につきましては、新たな会場の選定や訓練内容の見直しなどを含めて、今後、庁内をはじめ関係機関とじゅうぶんに協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、30分後に津波が起きる可能性があるという連絡があった場合ということですが、津波警報が発令された場合、まず地域防災計画に基づき、直ちに災害対策本部を立ち上げ、消防署のサイレンによる警報をはじめ消防車などでの広報や消防団による地域への連絡、さらには安全な場所への避難誘導を行うことになっておりますので、私としてはこういう措置が迅速にとられているかどうか、まず確認することになると思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 森井議員のご質問にお答えいたします。

まず、今後の適正配置計画についてであります。今回の計画案は新1年生2学級の確保や、通学距離、生活圏の状況などを総合的に配慮し、該当校を決めたものであり、平成22年度以降についても適正配置のねらいを踏まえ、全市的に見直しを図っていかねばならないものと考えております。

また、隣接校の連絡協議会については、これまでも北ブロック7校や中央ブロック7校の小中学校において、それぞれPTA・教職員が児童・生徒の健全育成に向けて連絡協議会を設置し、年二、三回活動しております。しかしながら、すべての地区で設置されていないことや、適正配置にかかわる学校独自の課題などについて話し合う場ではなかったことから、委員の提案された趣旨を校長会などで提示してまいりたいと考えてございます。

次に、適正配置実施計画案についての市民の気持ちと教育委員会の考え方についてであります。これまで3回の地域説明会を開催し、関係する保護者や地域の方々から意見・要望を聞いてまいりました。とりわけ通学路の安全確保や適正配置後の学級編制などの要望については、より具体的な対応を示しながら、ご理解いただく努力をしてまいりました。今後も引き続き説明会を開催するなどしながら、市長が2期就任以来述べておりますように、市民の皆さんとの対話、触合いを大切にしながら、市民の視点に立った教育行政に

向け努力してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 5番、森井秀明議員。

**5番(森井秀明議員)** 再質問をさせていただきます。

今までも市長に対して自分は危機の共有であったりとか、危機の意識であったりとか、いろいろな場で質問させていただいたりとか、時には会派における予算説明でも同じようなことをお伺いして、市長にその見解を求めたりとかもしているのですけれども、これだけのやりとりをしているにもかかわらず、市長自身の耳には先ほどのような小樽は危機的な状況乗り越えたとか、そういうような言葉を直接は聞かれていないというお話でしたけれども、やはりどうしても自分の周りでは、人づてから聞いたりとかという場合も含めてですけれども、何度かそういうようなことを耳にする機会がありまして、これだけ市長が何度も公式の場でも言っているにもかかわらず、まだそういう感覚を持っている方がいるのかなというふうに思って、自分としてはかなりショックなのです。もちろん市民の方々には声が届かない場合もあるのですけれども、特に市役所の中でもやはりそういう思いを持っている人がいるのではないかなという不安感が個人的にはあります。

先ほど育成研修の中でも、市長自身そういう部分を共有していかなければいけないという言葉を変えてお聞きしましたので、今後はそういう変化がさらに起こっていくのだろうというふうに思っているのですけれども、一つ提案ではないのですが、やはりこういう公式の場で市長は何度も危機的な状況なのですということをはっきり言っておりますから、この話合いの場とかを、これは議会、予算特別委員会、その他いろいろ公式な場がありますけれども、もっともっと直接職員が耳にする機会があってもいいのかなというふうに思っています。

今、部長室とか議会事務局や会派の控室のあるところでは常々なっているのかなというふうに思うのですけれども、職員がふだん仕事をしつつ、議会の話し合っているこの質問、答弁に対しての意見が、そのまま耳に直接入らずに、何かしらを介して聞いていることが多いのかなと。もちろん皆さんも同じように共有されているでしょうから、市長をはじめとした理事者の皆さんが、職員に対してそういうようなことを根づかせようと一生懸命お話をしていると思うのですけれども、伝言ゲームではないのですが、どこかでずれたりとか、又はそういうことに対して意識の薄い方を通すことによって、なかなかそういうことが広がっていないのかなというふうに思うのですが、市長自身がはっきりと言っているこの話合いの場が職員すべての人の耳に直接入るようになると、また職員の意識も変わってくるのかというふうに私自身個人的に思うのですけれども、その点についての見解をまずお願いしたいと思います。

それから、教育委員会に再質問というか、提案なのですけれども、隣接校の連絡協議会のことを今後検討していただけないかというようなご答弁で、たいへんうれしく思っております。今回、対象校とならなかった小学校に対してもという意味合いで、このような形で質問させていただきましたけれども、小学校が適正配置で廃校になる学校が出てくるということは、今、学校に通っている子どもたちの親だけの問題ではないと思っていますので、さらにもっと広がっていくように、小樽市全体の問題である。ですからこそ、小樽に住んでいる方々は、もっとこのような小学校の統廃合に関して問題意識を持っていただきたいと、今後の小樽に対してたいへん重要な問題であるということ、市民の皆さんに再認識していただきたいというふうに思っておりますので、先ほども話させてもらったように、小学校で今回対象校にならなかったところに対して呼びかけるためにもということで質問させていただきましたけれども、今後はいろいろな場において、いろいろな方々において、この問題は重要な問題であるということを広報していくとか、広めていっていただきたいというふうに要望しますので、この点についての見解もお願いしたいと思います。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

**市長(山田勝麿)** この財政危機の問題について、職員に直接語りかけるといいますが、話をするという機会をつくったらどうかというお話ですけれども、従来から平成15年の健全化計画をつくったときにも、これは助役が会議室に担当職員を集めまして説明をしておりますし、それから庁内LANを使って、適宜私からのメッセージを発信したりしております。今回策定します再建プランについてはいっそう職員に厳しいものになると思いますので、これは本当に全職員にしっかり理解をしてもらうということでよく話し合いをしていきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 森井議員の再質問にお答えいたします。

適正配置計画にかかわらずいろいろな教育問題につきましては、これからいろいろな機会に教育委員会はじめ校長方を通じて、市民の皆さんに広く伝えていかなければならないものと考えております。とりわけ少子化がこのように進む中で、当然先ほど話しましたように教育委員会の在り方、学校の在り方、さまざまな在り方をこれからやはり見直していく必要があるかと思っておりますので、そういう面であらゆる機会を通じまして、今、小樽の子どもたちの置かれている現状でありますとか、そういうのも含めて話題にしていきたいと思います。

**議長(中畑恒雄)** 森井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時30分**

**再開 午後 4時00分**

**議長(中畑恒雄)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 4番、上野正之議員。

(4番 上野正之議員登壇)(拍手)

**4番(上野正之議員)** まず初めに、チャンプカーワールドシリーズ小樽グランプリ開催について、質問いたします。

チャンプカーとは、モナコやマカオで行われているヨーロッパ中心のF1の、アメリカを中心としたF1というふうにお考えください。3月3日に、チャンプカーワールドシリーズのオーナーであり、アメリカの大富豪であるケビン・カルコーベン氏が自家用飛行機で小樽を訪れ、小樽市長を表敬訪問いたしました。この日はカルコーベン氏のほか、上級副社長でレースのプロモーション部門の企画や地元行政との交渉を担当するジョー・クリネリッチ氏が同行しました。このレースは、アメリカを中心にカナダ、メキシコ、オーストラリア、そして本年は韓国のソウルなど、環太平洋の都市で約15戦のレースが開催されます。今回の来樽の目的は、小樽グランプリ推進協議会が小泉内閣の地域再生プランに選定されたことや、国内で公道によるサーキット開催を模索している唯一の都市で、小樽が札幌の近隣観光都市であることなどが目にとまったと思われる。このレース開催の経済効果は、昨年10月に開催されたオーストラリアのゴールドコースト市では、入場料収入だけで15億円のほか、広告収入や見学者の滞在費など40億円から50億円の経済効果がありました。決してこの構想は夢に終わるものではないと思います。4月の8、9、10日にアメリカのカリフォルニア州ロングビーチで本年の第1戦が開催されます。私も小樽グランプリ推進協議会の皆さんと現地にレー

スを見に行くつもりでございます。小樽再生のため、市長も一緒に行きませんか。市長の考えをお聞かせください。

次に、1月11日に社団法人北海道未来総合研究所が発表した「北海道都市型観光資源の調査研究」、いわゆる道州制特区構想で提言しているカジノ構想です。カジノ構想といえば石原慎太郎東京都知事のお台場カジノが有名ですが、全国では愛知、秋田、石川、大阪、沖縄、神奈川、静岡など誘致に手を挙げています。また、道内では苫小牧、夕張、網走、新千歳空港近隣、支笏湖畔、登別温泉街、室蘭港船上などがあります。

今回の未来総研が発表した「R札幌駅近くの札幌カジノ構想」では、延べ床面積12万1,500平方メートルで、40階建てのビルの中に大・中・小のホールを持つ劇場や博物館、ブランドショップ、スポーツバー、スパ・エステサロンなどを備えた各種交流施設、床面積7,000平方メートルのカジノ、1,000室のホテルという壮大な構想です。経済効果は420億円、新規雇用は3,000人と試算しております。

しかし、現在は、日本ではまだカジノは合法化されておられません。カジノは先進8か国の中では日本だけがなく、世界の3分の2の国にはカジノがあります。現在、100人を超える自民党議員の国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟や、民主党議員90人ほどの娯楽産業健全育成研究会などが超党派組織をつくり、カジノ合法化に法案を提出するのにも間近と言われております。数年後には解禁となると思います。

日本人の感覚として、カジノといえば犯罪が増加する、青少年の教育によくない、暴力団の資金源となりかねない、家庭破壊を招くなど社会的通念としてマイナス視する傾向があります。しかし、カジノは知的な駆け引きを楽しみながら非日常的な時間、空間を演出するすぐれて都会的な娯楽であり、勝負は勝ちもあれば負けもある。これは危険（リスク）を覚悟して大切なものを手に入れたり、守ったりするといった観念が薄い日本人にとり、新しい文化を学習し、身につける機会となります。また、観光振興、産業振興の目玉、まちづくりのシンボル、新しい税収源の雇用、ストレス化社会の気晴らし、違法ギャンブルの排除等、開設積極論のねらいがあります。

小樽は観光都市としては知名度は抜群です。小樽カジノ誘致を積極的に行えば、目的は達成すると思います。さきに質問いたしましたチャンプカーレースと小樽カジノを同時に構想を立て、模索してはいかがでしょうか。今、小樽を再生するチャンスです。決して夢ではありません。市長の力強いお答えを期待いたします。

最後に、17年度の予算編成もたいへん厳しい状況です。市民生活にもいろいろと負担をかけており、また、市長ほか職員にも減給など健全財政を達成するため努力をいただいております。まだまだ市職員は恵まれているという声も聞かれておりますが、私たち議員も市民の思いを酌んで、議員報酬の削減等何らかの形で市民に示していかなければならないと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 上野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、チャンプカーワールドシリーズについてでありますけれども、チャンプカーレースは、現在アメリカ国内だけではなく、ワールドシリーズとして環太平洋各国を転戦しており、主催者としては将来的には日本での開催も視野に入れて伺っております。こうした中で、小樽に関心を持っていただいたことを光栄に思っております。現在、小樽グランプリ推進協議会では、本市が認定を受けた地域再生計画に基づき、電気自動車を利用した公道カーレースを実現すべく取り組んでいるところでありますが、チャンプカーレー

スも同じく公道を利用するものであることから、市といたしましても地域再生計画実現という目標に向けて、推進協議会ともじゅうぶんに話し合ったいと考えております。

また、現地でレースを観戦することにつきましては、経済効果の検証はもとより課題の解決に向けても意義あることと考えておりますが、今回は日程の都合もありますので観戦することができません。

次に、小樽カジノ誘致についてですけれども、カジノは世界100ヵ国以上で合法化されており、カジノ導入の目的も観光客誘致、財政収入や外貨の確保などさまざまであります。日本では、刑法で博行為に当たるとしてカジノは禁止されておりますが、観光産業の振興や雇用創出の観点からは、国内でも合法化の動きが活発化しております。構造改革特区では刑法の規制緩和となるカジノは対象外とされましたが、カジノを日本で実現する場合には、競馬や競輪などの公営競技と同様に、特別法の制定など法整備が必要との見解が示されております。世界的にはカーレースとカジノによってラスベガスやマカオのように多くの観光収入を得ている都市もありますが、特にカジノの実現に当たってはギャンブルへの抵抗感などもあり、市民の合意を形成する課題も多いことから、国の動向を見守るとともに、幅広い意見を聞いていかなければならない問題であると認識しております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 4番、上野正之議員。

**4番(上野正之議員)** チャンプカーのことでございますけれども、先ほど申したように先般オーナーのカルコーベンさんが来て、小樽のヒルトンホテルに泊まりまして、朝起きてずっと小樽港ほか周囲を見回しまして、小樽は公道のレースにたいへん適しているというようなお墨つきをいただきました。これについては夢のようでございますけれども、なにせかにセアメリカのトップが来て、ぜひ日本の小樽でやりたいという意向も市長の目の前でもお話ししましたけれども、特にこのチャンプカーレースというのは、開催に当たっては行政がこれを引き受けなければなかなかできない。どこかの企業が受けるのか民間が受けるというわけではなくて、行政がまず受けていただいて、プロジェクトをつくっていくという組織になっていますので、今これに向けてたいへん実現性の高い夢でございますので、これは行政の方も本腰を入れて、企画政策室がどこかでこの事務局的なものを持って積極的に当たるのが、やはりこれを実現する基となりますので、我々も4月にまた行きまして、向こうの状況を見てきます。決して危険なものではございません。今回もカルコーベンさんが講演しましたけれども、環境と危険はないレースでございますので、そういうことも熟知しまして、ぜひ小樽の再生のために夢を実現したいと思いますので、もう一度その点だけ庁内でどういうふうにやっていただけるかということ、市長の方からお伺いをいたします。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 先ほど申しましたとおり地域再生計画の認定をいただいておりますので、現在その認定に基づいて関係省庁の出先機関、こういったメンバーの皆さんが集まって特定プロジェクトチームをつくって、課題の解決に向けて検討しております。したがって、その検討経過も見ながら、それから環境に優しい、安全性もあるというお話も伺っておりますので、ぜひ上野議員には現地へ行ってじゅうぶんその辺を視察していただいて、結果報告願いたいと、こういうふうに思います。

**議長(中畑恒雄)** 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 3番、大橋一弘議員。

(3番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**3番(大橋一弘議員)** 教育委員会にお尋ねをいたします。

学校の統廃合についての説明会が続いております。説明会の内容については今日は論じませんが、担当者の方々が休日返上で努力されていることには敬意を表します。父母、地域の方々も教育委員会についてさまざまに話す機会も増えております。しかし、教育委員会の組織、存在は意外に理解の難しいものであります。市民が理解する上で、まず第1に教育委員会議事録を市民が見る方法としてどのようなものがあるでしょうか。議会議事録につきましてはホームページで検索できるようになり、たいへんわかりやすくなりました。教育委員会も同様の方法をとることは検討しておりますでしょうか。

また、教育委員がどのような意見を持っておられ、それがどのように反映されているのかも知りたいことでもあります。教育委員会がなぜ独立組織であり、市民から教育委員を任命する意味はどこにあるのかを考えたとき、各教育委員の方々の意見、見識を知ることは大切なことであると思います。教育委員の方々の意見について知る方法はあるでしょうか。議事録の上からでは報告事項に若干の所見を発言していることしか伺うことができません。秘密会が多いこと、あるいは会議終了後の意見交換というような場で発言がされているように推測する向きもありますが、いかがでしょうか。教育委員と市民の対話の場が欲しいと思いますが、そのようなことは検討できませんでしょうか、お尋ねいたします。名実ともに開かれた教育委員会であるために、以上質問をいたします。

次に、小樽港の展望についてお尋ねいたします。

近年の統計を見てもみると、港の将来展望に不安と期待が入りまじっております。統計数字を見ますと、小樽港入港船隻数は平成10年8,090隻だったのが、15年度は6,795隻で1,295隻の減、船舶総トン数は10年2,694万トンが15年1,459万トンと1,235万トンの減、船舶乗降人員は10年49万人が15年25万人と24万人の減と、大幅な減少が見られます。まず、この全体的減少の要因となるものが何であったかお尋ねします。

次に、新日本海フェリーが1月にドック検査のために休便いたしました。利用者からこのまま減便するのではないかという声がありました。といいますのは、平成14年に敦賀便が休止したときは、急の発表で関係者に衝撃が走りました。事前の相談のない通告に、フェリーと市のパイプは意外と細いと感じたものであります。現在、フェリー会社との間には信頼関係が構築されているとお考えなのか、また、フェリーの現況と今後の展望についてはいかがでしょうか。

次に、コンテナ航路についてであります。コンテナ貨物輸出は、15年1,091個が16年1,929個、輸入は15年3,175個が16年4,687個と増加しているそうですが、輸出は輸入より2,658個少なく、その分空きコンテナがあると思います。コンテナ貨物の主な品種と今後の展望はいかがでしょうか。

また、2月14日、中国貿易についての実務レベルの講習会が、港湾部の尽力でフェリーふ頭ビルで開催され、多数の参加者の下、熱意のある質疑が行われました。特に講師の中国人で日本国籍の株式会社JCK社長斎藤青雲女史は、国会において小泉総理が上海で中国の10倍も高い日本のリンゴが売れている、日本の農産物も外国に輸出できると例を挙げた、まさにその人でありました。今回のリンゴは青森産でありましたが、後志の農産物の中国輸出について、未知の分野であり、斎藤講師は行政の支援策がなければ価格差を埋めることはできないとも言っておりました。輸出は超えるべき課題も多いと思いますが、後志圏の小樽港として今後の政策に期待をしたいのですが、いかがでしょうか。

また、改正油賠法が施行されたことにより外貿船に影響が予想されますが、どう予想され対策を考えられますでしょうか。

次に、十四、五年前、小樽は飼料工場の基地を目標としましたが、残念ながら飼料工場は減少いたしました。一方、パナマックス、ハンディマックス船が就航するなど状況変化もあります。今後の見通しはいかがでしょうか。

最後に、今まで話しましたように港湾利用に変化が起きている中で、今後の港湾整備、工事等についてどのようにお考えでしょうか。

再質問につきましては、予算特別委員会で質疑をいたします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、港湾問題について幾つかご質問がございましたけれども、初めに平成10年から15年までの5か年間の入港船隻数、船舶総トン数、乗降人員の減少の大きな要因でありますけれども、平成11年に新日本海フェリーの新潟便の減便、平成14年には敦賀便の休止があり、さらに同年には農林水産省において外国船漁業の規制に関する法律の厳格な運用により、ロシア船の入港隻数の減少などが大きな要因と考えております。

次に、新日本海フェリーに関してのお尋ねでありますけれども、このたびの減便につきましては、船舶検査のためのドック入りであると事前に報告をいただいております。このたびの措置が将来にわたって減便や抜港でないことを確認しております。現在、高速船の小樽 - 舞鶴間の導入により貨物や乗降客も増加している傾向にあり、今後とも集荷、集客両面からフェリー会社と連携していかなければならないと考えております。

次に、コンテナ貨物についてでありますけれども、主な輸出品はサケやタラなどの水産品、自動車部品、ブラウン管などであり、輸入品は石材、自転車、靴、生活雑貨などであります。また、輸出入のバランスは輸入超過となっており、これは日中貿易の全国的な傾向であります。今後とも北海道産品の輸出の促進を図り、貨物の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、航路開設から3年目になり、年々取扱貨物量も増加しており、中国直行便という定時性のよさでの優位性やコンテナ関連施設の使いがたのよさなど、荷主や商社など利用企業に定着してきているものと考えており、今後さらにポートセールスを強化し、一日も早く週2便体制になる努力が必要であると考えております。

次に、後志圏の小樽港としての役割でありますけれども、後志の農水産品が中国へ輸出されることは本港の利用促進につながるものであり、これまでも後志圏に対しポートセールスを展開してまいりました。しかしながら、絶対的な物量が少ないなどの理由で貿易に結びつくまでには至っていない状況であります。今後につなげるためにも、多くの方が中国貿易に関心を持っていただくよう、先般中国貿易促進セミナーを開催したところであります。セミナーの講師の斎藤さんは一昨年の中国訪問時に上海でお会いしており、中国市場で日本製品を売り込みたいという熱意を持っている方で、北海道産品にもたいへん興味を持っている方です。今後情報収集や情報提供を行いながら、官民一体となった積極的なポートセールスを展開し、本港の利用につなげてまいりたいと考えております。

次に、改正油賠法の施行による影響でありますけれども、市といたしましては法改正後、関係機関からの情報収集に努めておりましたが、その後、今年の1月に説明会を開催し、市内関係業者に対し同法の周知を図るとともに、1月にはサハリン州行政府、ホルムスク市、コルサコフ市に対しましても同法の周知を図ってきたところであります。本港に入港する外航船は保険加入率の低いロシア船や北朝鮮船が多いこともありました。現在、ロシアの保険会社2社が国土交通省において認められたと聞いており、ロシア船は保険の加入が比較的スムーズに行われているのではないかと考えております。3月・4月は一時的に入港隻数が減少されることも予想されますが、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

次に、畜産飼料の見通しであります。北海道内の主な需要先が道東地方であることから、陸上輸送面で

優位性のある釧路、苫小牧方面に飼料工場が集約化され、小樽港にとってたいへん厳しい状況になると認識いたしております。現在、小樽港への飼料原料は北米からパナマックス級やハンディマックス級の大型船で輸入されるものと、中国から小型の船舶で輸入されるものがありますが、今後の輸入先につきましては穀物相場や用船相場に加え、中国の農業政策などにより流動的な面も有しております。いずれにいたしましても小樽港としては市内1社のみとなった飼料工場の存続と新たな穀物関連企業の誘致も視野に、ポートセールスに努めていかなければならないと考えております。

今後の小樽港の整備でありますけれども、小樽港を取り巻く港湾貨物の動向や本市の財政状況も踏まえますと、現状では港湾整備に対して多額の投資を行う状況にはないと考えております。しかしながら、小樽港は古くから整備されてきたため、老朽化が進み、利用率の低下した施設のほか歴史的・魅力的水辺環境も数多く存在しておりますことから、今後これら既存ストックの有効活用策やまちづくりとの連携方策についても検討を進め、所要の整備に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育委員会会議録についてであります。小樽市情報公開条例に基づき公開請求することができます。本市のホームページへの掲載につきましてですが、市長の執行機関でありますとか道内主要都市の状況を見ながら、教育委員会で今後検討してまいります。

次に、教育委員会の意見についてであります。教育委員会の会議は原則公開となっており、会議の傍聴や会議録の公開請求により可能であろうかというふうに考えてございます。

次に、教育委員会終了後の意見交換についてであります。これまで教育委員会の定例会終了後、委員会が処理すべき事項について調査・研究をしてきましたが、今後はさまざまな場で意見を交流してまいりたいと考えております。

最後になりますが、教育委員と市民についてであります。各教育委員は学校教育関係者や市P連にかかわる幾つかの会合をはじめ、各種団体が主催する行事や会議などに可能な限り出席し、広く市民の方々と交流を図っております。今後もこのような機会を通して、市民の方々から教育にかかわる意見や要望を聞いてまいりたいと考えてございます。

**議長(中畑恒雄)** 大橋議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**21番(古沢勝則議員)** 一般質問を行います。風邪ざみですので、聞き苦しいところをご容赦ください。

最初に、冬の暮らしの問題、除排雪問題についてであります。1982年以来23年ぶりと言われる大雪、市民の冬の暮らしが、今、脅かされています。日本共産党市議団は1月18日、2月10日、2回にわたって市長に除排雪強化の緊急対策を申し入れてきました。以下、市民の快適な冬の暮らしを確保するために質問をいたします。

最初に、21世紀プラン、冬の暮らしに関して伺います。平成15年9月に基本計画を中間点検、結果報告が行われています。3、冬のあったかプログラムの項では、除排雪体制の課題と今後の方針についてどのように述べていたのでしょうか。今年の雪はだれもが思うように異常であります。3月1日現在、累計降雪量が446センチ、最大積雪深でついに150センチを超えてしまいました。降雪量に比べるとなぜこのように積雪量が多いのか、あるいは積雪量に比べるとなぜこれほど降雪量が少なすぎるのか、市民の苦悩と疑問でありま

す。例年に比べ、また近隣市町村の状況と比べて、その原因・特徴についてお聞かせください。

いわば雪害とも言える大雪の下で、市民の暮らしはたいへん深刻であります。こうした異常事態を受け、冒頭触れたように日本共産党市議団は、市民の冬の暮らし、歩行者・児童・高齢者の安全確保のため、2月10日には改めて10項目にわたる緊急の申入れを行いました。どのような緊急対策を講じられてきたのか、各項目に沿ってお答えください。

さて、「丸投げを投げ返されて雪だるま」。サラリーマン川柳の1句であります。なるほどと感じさせる秀作であります。地域総合除雪体制に移行してから4年、除雪路線延長の9割以上に当たる466キロメートルを民間に委託、丸投げ体制に切り替えました。今年のような異常積雪に対応できているのか、たいへん心配であります。市民からの要望・苦情が各ステーションや市に殺到しているだろうことは、毎日の議員活動の中からも容易に推しはかることができます。これらの受理件数、そしてその主な内容についてご報告ください。

加えて幾つかの点で伺います。まずは車両体制はじゅうぶんかという問題です。国道・道道・札幌道との比較で、市道の体制について各ステーションごとの除雪路線別延長、配備されている車両体制について、お聞かせください。

二つ目は排雪の遅れについてであります。これがつまりは除雪のふじゅうぶんさを拡大するという悪循環をつくり出しています。例年になく前倒しで実施していますが、2月末における当初見込みに対する予算執行額及び排雪量はどのようになっているかをお聞かせください。

三つ目、除排雪に関する広報と住民周知に関して伺います。例えば石狩市の場合では、市民参加の雪対策協議会を立ち上げて1年間に10回以上も開催。排雪実施に当たっては、その地区、路線、実施期間などの周知徹底に努めています。ほかに旭川市などでも、こうした協議会が設けられています。当市の取組は果たしてどうか、お聞かせいただきたいと思います。

四つ目です。受託業者の経営安定の問題は、それがつまりは市民が安心する除排雪対策と不離一体のものだと思います。業者は平均降雪量等に基づいた設計内容で請け負うこととなりますが、では設計変更はどのような場合に決定されるのでしょうか。例えば平均降雪量マイナス20パーセントによるいわゆる減額変更は、機械や相応の人工などの体制を常に確保していなければならない。つまり雪が少ないからといって体制の縮小が許されない業者には、大変な痛手になるものであります。こうした設計変更の在り方は、市民の冬の暮らしを守る上からもぜひ検討すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

質問のもう一つは、教育行政、教育委員会の閉鎖性についてであります。「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」。教育基本法の前文であります。新しい憲法の下で戦前の教育の反省の上に立ち、教育の目的、教育方針、教育行政の在り方につき、その基本を確立したのは1947年のことでありました。公教育は本来直接国民・住民に責任を負って行われるものでありますが、果たして保護者や教育関係者、地域から信頼され、民主的に開かれたものになっているのかどうか。教育行政も、また本来その主体は国民に置くべきものでありますが、こうした点に立って、以下教育委員長に質問をいたします。

教育基本法は、今日なお明文上はいささかも改悪されていません。憲法を基本として成り立っているからであります。しかし、我が国の教育行政は、この基本法の下でも1956年を境に大きく変化したと言われております。そこでまず、1948年に教育委員会法が制定されますが、それ以後の教育委員会の沿革について、中でも今触れた56年以後の変化について触れながら、概括的に述べてください。

公選制教育委員会制度を定めた教育委員会法は56年に廃止されます。そして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法が制定されました。このとき、教育三法をめぐり国会に500人も警官が導入される、こうした異常事態が引き起こされたわけであります。その地教行法が挙げている教育委員会の職務権限は何か。主なものを挙げ、事務の内容についてお示してください。

教育行政を問題にする場合、なぜ教師や父母が教育行政に参加する必要があるのか。この点を理解することは特に大切であります。二つの点で興味深い文章を紹介いたします。一つは準公選制を行っていた東京都中野区のものであります。住民みずからの選択によって区民投票を実施し、教育問題への地域的取組を可能とする基盤がつくれ、教育改革への実質的の第一歩が踏み出された。そして、その歩みは教育委員会自身の变化から、やがて学校、中野の教育などへと広がっていくことであろう。それには教育委員会、区当局、学校、家庭、地域社会のそれぞれが当事者の一員として連帯し、その責任を担う必要があるのではないだろうか。もう一つは、臨時教育審議会、臨教審第2次答申の一節であります。各教育委員会の対応を見ると、各地域の教育行政に責任を持つ合議制の執行機関としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠け、21世紀への展望と改革への意欲が不足していると言わざるをえないような教育委員会が少なくない。この二つの文章に対する教育委員長の見解をぜひお聞かせください。

同時に、教師の教育権、父母の教育権とはいったい何か。具体的に言えば、父母や教師が教育行政や学校運営に参加する権利だと私は思うのですが、あわせて見解をお聞きます。

もともと戦後の教育行政改革は民主化、地方分権化、自主性の確保というように、権力や一般行政からの独立を柱に取り組みされてきたものであります。つまり、当時の教育委員会法第1条が、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚の下に、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行う、このように宣言したのもそのためであります。この間、特に本市においては、小学校の適正配置計画をめぐって、市教育委員会の在り方で看過することができない問題が持ち上がっています。学校の設置、廃止、統廃合問題は、すぐれて教育委員会の職務権限であります。その第1に掲げられている事項であります。にもかかわらず、市教育委員会の定例会審議ではことごとく秘密会事案とされ、市民・父母・関係者が排除されてきました。この秘密会を発議してきたのは、だれあれ教育委員長であります。こうした扱いについて、あなたは何一つ、どの場面でも疑問を持たれたことはないのでしょうか。率直なご意見をお聞かせください。

さらに具体的事項で伺います。まず第1に、平成16年以降の定例会、臨時会の委員会において秘密会議案とされたもの及びその理由について伺います。

第2に、その根拠にしたと思われる教育委員会会議規則は、昨年12月、第12回教育委員会の定例会で一部が改正されています。その改正内容を新旧対比において説明してください。

第3は、改正される前の旧第18条は、「傍聴は決議により秘密会としたときはできない」とあります。これ自体驚くべきものですが、実は傍聴できない事項についての内規がありました。その内容はいったい何か。これほど重大なことを、いわば内々の決まりである内規に任せている。このことは二度びっくりであります。ここに根拠を求めることは法からの甚だしい逸脱、つまりこの会議規則旧第18条は法律違反以外の何物でもないと思うのですが、いかがでしょうか。

第4は、昨年8月25日及び10月28日に開催されている教育委員協議会とはいったい何か。ここで協議された事項及びその協議事項が、教育委員会の行ったものとして法律的にも効果を持つものかどうかお答えください。

第5、教育委員会を除いて地方自治法上設置されている委員会があります。これら委員会において会議規則等で秘密会条項を持つものがほかにあるかどうか。

最後は、中学校適正配置計画においての扱いであります。中学校適配において秘密会を一度も行っていない。今回の小学校適配計画との違いは何か、わかるようにお答えください。

以上であります。再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 古沢議員のご質問にお答えいたします。

初めに、冬の暮らしと除排雪問題について、何点かご質問がありました。まず、21世紀プランの中間点検であります。冬あったかプログラムの除排雪の課題としましては、市民ニーズの多様化に対する対応や高齢化の進展に伴う新たな対応などが挙げられており、今後の方針といたしましては効率的な除排雪に心がけ、段差解消や砂散布による歩道を含めた路面管理の徹底を図るなど除排雪体制を強化し、快適な冬の暮らしの確保に努めることとしております。

次に、今年の降雪・積雪状況であります。今年の冬は低い気温の中で連日降雪が続いたこと、また日照時間が少ないといった特徴が挙げられます。3月1日のデータで見ますと降雪量446センチ、積雪深149センチとなっており、降雪量の割に積雪深が高い状況にあります。隣接の札幌市は、3月1日現在で降雪量515センチ、積雪深が113センチメートルであり、降雪、積雪とも多い状況であると伺っております。また、余市町は降雪量が557センチであり、積雪深は164センチとなっておりますが、2月23日に過去最高の173センチを記録したと聞いております。

次に、緊急対策でありますけれども、私も1月の降雪状況を踏まえて緊急の対策を講じる必要があると判断し、迅速な作業実施を指示したところであります。緊急対策として行った主な内容につきましては、まず幹線道路や生活路線の道路状況をパトロールにより把握した上で、前倒しして排雪作業を実施すること。また、通学路や病院などの公共施設に通じる道路の歩行空間の確保に努めること。さらに、車両の視界確保や歩行者の安全確保を目的に、バス停や交差点の雪山処理にも注意を払うことなどであります。また、貸出しダンプの申込みの多さに対応するため、運送組合との協議の上、必要ダンプ台数を確保するとともに作業実施日を延長し、市民ニーズにこたえてきたところであります。

このように迅速な除排雪に心がけてきたところでありますが、まだまだ多様化、高質化する除排雪の要望にじゅうぶんこたえられる状況にはありません。今年のように豪雪と言えるような気象状況では、限りある予算の中でよりいっそう効率的な除排雪体制の構築と市民の皆さんの協力が必要不可欠であると、改めて認識しているところであります。

次に、要望・苦情の受理件数と内容でありますけれども、2月末現在の総件数は1,300件に達しています。その主な内容につきましては、除排雪要望950件、置き雪苦情120件、砂の補充や砂まき依頼が約60件などであり、積雪が多いことから例年に比べ除排雪要望が多くなっております。

次に、車両体制でありますけれども、石狩湾新港地域と臨港道路などを除いて各ステーションごとに申し上げますと、第1ステーション、北地区でありますけれども、延長が155.6キロメートルで26台、第2ステーション、中央地区ですが、127.3キロメートルで32台、第3ステーション、桜・朝里地区でございますけれども、103.6キロメートルで15台、第4ステーション、銭函地区ですが、70.4キロメートルで12台となっております。また、国道につきましては、計画除雪延長が約54キロメートルに対して41台の車両体制であり、道道は48キロメートルに対し28台、札幌自動車道は約25キロメートルに対して9台の体制となっております。

次に、予算の執行状況であります。2月末現在で、当初予算額が9億6,080万円のうち約94パーセントの

約9億円を執行済みで、委託業務の運搬排雪量は約50万立方メートルに達しております。

次に、除排雪に対する市民への周知であります。例年11月には、市内8会場で町内会から除排雪についての意見・要望を伺う除排雪懇談会を開催し、12月上旬には、国・道・札幌道の各道路管理者のほか小樽警察署、気象庁の参加の下、各町内会長に対し除排雪計画説明会を開催しております。また、広報おたる12月号で除排雪計画の特集を組み、市民に計画内容を周知するとともに、除排雪にかかわるさまざまなお願いをしているところであります。なお、排雪実施に伴う事前の周知であります。過去の経験から、宅地からの大量の雪出しがあり、交通障害や作業効率の低下を招き排雪計画に影響を及ぼすことから、現段階では排雪日の周知は難しいものと考えております。

次に、業務委託の設計変更の考え方ですが、想定降雪量を20パーセント下回る場合は設計変更の対象になり、除雪の出動時間の実態を調査の上、契約に基づく出動基準に至らなければ減額するものであります。今後も同じ考えで行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育委員会委員長。

**教育委員会委員長(西條文雪)** 教育委員長を拝命しております西條と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、先週北野議員より私の出席要求がございましたけれども、事務局から私が聞きましたのが前日でありましたので、既に出張が入っておりまして出席することができませんでした。ここでおわびを申し上げたいと思います。

それでは、古沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず最初は、1948年に教育委員会法が制定され、それ以後教育委員会の沿革について、特に1950年以後の変化について概括的に述べよということですが、それ以前のことも若干触れながら説明をしたいと思います。

まず、戦後アメリカ教育使節団の報告などに基づきまして教育制度の抜本的な改革が進められており、その一環として教育委員会法が定められたわけでありまして。この法では教育行政を他の行政から独立させ、予算案や条例の原案などの議案を議会に提出する権限を持つ独立した機関として位置づけられ、教育委員の選任につきましては公選法が採用されました。

その後、社会情勢の変化に伴いまして教育委員会法の改正が必要となり、1956年といひますと昭和31年ですが、政治的中立性の確保と一般行政との調和の実現を目的として、教育委員会法にかえて地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法というものが制定されたわけでありまして。この法律では、教育委員の選任につきましては公選が廃止され、市長が議会の同意を得て任命することとなりました。また、教育長の任命に当たり適材を確保するため、文部大臣あるいは都道府県教育委員会の承認を必要とする任命承認制度が導入されておりましたが、平成7年には地方分権推進委員会が設置され、教育委員制度においても教育長の任命承認制度の改正が指摘され、その後中教審を経て、平成11年には地教行法が改正され、任命承認制度が廃止されました。このような改正を経て現在に至っております。

次に、地教行法第23条が列挙している教育委員会の職務の権限について主なものを挙げてくださいますことですが、その地教行法の第23条には、まず最初に教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。2番目に、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。3番目に教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること等々、これは19項目が示されております。また、その内容につきましては、校舎などの設置、管理に関する事務、財産の保存、利用などの事務、職員の身分全般にかかわる事務などがあります。

それから、中野区あるいは臨教審の答申をどう思うか、あるいはまた教師父母の教育権等についてのご質問がございました。中野区のものにつきましては、教育委員の選任について住民の意向を反映させるさまざまな試みをしてきたということ、また臨時教育審議会の一節につきましては、教育委員会の活性化に向け、その課題を示したものと考えております。

教育権につきましてはさまざまな教育権論があるようですけれども、私は親の教育権につきましては、自分の子どもの教育について、その人間的発達を保障するためのふさわしい教育を選択し、子どもにかわって要求する責任と義務を負うものととらえておりますし、教師の教育権とは、子どもの成長発達に深いかかわりを持つ教師が子どもないし親の信託を受けてその教育に当たる権限というふうにとらえております。ですから、教師や父母が教育行政や学校運営に参加する権利というものにつきましても、教師や父母が教育行政あるいは学校運営に参加するという場面は実際少なからずあるうかと思えます。例えば、教師は職員会議の場において学校運営に関する意見を述べたり、要望を表明することがあるでしょうし、父母が例えばPTA総会において同様の行動をとることもあると思えます。そして、それらが許容されるのは、教師や父母の教育の自由、思想・良心の自由、表現の自由などが保障されているからにほかならないからと思えます。しかし、教育行政や学校運営に参加する権利という言葉は一種独特の表現でありまして、これを親や教師の教育権と呼ぶことは普遍的ではないと私は思います。むしろそれらの権利という言葉も抽象的であり、このような表現を使用されることにより、逆に教育行政や学校運営の主体と責任の所在があいまいになりはしないかという危ぐさもあります。教師や父母が教育行政や学校運営に参加するという場面を見て、それらの適法性あるいは許容される根拠を説明するために教育権という概念を必要とするものではないと私は思います。先ほども申しましたように、教育の自由、思想・良心の自由、表現の自由ということに思いをいたせばじゅうぶんではなかるうかというふう思うわけでありまして。

教師や親が教育行政や学校運営に参加することを保障される特別な権利があるかと言われれば、平成16年から文科省が指定しています学校運営協議会などの試みは進められているわけでありましてけれども、そのような特別な権利・概念はないのではないかというふうには私は思っております。

それから、秘密会の根拠とされている教育委員会会議規則の一部改正、第18条及び第20条の新旧対比において説明してほしいというお話でございましたが、これにつきましては旧の方は「会議の傍聴」という題がついておりまして、第18条は「会議は、委員長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により、秘密会としたときは、この限りでない」というふうに書かれておりますが、新の方は「会議の公開」という題がついておりまして、第18条は「会議は公開とする。ただし次の各号いずれかに該当する事項の審議については、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と書いておりまして、(1)から(5)、それにつきましては、例えば公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項ですとか、あるいは任免・賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に係る事項等々5項目書いてございます。第20条につきましては、これまでの秘密会の議事の部分を公開しないこととした議事、これまでの秘密会という部分を非公開というふうに変更をしたものでございます。

済みません。ちょっと抜けておりました。「教育委員会秘密会とする旨発議したのは教育委員長であります。こうした扱いについて疑問を持たれたことはないのか、あるいは平成16年以降の定例・臨時の委員会において秘密会議案とされたもの及びその理由について」ということが抜けておりました。秘密会につきましては、教育委員会規則の第18条に基づいて、議会に対して報告するための政策形成過程であったことから発議し、皆さんにお諮りをして秘密会にしたものであります。

次に、平成16年以降の定例会あるいは臨時の委員会において秘密会議案としたものにつきましては、叙勲

候補者の推薦、人事異動、教科用図書選定委員会の答申、教科用図書の採択、職員の処分内申、小学校適正配置実施計画案、教育費予算案などがありまして、処罰、人事など公開することによって教育行政の公正、円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあるためのほか、教育事務に関する会議の議決を要する事項でありまして、秘密会としたものであります。

次に、教育委員会旧規則第18条が、傍聴は決議により秘密会としたときはできないとあり、傍聴できない事項についての内規があると。そのような内規は法から逸脱している、あるいは法律違反ではないかというようなお話でございましたけれども、この傍聴できないとした内規の内容でありますけれども、これは旧の方の内規は1から6までありまして、これについては任免、処分、職員の身分取扱い、その他の人事に関する事項、2番目に個人及び団体の顕彰に関する事項、3番目に訴訟又は不服申立てに関する事項、4番目、個人の権利を侵害するおそれのある事項、5番目、予算その他議会の議決を要する事項、6番目、その他教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがある事項ということで、新しく定めた第18条と若干文言は違うのですが、内容的には同じであるというふうに思っております。これらについては秘密会にするための基準として定めたものでありまして、これは地教行法の第13条第6項にもございますけれども、法律違反には当たらないものというふうに思っております。

それから、教育委員会定例会の審議終了後に開催をされている委員協議会とは何か、ここで協議された事項は何か及びその法的効果はあるかということでありまして、これは教育委員会が処理すべき事項について調査・研究を必要とする場合、あるいは勉強会的要素というものも強いわけでありまして、そのような場合に開催をするものであります。8月25日の委員協議会では小学校適正配置実施計画策定の考え方について報告を受け、継続の案件でもありましたので、今後の事務局の進め方について了承したものであります。10月28日におきましては、使用料改定にかかわる次回教育委員会定例会に諮るため事前に説明を受けたものであります。これ以外にも、例えば教育研究所の有効活用の問題あるいは教師のレベルアップの問題、「四六協定」について勉強をしたりとか、そういったことに活用しております。私としましては法的効果としての意味合いというものはよくわかりませんが、委員協議会は任意の会議であり、今後の適正配置の進め方として各委員が了承したものでありまして、一定の有効性はあるものと考えております。

最後に、市の補助機関で秘密会条項を持っているのはどこか、そして中学校の適正配置が秘密会でなかったのに小学校が秘密会にしたのはなぜかという質問ですが、市の執行機関で傍聴禁止規則がありますのは公平委員会というものがおります。

最後に、中学校の適正配置が秘密会でなかった理由についてでありますけれども、提案の内容は本来秘密会で審議すべきものでございましたけれども、当時は傍聴人がおりませんでしたために、あえて秘密会にはしなかったものであります。もし傍聴人がいれば秘密会の発議をし、同じように秘密会にて審議したものと思えます。以上であります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 21番、古沢勝則議員。

**21番(古沢勝則議員)** 雪の問題はなぜ降雪量が少ないかというなぞ解きが中心になりますが、これはちょっと時間がかかるので、明日の予算特別委員会になると思います。

それで、教育委員長に主に再質問をしたいと思えます。

まず、今回の議会は代表質問そして一般質問ということで、この後も質問に立たれる方も含めて14人の方が予定されていますが、その14名中通告文書を見ましたら、9名までが教育行政や教育委員会の在り方について質問をする。いわば今度の議会は教育議会と言ってもいいほどの特徴を持つ議会だと思っております。まず委員長は今度の議会に臨むに当たってどのように考えておられたか、これが一つです。

それから、中学校適正配置の問題ですが、結果として傍聴人がいなかったから淡々とやっただと。ちょっとお尋ねしますけれども、傍聴人が入ってきたら、途端にそれでは傍聴人を押し出して秘密会にするという運営を正常だと思うのですか。もう異常以外の何物でもないでしょう。だから、中学校の適正配置のときには秘密会にしないで公開でやっていたのです。そのときに、特別委員会にいろいろ報告は受けていますけれども、例えば12年2月24日といえば、教育部長はこう言っています。情報の提供の仕方、計画策定までの保護者との対話の仕方に原因があったと謙虚に受け止めて、今後このようなことがないように努めたいと言っていますし、それから12年8月の特別委員会では、この中学校適正配置に関連してこういう報告をしています。情報を提供し、保護者等に見えるようにするのだと。PTAの参加を求め、保護者と連携を密にしながら取り組んでいきたいのだと言っているのです。しかし、小学校適正配置になれば、肝心なところは秘密会にするし、何だかわけのわからない委員協議会でやるしという運営を教育委員会はやったわけです。この中学校適正配置のときに議会に報告していた立場が本当に活かされていたのかどうか、伺いたいと思います。

それから、先ほどの父母の教育権とのかかわりで委員長の見解を述べていただきましたが、さきの一般質問者の中でも出ておりました。本年の1月13日に発表されている中央教育審議会が地方分権時代における教育委員会の在り方について、この部会まとめを発表しています。その7でどう言っていますか。こう言っているのです。保護者、地域住民と教育委員会、学校との関係の改善、これが必要だという項を立てて、その1番目に保護者・地域住民の参画として、保護者・地域住民の意向の反映についてはこう言っています。学校の管理・運営や教育行政の参画を積極的に求めていくことが必要だと。さらに、政策立案のため、審議会や研究会を設置することも有効だと言っています。今回は公聴会を開いてほしいとかという陳情も出ておりますけれども、先ほどの委員長見解でいえば、こういうことに保護者やPTAや地域が参画できる、そういうものが広い意味での父母の教育権の中に含まれてくるのではないだろうか。そのことを教育委員会側がきちんと押さえておかなければいけない。そうでなければ教育委員会活性化なんていうのは考えられないよということを、中教審さえ言っているのではないですか。いかがですか。

次に、小学校適正配置の問題で幾つか聞きます。

15年12月の学校適正配置等調査特別委員会に報告がされました。中学校は2年間で実施したと。けれども、小学校は地域や保護者の意見を聞きながら、今後四、五年を目途に取り組みたいと。だから、説明会で父母の皆さんが、なぜ時間を短縮して急ぐのだと、自分たちの意見を聞いてくれないのだというふうに口をそろえるように言っているのではないですか。当然だと思うのです。4校に絞ったから、数を少なくしたから短期間でやれるなんていう、そういうものではないでしょう。そろばんをはじくようにいかないのが教育ではないですか。だから、この件についてどうなのかということをお伺いします。

16年9月の特別委員会、小学校の適正配置実施計画策定の考え方に基づいて手宮地区と中央、山手及び南小樽地区を中心に検討するというふうに、特別委員会に教育委員会は報告しています。この考え方です。先ほどの委員長のご答弁では、8月25日の委員協議会、任意の場で考え方を決めたというのです。建物に例えれば基礎の部分、土台の部分です。それを任意の場で、教育委員会でなくわざわざ定例の教育委員会を閉じて、あれは5分後ぐらいですから、同じ場所でしょう。委員協議会に看板を塗り替えてやった。それが考え方です。これに基づいてということで学校適正配置に計画案が策定されて、送ってこられたわけです。

このときに、一つはこの委員長がおっしゃったように任意だと。任意の委員協議会に出席していたのは、西條委員長と退任された城さんと石田教育長の3人です。16年第10回定例会で、ここです承した考え方に基づいて適正配置計画案が全委員一致です承されているのですが、そのときの全委員というのはだれですか。西條委員長に鈴木委員に高木委員に阿久津委員に菊教育長。任意の委員協議会で考え方、土台を了承したと。そして、第10回定例会でその土台の上に計画案を決めた。任意の委員協議会に参加していたのは、5人中

西條委員長ただ1人ではないですか。わずか1時間足らず、1時間余ぐらいで、しかもこのときには秘密会でこの計画案が決められると。こんなことが本来原則公開であるべき開かれる教育委員会としてはあってはならないことだと。そういう経過の中で策定された計画案というのは、白紙撤回あるいは見直しあるいは実施延期、そういった方向で処理されるべきだというのが私の再質問、この点でお聞きしたい点です。

実は、この委員協議会に関連していえば、もう昨年暮れの特別委員会でいろいろやりとりがありましたね。だから、教育長もご存じの点ですけれども、教育部長はそのときに、任意の協議の場だが8月の段階では正式な場として認識しているというふうにお答えしているのです。なぜ8月の段階では正式な場だったのですか。これはよくわかりませんが、そして重要な施策案件を継続的に審議する必要、傍聴者の関係など総合的に勘案して協議会を設けるといふうちに、委員協議会といえはこういう場合に設けるのだといふうちに答弁されているのです。総務管理課長はこう言っています。そのときに傍聴者はたぶんいなかったと、こういうふうにお答えになっているのです。傍聴者もない定例委員会を委員協議会に看板をかけ替えてやる必要はなかったのだけれども、実は重要施策案件だから、これはやはり秘密でやると、秘密会にするというふうに形をかえて委員協議会でやったということを行っているにすぎないのではないかというふうに思うのですが、これはどうでしょうか。

あと委員長の答弁では、18条の新旧の問題です。委員長のご答弁をいただいたからはっきりしたのですが、会議規則の旧第18条は秘密会とすることができるという規定だけがあって、どういう場合に秘密会にするかという規定は何もありません。それが実は内規にあったと。内々の取決めにあったと。それを実はいろいろ問題があっただけではないから、一部改正しましたというふうにして新18条ができた。新18条といったらいったい何かと。内々にあった内規とうり二つのものがすぼっと置かされただけ。今度は会議規則上、今までこうした適正配置問題を秘密会にしてやってきたことを、公の場で堂々と秘密会としてやれるというふうにしゅみを仕立てただけの話、そうなりませんか。わかりやすく言えば、今まで隠し子だったのを今度認知したということです。全くうり二つのものが、改正しましたというふうにして載ったのです。こんなやり方、父母が知ったら本当に怒ってしまうのではないですか。

それで、西條委員長、再質問の最後に、あなたの選択肢の中に、こういうことの経過を受けて、先ほど言いました白紙撤回、見直し、再検討あるいは時間をかけて実施時期の延期、こういったものは一切ないのでしょうか、それもお尋ねしておきます。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育委員会委員長。

**教育委員会委員長（西條文雪）** 質問がかなり多かったので、どのようにお答えしたらいいか、ちょっと漏れているものがかなりあるうかと思えますけれども、中学校の適正配置のときになぜ秘密会にしなかったのかと、途中でもし傍聴者が入ってきたら秘密会にしたのかということがございましたけれども、それはちょっと言い方が幼稚ではあるのですが、傍聴があるということは事前に事務局の方に問い合わせがあると私は思いますので、その時点で連絡が入れば、その秘密会にふさわしい条項が来たときに発議をしたのだらうと私は思います。

あと地域住民と開かれた教育委員会の関係というのは、私は全然反対する何物もございません。ただ、参加する権利というお話がございましたが、それについては私が申し上げたとおりですけれども、いろいろな形でのコミュニケーションをとれる場というものがたくさんあるうかと思えますし、先ほどは申しませんでしたけれども、学校評議委員会、これは校長先生が諮問するもので、内容的にいろいろなことを議論するという性質のものとはちょっとかけ離れているかもしれないけれども、いろいろな形で地域住民の方と意見

交換をするということは可能だと思いますし、それについて反対する何物もございません。

小学校適正配置、これは前にもたぶん議論されていたのだらうと思いますが、四、五年かけてやると言ったのがなぜ18年4月なのかということですが、これは内容的にどうか、適正配置はやはり教育委員会としては必要なものであると。ですから、学校や地域の方々、父母の方々と話し合いをし、その了承が得られて、お互いに理解し合える段階でスムーズに移行するという前提があれば、適正配置はなるべく早くやった方が子どもたちのためにはいいという考え方が、たぶんその当時教育長にもあったのだと私は思いますし、私もそう思います。ですから、そういう条件が整うのであれば、できるだけ早い時期にそれを進めていきたい。そのための準備期間というものももちろんありまじょうし、延ばすということも選択肢の中ではあるかもしれませんが、私どもは18年4月にできるだけ早くやるのが子どもたちにとっていいことであるという信念に基づいて、今、この計画を提案しているということだらうと思います。

秘密会の内規の部分、新の方はただ同じことを言っているだけではないかというお話ですが、それはそのとおりであります。内規という形でしていたのを一応表に出して、もっと明確に示したということで、基本的な中身については全く変わっておりません。

白紙撤回等々については、私どもはこれがいいと思って提案をしておりますので、いろいろなご意見をお聞きして、これから進めていきたいと思っております。議員の方々のいろいろなご意見もあろうかと思っておりますので、慎重に進めていきたいというふうに思っております。

抜けているものもあると思っておりますので、教育長の方にまた補足説明していただきたいと思っております。

**議長（中畑恒雄）** 教育長、答弁で抜けているものがあって、教育長が答弁できるものがあるのですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 謙）** 1月13日の中教審のことについて触れまして、あの理念につきましては、私どももじゅうぶん先ほどの議会でも答弁してございますが、尊重して、変えられるものは変えていきたいというふうに考えてございまして、この秋に正式にまとめが出るものですので、それを踏まえて経緯をということで押さえてございまして、ご了解いただければと思っております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 21番、古沢勝則議員。

**21番（古沢勝則議員）** 一つ、秘密会の問題です。これは例外中の例外としての扱いですから、議会の運営や会議の運営について、地方自治法できちんとそういう立場を鮮明にしていますから、ですから例外中の例外ですから、秘密会にするということについては具体的に列挙をするだけです。地教行法でも、地方自治法でも列挙をするわけですから、人事案件、その他の案件、事案というふうに言ったり、1、何々、2、何々というふうに具体的に列挙する。あなた方の理解は、列挙した最後にその他に、最後の項でどうとでもとれる。要するに発議して秘密会だというふうに決議すれば秘密会にできるという条項を、ちゃっかりとそのまま載せているのです。だから、もともとそういう秘密会事項に当たらないではないかと。参考までに聞きますが、道教委の公立高等学校の適正配置計画、秘密会でやっていますか。これが一つです。

それから、委員協議会です。委員長は任意の場だというふうに言いました。私流に言えば、お茶懇の場です。お茶懇の場でどうするかと。今度の実施計画案を策定するに当たってこういこうじゃないかと。よし、それでいいよと手を打ったと。言ってみればそういうたぐいのもです。そこに参加していなかった4人の教育委員の方にあたかもきちんとした手続を踏んだかのようにして報告をして、実施計画案了承を取りつけたというのが、この事の次第ではないですか。砂上の楼閣と言ったらいいのですか、もともと本来のなきちんとした材料、規格に合うものを使ってきちんとした基礎を組んでいないのですから。とんでもない実施計

画案ですから、それだけ考えてもこれは再検討を要すると。当然、選択肢に入れてください。

委員長、この点聞きます。だから、10月28日に開かれた委員協議会、この実施計画案を秘密会で決めた後、改めて場を移して委員協議会をやるのですが、施設使用料の改定についての報告を受けるのです。委員長は、それでどう言っていますか。このような件については定例会の中で報告されるべきものではないかと、そういうふうに意見を表明したというふうになっていますよね。なぜこんな場でこういう話をするのかというのを疑問を感じたのではないですか。もともと委員長の理解の中には、委員協議会に対するそういう疑問というのがあったのではないかと、改めて聞きます。

もう一度聞きますが、この二、三年の間でも、長崎市の場合でも、それから青森市の場合でも、いったん計画案を策定しながら説明会や父母の意見を聞く会などをやった経緯の中で、白紙撤回をしたり、延期したりしているという例が幾つも出ているわけです。ですから、こういう経過の中で改めて聞きますけれども、白紙撤回も、見直しも、再検討も、例えば実施の時期を先に延ばす、延期をするということも、その点については委員長の選択肢には全くないのかどうか。最後にそれを聞いておきます。

**議長（中畑恒雄）** 今、再々質問は三つだと思いますけれども、教育委員長よろしいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育委員会委員長。

**教育委員会委員長（西條文雪）** まず一つは、秘密会につきましては、私個人的には公開でということは、基本的にはそういうふうになりたいと思っております。ですから、それが基本ではありますけれども、やはり公開ということになると、だれでも傍聴できるということでありまして、例えば新聞記者の方もいらっしゃるでしょうし、いろいろな方がいらっちゃって、それが個人のプライバシーだとかいろいろなことに支障を来すというようなものについては秘密会にしたということだと思います。ただ、適正配置というものに関してちょっと敏感になっているのも事実ではありますけれども、すべてが秘密会にしなければいけないかというと、内容的にはこれから吟味しまして、できるものについては公開をしていきたいというふうに考えております。

協議会につきましては、これはお茶懇と言われればお茶懇であるかもしれませんが、先ほども言いましたようにプロセスを踏んでいる段階で、その途中経過としての報告を受けたということで、内容的には順序立てて事務局の方でやっていて、そして最終10月の時点で正式に決定をしたということでもありますので、これについては私どもはそれでいいのではないかとというふうに思っております。

10月28日の使用料改定につきましては、これは次回の委員会に諮るということで資料として渡されたものでありますので、その点は軽く受け止めておりました。その白紙撤回うんぬんにつきましては、これからいろいろな方とお話をして、100パーセントというか、今の時点ではまだ決定もしておりませんし、皆さんの意見を聞いている段階ですので、絶対だめかと言われれば、それは可能性としてはあるとは思いますが、皆さん方の意見を聞いて、これから慎重に判断をしていきたいということでございます。

**議長（中畑恒雄）** 古沢議員の一般質問を終結いたします。

教育委員長、ご苦労さまでした。どうぞお引き取り願ってけっこうです。

（教育委員会委員長退場）

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**29番（斉藤陽一良議員）** 平成17年第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、昨年12月26日、インドネシア・スマトラ島西沖のインド洋で発生したスマトラ島沖大地震に伴うイ

インド洋大津波は、発生から2か月を経た2月25日現在、死者・行方不明者数はインドネシアだけで24万3,782人、被災各国の死者・行方不明者、その総数は31万2,231人に上り、外務省の発表によると、邦人の犠牲者は2月23日現在で死亡29名、消息不明者16名となっています。不幸にして犠牲となられた多くの方々に対し、心からごめい福をお祈りするとともに、被災地の復興支援のための官民手を携えた協力体制の構築を切に望むものであります。

今回の災害を教訓として、市域に長い海岸線を有する本市として、津波襲来時の避難場所や避難経路は、一般の火災や水害とは別に、海岸線を避けて最短距離で安全な高台に向かう必要があると考えますが、本市全体でそのような避難方法の周知はじゅうぶんになされているのでしょうか。

また、避難完了までの所要時間などの確認、高齢の方、障害のある方などへの介助体制の点検、さらに消防署所、警察、学校、消防団、町内会などが協力して行う地域防災訓練の実施など、これまでも指摘されていながらなかなか現実には進んでいない地域防災体制の強化をいま一步進める契機とすべきではないでしょうか。

さらに本市では、42の小中学校とサービスセンターなど57か所を避難所、一時避難場所として指定しております。冬期間の災害でそれらに避難した場合、一定期間屋外で、あるいは屋内であっても停電等によって暖房が使えない場合の緊急暖房用ストーブ及び燃料等の備蓄は、又は調達体制はどのようになっているかお示してください。

また、それらの施設で避難者を収容しきれない場合、緊急に市内の公園を利用することもじゅうぶん考えられますが、その際トイレが必要になります。市内の公園でトイレのあるところ、ないところの割合をお示してください。また、トイレを有している公園について、冬期間避難場所としての使用は可能なのか、トイレはどのような管理になっているのか、使用可能かどうかなどについてもお示してください。

次に、発達障害児支援センター又は発達障害者支援センターの必要性と本市における開設の展望について、お伺いいたします。

昨年12月公明党などの推進によって発達障害者支援法が成立し、本年4月1日から施行されます。この法律は高機能自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、アスペルガー症候群など脳機能の障害によるもので、症状が低年齢で発現する発達障害への支援策として、早期発見に関しては1歳6か月児健診、3歳児健診、就学時の各健診で早期発見にじゅうぶん留意しなければならないとし、保護者に対して相談、助言などを行うよう市町村に求めています。本市における発達障害児又は発達障害者の総数、年齢別内訳、障害別内訳など把握されている限りでお示してください。

また、同法は、保育、教育、就労、地域生活など成長段階に応じてきめ細かな対策が行われるよう支援体制の整備を定めたほか、障害による権利侵害を起ささないようにすることを明記しています。実際には、発達障害者は人口の5パーセント以上とされる頻度の高い障害であるにもかかわらず、発見が遅れ、不登校や引きこもりといった2次障害を引き起こすケースも多く、知的障害を伴わない場合は障害とさえ認定されず、必要な支援が遅れており、今回の法制定は画期的なものと言えます。しかし、理念法と言われるように、盛り込まれた理念を具体的に現実化する不断の政策的肉づけが行われぬ限り、せっかくの理念が画べいに帰する危険を常に持っています。具体的には、国は都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市町村の役割が極めて重要であり、支援のためのネットワークづくりが求められていると考えます。

本市では昨年、福祉部所管のこども発達支援センターが小樽市幼児ことばの教室を分室として併設する形で、事実上部分的にはあっても、発達支援にかかわる相談などに先駆的に取り組まれてきておられることを高く評価するものであります。しかし、発達障害を確定診断できる小児科、小児精神科の専門医は全

国で200人程度と言われるように、専門的な支援機能をじゅうぶんに発揮するためには、医師、臨床心理士、言語聴覚士、音楽療法士などといった専門家と、教師、保育士、さらに教育や福祉にかかわる行政とが緊密なネットワークを組む必要があります。

去る1月14日、マリナーホールで行われた特別支援教育を巡る学習会でも、通級指導教室の担当の先生、通常学級の先生、障害を持つ児童の保護者など、現場の悩みや改善の方途について、活発な意見交換が行われました。それらの問題解決の糸口を開くためには、国が都道府県単位に設置を促すとしている発達障害者支援センターを本市に誘致することが一番の早道であると考えます。それにより、児童に発達障害の疑いがあるときには、早期に医学的・心理学的判定を受けられるようになり、発達障害を持つ児童は、早期の発達支援を受けることができるようになります。LD児を持つ親の会として、早くから取組を進めている小樽LD親の会「ぼてとの会」の活動があり、また市として先駆的な取組を始めている本市として、道央圏のセンター的な機能を持つ施設を本市に設置する意義は、地域としても非常に大きいと考えます。現在、道内では、唯一函館市の北海道自閉症・発達障害支援センター「あおいそら」が国庫補助事業として、社会福祉法人侑愛会が道から委託を受ける形で、2002年4月に開設されているのみの状態です。北海道全体をカバーするためには、最低3か所は必要という意見もあり、道央圏にセンターを設置することは何ら不自然ではなく、むしろ時宜を得た判断と言えると考えます。市長のご見解をお伺いいたします。

これに関連して、お伺いをいたしますが、平成19年度オープンを目指し、昨年9月着工された札幌市手稲区の小児総合医療統合施設への統合移転が決まっている本市銭函の北海道立小児総合保健センターの跡利用について、どのような検討が行われているのか、お知らせください。

統合移転を認めるかどうかの道との話し合いにおいては、跡利用については公共的な施設、できれば道立の施設として活用されることが期待されていたと記憶しますが、この跡利用として前述の必要性を踏まえて、本市の伝統あるいずれかの社会福祉法人が委託を受ける形での発達障害支援センターの開設を道に対して強く働きかけるべきと考えますが、市長のご見解をお聞かせください。

次に、本市における観光資源としての文化について伺います。

本市観光の目玉商品としては、従来から大ざっぱな表現ながら、運河、すし、ガラスと言われてきました。そのほか、オルゴール、また光、音、香りなど、繊細な感覚に訴える新たな目玉商品の発見、開発が試みられています。これらは、いずれも歴史的な景観、味覚、伝統的な工芸技術など、広い意味での文化性を色濃く帯びた観光資源といえます。本市観光が、一つの踊り場状態に差しかかっている今、新たな飛躍を目指して、観光資源という観点から本市の文化について見詰め直す必要があると考えます。国際的な競争にさらされるこれからの北海道観光全体の課題として、付加価値の高い観光対象を創造することが挙げられています。そのためには、従来の北海道観光の自然依存型から脱皮し、自然を活用した多様な楽しみを提供できる観光地として、文化性、娯楽性を備えた多様なレクリエーション機能を持つことが不可欠とされております。

本市の場合、自然依存型ではないにしても、歴史的な景観あるいは新鮮な水産物といった素材依存型に陥ってはいないでしょうか。より掘り下げた文化性、より豊かな娯楽性を発見し、創造する努力が求められていると思います。榎本武揚、永倉新八といった維新ゆかりの人々、石川啄木、伊藤整、小林多喜二など、歌人、小説家。三浦鮮治、中村善策、国松登、宮川魏、金子誠治など、多くの画家、版画家。また本市の歴史を築いた財界人と、これら芸術家との交流、支援の関係など、掘り下げれば掘り下げるほど興味深い郷土小樽の文化の歴史が見つけれられると思います。例えば、これらのいずれかのエピソードを基に、劇やミュージカルの公演、文学館や美術館、博物館での企画展、図書館では朗読の会や書籍展、民間の観光施設とも提携した企画も加えて、全市的な規模でテーマを持った取組を考えていってはいかがでしょうか。

また、小樽の伝統的な無形民俗文化財である松前神楽、高島越後盆踊りの行事、忍路鯨漁の行事など、

市民全体の取組としてより積極的に保存・伝承に努めるとともに、観光のお客様にも見ていただける場を増やすようにすれば、小樽観光により深い文化性と感動を呼べるのではないのでしょうか。

観光に訪れたお客様に楽しんでいただくためには、まず市民一人一人が学び、誇りに思い、そして楽しめる郷土小樽の文化が存在しなければなりません。その意味でも、小樽観光をもう一步国際性豊かなものにするためにも、一見う遠ながら、小・中・高校など学校での教育も含めて、市民が楽しみながら学ぶ場の充実が急務であると考えます。ちなみに、文部科学省では観光に資する施策として、次世代を担う子どもたちに対して、土・日曜日などに学校、文化施設等を拠点とし、伝統音楽、郷土芸能など計画的・継続的に体験できる機会を提供する伝統文化こども教室事業に平成16年度13億600万円の予算を計上しております。17年度もさらに増額される可能性が強いと伺っております。観光の視点も取り入れた生涯学習プログラムのいっそうの充実について、教育長のご所見を求めます。

ここで具体的な二つの提案があります。

一つは、文学館、美術館、博物館のミュージアムショップの充実であります。今やミュージアムショップは、単なる博物館の売店ではありません。関係の書籍、工芸品、オリジナルグッズの販売などは、館としての教育普及、情報発信の一環であり、現状は他都市から訪れる観光のお客様にとっては、まことに物足りないと言わざるをえません。早急な充実を求めます。

二つ目は、市民会館、マリンホールなどに貸し館のみでなく、館独自の事業を企画する機能をより強化すべきではないかという点であります。市内の文化団体などと連携して、演劇、音楽、伝統芸能などの公演を活発に行い、市民と同時に観光で訪れた方々にも楽しんでいただけるよう情報発信をする。もう一步進んでそのような公演に他都市からそれを目当てにわざわざ来ていただける、そういう文化観光都市の姿を一日も早く実現すべきと考えますが、ご見解を伺います。

この項の最後に、このような文化と観光といった密接に関係する問題については、経済部、教育委員会、市民部といった関係所管部が総務部の企画政策室などを中心に緊密な連絡を取り合って、総合的・全市的なテーマで企画を練り上げていくシステムが必要になると考えますが、この点についてもご見解をお示ください。

最後に、本市の蘭島川、勝納川、朝里川が選定されて3年余りがたつ子どもの水辺再発見プロジェクトの推進状況についてお伺いをいたします。

まず、ハード面の整備について平成13年度一応の河川整備が完了した蘭島川を除く勝納川、朝里川について、整備の内容、進ちょく状況、今後の計画、スケジュール等をお知らせください。

流域に工業地域や住宅地を抱え、さらに河口部は港湾地区である勝納川と流域河畔に比較的自然が多く残っている朝里川とでは、整備の内容自体が違うことは当然であり、また違わなければおかしいわけですが、それぞれの地域の特性を生かした河川の利用、活用の方向性とハードの整備の内容とが整合性を持っていないと考えますが、市長のご見解をまず伺います。

そのためには、河川の利用・活用の方向性に基づいた地域の要望、ニーズが河川整備の事業主体である河川管理者にじゅうぶんに伝わるしくみが必要であります。その必要から、河川整備を担当する国土交通省や北海道では、水辺の楽校プロジェクトとして登録市町村制度をつくり、地域のNPOやボランティア団体が協力して、行政と一体となって推進協議会を構成し、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目指すとしています。しかし、これはあくまでもハード整備の体制であります。勝納川、朝里川の場合、これはどのような体制で行われているのでしょうか、お示ください。

次に、整備された河川の利用・活用を促進する本来の子どもの水辺再発見プロジェクトの方ではありますが、ハード整備の段階で一定の見通しを持って要望していたものが、そのとおりに実現されていれば一番申し分

ないわけですが、多少違っているという場合もあるはずで、整備終了後あるいは子どもの水辺選定後の新たな自然体験、環境学習などのメニューの充実こそが求められていると考えます。この段階では、子どもの水辺協議会は役割を終えた形でおたる子どもプラン協議会が中心となって企画運営に当たっておられるものと思います。この協議会の構成と開催時期、回数などをお示しください。

最初の自然体験の試みとして、平成13年に行われた「2001蘭島川水辺の楽校」以来の実績をお示しください。また、今後の計画などがございましたら、お聞かせください。

国や財団法人河川環境管理財団子どもの水辺サポートセンターなどは、機材の貸出しや環境教育教材の紹介、事例研究、人材派遣、講習などを積極的に行っていると伺っています。一例として、国土交通省河川局、環境省水環境部などが推進している全国水生生物調査は、河川に生息する水生生物を指標とした簡易水質調査法の解説パンフレットの配布や調査道具の貸出しなどを行っており、本市においても、蘭島川、勝納川、朝里川など、各河川共通して活用できるのではないのでしょうか。ご見解をお示しください。

また、体験学習などの企画や実施に当たる人材の確保や育成については、現在どのような方法がとられているのか、その問題点と改善の方策についてもお考えをお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な答弁を求めます。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 斉藤陽一良議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、津波襲来時の避難方法の周知であります。本市では北海道南西沖地震を教訓として、平成6年度から海岸線の津波・高潮警戒地区におきまして、順次、町会や自主防災組織の皆さんと協力の下、津波避難訓練を実施してまいりました。その中で避難場所や避難経路についても周知しているところであります。

次に、海岸地区の地域防災体制の強化であります。市内の津波・高潮警戒区域は5地区あり、これまで各地区での避難訓練につきましては、銭函海岸地区が4回、祝津・高島海岸地区2回、その他の地区は各1回となっております。津波の場合は迅速な避難が重要ですが、ひとり暮らしや夫婦2人だけの高齢者の方々が災害時に逃げ遅れて被害に遭われるケースが多くなるなど、災害弱者の方々の避難についての対策が重要な課題となっております。今後、避難訓練の計画策定の際には、近所の方々の介助の下に、自立避難が困難な方も含めた訓練の実施や、避難に要する時間の短縮のため避難経路を検証するなど、より実践的な内容を取り入れていく必要があると考えておりますし、実効性のあるものとするためには、定期的な訓練の実施が必要であると考えております。また、そのためには地域の自主防災組織の役割がたいへん重要となってまいりますので、町会や自治会への働きかけも強めてまいりたいと考えております。

次に、冬期間の災害に備えたストーブ等の備蓄であります。市の避難所にはそれらについて備蓄しておりませんので、市内から調達することになります。なお、市内のみで調達できない場合につきましては、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、北海道や他の市町村から提供、あっせんを受けることとなります。

次に、緊急避難場所としての公園利用とトイレであります。現在、市内には91の都市公園があり、そのうち65の公園にトイレを設置しております。また、冬期間につきましては、基本的には公園のトイレは閉鎖しておりますが、かもめが丘公園と小樽公園のトイレのみは開設しております。なお、冬期間に災害時の緊急避難場所として公園を利用することにつきましては、積雪やトイレの使用など課題も多くあり、現状とし

では難しいものと考えております。

次に、発達障害児・障害者支援センターに関連してご質問がございましたが、最初に発達障害児・障害者の総数、年齢別内訳等についてであります。市内小中学校やこども発達支援センターなどの療育施設で指導を受けている子どもの中に、医療機関からアスペルガーや注意欠陥多動性障害の診断を受けている方がおります。しかし、現状におきましては、発達障害の統一的な認定基準が示されておらず、全体として把握は行っておりません。ご指摘の発達障害者支援法第2条では、それぞれの障害の定義を政令で定めるとし、3月上旬に閣議決定があると聞いておりますので、それを見た上で市としての対応を考えてまいります。

次に、発達障害者支援センター誘致についてであります。道は渡島管内にあります自閉症・発達障害支援センターをはじめ、17年度に政令市の札幌とその他2か所のセンター開設を予定していると聞いております。発達障害者支援に関しては、国の17年度予算案では、都道府県を単位とする発達障害者支援連携協議会の設置など、体制整備の事業の予算が組まれており、市といたしましても、全道的な支援体制の在り方や今後のセンター設置の計画について注目をしてまいりたいと思います。

次に、北海道立小児総合保健センター跡利用でありますけれども、北海道では小児総合医療・療育センターの基本計画をまとめた後、平成14年5月に小樽市総合保健センターの跡利用に関する連絡会議を道庁内関係部局をメンバーとして設置をし、この間銭函小児センター移転後の同施設の活用方策について調査・検討を続けてきております。また、昨年5月には北海道からの呼びかけにより、本市も連絡会議に加わり、跡利用についての地元意向や地域の要望などを伝える機会をいただいております。同時に市といたしましても、小児センター跡利用関係課長会議を開き、移転予定の平成19年度以降の跡利用について検討するとともに、昨年10月と11月には銭函地域の町内会、婦人部、老人クラブの方々との懇談会を開催し、地域の皆様からも跡利用に対する多くのご意見を伺ったところであります。なお、現在、北海道では土地・建物の利用可否を含めた現施設の活用方策について調査・検討を行っており、市といたしましては、道の基本的な考え方も踏まえながら、次回開催予定の連絡会議に地域の意向や市としての考え方を示してまいりたいと思っております。ご提案のありました発達障害者支援センターの開設につきましては、地元要望の一つとして北海道にお伝えしたいと思っております。

次に、市民会館、市民センターの独自事業の企画でありますけれども、市民会館の利用促進策の一つとして、自主事業の開催は必要なことと考えております。現在、具体的に準備を進めているものとしては、平成17年度が市民センター開館10周年記念の年となっていることから、NHKとの共催で市民センターではNHK深夜便のラジオ公開録音と「おかあさんといっしょ」のぬいぐるみ人形劇の公開、市民会館では「爆笑オンエアバトル」のテレビ公開録画を予定しております。このほか、自主事業として、各関係機関、団体等の協力を得て、市内外を問わず参加を募る「故郷、小樽を唄う市民歌謡祭」を予定しておりますが、内容的には小樽をテーマとした曲を中心としたカラオケ大会であり、平成17年度の単年度開催だけではなく、できれば継続開催をし、歌を通して全道・全国に小樽をPRしていきたいと考えているところであります。また、これらの自主事業の開催、全国的な祭事の誘致も進めるほか、今後市内の文化団体等が今まで以上に両会館を積極的に活用していけるような支援策を推し進め、それら各種団体と共催をした自主事業を開催するなど、市内の文化芸術活動の発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光資源としての文化という観点で、総合的・全市的なテーマでの企画が必要ということですが、これまでも博物館、文学館、美術館などの特別展の開催に際しては、文化・芸術という観点に加え、観光都市小樽の資源という考え方の中から、市民のみならず多くの観光客の方々にも喜んでいただける企画をしてきております。先月開催されました雪あかりの路期間中の17日には、伊藤整生誕100周年記念事業として、ご長男の伊藤滋氏をお招きし、文学館において「雪明りの思い出」と題して講演を開催いたしました。

また、ただいま申し上げました来る4月24日には、市民会館において、市の事業としては初めてとなります「故郷、小樽を唄う市民歌謡祭」を、小樽にゆかりのある歌を、市民はもとより全国各地からの歌自慢を対象としたカラオケ大会を開催することにしております。いずれの事業も総務部企画政策室が中心となって、庁内関係各部との連携の下で進めてきておりますが、今後も内容に応じて横断的な取組の下、総合的・全市的、さらには全国的な規模での企画を目指してまいりたいと考えております。

次に、子どもの水辺について何点かご質問がありましたが、初めに勝納川と朝里川の整備内容等についてであります。両河川とも2級河川であり、北海道で整備をしております。勝納川は全体の計画延長が約4.5キロメートルで、平成12年度から工事に着手し、今年度までに奥沢中央橋から下流域の約1.5キロメートルを都市散策ゾーンとして護岸及び散策路の整備を進めてきており、全体延長に対する進捗率は、今年度までに約33パーセントになる見込みであります。また、平成17年度以降は、自然散策ゾーンとして奥沢中央橋から上流域にかけて約3キロメートルを、都市の安全性と憩いの場の確保に向けた整備が進められる予定であります。一方、朝里川は河口から朝里ダムまでの約5.3キロメートルのうち、整備計画延長約2.5キロメートルを親水活動エリアなど四つのエリアに分けて、朝里川環境整備事業として平成13年度から工事に着手しております。今までに護岸及び散策路が約1.3キロメートル施工済みとなる予定であり、整備計画延長に対する進捗率は約52パーセントになる見込みであります。また、平成17年度以降は、引き続き整備を実施していく予定と伺っております。

次に、河川の利用、活用の方向性とハード整備の整合性であります。従来の河川整備は治水機能優先の観点から、災害の防止や軽減が主な目的でありました。しかし、近年は環境、親水、景観など河川が本来有している多様な役割を生かしながら、特色ある地域づくりを推進していかなければならないと考えております。現在、整備を行っております勝納川につきましては、安全と景観に配慮した川づくりを、朝里川は四季を彩る川に集い、親しみの持てる河川空間づくりを基本方針とし、それぞれの地域特性を生かし、地域住民と連携を図りながら川づくりを行っております。

次に、勝納川、朝里川のハード整備に向けての地域の体制づくりであります。平成12年12月に小樽市、小樽土木現業所、小樽市教育委員会、学校関係者などで構成される小樽子どもの水辺協議会を設立し、登録申請に向け、市内の小学生や教師、保護者などを対象にアンケート調査の実施や現地調査などを行い、平成13年9月に蘭島川、勝納川、朝里川の3河川が子どもの水辺として登録されております。勝納川、朝里川の整備につきましては、関係町内会、関係団体、小樽市、小樽土木現業所などをメンバーとした検討会議により協議を重ね、整備方針に基づき事業を進めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光資源という観点から文化を見詰め直すことについてであります。小樽市には文化的遺産や豊かな郷土文化が数多くありますことから、これらを守り育てることや、広く市民や観光客に紹介し、理解いただく取組をする必要があろうかと思っております。これまで本市にゆかりのある作家や小樽ならではの文化をテーマとした特別展を開催してまいりましたが、今後、美術館、文学館、博物館などとも連携しながら、全市的な視野をテーマに入れ、観光資源としての観点から小樽の郷土文化と遺産を見詰め直し、市民にも、観光客にも、楽しみながら学び、喜んでもらえるような取組を探ってまいりたいと考えてございます。

次に、生涯学習プログラムの充実についてであります。小さいころから郷土の伝統的な文化などに興味・関心を持ち、それらを継承するとともに、誇りや喜びを感じる活動を大人が意図的につくっていくことが大切であります。そのため、各文化団体や観光関連の団体と連携を図りながら、現在、町内会や学校において

なされており、伝統文化の継承はもとより、先日新聞にも紹介されておりました小樽学講座のような内容も加味しながら、生涯学習の立場から中・長期的な学習プログラムを考えてまいりたいと思っております。

次に、ミュージアムショップについてであります。これまで博物館や文学館などにおいて、関係団体の方々から特別展や企画展の開催内容を紹介した図録や関連書籍、絵はがき、ミニ冊子、工芸品などオリジナルグッズを販売してまいりました。また、情報交流を行う場として喫茶コーナーも提供しておりますが、今後は友の会や協会などともじゅうぶんに協議しながら、情報発信の一助となる魅力ある施設づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、おたる子どもプラン協議会についてであります。国立オリンピック記念青少年総合センターからの補助を受けて事業を進めている協議会でございます。メンバーは教育・福祉及び青少年育成にかかわる関係団体が構成され、地域の方々の積極的な協力を得ながら、体験活動を通じた親と幼児が触れ合いを深めることを目的として進められております。なお、蘭島川水辺の楽校は毎年1回夏に実施しているとのことでございます。

次に、蘭島川水辺の楽校の実績についてであります。第1回目となる平成13年度は幼児4名、保護者4名の計8名が参加、平成14年度には河川増水のため中止になりましたが、平成15年度には幼児16名、保護者18名の計34名、平成16年には幼児14名、保護者12名の計26名が参加し、活動したと聞いております。親子が水辺で遊びながら、コミュニケーションを通して動植物など生命を大切にすることを育てる貴重な場であると考えております。今後、活動の様子や成果などをパンフレットやホームページで広く紹介し、多くの市民が参加するよう働きかけてまいります。

次に、子ども水辺サポートセンターについてであります。道内におきましては、平成16年設置の帯広市にある北海道エールセンターがその役割を担っております。しかしながら、蘭島川での活動については、NPO法人北海道自然文化教育促進会が指導に当たっております。現段階では、サポートセンターの人材派遣については、帯広にあるということでもまなりませんが、子どもたちの自然体験活動がさらに活発になるよう、幅広く関係者に働きかけてまいります。

最後に、指導者の育成と改善の方策についてでございます。子どもの水辺再発見プロジェクトは、幼児と親の水辺での体験が中心でありますことから、協議会運営のほかは、NPO法人北海道自然文化教育促進会に指導をゆだねている現状にあります。今後、北海道エールセンターと交流するなどしながら、指導者の要請や指導方法の在り方を学んでいくよう事務局として働きかけてまいりたいと考えております。

**議長（中畑恒雄）** 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 6番、大島護議員。

（6番 大島護議員登壇）（拍手）

**6番（大島 護議員）** 一般質問をいたします。

初めに、財政健全化計画と政策課題資料の配布についてであります。

標記につきましては、平成15年11月21日、事前に資料をいただき、内容について多岐にわたる説明を受けましたが、その主な項目は人件費の抑制、歳出の見直し、歳入の見直しなど6項目であります。そのうち平成16年度見直しの4項目、手数料、保育料、減免制度、入湯税など、平成17年度見直しの2項目であります。16年度の見直しについて、16年度で実施できなかった入湯税についてであります。現在どのような状況にあるのかお尋ねします。当然、関係者と協議されたことと思いますが、経緯・経過について具体的にお示しください。

次に、入湯税についてであります。平成17年第2回定例会以降、10月からの導入、減免廃止に向け、各温

泉施設と協議をしているとのことですが、関係する温泉施設はどのぐらいの数になり、影響金額をどの程度見込んでいるのですか。

また、10月からの導入と期限を切っておりますが、交渉相手のあることであり、行政が一方的に見切り発車をすることのないように、双方が納得のいくまでじゅうぶん協議を積み重ねていただきたいと思っておりますが、いかがですか。市長のご所見をお尋ねします。

次に、朝里川温泉についてであります。市が泉源を管理する朝里川温泉については、この2年間にわたり、レジオネラ属菌や加水といった泉質にかかわる問題が取りざたされておりましたが、現在の朝里川温泉街における入込み客の状況は、どのようになっているのかお尋ねします。

また、市が温泉供給を行う施設の中で、朝里川温泉組合に加入していないところがあるやにお聞きします。組合に加入していない施設数をお答えください。

業者間における利害関係はあると思いますが、朝里温泉街の地域発展のためには、これらの関係者の協議に小樽市も積極的に参加し、地域がまとまることを願うものであります。市長のご所見をお聞かせください。

次に、新1号井の泉源の供給開始から1年余りが経過しましたが、これ以外に現在温泉をくみ上げ、各温泉施設に給湯している泉源はどこですか。

さらに、泉源ごとに揚湯量がわかるよう計器類は設置されているのかどうか、あわせて泉源ごとのこの1年間の揚湯量と施設全体の供給量はどのようになっているのかお尋ねします。

私は朝里川温泉各施設における供給量について、メーター検針と使用量に対する不明りょうさに疑問を持ち、議会の場で、また関係部局に対して、供給が開始された翌年からその改善を長年にわたり訴え続けてまいりましたが、一向に改善されることなく現在に至っております。なぜ今日まで改善されなかったのか、その原因は何であったのか、お答えください。

また、温泉の計量は、いつ、だれが、どのように行っているのか、使用料金はどのように決めているのか、お答えください。

泉源と供給施設の管理についてであります。朝里川温泉泉源開発は昭和62年に1号井、深度約1,004メートルの掘削に始まり、平成6年2号井、深度601メートルを掘り当て、平成13年3号井、深度751メートルについては、泉源予定湯量を確保できず失敗。その後平成14年、1号井の約20メートル付近に新1号井、深度380メートルを掘削し、現在使用中であります。泉源確保のために市は多額の予算を使い、そこから得られる温泉は大切に取り扱い、管理されなければならないことは言うまでもありません。朝里川温泉の泉源は、大切な小樽市民の財産であります。したがって、その適正な管理を望むものであります。市長のご所見をお聞かせください。

次に、ごみ減量化についてであります。平成7年容器包装リサイクル法が制定され、本市においてもごみの減量化などに地域や各種団体が一団となって取り組んでいることはご承知のとおりであります。また、桃内に新設される新しい焼却場は、平成19年度のオープンに向け工事を進めているところであります。本市のごみリサイクル率はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、生ごみの過去3か年の総量はどのように推移しているのか。さらに、生ごみの減量化については、どのような状況にあるのかもあわせてお答えください。

次に、電動式生ごみ処理機モニター事業についてであります。モニター募集の方法とモニター採用の条件はどのようになっていますか。

100台の処理機は、世帯人数に換算するとどのぐらいの人数になり、処理機導入後の一般家庭からの生ごみ排出量の減量効果をどのように見込んでいるのか。

次に、今後の取組についてであります。本年度初めての事業でもあり、生ごみ電動式処理機の助成効果に

については、モニターから提出された資料を精査することによって、小樽の実態が明らかになることと思います。モニターが義務づけられる大切な日々の記録については、統一した書式が必要と思いますが、いかがですか。お考えをお示してください。

ごみ処理機の助成事業については、今後も市民の要望に対して積極的に取り組むべきと思うのでありますが、いかがですか。あわせてお考えをお示してください。

また、その投資が生ごみの減量化につながり、収集・焼却経費などの軽減に結びつくと思うからですが、いかがですか。市長のご所見をお伺いします。

次に、小樽水族館の冬期営業についてお尋ねいたします。旭川市の旭山動物園の企画、運営方針が全国規模で話題を呼び、同園の来館者、入館者は今や全国の動・植物園のトップを走り、オールシーズンの動物園としてたびたびマスコミ等に報道されていることは、皆様ご承知のとおりであります。今回の小樽水族館の冬期営業は旭山動物園の刺激を受けたのでしょうか、お答えください。

また、本市においても小樽水族館が初めての試みとして、冬期間の営業は難しいと言われ続けてきた中で、短期間であるとはいえ、本年2月5日から同20日までの16日間、毎日午前10時から午後3時までの5時間の時間帯で本館とイルカスタジアムのみを開放、入館料金は高校生以上800円で営業し、予定入館者5,000人を大幅に超える6,019人の入館者があり、小樽水族館公社社長の小樽市長は、来年以降も続けるめどが立ったのではないかとお話をされております。社長であります市長にお尋ねしますが、この冬期間の営業決定をした経緯についてお答えください。

また、小樽水族館周辺地先には、ホテル、郷土料理店、小樽貴賓館（旧青山別邸）、民宿食堂など冬期間も営業を続けている小樽国定公園、小樽祝津観光組合の組合員の施設が点在しておりますが、水族館の冬期営業について祝津観光組合との協議や連携はなされたのか、お尋ねします。

また、小樽祝津観光組合は任意の団体の組合とはいえ、一組合員の水族館は地域の核施設であり、資本金の51パーセントを出資している小樽市としても、同地域のイベントなどに企画段階から積極的にかかわり、多くの組合員が納得できる運営を指導すべきではないでしょうか、お答えください。

次に、水族館の改築問題についてお伺いします。祝津の前浜に初めて昭和34年小樽水族館がオープンし、現在の地に東洋一と言われる水族館が移転・新築してから、もう31年が過ぎ、長い水族館の歴史の中で冬期間の営業は不可能と言われ続けてきておりましたが、短期間限定とはいえ、冬期営業にチャレンジした職員をはじめ関係者の経営姿勢に大きな敬意を表するものであります。この経営姿勢こそが水族館を訪れる多くの人々に夢と希望と感動と生きる喜びを与えることのできる施設と確信いたしております。一方、老朽化が進行している同水族館は、今後、改築を検討しなければならない時期を迎えていることは、市長も既に承知をしておられることと思いますが、いかがですか。

市財政が厳しい今日、改築に向けて取り組むことはたいへん難しいこととは理解しておりますが、今、水族館職員が一丸となって新たな挑戦を始めたこの時期にこそ、水族館職員一人一人に小樽水族館の将来の夢を描いていただいてはいかがでしょうか。旭山動物園も、職員の夢が現実に施設整備、イベント展開に生かされて今日があると言われております。小樽水族館公社山田勝磨社長のご所見をお聞かせください。

次に、小樽公園の再生に向かってお尋ねいたします。さきの建設常任委員会で示された資料によると、小樽市は時代に合った利用しやすい公園として再整備するに当たり、市民からさまざまなアイデアなどを提案してもらうため、再整備に向けた懇談会を催し、たくさんのいろいろな意見が寄せられたとお聞きますが、主な内容についてお尋ねします。

平成17年度の方針について基本構想に基づき、こどもの国の管理・運営方式など、検討も含め、計画の策定を行うとあるが、側聞するところによると、初めにコンサルタントありきの声の関係者から聞こえてくる

のはいかがなものか、疑問がありますが、事実関係についてお答えください。

また、設計については、コンペ方式かプロポーザル方式を検討すべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

最後に、学校給食についてお尋ねします。新光、オタモイ調理場と、それぞれの職員数はどのようになっているのか。また、単独校はどのような状況にあるのか、あわせてお尋ねします。

新光、オタモイ各調理場の平成15年度の実績食数と16年度の見込食数はどのようになっているのか、お尋ねします。

学校給食の民間業務委託をすることを市は真剣に検討し、取り組む時期と思うのでありますが、教育長のお考えをお示しください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 大畠議員のご質問にお答えいたします。

初めに、入湯税の見直しについてのご質問でございますけれども、見直しに至った経緯ではありますが、厳しい財政状況にある中で、歳入確保策の一環として法定外目的税導入の研究や課税免除規定の廃止等について検討しておりましたが、他都市の状況等も幅広く調査した結果、入湯税の利用料金1,000円以下の課税免除規定について見直すこととし、平成15年に財政健全化対策の平成16年度実施予定分として位置づけたところであります。

次に、関係事業者との協議経過であります。平成15年8月には特別徴収義務者の方々に市の意向を個別にお話をさせていただき、10月には全施設を対象とした説明会において、税率100円、実施時期平成16年4月1日という案を提示しましたが、皆さんからさまざまな意見要望が出されたところであります。それらを踏まえて、平成16年1月に日帰り施設の方々、2月には宿泊施設の方々、それぞれに税率50円、実施時期平成16年10月1日と改めた案を提示させていただきました。その後、目的税である入湯税の使途、実施時期、市民・利用者への周知方法など、各事業者から出された課題を再度整理した上で、随時個別に意見交換を行い、本年1月から税率50円、実施時期平成17年10月1日とする案で順次、協議を始めたところであります。

次に、対象となる温泉施設と影響額であります。施設数は14施設で課税免除規定の廃止による影響額としては、平年度ベースで約5,500万円を見込んでおります。また、関係事業者への対応につきましては、今後の実施に向けじゅうぶん協議を行い、市民・利用者の皆さんにも理解していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉について何点かお尋ねがありましたけれども、まず現在の朝里川温泉地域の入込み客数であります。温泉内の主要な5施設の宿泊状況でお答えいたしますと、過去3年の1月の状況では、平成15年1月が1万4,199人、16年1月が1万5,565人、17年1月が1万4,302人であり、宿泊客数において大きな変化は生じておりません。

次に、市が温泉供給する施設の中で、温泉組合に未加入の施設数であります。2法人が運営する3施設であります。また、この地域におきましては、既に平成13年5月に産学官による観光クラスター研究会「小樽ゆらぎの里」が設立され、朝里川温泉地域の魅力づくりや地域の活性化による集客力アップに向けた取組などが進められており、市といたしましても事務局を担うなど、積極的に参画してまいりました。今後とも市内唯一の温泉郷として重要な地域と認識しており、朝里川温泉組合とじゅうぶんな連携を図りながら、よ

りいっそうの観光振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、泉源についてでありますけれども、現在稼働している新1号井以外には、平成6年に掘削をし、翌年から供用を開始した2号井があります。

次に、揚湯量のわかる計器についてでありますけれども、配湯ポンプ室内に泉源ごとの流量計を設置しております。また、泉源ごとの揚湯量と施設全体の供給量については、新1号井が供給開始した平成16年4月から本年1月までの期間において、揚湯量は2号井が2万9,461立方メートル、新1号井が7,011立方メートル、合計で3万6,472立方メートルであり、施設全体の供給量は3万3,776立方メートルとなっております。

次に、メーター検針と使用料金との関連であります。朝里川温泉施設についてはこれまでも条例に基づき適正な管理に努めてきたところでありますが、施設者が所有するメーターの故障という不測の事態も続いておりましたし、市といたしましては、本年4月1日から各施設のメーターは市の所有とし、故障に素早く対応できるよう整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、温泉の計量についてであります。毎月1回10日前後に市担当職員が各施設に出向き、メーター検針した給湯量に対し、条例で定める1立方メートル当たり250円を乗じて使用料金を算定しております。

次に、泉源管理でありますけれども、昭和62年の1号井掘削以来、今日まで4回にわたり泉源開発を行ってまいりました。ご指摘のとおり、これら泉源は朝里川温泉にとっては貴重な資源であり、今後とも適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量化についてのお尋ねでございますけれども、初めに本市の家庭ごみのリサイクル率についてであります。平成14年度に北しりべし廃棄物処理広域連合で実施したごみ質調査から推計しますと、缶、瓶、紙パック、ペットボトルなど、現在市の収集対象である資源物の総量は、平成15年度では4,540トンとなり、このうち分別排出された資源物は793トンであることから、家庭ごみのリサイクル率は約17.5パーセントとなっております。また、新聞、雑誌などを含めた資源物の総量は1万4,271トンと推計され、市で収集した資源物に集団資源回収で収集した3,544トンを加えた場合には、約30.4パーセントのリサイクル率となっております。

次に、過去3年間の家庭から出る生ごみの総量であります。平成14年度に北しりべし廃棄物処理広域連合で実施したごみ質調査から推計しますと、平成13年度、14年度、15年度とも1万1,000トン程度で推移しているものと考えられます。また、生ごみの減量化についてであります。家庭でできる減量化として段ボール式生ごみたい肥化のために必要な機材を平成15年度には200人、16年度は650人に配布したほか、出前講座などを活用して、段ボール式による生ごみたい肥化に取り組んでいただくよう普及啓発に努めているところであります。

次に、電動式生ごみ処理機のモニターの募集方法及びモニターの条件であります。電動式生ごみ処理機を購入しようとする方には、処理機の使用上の問題点や効果などについてアンケートに答えてもらうことを条件に公募し、上限を2万円とし、購入費の一部を助成しようとするものであり、助成する台数は100台を予定しております。また、応募者が100人を超える場合は、抽選によることを考えております。

次に、100台の生ごみ処理機を設置した場合の世帯の人数であります。平成17年1月末の1世帯当たりの人数2.14人から算出しますと、214人となります。

次に、生ごみ処理機による生ごみの減量効果であります。家庭から排出される生ごみの量は、1世帯1日当たり約450グラムの生ごみを1年間処理するとした場合には、100世帯で年間約16トンとなり、生ごみ全体量の約0.15パーセントの減量となります。なお、電動式生ごみ処理機による生ごみの減量はわずかではありますが、このような取組によりごみに対する市民の意識が向上し、総合的なごみの減量につながるものと考えております。

次に、モニターの方にお願ひする記録であります、多くの方々に負担をかけずに取り組んでいただけることを基本とし、生ごみ処理機の性能、効果や、つくられたたい肥の使われ方などをアンケート方式で答えていただくことを考えております。

次に、生ごみ処理機の助成事業でありますけれども、生ごみ処理機による減量効果やできたたい肥の利用方法などについて、アンケートの結果を見ながら今後の生ごみ処理機の助成について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽水族館の冬期営業であります、このことは水族館にとって長年の課題であり、これまでも実現に向け、検討を重ねてまいりました。このたびの冬期営業の経緯であります、平成11年から始まった小樽雪あかりの路は、今では冬のイベントとして定着し、今後も50万人近くの集客が見込めるイベントに成長しており、水族館への入館者が一定程度確保できるのではないかと考え、今回試験的に実施したものであります。したがって、旭山動物園の関係はございません。

次に、祝津観光組合との協議、連携であります、今回の冬期営業ではレストラン部門を除いて閉館したことから、組合員はもとより、祝津地区で冬場も営業を続けている周辺の飲食店に対し、協力を要請いたしました。事前にチラシを配布するとともに、これら店舗のパンフレットを管内に置くなどPRに努め、祝津地区全体の連携に努めたところであります。

次に、祝津地域におけるイベント等ありますが、市といたしましては、この地域が小樽観光にとって重要な拠点の一つであると認識しており、かつ市所有の鯉御殿が位置することからも、地域で開催されるイベントにはこれまでもできる限りの支援、協力に努めてきたところであります。祝津地域の魅力づくりに向けたイベント等の開催に当たりましては、今後とも祝津観光組合との協力体制を堅持しながら、お互いに知恵を出し合い、地域全体の活性化が図られる催しとなるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、水族館の改築でありますけれども、今のところ具体的な構想はありませんが、現施設の老朽化が進む中で、今後祝津観光を担う核的施設として、改築に向けた検討は避けて通れないことも事実であります。現在、全国で同様の課題を抱える施設の状況や取組等について把握するため、引き続き情報収集を行っている段階であります、近々検討を始めなければならないものと思っております。

次に、改築に向けた水族館職員の意見反映でありますけれども、館職員が長年にわたり現場で培ってきた経験やノウハウは貴重なものであり、将来の改築に当たり、これらの職員の意見が施設づくりに生かされることは望ましいものと認識しております。

次に、小樽公園の再整備についてのご質問でありますけれども、初めに懇談会の主な内容であります、小樽公園を時代に合った利用しやすい公園として再整備するに当たり、市民の皆さんからさまざまなアイデアを提案いただくため、小樽公園の再整備に向けた懇談会を平成16年度に立ち上げ、5回開催して検討を重ねてまいりました。主な内容としましては、見晴台に展望施設を整備する。園路はバリアフリーに配慮した施設を整備する。総合体育館より旧東山中学校までの道路は廃止するか、道路構造を変更する。こどもの国は形態を変え存続すべきと、貴重なご意見が出されております。市といたしましては、このようなご意見を踏まえ、基本計画策定に生かしてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園の再整備に係る基本計画の発注方法であります、プロポーザル方式やコンペ方式等、いろいろな方法がありますが、小樽公園再整備の基本計画策定に関する業務の発注に当たりましてはどの方法が最適なのか、現在検討中であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食にかかわる職員数についてであります。平成16年5月1日現在の数字では、新光調理場の職員数は35名で、内訳は場長・事務長・事務職員・嘱託運転手各1名、正規調理員24名、臨時調理員5名、汽缶士2名であります。オタモイ調理場の職員数は21名で、内訳は場長・事務長・嘱託事務職員・汽缶士各1名、正規調理員15名、臨時調理員2名であります。単独調理校の職員数は16名で、内訳は正規調理員6名、臨時調理員9名、嘱託調理員1名となっております。

次に、人件費であります。平成15年度決算で約4億4,000万円となっております。

次に、平成15年度の実績食数と16年度の見込食数であります。15年度の実績食数は新光調理場が134万2,791食、オタモイ調理場が48万6,452食、単独調理校が24万8,004食で、合計207万7,247食であります。

次に、平成16年度の見込食数であります。新光調理場は130万280食、オタモイ調理場は47万1,941食、単独調理校は23万3,246食で、合計200万5,467食となっております。

最後に、学校給食調理業務の民間委託についてであります。小樽病院の給食業務が17年度から民間委託化されるに伴い、その調理員については学校給食が受皿となりますことから、教育委員会といたしましては、当面現行の体制で運営してまいりたいと考えております。今後、学校給食調理業務について検討する必要があると考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 6番、大島護議員。

**6番(大島 護議員)** 再質問をいたします。

まず、入湯税についてでございますけれども、ただいまご答弁をいただきました。先日、ある施設の方が入湯税についてちょっと話を聞いてくれということでお会いをしました。今、ご答弁をいただいたような経過は同じようなことを言っております。しかし、15年10月29日、日帰りの方の説明及びその意見交換ということで、5項目の意見・要望が出されていたけれども、一部は説明を受けたと。しかし、そのほかについては、次回までに調査をして回答するからということで、それきりになっているというものがあるようでございます。その点について、そういうものがあるのかどうなのか。今の答弁でもございましたように、今年の1月、2月ということで説明会をやっているようでございますけれども、それがあのかどうなのか。まず、それをお聞かせください。

質問でもお尋ねしておりますけれども、これらが未解決のままの見切り発車は、私は非常に難しいのではないかと。10月1日ということで期限を切っておりますけれども、あくまでも両者が納得のいく上で決めていただきたいと、そのように思っております。その点についてお聞かせください。

それから、朝里川温泉についてであります。メーターの故障、検針については、私も何度も予算特別委員会やこの場でも答弁を聞いております。昨年の9月にも、何か月に1回いただいている各温泉施設の使用量、前年度と比べてみますと、極端に少なかったりすることがございました。これは私は平成元年、この温泉が掘られたときからずっと資料をいただいております。そうしますと、前年同月対比できるのです。そういう中で何度もとんでもない数値が出てきていたと。それで、質問でもありますように、議会の場で、いったいこれはどういうことなのだと。同じような質問をずっと聞いておりました。しかし、この昨年の9月の第3回定例会でちょっと続いたものですから、なぜ故障しているのであれば直さないのだと。そうしましたら、いや、実は使用量をはかるメーターについては各施設のもので、市で直すわけにはいかないということなのです。私はこれはおかしいのではないかと。と申しますのは、公の施設である、例えば水道事業であれば、水道のメーターは水道局のもので、そのメーターによって使用料を賦課するわけです。その肝心かなめの計量器が施設側のものであれば、これは直したくても直せない事情があるかもしれません。そういうことがずっと繰り返されていて、今日まで来ていました。そうしましたら、今答弁はいただきましたけ

れども、条例にやはり問題があったと。条例に不備があったと。それで、今度は、これは市の所有にするということで条例を変える、そういうような今答弁がございましたけれども、これはぜひそうしていただきたいと。

それでまた、計器についても、各施設まちまちの計器がついているそうです。これはまだ私は確認しておりません。でも、これは水道局が使っているように統一をしたメーター器に早急に取り替える必要があるのではないかと、このように思っておりますけれども、そのために今財政が非常に厳しいと状況はわかっておりますけれども、入湯税というものを取っておりますから、その中で検討すべきではないのかと、そのように思っております。そして、正確な料金を賦課していただきたいと、そのように思っております。

それから、泉源の総くみ上げ量、それから施設側の使用量、これは長年の経緯がございますけれども、今年度、今の新1号井が稼働しましてから、今、市長から答弁がございました。このくみ上げ量と使った量、ここに数字でいいますと、約2,700立方メートルの誤差がございます。これはロスの範囲があると思うのです。けれども、それはどのくらいがロスの範囲なのか。これでいきますと、くみ上げ量の7.4パーセント、単純に売却している単価250円を掛けますと、64万7,000円になります。朝里川温泉の16年度の今ご答弁がありました4月から2月までの各施設の使用量を見ますと、このロスの数字というのは4番目です。九つある施設の中で約2,700立方メートル使っているところは、比べますと上位から4番目です。そうしますと、このロスについてはちょっと多いのではないのかなと、そのように思っております。ロスの範囲はプラスマイナス幾らなのだという、プラスの部分というのはないと思いますけれども、マイナスの部分については非常に答弁が難しい部分があるかと思えます。

一昨年、配管の末端、そこで当初は植木屋旅館のところにございました。温度センサーをつけて25度以下になると、それは自然に流下させるのだと。そして、温泉施設に供給する温度を一定にしているというようなお話を聞いておりましたけれども、今はそれは使っておりません。そして、新たにケアハウス、このところにマンホールがございまして、それも一昨年見学しましたけれども、ちょうど温泉が不足しているせいもありまして、これは今稼働をしていないということでございます。そのようなことからいきましたも、ロスのこの数字は私自身は大きすぎるのではないかなと、そういうふうには思っておりますので、これは原因を究明していただきたいと、そのように思います。

それから、水族館についてでございますけれども、水族館の改築、平成17年度の予算書の債務負担行為に関する調書を見てみました。これをずっと私もながめているのですけれども、水族館、要するに借入れをして施設をつくったという小樽市が損失補てんすべき額、これは計上されておられません。といいますことは、もう水族館がそういうもので借入れしていたものがないのだというふうに理解をしております。そうしますと、水族館の改築は、小樽市に実際には財政負担をかけなくても建築できるものではないかなと思っております。ただ、保証人になることはあるかもしれませんよね。そういうことで、今せっかく職員もいいムードになってきておりますし、旭山動物園を例に出しましたけれども、非常に動・植物園、水族館が注目をされております。今、数年先ということですが、今からやはり準備をしてもいいのではないかと、そのように思っておりますので、その点についてお答えください。

それから、教育委員会、学校の給食センターの業務委託でございますけれども、昨日の市長の答弁にもございましたように、民間にできることは民間に任せたいと、進めたいというご答弁もいただいております。確かに、今、小樽病院からの調理員の引受け等の説明もございました。しかし、これも小樽病院の17年度の予算書と民間に委託しておりますから、これは1億7,700万円といいますが、そのような数字が出ておりました。それでは、15年度の決算でどうかということで調べてみましたら、実に1億円以上の人件費が違ってくるのです。そして、職員数は同じです。職員数は15年度で46名、しかし今の委託業務の中では43名と。ただ、

これ人件費が本当に大変な額。15年度の決算では、病院の給食にかかわる人件費が1億8,400万円。しかし、今、業務委託をしたら、8,600万円何がしということで、この数字を見ただけでも1億円以上の差が出ます。今、そういうことで、病院給食の調理員を引き受けたということでございますけれども、これはやはり民間委託ということは、今に始まったことではないと思います。以前にもずいぶん論議をされた経緯がございますので、今受け入れた経緯はございますけれども、この点についても真剣に考える時期に来ているのではないかと、そのように思っておりますが、教育長の答弁をお願いします。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝廣）** 入湯税の問題は財政部長から、それから朝里川温泉のメーターの関係は経済部長から答えさせます。

水族館の改築の問題ですけれども、今回、冬期間の営業をやりまして、一定程度入館者というものが見込めるということになりましたので、今後、具体的な改築の方向といいますが、こういうようなものはこれからも検討していきたいと思っておりますが、費用の問題については、基本的には水族館公社で負担しますけれども、以前に今お話にあったように、エスカレーターの設置等、こういったものの借入れについては、市が債務負担行為で損失補償をしたという経過がございますから、そういったことについては、当然考えていかなければならないというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 譲）** 大島議員の再質問にお答えいたします。

直営と民間委託では、人件費の面で格差があるのは承知してございますが、市長部局の給食調理業務施設の今後の動向を見据えた上で、学校給食調理業務の見直しを考えていきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 財政部長。

**財政部長（磯谷揚一）** 入湯税の関係の再質問にお答えをいたします。

一昨年10月29日に私どもが説明会をした中で、まだ未回答の部分があるというご意見があるというお話でございます。それで、何度もいろいろなやりとりの中で、ただいま市長からも答弁しましたように、1月からまた個別にお話をさせていただいておりまして、今、大島議員がお話の業者が、私最後残る1社の業者ですから、恐らく同じ方のことをお話しされているのだと思います。

それで、私一昨年10月29日にいろいろお話しさせていただいた中で、入湯税の使途、それから他都市の状況などを調べて、そういう資料も配布させていただきましたけれども、参加者の皆さんからいろいろのご意見、これは入湯税だけではなくて、市政全般にわたるご意見とかいろいろ指摘がございまして、そういった意味で課題を整理したりなんなりということで、その都度今日までやってきたつもりでございますけれども、具体的に入湯税が目的税でございますので、観光であるとか、衛生であるとか、幾つかの分野に限られております。そういうものをきちんと今までどうやって使ってきたのだと。それから、今後さらに課税の免除規定を見直すときに、その上がり方をどういうふうに使っていくのかとか、それから具体的な支援策といいますが、そういったものをどうするかということが、まだきちんと整理されていない状態がございましたので、これらは今整理をいたしまして、全体的にその収入のうち、こういうものに使っていききたい、あるいはこういう要望があればこういう形でやっていきたいということで、できれば皆さん組織化して、そういった組織に対して、私どもとしては入湯税の目的に合うような形で使わせていただきたいと思います。

うようなことで、今、順次、お話をさせていただいております。そのお話の業者とも私先日お電話をいただきましたので、議会在終り次第、私の方からまた連絡させていただいて、お話をさせていただくということでお約束しておりますので、何とかご理解を得られるように直接お会いして、いろいろまたお話しをさせていただきたいと、このように考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 経済部長。

**経済部長(山崎範夫)** 朝里川温泉の再質問にお答えをいたします。

最初に、条例におけるメーターと使用量の関係でありますけれども、ご質問にもありましたように、これまでメーターにつきましては、それぞれ各供給施設者において整備することになっておりました。今後は水道事業と同様に、料金を徴収する市が設置すべきと、そういう判断をいたしまして、今定例会に条例改正を提案し、今、ご審議をいただいているところであります。

それから次に、メーターの交換でありますけれども、現在設置されておりますメーターについては、正常に作動していることの確認はしております。また、施設によって、交換してまもないところもあるという、そういうことから、直ちにすべてを交換するというのではなくて、今後メーターの管理を徹底していく中で、故障等が生じたものから順次、交換をしていくという、そういった方針で整備を進めてまいりたいと考えておりますが、今、入湯税に関連してのご提言もございましたので、その辺は検討させていただきたいというふうに思います。

それから、揚湯量と供給量の差のお話でございますけれども、ご指摘がありましたとおり、ここ数年の実態を見ますと、六、七パーセントの差があるとき、あるいは10パーセントを超えて、15パーセントぐらいの差があるときもあります。そういった意味では、どの程度が適正な範囲かについては、残念ながらもなかなか難しく想定できる状況にはありません。今後、月ごとの揚湯量あるいは供給量の差、過去のデータと比較しながら検討して、検証したいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第26号、第30号、第31号、第33号、第35号、第36号及び第40号並びに報告第1号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員をご指名いたします。横田久俊議員、大橋一弘議員、森井秀明議員、佐々木茂議員、前田清貴議員、井川浩子議員、武井義恵議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第29号、第32号、第43号及び第45号は総務常任委員会に、議案第27号及び第44号は経済常任委員会に、議案第28号及び第34号は厚生常任委員会に、議案第37号ないし第39号、第41号及び第42号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第4号は、さきに設置されました予算特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、陳情第57号及び第59号は、学校適正配置等調査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月9日から3月22日まで14日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**閉会 午後 6時54分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 佐々木 茂

議員 秋 山 京 子

平成17年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成17年3月23日

出席議員(31名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
8番	菊地葉子	9番	吹田友三郎
10番	成田晃司	11番	佐々木茂
12番	小前真智子	13番	前田清貴
14番	井川浩子	15番	大竹秀文
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久末恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(1名)

7番 若見智代

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁
消防長	相沢雄司	教育部長	中塚茂
監査委員長	旭一夫	環境部次長	宮腰裕二
総務部総務課長	長瀬幸一	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	三浦波人
調査係長	大門義雄
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

事務局次長	法邑秀弥
議事係長	中崎岳史
書記	渡辺美和
書記	山田慶司
書記	松原美千子

**閉議 午後 1時00分**

**議長（中畑恒雄）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、大竹秀文議員、山口保議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第45号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 24番、見楚谷登志議員。

（24番 見楚谷登志議員登壇）（拍手）

**24番（見楚谷登志議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

財政再建推進プランにおける市税収入の見込額については、本市の個人市民税がここ10年間で20億円も落ち込んでいる現状や今後の人口推移を想定すれば、減額を見込んで算定すべきと考えるがどうか。また、今後5年間で市職員180名が退職予定であると聞かすが、財政面や業務に与える影響はどうか。これも人口の推移に見合った適切な職員数の把握とそれに係る人件費を設定すべきではないか。さらに今後は、駐車場事業特別会計など繰出金により支えている事業自体を抜本的に見直すべきと思うがどうか。

「財政健全化計画」により、これまで40億円の削減効果を目標に人件費の抑制や事務事業の見直しをしてきたが、新たに示された「財政再建推進プラン」では、さらに80億円もの削減が必要というのはなぜか。市は、扶助費をはじめとする財政需要の増大などさまざまな要素が出てきているというが、三位一体の改革などの政府の方針そのものが市財政悪化の主たる要因ではないのか。今後は、このプランに基づき予算編成を行うことと思うが、市民や職員にこれ以上の負担増とならないよう進めてもらいたいと思うがどうか。

このほど示された「財政再建推進プラン」について、これまでの「財政健全化計画」にはない、新しい取組は盛り込まれているのか。同プランでは、新たに80億円もの額をねん出しなければならないとのことであるが、そのためにも役所の既成概念を取り払うべき時期に来ていると思うがどうか。例えば、予算編成について独自手法の考案や、組織について部課係制の廃止、また、人件費を抑制しつつ市民サービスの向上を図るフレックスタイム制の導入といったことも、大いに検討してもらいたいと思うがどうか。

財政再建推進プランにおいて、市は、平成18年度以降の石狩湾新港管理組合負担金について一定額での見込みを行っているが、今後は建設事業がほとんどなく、公債費の支出が大宗を占めることからすれば、減額が見込めるのではないのか。また、新港の取扱貨物量は、目標値と平成15年度実績を比較した場合、51パーセントと非常に低い。今後、西地区での取扱貨物はチップと石炭が中心となるが、北電はいまだに使用計画を明らかにしておらず、石炭の取扱量については推測にすぎない。このことから、巨額の税金を投入しマイナス14メートルパースを着工したことは疑問であるがどうか。また、中央地区の3工区については、全体の2パーセントが売却されたにすぎず、現在、利用の見通しが立たないままである。主たる借入先は北洋銀行であるが、本市の財政再建が達成されるまでは償還猶予を管理組合に申し入れさせるべきではないか。

市営住宅の駐車場使用料について、市は、道営住宅との均衡を図るためとして、7月からの値上げを目指している。しかし、本市の民間賃貸住宅駐車場の料金は、市内中心部と郊外とで格差が存在することや、市営住宅においても除排雪の積立金などを加えると民間と大差がないこと等、解決すべき課題は山積しているのではないのか。全道主要10市に先駆けてやる必要はなく、一方的に道の値上げに倣うのではなく、じゅうぶんな実態調査を行い、情報収集に努め、市民生活を守るという姿勢で考えていくべきではないか。

個人情報保護法の施行に向け、企業では個人情報の取扱いを定めたり、プライバシーに配慮したさまざま

な取組を始めている一方で、本市の個人情報保護条例制定が遅れている理由は何か。住民情報のデータ流出により提訴された自治体の例もあることから、早急に制定すべきと思うがどうか。

防犯カメラは、現在、市の施設に50台設置されており、市長自身もその必要性を認めている。しかしながら、その設置や運用に当たっては、プライバシー保護の観点から一定のルールづくりが必要ではないか。市は、他都市の状況を参考に検討するという消極的な態度ではなく、むしろ他都市から参考にされるようなものになるよう積極的に取り組むべきと考えるがどうか。

石狩湾新港地域の開発事業において、これまで石狩開発が担ってきた石狩西部広域水道企業団への出資金と負担金は、当初は石狩開発が負担してきたが、同社が破たん後は北海道がかわって負担してきた。今回、道と協議して同企業団から水が供給されるまでの間、小樽市もその3分の1を負担することとなったが、道と正式に文書を取り交わすべきと考えるがどうか。また、銭函4丁目地区が準工業地域に用途変更された場合、過日新聞報道された場外舟券売場の建設は可能なのか。正式な申入れがあった際は、速やかに情報提供してもらいたいがどうか。

本市の公道を使用したグランプリレース開催に向け、さまざまな動きが見受けられるが、市は、どのようにかかわっていく考えか。国際的なレース開催が実現されるとなれば、大きな経済効果などが期待されることから、関係団体等に対し、行政としてできる限り協力していくべきと思うがどうか。また、主催者側は地元自治体の受諾を第一に望んでいることから、市としても、その意向に対し前向きに取り組む姿勢があってもよいと思うがどうか。

市は、福祉コミュニティ都市推進事業と銘打ち、ほぼ市内全域から、年配の方のみならず若い世代も参加し、高齢者が暮らしやすいまちづくりについて市民の意見や提案を集約していくとのことであるが、60歳以上の方々若さを保っていると言っても過言ではない現在、このような事業のすそ野を広げ、広範に展開していく努力も必要と思うがどうか。

パブリック・スケート・パークの設置について、市は、ウィングベイ小樽での開設が可能かどうかを、現在、小樽ベイシティ開発と協議しているというが、利用者への使用料、入場料の設定はどうか。まずは、交通記念館の駐車場の空きスペースを活用するなど、無料で利用可能な公的施設を設置してもらいたいがどうか。

小学校適正配置計画案の最高責任者である教育委員長への出席要求に対し、前日まで本人に伝えず、結果として出席させない教育委員会の姿勢は、事務方だけで計画を進めようとするものであり、問題なのではないか。

学級規模については、1学級の児童・生徒数が少ないほど学力の向上、情緒の安定、教師の満足度が高いというアメリカや日本での調査結果が発表されているが、市教委がこの結果を認めようとする根拠は何か。

市教委は、18年度の新1年生は校区に従って通学するものと、これまで説明してきているにもかかわらず、一部地域で例外を認める考えとのことであるが、一貫性がなく公平性にも欠けるのではないか。また、学校統廃合後もじゅうぶんな教育を確保する手だてとして、教員の加配などを挙げているが、具体性や実現性に乏しいと思うがどうか。

適正配置の説明会には、教育長を除くほかの4人の教育委員は出席していないが、なぜ出席しないのか。教育委員会の事務委任規則では、学校の設置・廃止や通学区域の設定・変更などについては、教育長に委任できない重要な事務であることから、委員長は多くの保護者の意見に耳を傾け、自主的に判断してもらいたいがどうか。

市教委は、新年度、全児童・生徒に防犯ブザーの配布を予定しているが、期待されるような効果が得られ

るのか。全国で子ども達をねらう事件が起こる中、通学時の安全などに対し不安を抱える保護者は多いとの報道もある中、市教委としては、せっかくの施策が水泡に帰すことのないよう、学校現場の実態把握に向けた調査を適宜行うべきと思うがどうか。

学校週5日制の実施により授業時数や指導内容が削減されたため、保護者からは子どもが授業についていけなくなることを心配する声がある。市教委は、基礎・基本はもとより確かな学力の育成に積極的に取り組むとのことであるが、個人差に対してきめ細かく、補充的指導を行ってもらいたいがどうか。

本市の観光入込み客数やその経済波及効果には、かげりが見え始めているが、市はその原因をどうとらえているのか。本市観光の根幹である歴史的なまち並みの保存が、歴史的建造物の取壊しやマンションの建設などで危ぶまれていたり、観光土産品や飲食店で地場産品が活用されておらず、関連産業のすそ野が広がっていないのが現状ではないか。運河周辺以外の拠点の魅力を高め、市内観光に面的な広がりを持たせるといった戦略を検討する機関を庁内に設置し、早急に施策を打つべきと思うがどうか。

観光入込み客数が伸び悩み、減少傾向にある近年にあっては、その振興に関する予算額が少なすぎるのではないか。あくまで市政全体のバランスを見ての予算配分とはいえ、今や本市経済を下支えしていると言っても過言ではない観光については、相応の予算づけを行い、施策を打っていかなければ、衰退してしまうと思うがどうか。

オタモイ海岸へ至る案内看板は、観光客にとって分かりにくい上、老朽化していることから更新が必要と考えるが、企業広告を入れることによって市が負担せずに整備することが可能と思うがどうか。また、オタモイ海岸の素晴らしい夕景を観光ポスターにし、自然の魅力を前面に押し出すことで、小樽観光を宣伝してみてもどうか。その際、地中海の青の洞くつをほうふつとさせる窓岩も考慮に入れ、製作してもらいたいがどうか。

フィッシュミールに関する裁判において、市が応じた和解金は1,000万円とのことであるが、今日までの口頭弁論は33回にも及び、訴訟費用もかなりの額を要している。これでは、とうてい市民が納得できる額ではないと考えるが、市長は市民に対して、どう説明するつもりなのか。資料提出の在り方や引継ぎなど、市に対するさまざまな不信任はぬぐいきれないものがある。今後は、当時の関係職員についての処分を検討すべきと思うがどうか。

商工費には産業会館や運河プラザの管理運営経費が計上されているが、市が引き続き所有していくことに疑問を持たざるを得ない。これら施設の中には、時代のすう勢により、現状がその設立目的に沿わなくなっているものもあり、財政再建が至上命題となっている現在、今後の在り方を精査すべきと思うがどうか。

市は、商店街活性化事業助成として、平成9年度からこれまで延べ33件の店舗に空き店舗対策支援を行ったという。しかし、助成を受けながらも、休業、廃業あるいは移転した店舗もあるやに聞いているが、市はこうした実態を把握していないのではないか。また、都通り商店街のアーケードについても助成をしているが、先日の火事の影響からか、支柱が氷に覆われている。事故防止のためにも管理者に対し、早急に改修を求めるべきではないか。これら助成そのものは意義のあるものではあるが、市民の税金を使った助成金である以上、市は追跡調査等を行うなど、助成者の動向に目を向けていく必要があると考えるがどうか。

自然の村ではこのほど、小樽駅前から同村までの経路を走るマイクロバスを更新するとのことであるが、送迎の運行方法と乗車定員はどのようになっているのか。利用者からは、途中乗車が可能となっていながら満員で乗車できない場合が多く、不便との声を耳にする。乗客の多くはマイカーを所有していないパークゴルフ場を利用する高齢者であり、施設使用料が有料となることから、運行面で便宜を図る考えはないのか。

ふれあいパスについては、新年度から使用期限回数券方式の導入を考えているというが、これまでバス事業者が実態に見合った料金負担を市に求めてきた経緯からすれば、未利用分が過払いとなることが容易に

推測されるような方式の採用は、根本的な考え方に矛盾するのではないかと。拙速に契約を結ぶなどということはとうてい認められず、市としては、当面、現行方式を継続して推移を見守ることなども含め、精力的に事業者との交渉に臨むべきと思うがどうか。

市は、生活保護世帯への指定ごみ袋の助成については、減量意識を弱めかねないため、原則行わない考えとのことである。しかしながら、財産や収入がないなどの生活保護の受給理由を考慮すれば、一定額を助成し、残る部分に減量の努力が反映されるようにするといった方法も念頭に、前向きに検討してもらいたいと思うがどうか。

4月からごみと資源物の収集形態が変わることで、市は地域環境美化協力員制度を導入し、住民への分別の助言やごみステーション周辺の清潔保持などに地域と連携して取り組む考えである。しかし、協力員の具体的な仕事の内容とあるべき姿が市民にじゅうぶん認知されているとは言えず、その選任についても、現在、市が各町会や自治会に要請しているが、準備不足ではないか。また、ごみの収集時間からすれば勤務している方には難しいと考えられ、各町会によっては、山坂が多く、収集場所が多岐にわたるなどの地域の特殊性があり、構成員の年齢層のばらつきや協力の度合いも異なる。こうした現状からも協力員のなり手がなく、対応できない町会もあると考えるが、市は果たして万全な体制で臨めるのか。

市は、新市立病院基本構想の精査・検討結果が示された後、これまで医師会との調整や救急医療体制の在り方など、さまざまな検討課題について議論を重ねてきている。しかし、今後は医師の確保も難しく、構想を抜本的に見直す必要があると考えるが、現時点における市長の考えはどうか。また、再検討に当たっては、病院内外を含めた委員で構成する機関をつくり、問題を具体化させて、意見をまとめ、見直す必要があると思うが、市はこうした場をどこに設定するのか。再検討結果については早期に議会に示し、計画の全体像を明らかにすることを要望するがどうか。

新市立病院基本構想においては、完成予定である2010年の推計人口は14万3,000人弱、高齢化率29.5パーセントと予測している。病院建設には多額の費用が投入されるが、こうした人口の減少が見込まれることで、将来の市民負担が増大することが危ぶまれることから、市は病院建設についてじゅうぶんに他都市の実例を参考にし、禍根を残さぬよう計画に着手すべきと考えるがどうか。

現在、小樽病院では、医師の欠員により医業収益や新築・統合の基本構想などに多大な影響を与えることが懸念されているが、重責を担ってきた院長の辞任に際し、市長としては、どのように事態の收拾に当たる考えか。医師の確保については、全国的にも深刻な状況に置かれていることを真しに受け止め、今後、よりいっそうの危機感を持ち、担当部局任せになることのないよう、関係者が一丸となって積極的に努力していく必要があると思うがどうか。

小樽病院の給食業務は、食材購入も含めて委託するとのことであり、市内業者からの購入を優先するようチェックしていくというが、どのような方法で行うのか。また、現在の納入業者への病院からの支払は翌月末であるが、委託業者では翌々月末となり、取引に参加できないとの声を聞く。これでは市内業者からの購入がどれだけ確保されるか甚だ疑問であり、今後じゅうぶん精査していく必要があると思うがどうか。

新年度から小樽病院の給食については民間業者に委託されることとなったが、第二病院についても同様に進めるべきではないのか。人件費一つをとっても少なくない財政効果が期待されることから、早急かつスムーズに移行できるよう計画を立て、鋭意努力すべきと思うがどうか。

色内のアンダーパスや稲北十字街のスクランブル歩道橋化など、市は過去にさまざまな開発や整備の計画などを示してきたが、現在どのように扱われているのか。それらの中には、取り巻く環境の変化によって、実現不可能となっているものも見受けられる。市としては、こうしたものの内容を整理した上で、市民や関係者などに対し、今後の行く末を具体的に提示していかなければならないと思うがどうか。

若年者定住促進家賃補助制度で、市外からの転入と市内で中心部へ転居する新婚世帯などの家賃を補助してきたが、財政難のため、新年度からは、より人口増に直結する転入のみを対象にするとのことである。例えば勤務先が札幌でも家賃の一部補助があれば市内にとどまるケースや、逆に制度廃止により転出していく世帯が見込まれることから、これまでの人口減少を食い止めるという側面も重要であり、市内での転居についても存続してもらいたいと思う。

平成13年度から地域総合除雪となり、各ステーションに市職員は常駐せず、必要に応じて出向いていると聞く。しかしながら、除雪車の出動については、地域住民から出動が遅れているなどの苦情が多いことから、市職員を常駐させるなどして、しっかりとした体制を構築すべきではないか。また、各ステーションが行うパトロールの報告の在り方については、市への電話連絡のみで済まされており、実際にパトロールに出ているかさえ疑問に思わざるをえない。日誌に記録するなど結果が残るよう、市は指導を徹底してもらいたいと思う。

現在、市が委託している除排雪業務の設計根拠としている降雪や積雪の基準値については、測候所の無人化などの要素から、全幅の信頼を寄せられるものと言いきれるのか。この冬は、だれもが例年に比べ雪が多いと感じており、除雪の出動状況を見れば、市が示すデータが実情と乖離している感は否めないのではないか。適切な除排雪によって、市民の生活基盤や安全を確保するといった観点から、市としては、より実態に即した基礎データの採取について検討すべきと思う。

生活路線の排雪回数は年1回とのことであり、せめて排雪の日程を知らせなければ市民の不満は高まる一方ではないか。日程の公表は、地先住民が道路に雪を出し作業に支障を来すなど、問題点があることはじゅうぶん理解できるが、住民の理解や協力を得るためにも、公表に向け検討してもらいたいと思う。除排雪は市民の関心が高い施策であり、今後、ホームページなどで積極的に情報提供し、市民との懇談会などでさまざまな意見を聞いてもらいたいと思う。

小樽公園の整備については、本市の総合計画に方針が掲げられているが、策定から6年ほどの年月が経過した現在、その将来像について、市は、どのように考えているのか。市民の憩いの場が決して多いとは言えないと思われることから、重要な要素と位置づけた上で公園の整備に当たるべきと思う。

現在、災害時の避難場所として学校等の屋内施設が指定されているが、市内数か所の公園の機能を見直し、今後、起こりえる津波等の大災害に備え、緊急時に活用すべきと考えるがどうか。冬季間については、積雪、寒さなど過酷な気象条件の下、雪たい積場の一定面積を常時、平場として確保することや、トイレ内の水道施設の凍結防止措置を図ることなど、クリアすべき課題は多いが、市は積極的に検討し、万が一の事態に備えて態勢を整えるべきではないか。

銭函川、旧星置川、ボンナイ川については、しけによる河川の閉そくを回避するためにしゅんせつを行っているが、地域住民からは、その手法の効果について疑問視している向きがある。市としては、維持管理費等の低減に努めることはもとより、効率的な工法や構造物の設置などを研究していくべきと思う。

水道、下水道の汚泥処理方法には再資源として利用している他都市の事例があるが、この場合、かえってコストがかかるといったデメリットもあるやに聞く。しかし、単に汚泥を乾燥させ埋め立てるなどといった従来の処分方法から、資源として有効活用を図ることを模索する時代にきているのではないかと。本市においても、研究・検討の余地があると思う。などです。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、新谷、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、請願第4号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第11号、第14号ないし第19号、第22号、第23号、第31号、第35号及び第40号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 次に、議案第1号に対し、菊地議員外3名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号に対する予算修正案を提案し、趣旨説明を行います。

景気の低迷、人口減などから市税収入は落ち込み、あわせて小泉内閣による三位一体の改革の影響を受けて、本市財政は極めて厳しい状態です。こういう厳しいときだからこそ無駄な支出を抑え、市民の生活を守るという地方自治体本来の役割を果たすべきです。

今回の修正案は、新年度から新たに市民負担がかかる家庭ごみの有料化や使用料の負担分を認めず、かつ一般会計の赤字予算額3億9,000万円を圧縮することに努めました。

また、市民生活応援の秘策として、超氷河期とも言うべき厳しい高校生の就職状況を打開するため、高校生20名の臨時職員採用、今議会で4月から始まるごみ有料化に対して、与野党とも低所得者対策が必要だという議論があったことから、ふれあいパスの低所得者対策を行い、不況から商店や事業所の経営を守るため、駆け込み緊急貸付金の創設をします。

財源は、石狩湾新港への税金投入、ごみ処理手数料関係経費、父母や地域の反対の声が強い小学校適正配置関係経費などを削減し、平成11年以前の土地開発公社所有の土地を売却するなどして充当します。

修正の結果、財政規模で約13億1,258万円、約2パーセント圧縮し、市債は2,720万円減らします。赤字予算分は3億1,872万4,000円圧縮され、7,292万1,000円になります。

なお、昨年度さまざまカットされた市民サービスについては、財政再建をしつつ戻していくという展望を持ちながら提案するものです。

皆さんの賛同をお願いして、趣旨説明といたします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの予算特別委員長報告に反対の討論を行います。

我が党提案の議案第1号一般会計予算に対する修正案に賛成、原案反対、議案第2号ないし第11号、第14号ないし第19号、第22号、第23号、第31号、第35号及び第40号に反対、付託された請願第4号については願意妥当、採択を主張する討論を行います。

2005年度予算案の市長提案の基本的立場は、健全化に基づく家庭ごみ有料化で市民に3億733万円の負担をかぶせる一方で、無駄な石狩湾新港には4億5,586万7,000円も持ち出し、昨年度に続いてのカル財源3億9,000万円を帳じりを合わせるものです。

市長が昨年より赤字額を大幅に縮小しての予算となったと、あたかも小樽市の財政が好転しているかのような誤解を与える説明をしています。我が党の修正案は、破たん寸前の財政をどう立て直すのか、その基本方向を示している点で、市長提案とは180度違います。修正案の提案説明にあったように、無駄な石狩湾新港管理組合負担金を削減し、また、市民負担となる家庭ごみ有料化の新たな負担をやめ、厳しい状況に置かれている高校生の就職難を打開するため市の臨時職員として20名採用するなど、市長提案より市民に役立つ内容です。その上、市債を減らし、カラ財源を3億1,872万円も縮小するというものです。しかし、残念ながら収支不足を解消できず7,292万円のカラ財源の計上となっていますが、市民本位の財政再建の方向を示している点で原案とは根本的な違いがあります。

市民の方々の関心は、2004年度のカラ財源19億1,000万円が幾ら縮小されたかです。これはわずか2億9,000万円にすぎません。だから、04年度の決算見込み赤字額は16億2,000万円にもなり、2005年度の赤字予算額3億9,000万円を足せば20億1,000万円、19億円の赤字予算が縮まるどころか、逆に増大することになります。2004年度で健全化の取組で歳出削減、歳入増、人件費の削減で22億6,000万円を生み出したにもかかわらず、繰上充用などを考えれば、小樽市の財政は、より深刻となっています。

なぜ市民と職員に40億円もの負担をかぶせながら財政が好転しないのか。それどころか、この議会中に明らかにされた財政再建推進プランによれば、現状のまま推移するならば、5年後には累積収支不足が127億円を超えることになるということです。このままでは赤字再建団体に転落するので、新たに88億円の財源を生み出し、収支不足が解消されないまでも、再建団体転落は免れるという新たな計画です。

2003年度から2005年度にかけての健全化計画は、2006年度の80億円と予想された累積収支不足を40億円に縮めたいと市民と市職員に40億円の負担をかぶせる計画でした。結果はどうか。平成18年度は35億3,000万円の収支不足の見通しです。しかし、これは基金の取崩しと他会計からの借入17億円が含まれてのことですから、健全化計画に照らせば50億円の赤字見込みとなります。2003年度比で地方交付税の15億円もの思いも寄らぬ大幅な落ち込みがあったにもかかわらず、健全化の取組で34億円の効果を上げたことに加え、基金の取崩しと他会計からの借入れがあったとはいえ、市長の予想を超えて累積収支不足を圧縮することになりました。

にもかかわらず、なぜ市財政が今後現状のまま推移するならば、平成21年度には127億8,000万円の収支不足となるのか。その要因は、歳入では先ほど指摘した地方交付税の大幅な落ち込みと、歳出では健全化で7パーセント削減する人件費の復元、団塊世代の退職による退職手当の増加、北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金の増加、介護保険給付費の一般会計からの繰出金の増加です。これを前提としての127億8,000万円の累積収支不足との予想です。とりわけ小樽市にとって地方交付税の落ち込みは、決定的とも言える打撃となっています。先ほど述べたような2003年度比で15億円も落ち込んでいます。仮にこの落ち込みがなければ推進プランの5か年間で75億円の歳入が見込めることになり、88億円の財源確保のめどは黙っていても立つくらい膨大な額です。自民党、公明党の小泉内閣の三位一体改革は、小樽市をどんなに苦しめているか一目瞭然ではありませんか。

これらの要因については、今後、議会として、市税、地方交付税を17年度と同額で計画している問題点とともに審議が求められることとなります。しかし、2005年度の一般会計予算案は、健全化計画と財政再建推進プランに沿っての編成です。だから、無駄な石狩湾新港にお金を支出する一方、家庭ごみ有料化で指定ごみ袋、ごみ処理券などで3億733万円もの負担をかぶせるものとならざるをえません。我が党の修正案と市長提案の原案が、どちらが市民のため、小樽市の財政再建のためになるか、明りょうではありませんか。予算特別委員会で各党の皆さんは我が党の修正案に反対でしたが、この討論を聞いていただいて再考の上、我が党の修正案に賛成していただきますようお願いする次第です。

次に、簡易水道特別会計と同補正予算についてですが、石狩開発株式会社の倒産に伴い、従来同社が全額負担していた簡易水道の赤字分を2002年度から全額負担に加え、石狩西部広域水道企業団の出資金、負担金も、その3分の1を2004年度から小樽市がかぶることになりました。この恒常化で小樽市の新たな負担増となりました。新港背後地への企業誘致がままならず、関連地域からの市税収入の向上が期待できない上、簡易水道の超過負担分と石狩西部広域水道企業団への出資金と負担金の長期にわたる持ち出しは、市財政を圧迫する新たな要因となります。この問題については、石狩湾新港地域開発のスタートのときから、この事業は国や北海道のイニシアチブで進められたものであり、石狩開発が倒産しても、同社が負担していた小樽市域関連の負担金は、本来、北海道が負担すべき性質のものです。これを新谷前市長時代に交わされた協定書や覚書で小樽市の負担とされる道を開き、先ほど指摘した新たな負担をかぶることになったのは、新谷前市長とそれに賛成した当時のオール与党の責任であることは明らかであります。

次に、補正予算の主な点について触れます。

最初に、市営住宅の駐車場使用料を7月から道が上げるからといって値上げすることは認められません。道が値上げするからと説明していますが、他の主要都市で道が上げるからと見習って値上げしている自治体はありません。唯一小樽市だけです。室蘭は来年度から値上げを検討しているとのことですが、使用料は小樽市より低い額での検討とのこと。撤回を強く求めるものです。

次に、一般会計補正予算の中に北しりべし廃棄物処理広域連合への事業費負担1億9,710万円が計上されています。これに関して指摘したいのは、設計図書が見積設計検討結果報告書と違う設計になっている問題です。広域連合の発注仕様書に対し、プラントメーカーから、例えば焼却炉の煙突がコンクリート仕上げとなっているが、鉄骨づくりに変えてもよいかなど、幾つかの問い合わせがありました。これに対して広域連合の委託を受けた日本環境衛生センターは、不可とする、仕様書どおり計画することと回答していました。ところが、設計図書では、日立造船の希望どおり鉄骨づくりとなっています。このような例はほかにもありますが、ここでも日立造船の要望どおりとなりました。変更の理由が経費の削減や機械の質的向上になるということです。そうであれば、最終発注仕様書と見積設計検討結果報告書を676万9,000円もかけて日本環境衛生センターにわざわざ委託した意味はありません。無駄なお金を使ったことになり、賛成できません。

最後に、学校適正配置計画案に関連して、予算特別委員会で議論されたことについて触れます。

初めは、教育委員長への日本共産党の代表質問を妨害した問題です。適正配置実施計画案の審議が重大な山場に差しかかっているとき、市教委が議会審議を妨害したことは、みずから提出している適正配置実施計画案が議会審議に耐えられない代物であることを、みずから告白したようなものです。教育委員長は地方自治法で議長から出席を求められたら議場に出席しなければならないと義務づけられているにもかかわらず、この趣旨や議会日程を、その都度、非常勤の教育委員長に早め早めに伝えていないという緊張感を欠いた仕事ぶりも明らかとなりました。これは議会と行政機関との基本的な関係を理解しないまま教育行政を進めていることであり、地方自治法を踏みじじる重大な行為と言わなければなりません。こんな下で作成されてきた適正配置実施計画案が、保護者、OB、校友会、地域関係者の理解を得られないのは当然のことです。

次は、適正配置実施計画案が教育環境の悪化をもたらす問題です。

適正配置実施計画案では、教育環境の改善が掲げられています。ところが、転校させられる児童の多くが現在学んでいる児童数より多い学級での授業となります。少人数学級が世界と日本の流れであるのに反し、教育環境の改善をうたいながらそれを否定する矛盾点を、学級の児童数の編制問題で我が党は指摘しました。

適正配置実施計画案の目的で教育環境の改善をいうのであれば、学級の児童数の編制は基本的問題ですから、これが適正配置によってどうなるかが一番の中心問題です。この問題で我が党は、少人数学級の教育的効果、具体的には学力の向上、情緒の安定度、教師の満足度の三つを挙げ、アメリカの権威ある研究結果で

あるグラス・スミス曲線と日本教育学界の学校・学級の編制に関する研究委員会の調査で、少人数学級が効果があり、とりわけ学級定員は20人程度とすべきであるとの結果を示し、適正配置実施計画案が教育条件の悪化をもたらすことを指摘し、その撤回を求めました。これに対して市教委は、「学級規模等と『学校の学級の健康度』の相関はほとんど見られなかった」という文言が書かれている国立教育政策研究所の小学校における学級の機能変容と再生過程に関する総合的研究結果、これを根拠に少人数学級と教育効果は関連がないかのような答弁をしました。

ところが、我が党の指摘で、この研究は、学力向上などの検討結果ではなく学級崩壊の調査で、その対象も小学校5年生に限ったものであることが明らかにされ、少人数学級の教育的効果の否定の根拠とならないことが明らかにされました。それでも市教委は、懲りずに最終日に国立教育政策研究所の別の調査研究なるものを持ち出してきて、少人数学級の教育的効果の否定の根拠としました。しかし、これも市教委がこの研究をかってに都合よく解釈し引用しただけで、少人数学級の教育的効果を否定する根拠となりえないことは明白です。逆に、調査結果から20人以下の学級が算数や知識の理解度で群を抜いて効果があることが証明されています。この結果は、我が党が指摘したグラス・スミス曲線や日本教育学界の研究結果とも一致し、市教委の持ち出してきた資料でも、我が党の指摘の正しさを皮肉にも裏づけるものとなりました。

以上の予算特別委員会の議論の結果は、適正配置実施計画案は、みずから掲げた目的をも否定する結果をもたらすもので、保護者の皆さん、多くの皆さんが要求しているように、適正配置実施計画案の再検討が避けられないものであることを証明しています。ここまで来た以上、観念して適正配置実施計画案の実施時期を延期することは、最小限の義務です。保護者、地域関係者、OB、校友会の圧倒的多くの意見・要望を尊重することを改めて強く求め、討論を終わります。（拍手）

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**29番（斉藤陽一良議員）** ただいまの委員長報告に賛成し、公明党を代表して討論を行います。

議案第1号ないし第26号、第30号、第31号、第33号、第35号、第36号、第40号及び報告第1号、請願第4号について、議案は可決、報告は承認、請願は不採択の態度を表明いたします。なお、議案第1号修正案については否決といたします。

我が党は、この4月より実施される家庭ごみの有料化については、ごみの減量化促進につながることから当初より賛意を表してまいりましたが、手数料やごみ袋の設定などにおいて、なるべく市民の負担が軽減されるように議論を重ねてまいりました。特に当初の計画においては、弱者対策には全く配慮に欠けており、他都市の施策より数段遅れているところが見られ、温かい配慮を求めてまいりました。

しかし、今回の議会におきまして、新生児や要介護高齢者を持つ世帯への紙おむつ分の助成、電動式生ごみ処理機モニターの導入、生活保護受給者世帯への助成を前向きに検討するなど、市民に対してごみの減量努力を求めると同時に、経済的弱者への過重な負担が相当程度是正されたことであり、家庭系ごみ有料化施策を含む平成17年度小樽市一般会計予算について賛成の態度を明らかにするものであります。

ただし、ごみ手数料収入の用途等については、その適正な財政上の運用、予算の執行についてじゅうぶんな配慮と慎重な節度ある姿勢を求めるものであり、今後とも議論を深めてまいりたいと思います。

以上で、討論を終わります。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

**5番（森井秀明議員）** 市民クラブを代表し、討論をさせていただきます。

現在、小樽市では、人口の減少、少子高齢化に伴った市税収入の伸び悩み、また、三位一体改革での予期できぬ状況が続いております。その中で、昨年度19億円計上されていた赤字が今年度において3.9億円まで圧縮された努力に関しては、評価すべきことだと思っております。しかしながら、借入金を増やさざるをえないこの現状は、厳しい状況が続いているということをあらわしているのではないのでしょうか。やはりこの中で市長をはじめとした理事者の皆様はもとより、議員、市民が一丸となって、できる限りの知恵を出し合い、議論をしなければならぬと改めて私自身感じております。

今予算においては、病院事業会計、駐車場事業特別会計などの繰出金についてや、また、予算の編成方法の検討、勤務時間に対する取組、市職員の育成研修費についてなど、議論がし尽くされていない感が私自身ありますけれども、総合的には市としての最大限の努力はされているものと考えます。

財政再建推進プランの今後の新たな展望を強く期待し、委員長報告に対して賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第4号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第2号ないし第11号、第14号ないし第19号、第22号、第23号、第31号、第35号、第40号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 15番、大竹秀文議員。

(15番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

**15番(大竹秀文議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

財政再建推進プランにおいて、市は、平成21年度での黒字転換を目指し、今後も引き続き、人件費の抑制や減免制度の廃止等を実施する。このため、市民、職員はさらなる負担を負うこととなり、かなり厳しい目標と考えるが、市が5年間で目標を達成しようとする理由は何か。例えば期間を10年間とするなど、もっと目標を先に定め、緩やかな計画を持つことはできないものか。

財政健全化計画に基づき、市は財政効果を上げてきたにもかかわらず、この先、収支不足となる要因については、地方交付税の減など、歳入における見込み違いからなのか、財政再建推進プランには今後の改善必要額を示しており、市長は常々これ以上の市民負担はかけられないと言いながらも、新たにこうした市民負担が生じることになる。19年度の税制改正等でさらにこのプランにも見直しが必要であるというが、市は国に対して地方財政の窮状を訴えていく必要があると考えるがどうか。

福祉コミュニティ都市推進事業は、産業会館の空きスペースを利用し、世代を問わずに市民の社会参画意識の醸成や自発性を高める等の目的を持つが、事業内容が各部にまたがるものと思われ、その検討や庁内調整については企画政策室が担当となるのか。また、17年度当初予算において100万円を計上しているが、市が用途を限定せずに市民みずからが提案し予算を執行するとした試みであり、社会実験型要素が強いものと聞いている。このような事業の在り方について、市は今後も継続していく考えなのかどうか。

教員の人事配置については、今後、積極的に、後志管内にとどまらず全道的な交流が必要と考えるがどうか。また、一般教員、管理職双方への人事管理システムであるが、一部先進都市においては既に構築されており、指導力不足への対応などで実践され、教育現場にも生かされていると聞く。本市において、このシステムを導入することは、道教委の管理体制下にあり難しいが、教員の資質の低下や子どもの学力低下、適正配置などの問題を抱え危機的状況にある今こそ、市として何らかの方策を持つべきではないか。さらに、すぐれた教員の表彰制度についても、既に実施している他市に倣い、本市も取り組むべきではないか。

総合型地域スポーツクラブについて、市は平成17年度に着手し、22年度の設立を目指しているが、この事業の基盤づくりを進めるに当たって障害となる課題は何か。このクラブの実現に向けて市は大いに努力してもらいたいがどうか。

近年、市内における火災発生件数が増加しており、死傷者も出ている。その対策として欧米では各家庭に警報器の設置が義務づけられているが、我が国における取組はどうなっているのか。消防法の改正により、平成18年度から新築住宅への義務づけが行われるとのことであるが、条例化に向けての準備は進んでいるのか。

本市における救急体制であるが、現在、119番通報を受けてから救急救命士が現場へ到着するまでは平均約7分を要すると聞く。この間、家庭等で応急手当を施す必要があり、市民にも救急時における適切な措置が求められる。このため、市は、救急についての各講習会とその内容を広報等に掲載し、広く市民に周知していくべきと考えるがどうか。

また、消防団については、今後、多くの団員が救命訓練を行い技術向上を図るなど、その活動の幅を広げるべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第45号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第41号及び第60号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第32号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**8番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第32号は否決、議案第45号は可決、陳情第41号ないし第60号については採択の討論をします。

議案第32号は、小樽市税条例の一部を改正する条例案で、外国税額控除の外国法人への適用を規定するものです。

政府予算では、1990年度決算で60兆円以上あった一般会計税収が、2005年度予算では約44兆円と大きく落ち込んでいます。これは不況による影響もありますが、政府がこの間、大企業・高額所得者優遇の制度減税を相次いで行ってきたことにより税収基盤の空洞化が進んだためです。

法人税率が企業活力、国際競争力、景気浮揚のためとの財界の言いなりに、90年度以降、一挙に30パーセントまで引き下げられ、国際的にも低水準になっています。その中でも大きな位置を占めるのが外国税額控除です。大企業の海外子会社や出資会社がその国で支払った税金を自分が払ったとして、日本の法人税から差し引く制度です。減免措置などを受けて払っていない税金を払ったものとみなす、みなし税額控除もあり、このため、ソニーや三菱自動車が法人税を全く払わなくてよかった年までありました。

我が国にあっては、大企業優遇税制の中心的役割を担っているのが外国税額控除制度です。小樽市においては、このたびの条例改正で市税の歳入には影響がないとの報告ですが、不公正税制の拡大につながる改正であり、賛成しかねます。

議案第45号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

ブッシュ大統領が再選され、アメリカは先制攻撃戦略、小型核開発の戦略をいっそう推し進めようとしていますし、日本への寄港の回数が激増している米攻撃型潜水艦に核弾頭付巡航ミサイルを再配備する方針も決めています。

一方、被爆60周年の今年は、5月にニューヨークで核拡散防止条約の再検討会議が開催されることもあり、核廃絶に向けて世界じゅうの意識と運動が高揚しています。

同時に、この3月は、神戸市議会が核兵器積載艦の神戸港入港拒否に関する決議を採択してから30年を迎えます。神戸港では、その後、フランスやイタリアなどの軍艦は非核証明書を提出して入港する一方、60年の日米安保条約締結から決議採択の75年まで432隻入港していた米艦船は、入港の申請すらなくなりました。このように、非核神戸方式は「核兵器を持たず、つくり、持ち込ませず」の非核三原則を実効あるものにする力を持っています。

小樽港には今年も年明けから米海軍のイージス駆逐艦が入港し、市民の不安を増大させていますが、被爆から60年、核兵器の廃絶を求める世界的な世論と運動が高まっている世界の流れに呼応し、非核神戸方式の実績に学び、非核小樽港の実現を呼びかけるものです。

陳情第60号です。

多くの市民に使われてこそその施設です。これまで施設を利用してきた市民の皆さんが気持ちよく利用できる制度の存続を願う願意は妥当と考えます。

他の陳情も願意妥当、採択を主張し、討論とします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

**16番(斎藤博行議員)** 民主党・市民連合を代表して、議案第45号に関して委員長報告に反対し、議案に賛成の立場で討論します。

今年2月5日、アメリカ海軍の第7艦隊イージス駆逐艦ジョン・S・マッケインが小樽港に入港し、9日に出港いたしました。ジョン・S・マッケインの小樽寄港は、1999年2月以来2回目です。当初、2月3日から7日までの寄港と通告しておりましたが、直前の2月1日になって2月5日から9日までの寄港と、計画の変更を申し入れてきたものです。理由は、在札幌アメリカ総領事館によりますと、日本海の天候の悪化によるものだそうです。戦闘可能なアメリカ艦船の小樽入港は、昨年2月のブルーリッジ以来1年ぶりで、1961年以来、43年間で51隻になります。

ジョン・S・マッケインの乗組員は、6日には北海道インターナショナルスクールでスポーツ交流、また、市内の知的障害者入所施設で除雪ボランティアを行って洋上訓練に出ていきました。横須賀には1か月後の3月中旬に戻る予定と聞いておりました。今回の入港が先ほど述べた市民との交流や休憩だけだと信じる人は少ないと思います。

今回の小樽への米艦入港をもう少し広い範囲で見ると、2月10日には山形県酒田港にミサイルフリゲート艦バンデグリフト、同じく2月10日には京都府舞鶴港にイージスミサイル駆逐艦フィッツジェラルド、そして2月10日には大分県大分港にイージス巡洋艦ヴィンセンスが入港しております。こうしたアメリカ海軍の日本海での行動の一部に小樽入港が組み込まれていると考えるのが自然です。

昨年8月、佐世保に原子力空母ステニスが入港しました。随伴艦が各地に分散寄港しました。また、昨年10月には新潟港へイージス艦が入港しました。これらの寄港に際し、アメリカ軍の関係者からは、民間港への寄港は訓練の一部であること、また、補給や休憩ができる寄港先を日本海に確保することが重要だとの発言が繰り返し述べられております。

民間港への米艦寄港は、従来に増して直接的な作戦行動の色彩を濃くしていると思います。小樽港の民間港として平和の発展を願う気持ちは、港湾管理者である市長をはじめ理事者全員、そしてまた議員各位も一緒だと考えます。アメリカが好きかってに使える民間港に小樽港をさせるわけにはいきません。

今、日米安保体制の下で地位協定の運用と国内法が激しくぶつかっております。その一つがこの小樽港だと思えます。小樽の港の平和を守る、その観点で議案第45号は重要な役割を果たしてまいります。議員各位の賛成をお願いし、私の討論を終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第45号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、議案第32号、陳情第41号及び第60号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

**32番(佐藤利幸議員)** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

商店街振興については、これまでにさまざまな施策を講じながらも、いまだ活性化に悩む現状にある。こうした中、発想を転換し、周辺地区を含めた「魅力あるまち」を形成することによって人の流れを生み出し、その結果として商業振興につなげるといった観点に立つことも有効な手法の一つと思うがどうか。

近年、収益確保がままならない銭函3丁目駐車場について、市は、料金を引き下げる考えはないのか。周辺で営業する方々が、駐車場利用者増加のために、付加サービスを無償提供するなど積極性を示しており、設置の目的である貸付金返済との兼ね合いがあるとはいえ、市としても、稼働率向上による増収策として、平日のみ引き下げるなどといったことも検討すべきと思うがどうか。

各種の制度融資については、今年度から貸付金額や償還期間の変更などを行ったが、新年度予算を計上するに当たり、どのように分析しているのか。今後においても、制度それぞれの実績や目的をじゅうぶん精査し、借り手の実情に合った真に使いやすいものとなるよう努めるべきと思うがどうか。

ご意見箱などを通じて寄せられる観光に関するさまざまな声の中には、客引き行為と言われているような長年の懸案となっている問題もあるのではないかと。民間の営業にかかわる部分もあるために根本的な解決が難しいものもあることは理解できるが、ひいては本市観光の衰退を招きかねないことであることから、市としては、歯止めをかけるべく、積極的な姿勢で対応しなければならないと思うがどうか。

フィッシュミール協業組合に対する施設使用損失補てん金約1億5,000万円の支払を求める訴訟については、1,000万円で和解ということだが、原告である市側のいわば大幅な譲歩による敗訴とも言えるものであり、そもそも司法の判断にゆだねるのではなく、市の努力で解決すべきものだったのではないのか。また、これまでに要した裁判費用が和解金の半分にも達していることから、弁護士への成功報酬については、市が毎月支払っている顧問料の範ちゅうとして扱うなどといった交渉は考えられないものか。などです。

なお、閉会中の2月15日に開催されました当委員会におきまして、平成16年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案、平成17年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案、石狩湾新港管理組合定数条例及び事務部局に関する条例の改正案、石狩湾新港(西地区)埋立地用途変更に係る意見聴取、外航船へのPI保険加入義務について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第44号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第27号並びに所管事項の調査につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**21番(古沢勝則議員)** 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対をして、議案第44号は否決の討論を行います。

市の財政再建策を考える際、石狩湾新港問題は避けて通ることはできません。新港は、現在、マイナス14メートルバースの建設が進められています。このバースを利用すると見られる王子製紙の利用計画概要が示されました。利用開始時期は平成18年の秋、チップの年間取扱量が約35万トン、バルクヤードの面積約7ヘクタール、ここにホッパーやベルト・コンベヤ、旋回スタッカーなど荷役機械が管理組合負担で設置されます。年間入港隻数は具体的に示されていません。苫小牧港の場合では、およそ10隻から20隻ですと聞かされているにすぎません。その上、このバースを使う予定だとされている北電の利用計画に至っては、全く示されていないのが現状であります。王子製紙が負担する荷役機械の使用料もいまだに不明でありますし、入港料も仮に5万トンクラスの船が年間20隻入ると見ても、せいぜい180万円程度であります。年間の岸壁使用料も、これも多めに見ても一千二、三百万円であります。このマイナス14メートルバース建設に330億円以上投入しながら、利用見込みと使用料収入はこの程度でしかありません。こう指摘すると、必ず返ってくる答えは決まっています。つまり、一つには、マイナス14メートルバースは王子製紙単独のものではないということ、公共バースだということであります。二つ目には、国際ターミナルという位置づけの港湾整備として進めている、そういうことでもあります。このように説明されますが、しかし、先行きの展望、利用計画は何一つ示すことができないでいます。

加えて、中央地区3工区にかかわる償還問題も、いよいよ待ったなしの状況を迎えています。山田市長をして「厳しさを増す港湾経営の中で二つの重要港湾を抱えることは、本市の財政規模からいっても大変な負担だ」、このように述べるまでもなく、新港の建設が進めば進むほど本市財政には大きな重圧となってくることは避けられません。

よって、石狩湾新港事業こそ、今、本腰を入れて見直すべきであります。本件第44号には反対、否決を求める討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第44号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時27分**

**再開 午後 3時00分**

**議長（中畑恒雄）** 休憩前に引き続き会議を再開し、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

放置されている空き家が大雪のため倒壊し、隣家の壁などを破損する事故があったが、市サービスセンターは被害を受けた市民から相談を受けているのか。これら空き家に関する件については、空き家対策の庁内会議において、担当部局に伝えてもらいたいだろうか。

ふれあいパスについては、利用実績に応じた市の負担額を算出できるよう、回数券方式を導入することである。しかし、使用額ではなく販売額で算出するため、券には1年ほどの有効期限があり、入院や紛失などの理由で使用されない分まで過剰に支払うことになる。バス会社との契約内容を利用実績に合うよう再検討すべきと思うだろうか。

国は、現在、障害者福祉について、グランドデザインと呼ばれる各種障害の福祉サービスを一元化するなど、大幅な制度見直しを進めているとのことである。現状、国の補助対象を目指して用地取得するなど、身体障害者施設の建設計画を進めている事業者の中には、このほどの制度変更に関心している者もいるのではないかと。市は、国の制度変更に関して、これら施設等からの相談に適切に応じてもらいたいだろうか。

ふれあい収集については、単身高齢者など自分でごみを捨てるのが難しい世帯を対象とし、特段、件数の制限を設ける考えはないというが、申込数をどう見込んでいるのか。申込者の実態調査の結果、同様の条件でありながら対象外となる方が生じないよう、可能な限り対応してもらいたいだろうか。

廃棄物最終処分場への埋立量は、家庭ごみ有料化や焼却場の完成により減少するものと思うが、市はどう見込んでいるのか。同処分場や焼却場の建設などを含め、今後ともごみ処理には巨額の費用を要することは明らかであり、ごみ量の減少による処分場の延命などのバランス感覚を持ちながら、あわせて、あらゆる機会を通じて現状を市民に対して周知してもらいたいだろうか。

4月から家庭ごみの有料化が実施されるが、直前には駆け込みで多くのごみが排出されることが予想される。市は収集車の増車によって対応するというが、ごみについては収集されなければ、すぐに苦情となることから、じゅうぶんな対策を講じてもらいたいだろうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第12号、第33号、第44号、第48号及び第53号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情第7号及び第37号は継続審査と、陳情第58号は採択と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番(新谷とし議員)** ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情はすべて採択を主張し、討論を行います。

陳情第7号は、銭函地区コミュニティセンター(仮称)建設方についてです。

銭函市民センターは、地域住民に利用されているものの、銭函地区の東部に位置するため、張碓、春香、桂岡町、また銭函1丁目の住民にとっては不便です。銭函1丁目あるいは桂岡町にコミュニティセンターが建設されるとたいへん便利になると同時に、地域的にもバランスがとれたものになります。21世紀プランでは、少子高齢化、核家族化が進む中、地域のコミュニティ活動の拠点づくり、コミュニティセンターの整備など求められているとうたわれています。地域で住民同士が触れ合い、生き生きとした日々を送るためにも、コミュニティセンターを建設して応援すべきと思います。

陳情第12号は、朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方についてです。

平成14年第1回定例会に、朝里十字街共同住宅跡地にコミュニティセンターの建設を、と地域住民が8,475筆の署名を集めて議会に陳情したことは、ご承知のとおりです。陳情は審議未了で廃案となったものの、平成15年の第3回定例会に、また住民の熱い願いとして再提出され、その後も地域ではコミュニティセンターの内容について、地域の歴史を生かしたものにしたいなど希望が語り合われ、一日も早い実現を望んでいます。さまざまなまちづくりの活動や老人クラブの活動も盛んであり、また、児童数の多い地域でもあることから、子どもから高齢者まで集える場所が必要です。厳しい市財政ですが、石狩湾新港などへの支出を中止して、短期的展望を持ち、住民の願いにこたえるべきではないでしょうか。

陳情第33号は、生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方についてです。

厚生労働省が提案していた生活保護負担金引下げは、2006年度実施を目指して地方関係者が参加する協議機関を設置し、検討することになり、引下げについては今年度は見送られました。16年第3回定例会で意見書案第12号生活保護の見直しに関する要望意見書が全会一致で可決され、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省に提出されたことが大きな力になったのは言うまでもありません。

この陳情第33号は、15年の第4回定例会に全国生活と健康を守る会後志・小樽本部から提出されたものですが、16年第3回定例会で可決された意見書と内容は同じものです。このとき我が党は、陳情第33号の採択を主張し、民主党・市民連合も賛成しました。しかし、自民党、公明党、市民クラブ、れいめいの会は継続審査を主張し、その後も同じ態度というのは全く理解がいきません。今からでも、ぜひ採択に回ってください。

陳情第37号は、国民健康保険料の値上げ反対方についてです。

小泉内閣三位一体の改革により、2005年度、国民健康保険への国庫補助金が5,450億円削減され、同額が都道府県に税源移譲されるということです。市町村の国保財政に繰り入れられる補助金に大きな変化はないとされるものの、国保に対する国の責任を大幅に後退させるものです。さらに2006年度、医療保険制度の改革として、国民健康保険を、都道府県単位での統合・再編を行おうとしており、それに向け保険料の平準化などで保険料の引上げになることが懸念されます。

また、16年度税制改革による高齢者公的年金控除の縮小で、18年度は大幅に国民健康保険料が上がるのが予想されます。あわせて介護保険料も上がります。年金引下げ、医療改悪、15年度からの介護保険料の引上げなど、さまざまな形で市民に負担が負わされているときに、市民の大事な命を守るため、国民健康保険料の引上げは認められません。

陳情第44号は、「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方についてです。

小樽市は、有料化は認められないものの、4月から資源物の分別収集が拡大されます。しかし、使い捨て型の容器が大量生産、大量使用される浪費型構造を見直さない限り、リサイクルすればするほど自治体負担

がかかり、それを市民に転嫁するという悪循環になります。

真の循環型社会形成のためには、生産者の責任も問われます。もちろん収集、分別、保管の費用を価格に含めることで製品の便乗値上げにならないようにしなければなりません。再活用、リサイクルをより進めるために、法の見直しは必要です。

その他の陳情も願意妥当、採択を主張して、討論とします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第44号及び第53号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第12号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第7号及び第37号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

**13番(前田清貴議員)** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国道5号の東小樽交差点には地下歩道が設置されているが、この交差点から、さくら学園までの区間に横断歩道を設置してほしいとの要望が地域住民からある。公安委員会によると、現地は、道路が曲線でこう配もきつい上、車両の走行速度も高く、交通量も非常に多いといった特色があり、現在の区間距離では、住民要望を考慮に入れても、信号機や横断歩道の設置は困難とのことである。しかし、歩行者の国道横断が目立

ち、非常に危険なので、交通安全上ぜひとも横断歩道の設置が必要であり、北海道開発局や公安委員会との協議を継続して実現に努めてほしいがどうか。

銭函2丁目の市道谷地線、通称ボンナイ川沿線は、小中学生の通学路であり、沿線の住宅が増え、交通量も増加しているが、現状は、歩道もなく、一部の狭い部分は1車線であり、地域住民の自動車や歩行者の通行に危険な状態が続いている。この路線は、市の河川敷地内に道路があり、用地取得を行わなくても道路改良が可能な路線であるが、歩道設置、道路拡幅といった住民要望の実現には至っていない。財政難の折ではあるが、今後は、測量調査で用地画定を進めて、臨時市道整備事業に位置づけ、早期に整備計画を策定し、道路改良に着手すべきと思うがどうか。

市では、除雪作業に支障があるため、冬期のみ駐車禁止とする交通規制標識を小樽警察署長権限で市道に設置していたが、この措置が廃止され、平成15年度から通年での駐車禁止という形でしか規制できなくなったため、平成16年度から3か年をかけて順次撤去していると聞く。既に規制標識の効力はないが、冬期間の迷惑駐車への注意喚起といった意味合いがあると思われる、駐車車両の排除に一定の効果が期待できるため、町内会とも協議しながら、要望のあるものは、夏季はカバーをつけるなどし、標識を撤去しないで、有効利用することも考慮に入れて作業を進めてほしいがどうか。

市の試算では、約1万4,000世帯の高齢者世帯すべてで置き雪の間口除雪を行った場合、新たに約1億5,000万円の費用を要するため、実施が難しいとのことであるが、除雪サービスに登録している世帯や身体障害者世帯など対象世帯を絞れば費用を少なくできる上、人力で作業を行えば雇用の拡大も見込まれる。高齢者や身体障害者世帯などの除雪困難世帯への置き雪除去は、市が、道内主要都市の状況を調査した結果、札幌市では有償ボランティアで行い、旭川市では置き雪が生じないシャッターブレード搭載のグレーダーを使用して無償で行っているという。市は、置き雪に対する根本的な解決策はないとしているが、これら他都市の例も参考に、もっと積極的に置き雪対策に取り組み、どういう作業方法をとれば問題解決できるのか研究を重ねるべきではないか。

平成10年度に策定した公共賃貸住宅再生マスタープランにおいて、現状、計画どおりに建設できた住宅と、積み残しになった住宅があり、工事が着手されなかった市営住宅の入居者は、早期建設を期待している。平成17年度策定の公共賃貸住宅ストック総合活用計画では、積み残しになった住宅をどう位置づけしていくか、政策空き家をどのように再編していくかが課題になっており、特にオタモイ住宅は、新旧の住宅において住環境に差が生じてしまうことになるため、既存住宅の集約、改良を含め、入居者が希望の持てる前進的な計画を策定してほしいがどうか。

水道局の将来計画において、下水終末処理場機器の経年劣化に伴う更新は、当初250億円の予算規模で進めてきたとのことだが、近年の財政状況を考慮した結果、大幅に規模を縮小し、第1期計画として、中央下水終末処理場約70億円、銭函下水終末処理場約5億円、ポンプ場その他約5億円の合計約80億円で減額し、平成17年度に実施設計、平成18年度から平成25年度にかけて更新を予定しているとのことである。事業規模を財政状況に合わせて大胆に縮小できたことは評価するが、今後も、上下水道施設の維持管理においては、これまでも増して計画的・効率的な事業展開に努めてほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号及び第52号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第37号ないし第39号、第41号及び第42号並びに陳情第61号につきましては、議案は可決と、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情は願意妥当で、すべて採択を主張する討論を行います。

陳情第1号は、銭函3丁目ひばり団地からほしみ駅へ通ずる道路の新設整備で、この道路ができると、ひばり団地と付近の住民にとってたいへん便利になります。陳情の願意は妥当です。

陳情第3号は、市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方についてです。

オタモイ通線は長橋中学校へ通う生徒の通学路ですが、バッティングセンター前からテニスコートまでは狭く、とりわけ今冬は1982年以来の大雪でしたから、通行はたいへん危険で、歩道の整備は切実な課題です。陳情の願意は極めて妥当です。今進められている市営オタモイ住宅建設にあわせて順次整備すべきです。

陳情第4号、第6号、第8号及び第14号は、ロードヒーティング敷設の陳情で、それぞれ市道潮栄線の一部、市道潮見台川沿線、市道清風ヶ丘本通線と市道桜2号線の一部に対しての要望です。

今年の冬は、陳情が出ている坂道で事故が相次いで起きています。市道潮栄線では事故調査に来たパトカーが坂道中間地点から滑り落ち、下でとまっていた車にぶつかって二重事故になってしまったほか、五、六件の物損事故が起きています。住民の話を聞きますと、砂散布は強く言わなければならない、砂箱も雪に埋まって役に立たないという状態で大変だったということです。この道路は望洋台方面から往来の車両も増えたこともあり、このままでは事故は増えかねません。当面は砂散布を強めつつロードヒーティング敷設をすべきと考えます。市道潮見台川沿線は、砂まきはされているものの1日に5件のスリップ事故が起きた日もあり、危険さは変わりありません。市道桜2号線では、陳情箇所の急こう配地点で下りの車がスリップ、通行人にけがをさせ入院という人身事故が起きています。

このような事故がしばしば起きては、住民の皆さんは安心して暮らせません。小樽市建設部もパトロールを強化するとともに、住民の困っていることを聞き取り、当面の対策をとることとあわせて順次ロードヒーティング敷設をすべきではないでしょうか。ロードヒーティング経費は、17年度は電気料の値下げなどで1,000万円減額になる予定であるということですから、財源にもなります。議会としても、陳情を採択して住民の皆さんの負託にこたえるよう、議員各位の賛同をお願いします。

陳情第52号は、市道高商通線の歩道整備方についてです。

昨年の第4回定例会で出されたもので、前回述べたとおりですが、30年を経た歩道は傾斜、ひずみなどで歩きづらいところが多々あります。高齢者や身障者、また、ベビーカーを押して歩く子育て真っ最中の住民の皆さんが安心して歩けるよう改修すべきです。

以上、陳情された住民の切実な思いをくみ上げ、早く要望が実現するよう議会として力を尽くすことを訴えまして、討論を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第4号、第6号、第8号、第14号、第21号及び第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第10号及び第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

**18番(佐々木勝利議員)** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、本定例会において陳情第57号小樽市小学校適正配置実施計画案再検討方について及び第59号量徳小学校の存続方についてが付託されたことに伴い、会期中に開催いたしました。

その主な質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

教育委員長は、実施計画案に基づき行われた3次26回にわたる地域説明会の様子について、事務方から説明を受けているというが、それでもなおかつ平成18年度からの実施が必要と判断した理由は何か。保護者から教育委員会の対応のふじゅうぶんさへの不信感が募っており、そのことを重く受け止めて、実施延期も含めて対応してもらいたいかどうか。

小学校適正配置は、当初全市一斉に検討を行うということであったが、昨年11月に示された実施計画案で、その対象が一部の地区に限定されたことが父母などに不公平感を抱かせ、理解が得られない大きな原因になっているのではないか。

新市立病院基本構想との関係において、量徳小学校廃校後の跡地が候補の一つに挙げられているが、今までの議論を踏まえると適正配置の実施時期が前提となるものではなく、父母からは学校行事などを通して受入れ校の子供たちと交流する期間が欲しいとの声もあり、実施時期については慎重に検討すべきではないか。

昨年7月から学校評議員制度が導入されたが、このたびの適正配置計画案について該当4校では評議員から意見を徴したのか。市教委は本制度は学校運営について校長が意見を求めるものであり観点が違うというが、学校の廃止という大事な問題については、当然意見を求めるべきものではないのか。

複数学級を実現するため適正配置を行うというが、本来、人口の増加に伴い子どもが増えることにより実現されるのが理想であり、市教委はそういう観点に立っているのか。市の人口対策やまちづくり施策などを見据えて適正配置計画を策定することが重要と考えるかどうか。

1学年2学級にすると学校の活性化や学習効果の向上が図れるというが、現在1学年1学級の量徳小学校では、少人数のよさを生かす教育効果を上げていると聞く。市教委の説明は父母などが納得できるものとは言いがたく、昨年適正配置を行った札幌市の状況を調査するなど、そのメリットについてより具体的な事例を示し、時間をかけて理解を求めることが必要ではないか。

スクールバスの運行に関し、市教委は、子どもの乗降場所、バスの回転場所、運転手の勤務体制などについてどのような検討を行ったのか。今後とも安全運行のために必要な環境整備を行っていただきたいかどうか。

市教委は、小学校適正配置の実施の再検討を望む声のある中、平成18年4月実施の考えに変わりはないと

のことであるが、今後、計画の決定や通学区域の変更などについて、どのような手続を行って実施していくのか。

市教委の平成16年の令達番号簿では臨時会の招集について第5回からしか記載されていないが、第1回から第4回は招集されていないのか。教育委員長の許可を得て持ち回りで承認を得たというが、告示を行わないで委員会を開催できる根拠は何か。そもそも教育委員会会議規則に定める招集の告示は、市民に知らしめるために行われるものではないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第57号及び第59号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**8番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第57号及び第59号は採択を主張して、討論をします。

小学校適正配置実施計画案にかかわる3次26回の説明会が開催され、日本共産党市議団は、すべての会場での説明会に出席し、保護者、地域住民、校友会の皆さんの意見を直接聞いてきました。我が子を思う親の気持ちのもとより、学校教育に寄せる思い、学校教育への地域のかかわり方、行政の在り方への率直な見識ある意見の数々は感動を呼ぶものでありました。

今度の適正配置実施計画案について、我が党はこれまでも繰り返し、1学年1学級の学校は引き続き残される、適正配置実施後には1学年40人の学級が新たに生まれ、30人学級がすう勢になっている日本の教育情勢の中で、そのことに何の手だてもとられずに適正配置の基本方針である教育の活性化、活力ある学校づくりが図れるのか、整合性がないのではないかと指摘してきました。

地域説明会でも、多くの保護者、教育関係者から同様の趣旨の質問が繰り返されました。適正配置計画を進めようと主張する会派の皆さんは、児童の減少で1学級10人未満のクラス編制ができ、学力・体力の低下に影響する旨の心配をされていますが、中山文部科学大臣でさえ国会答弁で次のように述べています。「集団的な行動とか、そういったものを学ぶには、ある程度の数が必要じゃないか。こういった認識であったものでございますけれども、大臣になりましてあちこち回りますと、本当に現場の先生から言われるのは、昔の子どもたちに比べて今は手がかかるんだと。私の妹も先生をしておりましたけれども、『それは兄さん違うよ。本当にもう少し減らさないと先生方も大変だ』。本当にそういう意味では、少人数といいますが、少しずつでも、やはりクラスの数を減らす方向にいかないと、これはいけないんだな」と言っています。何よりもこれまでの説明会では、四、五年かけて行うと言っていた計画が実施計画案が示された途端、一年半後の18年4月に実施されなければならないのか、子どもたちの気持ちに寄り添うやり方なのかといった保護者の疑問、質問に何ら納得の得られる説明がされていません。小樽市の活性化の基本である「まちづくり」「人づくり」は、教育の力によるところが大きい。このことは、だれもが認めるところでしょう。その小樽市の教育の大きな課題を前に、市教育委員会と市民との気持ちが大きくかけ離れている。これでは、市長が常々言われている市民との協働、協力によるまちづくりの理念の達成も図れません。

保護者、地域の皆さんは、子どもの教育の問題で、教育委員会と心を通わせた話し合いをしたいと願っています。その思いの前に立ちちはだかる壁は、18年4月実施を崩さない教育委員会側の姿勢です。陳情に示され

た保護者、住民の思いをしっかりと受け止めることが、小樽市においては、将来にわたり地域に根差す学校、活力ある教育の実現を達成できる道であることを訴えまして、討論いたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 2番、横田久俊議員。

（2番 横田久俊議員登壇）（拍手）

**2番（横田久俊議員）** 自由民主党を代表いたしまして、陳情第57号、第59号について継続審査とする討論を行います。

両陳情とも小学校の適正配置に関するものですが、我が党は、この小学校適正配置計画に従来から賛成の立場であります。少子化が進み、本市の小学生の児童数は、ピーク時には約3万人いたものが、現在はその約5分の1の6,000数百人にまで落ち込んでおります。今後もこの傾向が好転する兆しは見え、平成20年には5,000人台に突入する見込みであります。一方、小学校の数は児童数がピーク時のままであるといういびつな構造になっており、このため、多くの学校では1学年1学級の編制を余儀なくされているところがあります。

適正配置を実施しないで、このまま1学年1学級のままでよいという意見もございます。しかし、適正配置を実施しなかった場合、この18年4月からすぐに新入学で1学年1学級、その学級の人数が10人を割る一けたになる学校も出てまいります。確かに少なさゆえに目の届く教育が可能でありましょう。しかし、この子どもたちは、その人数のまま6年間を過ごすこととなります。もちろんクラスがえもできません。学力、成績も固定化されます。スポーツや音楽、美術などの能力も同様に固定されます。果たして本当にそれでよいのでしょうか。1学年2学級で、より多くの仲間と接する機会をつくってあげる、適度な時期にクラスがえをし、新たな出会いができることによって、新しい人間関係を築く力を自分自身で養う。その結果、多くのかげがえのない友人をつくることのできる。どちらが真に子どもたちのためになるのでしょうか。我が党は後者の立場であります。目が届くとする少人数指導は、適正な規模を確保しても可能であります。全国でさまざまな研究がなされております。適正配置に反対するのではなく、むしろそうした制度をどのように導入していくかの議論を進めることが我々の責務ではないでしょうか。

先日、小学校の卒業式に出ささせていただく機会を得ました。卒業生と在校生の呼びかけがありました。その中で卒業生がこう言うておりました。「3年生。初めてのクラスがえ。どんな人と一緒になるのか、胸がどきどきしました」。このどきどきわくわく、議員各位も経験があることでしょう。学校は、もちろん学問を学ぶだけの場所ではありません。日々のさまざまな出来事に感動し、胸を弾ませる、そうした教育が真に子どものための教育ではないでしょうか。

当初この計画を白紙撤回としていた共産党も、適正配置計画を推進することに異論はないがとする陳情第57号に採択の態度を示しております、また、最大公約数、先ほどの表現では最小限と言っておりましたが、実施時期を1年遅らせるべきだとも主張しておられます。全面撤回との立場から、若干実施にご理解をいただってきたのではないかと考えております。反対される方々のご意見の中に、仲間と別れるのがかわいそう、新しい環境になじむか心配というものがあります。それでは、親の都合などで転校する子どもは皆かわいそうということになるのでしょうか。だれもそうは思わないでしょう。自分の意思にかかわらず環境が変わることは、社会に出たらまあります。そうした試練を避けるのではなく、試練を乗り越えていく力を与えることが大事であると思います。子どもの適応能力を信じましょう。子どもは、そんなに弱くありません。万が一子どもがくじけたとき、それをしっかりとサポートするのも、我々大人、そして教育者の重要な仕事ではないでしょうか。

今後も引き続き教育委員会による説明会が開催される予定であります。地域や保護者にさらにじゅうぶん

に説明をされ、この計画にご理解をいただけるよう取り組まれることを期待いたします。少なくとも通学路の安全確保という、山口議員が常日ごろおっしゃっておりますが、この課題は計画実施とは切り離せないものであります。そうした議論もさらに進めていかなければなりません。

先ほどの中山文部科学大臣の話は私は聞いておりませんが、お話を伺う限りでは、先生方が大変だというふうに聞こえました。我が党としましては、今後の状況をしっかりと見守ることが必要と思っております。したがって、本陳情を継続審査とすることを主張いたしまして、自民党を代表しての討論といたします。  
(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

**5番(森井秀明議員)** 陳情第57号に対する採択の討論を行います。

1学年複数学級への実現を考えると、このたびの計画に対してさらなる議論が必要であると考えております。何度か説明会をかいま見させていただきました。その中で、子供たちが感じる不安、親を感じる不安、先生たちが感じる不安を見てまいりました。環境の違いに対して、もちろんそれだけではなく、小樽の未来に対して不安を感じている方々もいらっしゃいました。開かれた学校づくりに向けた動きもある中、地域コミュニティの核として確立されつつある小学校がなくなることは、地域における影響は小さくはないと思われます。これらの不安の共有は、市民と市教育委員会ではしていかなければいけない出来事ではないでしょうか。

さらには、よりよい教育を実現していくという思いにおいては、市民、市教育委員会ともども同じだと思われれます。それらをよりよくお互い共有していくためには、教育委員会と市民との対話がさらに深く行われていかなければならないと感じております。これらのことを考え、改めて陳情文を振り返ると、すべてにおいて願意妥当であると考えます。ぜひ各会派の皆さんにおかれましても、この陳情第57号に対して採択を選択していただけることを期待し、討論とさせていただきます。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第57号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第59号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号ないし第12号及び決議案第1号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第12号につきましては提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号及び決議案第1号について、順次、提出者からの提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

**8番(菊地葉子議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号並びに決議案の提案説明をいたします。

意見書案第1号は、市場化テストや給与構造見直しに反対するものです。

「市場化テスト」とは、さまざまな公共サービスについて官と民がコストやサービスの品質両面で競い、すぐれた方が落札するというしくみであり、小泉首相が進める新行政改革大綱に名をかりて公共的なサービスを営利企業のもうけの対象として提供する商品化の動きです。利潤追求が厳しくなった民間事業者が撤退の自由を主張しないという保障はなく、地方自治法がうたう地方公共団体の役割、住民の福祉と健康の増進を図ることができるか、甚だ疑問です。

給与構造見直しに関しては、地域に応じた適切な給与調整として、国家公務員の俸給水準を引き下げ、20パーセントを上限とした地域手当支給実績評価による査定昇給制度の導入などが検討されています。こうした給与構造の見直しは、機関、地域の間、さらには個々の職員の間での給与格差を広げ、競争と分断によって職場のチームワークを乱すことにもつながります。

また、地域の国家公務員給与の引下げは、地方公務員、教員はもとより民間労働者の賃金にも影響を与え、不況にあえぐ地域経済に悪影響を与えることが明らかであり、公務職場にはそぐわないものです。

意見書案第2号は、定率減税の廃止を行わないことを求めるものです。

景気対策の一環として1999年に導入された定率減税を、景気回復を理由に、小泉内閣与党の自民党、公明党が、縮小・廃止しようというものです。小泉首相は、定率減税について臨時異例の措置と、廃止するのが当然のような説明をしていますが、定率減税を導入するときの税制改革に関する答申、1998年12月26日、政府税制調査会が答申したのですが、「1年限りの特別減税と異なり、期限の定めのない恒久的なもの」と説明しています。定率減税について臨時異例の措置という説明は、縮小・廃止を押しつけるために作為的に持ち出されたものです。

しかも、国民の生活実態は景気回復とはほど遠いものであり、定率減税の縮小・廃止が景気回復にマイナスであることは、1997年に橋本内閣が消費税増税など9兆円の負担を強行し橋本不況を招いたことを指摘して、「日本は増税という失敗の歴史を繰り返すべきではない」と英国フィナンシャルタイムズ社説でも取り上げられるほどです。「既に年金保険料の引上げなど個人消費にマイナスの影響を与える制度改革もっており、ここに来て減速傾向を見せている景気の先行きに悪影響を及ぼすことが心配である」、日本商工会議所会頭の言葉です。などなど、経営者、海外からも異論、反論が続出していることから明らかです。景気回復の芽を摘み取る定率減税の縮小・廃止は避けるべきです。

意見書案第3号は、食糧自給率の抜本的向上を柱にした農政改革を求めるものです。

食料・農業・農村基本法の5年ごとの見直し新基本計画案は、9日、政府の審議会によって答申されました。前基本計画の策定以来、BSEの発生、輸入農産物からの残留農薬の検出や産地の偽装など、食をめぐる事件が多発しました。輸入野放しと価格政策の放棄による生産者価格の暴落で、大規模経営を含む多くの農家と産地が打撃を受けています。その原因の大本が自民党農政が農業貿易の拡大を最優先し、助成政策による増産を否定するWTO農業協定を全面的に受け入れ、国境措置や価格政策を放棄してきたからにすぎません。今、見直さなければならないのは、多くの生産者に打撃を与えている輸入野放し、生産や価格を市場任せにしている政策です。食と環境が見直され、農業の担い手が育とうとしています。そこにしっかりと支援の手を差し伸べるべきです。そのことによってこそ自給率目標も、農業の多面的機能も保障されるのではないのでしょうか。

意見書案第4号は、憲法の平和的・民主的原則を擁護することを要望するものです。

昨年6月、大江健三郎さんをはじめ著名人9名が呼びかけ、「9条の会」が結成されました。日本国憲法

を守る。この一点でつなぎ、改憲の企てを拒む呼びかけの後援会が全国津々浦々で大きな賛同を呼んでいます。9条の会のアピールの一文を紹介します。「憲法9条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法9条を持つ国だからこそ相手国の立場を尊重した平和的外交と経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです」。この呼びかけに答え、全国津々浦々で、職場で、地域で、9条の会が結成されていますし、この小樽市でも、今まさにその準備中です。国民の多くは平和憲法の遵守を希望しています。地方議会は、その思いにきちんとこたえるべきです。

意見書案第5号です。NPT再検討会議成功に関するものです。

今年5月にニューヨーク国連本部で開催されるNPT再検討会議では、5年前の核兵器廃絶の明確な約束など、核廃絶を含む核軍縮の合意の実行が焦点になります。再検討会議成功のために向けて、世界の人々が行動に立ち上がっています。新アジェンダ連合や非同盟諸国の政府が、その合意を実行に移すように求め、マレーシア政府は非同盟運動全体を代表して核兵器廃絶に至る条約交渉を開始するよう要求しています。4月には、世界の非核地帯に加わる108か国の政府がメキシコに集まり、核兵器の廃絶の実行を要求する準備を進めています。広島、長崎の市長の「2020年を目標に核兵器廃絶を」との呼びかけに全米市長会議をはじめとした世界の自治体の支持が寄せられているなど、紹介できる事例がまだまだあります。このように世界が立ち上がっているとき、唯一の被爆国である日本政府がNPT再検討会議成功に向けてふさわしいイニシアチブをとることを求めるものです。

決議案第1号は、道警不正経理問題にかかわる100条委員会設置を求めるものです。

道警の不正問題では、返還処分で幕引きをねらおうとの思わくに反して、次々と新たな不正の事実が明らかになっています。内部調査の信ぴょう性が大きく崩れたことが明らかで、道議会が適切な対応をしなければ議会に対する道民の信頼も後退することにつながります。ここに至っては、道民の信頼を回復するためにも、100条委員会の設置は急がれるべきです。

委員各位の皆さんの意見書案に対する賛成をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 17番、山口保議員。

（17番 山口保議員登壇）（拍手）

**17番（山口 保議員）** 意見書案第6号地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

本年2月3日の朝日新聞によりますと、「札幌、函館など道内主要都市でここ数年生活保護を受ける世帯が軒並み急増している。各市が支給する生活保護費は当初予算の10パーセントを超え、自治体財政を圧迫している。高齢化と失業の増加が背景にあり、道内は特に顕著だ。景気回復の遅れを改めて浮き彫りにしている」とあります。

本市でも、平成13年2,926世帯、14年3,092世帯、15年3,070世帯、平成16年度末で3,237世帯と増加の一途であり、平成16年度生活保護費83億7,000万円、実に一般会計の12パーセントを超える現状であります。また、本市を含め全道の自治体の市税収入は減少し続けており、周知のとおり各自治体は厳しい財政運営を余儀なくされております。全国的には景気、経済状況は持ち直し傾向にあるなどと言われておりますけれども、道内の景況はいまだ悪化の一途をたどっており、地域経済の停滞はいっそう深まっております。

また、雇用情勢は一向に改善されておらず、労働環境も悪化の一途であります。平成16年7月の厚生労働省による、従業員5人以上、全国1万1,624事業所を対象にした調査によりますと、非正社員の割合が1994年度末22.8パーセント、1999年27.7パーセント、2003年末34.6パーセントと増加し続けており、また年収平

均105万円と言われるフリーターも2004年労働経済白書によれば217万人、ニート52万人、25歳未満の失業者9.4パーセント、ニートにつきましては、本日の北海道新聞の報道によれば、内閣府調査で85万人という報告もあります。

いずれにしましても、若年層の雇用不安や不安定労働の常態化は、大きな社会不安を内包しております。今や雇用環境の改善、就業対策は喫緊の課題と考えます。雇用・就業対策の拡充強化に向けて、抜本的な制度改革、財源確保を国に強く求めるものであります。

以上、議員諸氏、特に議長のご賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、意見書案第1号ないし第6号及び決議案第1号について、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第5号並びに決議案第1号に賛成の討論を行います。

意見書案第1号は、市場化テストや給与構造の見直しに反対するものであります。

そもそも市場化テストとは何か。昨年8月、政府の規制改革民間開放推進会議が新たな行革手法として本格導入を提言しました。これまで国や自治体が提供してきた公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下で官と民との間で競争入札を実施、価格や質ですぐれた方が落札をする、こういうやり方であります。

既にこれを受けて小泉首相からは「17年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい」、こうした指示を受け、早速、経済財政諮問会議等では、公共職業紹介ハローワークや社会保険庁の業務などをモデル事業の対象にせよとの議論がされています。2006年から全面導入だと伝えられています。とすれば、制度面からすべての公共事業を営利事業との競争にさらすということにつながりかねません。地方自治の本旨からいっても大きな疑問であります。

なお、公務員賃金の在り方については、特に地方間格差の導入について機会あるごとに、そのねらい、危険性について指摘をしてきました。同一の職務に同一の給与という職務給原則からいっても、また、地域経済との関係からいっても、認められないものであります。

第2号定率減税の廃止に関する意見書案であります。

所得税、個人住民税の定率減税が半減、そして廃止であります。99年の恒久的減税は、法人税と所得税、住民税の最高税率引下げといういわば金持ち減税と、庶民にも減税が及ぶ定率減税のセットでありました。

ところで、この減税の対象になった大企業、高額所得者、そしてサラリーマンや個人事業主、中小企業のうち税金を払う力が戻ったと思われるのは、いったいどれでしょうか。財務省の法人企業統計調査を見るだけでも、97年から2003年の間に大企業の経常利益が6兆円も増加したのに、その成果は従業員や労働者には配分されていません。役員報酬や配当は2兆円も伸び、逆に従業員給与は4兆5,000億円も減少であります。

今年1月からは、既に公的年金控除縮小と高齢者控除廃止で増税になった年金受給者は約500万人とされています。その上、この制度の廃止は、介護保険料や国民健康保険料の値上げに連動していきます。加えて、この定率減税の半減・廃止は、2007年からの消費税率引上げにつながる増税シナリオの序章であります。

家計所得が減り続ける不況の下、これほどの増税、負担増を押しつける。こうした内閣は、およそ戦後の歴史の中で見ることはできません。あまりにも無謀な選択であります。こうした年金課税の強化と定率減税廃止は、だれによってそもそも発案されたのでしょうか。「2兆7,000億円を増税し、基礎年金の国庫負担

分を3分の1から2分の1に引き上げる財源に充てる」。2003年総選挙のマニフェストにこのように盛り込み、「年金100年安心プラン」と大宣伝をしていた党があったことを、しっかりと記憶にとどめておきたいと思うのであります。大企業や大金持ちへの減税は温存したまま、庶民には増税を押しつける。こうした政府の姿勢は、とうてい容認できません。

第3号は、食糧自給率・農政改革に関する意見書案であります。

当面の農政の目標が食料・農業・農村基本計画であります。その見直し案から、政策の中心であった食の安心がひそかに削られています。BSEの国内発生以来、特に2002年4月に発表された食と農の再生プランによって「食の安全と安心の確保」、このようにうたって以来、安全・安心は農政の中心政策でありました。この「安心」が削られています。特定業界の意向があったのではないかと。こう間伝えられているとおりだとすれば大問題であります。

この点に関連していえば、アメリカ産牛肉の輸入再開問題もたいへん心配であります。ブッシュ大統領が小泉首相に早期再開を電話で要請し、その意を受けたライス国務長官が乗り込んできました。牛肉にライスだから牛どんだと笑ってばかりはいられません。みずからがBSE発生国のカナダ産牛肉の輸入再開を拒否しておきながら、自国の牛肉は日本に輸入させようとする。これでは全く筋が通りません。しかもその上、輸入再開に応じなければ自動車など対米輸出品の関税を引き上げる。こうなれば、もはやおどし以外の何物でもありません。自国の牛肉関連企業の利益を守ることを第一に、日本の消費者が願う食の安心は二の次だと言わんばかりであります。一昨年12月のBSE発生後、世界では40か国がこのアメリカ産牛肉の輸入禁止措置を今なおとっています。日本にその突破口役を引き受けさせようというのであれば、それはあまりにも身勝手な話であります。意見書は、第1に食糧を外国に依存する農政からの転換、第2に農業と食の基本方針が財界や特定の利害のために変更されてはならないこと、第3に政府に対し安全・安心を中心とした原点に立ち返ることを求めるものであります。

第4号、憲法擁護に関する意見書案であります。

5年をめどとした衆参両院の憲法調査会の調査が終了しました。自民党では、4月下旬に予定している新憲法起草委員会の試案発表に向けて準備が急がれています。与謝野政調会長は、今月1日、日本記者クラブでの会見で「ひとりよがりのもをつくっても相手にされない。共感を持っていただけるような案をつくりたい」、このように述べましたが、たぶんそれは国会での3分の2の賛成という改憲の発議要件を意識したものと見られています。

こうした一方では、憲法前文小委員会の安倍晋三委員長代理が我が党の考え方を前面に出すと強調し、自民党らしい改憲案を目指す動きも活発であります。いずれにしても、改憲の最大のねらいは憲法第9条であります。自衛隊を憲法上明確に位置づけること、集団的自衛権の行使を認めること、国民の基本的人権を停止する非常事態規定を置くこと、さらには国防の責務を負わせることなど、そのねらいは明らかであります。

また、憲法改正を目指した国民投票法案についても、既に非公式の協議が開始されていると伝えられています。日本国憲法は、日本の宝と言ってもいい9条や人権条項など、世界でも先進的な規定が盛り込まれている誇るべき内容であります。今、国会の中では、改憲の大合唱であります。しかし、国民の中には、1947年の施行以来58年間の歴史の中で、こうした憲法の理念が深く刻み込まれています。憲法こそしっかりと守ってほしい。これこそが多数の国民世論ではないでしょうか。

第5号、NPT（核不拡散条約）再検討会議成功に関する意見書案であります。

世界で189か国が加盟するNPTは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、この五つの国だけに核兵器保有を認める一方、他の国々には保有を禁じる、つまり核独占体制の維持を前提とした不平等条約であります。とはいえ、この条約第6条では、核保有国に軍縮努力を求めています。前回、5年前ですが、

再検討会議では、核保有国による核兵器廃絶の明確な約束が、アメリカも含めた全会一致で合意されました。しかし、大量破壊兵器を使用する、そのおそれのあるテロリストやテロ支援国家に対するとした口実で、核の先制攻撃も辞さないとするブッシュ政権、NPT未加盟のインド、パキスタンの核実験強行、一昨年の北朝鮮のNPT脱退と核兵器製造宣言、公然の秘密となっているイスラエルの核保有等々、この核不拡散の体制が崩れ、NPTの危機さえ指摘されています。こうしたNPTが直面している根本的な矛盾は、核兵器廃絶に背を向けている保有国自身がつくり出しているものであります。アメリカをはじめとする核保有国が、自国の核を守りながら、他国の核保有は世界の平和にとって危険だといくら叫んでも、そこには何らの説得力もありません。

では、核廃絶の道はいったいどうすれば開かれるのか。答えは至ってシンプルであります。核不拡散と核廃絶、これを同時に追求する以外にその道はありません。意見書は、こうした立場から、5年前の約束を守ってください、日本政府がしっかりとイニシアチブを発揮してほしい、このように求めているものであります。

さて、決議案第1号です。道警不正経理問題での100条委員会設置を求めるものであります。

道監査委員は、18日、一連の裏金問題で道警の内部調査の妥当性を検証する確認監査について、いったん白紙に戻すことを決めました。道警の補足調査において、複数の捜査員に対して受け取ってもいない旅費を受領したという虚偽文書への署名押印を強要していた、これが理由であります。これまでも監査委員が行う特別監査においては、会計書類の廃棄、捜査員への口止め、証拠資料提出や捜査協力者への事情聴取拒否など道警の監査妨害が明るみに出ていますが、このたびの虚偽文書問題では、道議会と党の中からさえない不信感が出される始末であります。それに加えて、職員退職時の表彰規程に、1年以内に懲戒処分を受けていない職員に表彰する。このように定められていたものを、こっそりこの規定を削除しています。つまり、裏金問題で処分を受けた幹部職員18名、この18名までが退職時に当たって表彰されるように削除したわけですから、もはや何をかいわんやであります。

3月21日付け北海道新聞社説です。「道警の内部調査の信ぴょう性が大きく崩れた。こうした事態に立ち至ったからには、道議会の対応もおのずと決まってくるのではないか」。さらには「事は道民の血税が裏金に回っていたという重大な問題である。それをチェックするのが道議会の責務だ」。さらには「調査権限の強い地方自治法に基づく100条委員会を設置するよう道議会に改めて求めたい」。この社説は、大方の道民、市民の意思を代弁しているのではないのでしょうか。そして、この社説は、「道議会はなぜちゅうちょするか」、つまり、自民、公明はなぜちゅうちょするのかと問いかけた上、「多くの道民が真相を知りたがっている。疑惑にふたをする行為も許されない」、このように結んでいるのであります。

討論を結ぶに当たって、一言申し添えます。地方自治法第99条は、言うまでもなく議会の意見書提出権についての規定であります。つまり、普通地方公共団体の議会は、公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる、このように規定されています。意見書の提出とその内容は、議会自身の決定すべき権限でありますから、その議決は機関意思の決定としての議決であることは言うまでもありません。だからこそ、それは同時に市民の意思決定でもあり、市民の財産ともなるべきものであります。意見書案の一つ一つに向かうとき、そうした重さを実感せずにはいられません。この重さを議員各位とぜひ共有したいと思うのであります。以上であります。

各位の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

**19番(武井義恵議員)** 民主党・市民連合を代表して、ただいま提案されました意見書案第6号地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書案に賛成の討論を行います。

提案理由にも触れておりますように、景気、経済状況は持ち直し傾向にあるなどと言われながら、完全失業率は依然高い水準で推移しております。倒産の増大など厳しい経済・雇用情勢が続いているのも紛れもない事実であります。したがって、だれもが仕事につき、労働が正当化されるルールを確立するよう取り組むことは、私たち政治を志す者の責務であるのではないのでしょうか。そのためには就業機会の拡大を図るとともに男女共同参画の推進、不払い残業の解消などに積極的に取り組み、さらに失業の新規発生を食い止め、就業者を増やす対策が今ほど必要なときはないと言えるのではないのでしょうか。

また、経済の変化に即した労働者の権利擁護をはじめ、さまざまな面での官民格差の是正、国際的ルールの確立を推し進めますよう関係機関に働きかけなければなりません。さらに、正社員とパート社員などとの間の合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現するパート労働法改正を国会に求めるべきだと思います。

このことは、短時間であることを理由として賃金その他の労働条件について正規社員等と差別をすることを禁止するものでなければなりません。また、雇用保険の安定を図るとともに、失業給付期間が終わってもなお就職のできない人や自営業を廃業した人などを対象として、能力開発訓練を拡充し、倒産やリストラで失業した人が安心して医療が受けられるよう医療保険料などの軽減を図るようにすべきだと私は思います。

さらに、若年者の就労を促進するため、フリーター、ニートと呼ばれている若者の自立に向け、マン・ツーマンによる就労支援や民間企業等での職業訓練などのプログラムを用意することも国に求めるべきだと思うのであります。

以上の観点から、本会議において私たち議員に課せられている任務を果たす立場からも、全議員の賛成をお願いして、私の討論といたします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号ないし第5号及び決議案第1号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、否決と裁決いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 4時29分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 大 竹 秀 文

議員 山 口 保

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案、決議案

平成17年小樽市議会第1回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１６年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成１６年第４回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第９号「長橋２丁目１９、２１番付近道路の市道認定方について」は、陳情箇所を市道とする路線変更を平成１６年第４回定例会議案第３４号により提案し、平成１６年１２月１７日付で可決されました。

市道認定告示は、道路台帳図等の作成が完成する平成１７年５月を予定しております。

陳情者へは市道認定告示前に説明いたします。

陳情第５１号「築港駅前歩道橋撤去方について」は、歩道橋を撤去することについて、陳情者のほか関係町内会長などに聞き取り調査を行いました。

雪解け後、歩行者通行調査などを行い、その結果を示しながら、近隣住民その他関係者の意見を聞いた上で、歩道橋を撤去しても支障がないと判断したときには、小樽開発建設部、公安委員会など関係機関へ歩道橋の撤去について要望いたします。

なお、陳情者へは平成１７年１月２１日に上記内容を説明いたしました。

以 上

「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

景気回復がいわれる一方、地域間格差、所得階層間格差が拡大しており、憲法が保障する基本的人権を具体化し、社会的不平等を是正するとともに、公正な社会づくりを進める国と地方の公務・公共サービスの役割発揮が求められています。そのために必要なことは、第一に、地域による格差、所得による格差を縮小し、公正な社会をめざす理念を明確にすることであり、第二に、その役割にふさわしい水準のサービスを提供する制度を維持することであり、第三に、サービス提供を支える人材を確保することです。しかし、昨年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針（新行革大綱）」は、国と地方の財政悪化の下で、国の公務・公共サービス減量化、地方自治体への公務・公共サービス減量化押し付けを行おうという政府の方針を示しています。小泉改革の「本丸」とされる郵政民営化が、ユニバーサルサービスを骨抜きにし、地域間格差を拡大することが指摘されているように、公共サービスの民間開放では国民の利益と権利を損なうことが懸念されます。

三位一体改革も、税・財源委譲や国による財政調整がふじゅうぶんなままでは、教育や福祉の水準維持が困難になります。国と地方が協力し、一定水準の公務・公共サービスを提供して格差を縮小するという理念に基づく財政制度を確立することが必要です。

また、「市場化テスト（官民競争入札）」がすべての国・地方自治体のサービスを営利企業にゆだねる手段として導入されようとしています。「市場化テスト」では、委託企業が契約のたびに変わることも想定しており、安定的、継続的に、求められる水準のサービスを提供することが困難です。営利企業による効率的な経営の方を善とする立場でなく、公正な社会のための公務・公共サービスを提供することが必要です。

さらに、政府・人事院は、地方勤務の公務員賃金が民間賃金より高いとして、同一の職務には同一の給与を支払うという職務給原則を事実上踏みにじり、大幅な地域間格差導入を狙っています。これは職員の士気を低下させ、人材確保を困難にするだけでなく、国から地方へ、地方から民間へと賃下げの悪循環をもたらし、地域経済をいっそう深刻な状況にすることが明白です。

したがって、関係各方面に以下の諸点の実施を強く求めます。

- 1 住民に対する行政サービスの確保に必要な権限と財源を確保すること。
- 2 国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や「市場化テスト」は行わないこと。
- 3 人材確保を困難にし、地域経済を疲弊させる公務員賃金への地域間格差の導入は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

政府は、所得税・住民税の定率減税廃止を行おうとしています。

この定率減税は、「現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する」という目的で、1999年度に「恒久的減税」として実施されたものです。

その中身は、1．所得税の最高税率を50パーセントから37パーセントへの引下げ、2．税額から20パーセントを控除する所得税定率減税、15パーセントを控除する住民税定率減税の導入、3．法人税率の引下げなどを実施し、約7兆円の大型減税として、景気の落ち込みが深刻化する経済情勢の下支えとして大きな役割を担ってきました。

ところが、谷垣禎一財務大臣は「不良債務問題、過剰債務問題がようやく解消に向かい、景気回復が底堅いものになってきている」と、定率減税廃止の条件が整ったとの認識を示していますが、現実には、一部の大企業を除いて、所得回復の兆しは見られません。

国税庁の統計でも、定率減税が導入される前年の1998年と比べ民間企業の労働者の給与は、2003年度で19兆円も落ち込んでいます。ここ6年、サラリーマンの所得は連続して落ち込み、特に、地方での落ち込みは、いっそうきびしいものになっています。

また、日本総合研究所はレポートで、定率減税を廃止すれば、個人消費を1.3兆円押し下げるとの試算を公表しています。

定率減税の廃止は、庶民に総額3兆円を超える負担を重くのしかけ、景気回復の芽を摘み取るものであることは明らかです。

以上の趣旨に基づき、下記の事項の実現を求めるものです。

記

- 1 「定率減税」の廃止は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

食料自給率の抜本的向上を柱にした農政改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	山 口 保
	同	古 沢 勝 則

いま、政府は、「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業をすすめています。今の「基本計画」は、2010年までに食料自給率を45パーセントに向上させることを決めています、いまだ達成の見通しは立っていません。

ところが、昨年12月、農水大臣の諮問機関である農政審が公表した「基本計画」見直しの方向は、この間の農政が農業生産や食料供給に何をもたらしたか、なぜ食料自給率を45パーセントに向上させる見通しが立っていないのかなどについての具体的な検討を避け、輸入の増大を当然視して、担い手を一握りの「やる気と能力のある農業経営」にしぼって施策を集中するとか、品目横断的政策と称してこれまでの品目ごとの価格支持政策をいっそう縮小・廃止するとか、株式会社の農業参入に道を開く農地規制を見直すなどなど、現に農業生産を担っている大多数の家族経営を排除し、集落・産地を守る視野にも立たないなど、多くの問題点をもっています。

一方、農水省の調査でも、国民の9割が「輸入食品に不安を感じる」、8割以上が「国内産を食べたい」とこたえています。外国産の食料が増え続けたことで、野菜などの残留農薬や遺伝子組み換え食品をはじめ、BSE、鳥インフルエンザなど、食の安全が脅かされる事態が相次いでいることも明らかとなっています。

国民に対して、安全、安心の食料の安定供給をはかることは国の責任です。ところが、日本の食料自給率は、カロリーベースで40パーセント、穀物自給率は28パーセントと、世界でも130番目（2001年）という低さです。日本は、豊かな水や土地、海にも恵まれ、安全な食料を生産することが可能な条件をもっています。農業を衰退させ、国民の食料を外国産に依存し続ける農政は、根本的転換が急務です。

よって、政府は、次の方向で「基本計画」を見直すべきです。

- (1) 政府自身が決めた食料自給率目標45パーセントを早期に達成するとともに、国の責任において国内生産を増やし、さらに抜本的に向上させること。
- (2) 農業予算を大型農業土木事業中心から、価格・所得保障中心に切り替えること。
- (3) 米などの主食を、WTO農業協定の対象からはずし、食料主権の確立をはかること。
- (4) 農業をやりたい人、続けたい人をすべて担い手として支援し、価格・所得保障を軸に、家族経営が成り立つ経営安定政策を推進すること。
- (5) 株式会社の農業参入に道を開く農地規制の見直しでなく、農地の利用、所有は、本人の農業従事を条件にし、農業生産に不可欠な農地を維持すること。
- (6) 過大な輸入を抑え、食の安全、安心を保障するため、原産地や添加物表示を改善し、輸入検疫体制を強化し、BSE対策の全頭検査体制は維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

憲法の平和的民主的原則を擁護する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	菊 地	葉 子
	同	佐々木	勝 利
	同	新 谷	と し

近年、日本国憲法について、さまざまな議論が高まっていますが、戦争放棄はもちろん、国民主権や基本的人権など、国民の暮らし、社会保障の上でも、世界的に先駆的な内容を持ち、私たち国民が 21 世紀を平和で豊かに暮らしていく上で、かけがえのない羅針盤だということとは明白です。

憲法第 9 条の平和条項が、国連憲章がかかげる国際紛争の平和的解決の精神にも合致するものとして、多くの国々で注目されているのはそのあらわれであり、武力行使の放棄、戦力不保持で、国際紛争の平和的解決に徹する日本国憲法こそ力を発揮できるものです。

また、日本国憲法は、国民主権を定め、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と規定しています。

憲法第 25 条では、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、「社会保障の向上」が国の責任としています。また、憲法第 13 条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の規定は、環境権、プライバシー権の根拠にもなっています。

まさに、日本国憲法は、21 世紀の国づくりに生かしていくべき宝です。

よって、国会及び政府においては、現行憲法の平和的民主的原則を守り抜くために確固とした立場と態度をとるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 3 月 23 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 3 月 23 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

N P T (核不拡散条約)再検討会議成功に関する意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利

今年 5 月にニューヨークの国連本部で核不拡散条約(N P T)再検討会議が開催されます。今回の再検討会議は、前回 2000 年の再検討会議での、核兵器廃絶の「明確な約束」など核廃絶を含む核軍縮の合意の実行が焦点になっています。

非同盟諸国や新アジェンダ連合諸国は「不拡散のためにも核兵器廃絶は不可欠」と強調し、2000 年合意の実行を求めた新アジェンダ連合の国連決議には、ドイツ、カナダをはじめ多くの N A T O 加盟国が賛成に加わっています。米国内でも、新型核兵器開発をしながら他国に核兵器を持つなどと言えないなど、与党内にも批判が広がる中で、小型核兵器開発予算が削除されました。

N P T は、アメリカなどによる核独占の枠組みとしてつくられましたが、現在は世界のほとんどの国が加盟しています。2000 年の核兵器廃絶への合意は、5 か国だけに核保有の特権を認めるという N P T の矛盾や核兵器廃絶世論が拡大するなかでの画期的効果でした。

いま、圧倒的多数の政府が、核兵器の使用や拡散の危険を根本的に解決するためにも、2000 年の合意の実行を求めています。アメリカの妨害で議題も決定されていないなど、会議の推移は楽観できませんが、妨害や後退を許さず、核兵器のない世界の実現に向かって、各国での運動、政府との共同をさらに発展させることが期待されています。

よって、唯一の被爆国である日本の政府が、核不拡散条約再検討会議成功のために、次のことを実行するよう求めます。

- ( 1 ) 2000 年の核兵器廃絶の「明確な約束」など核軍縮の合意が、アメリカの妨害などに抗して実行に移されるよう、再検討会議の舞台でイニシアチブを発揮すること。
- ( 2 ) 被爆 60 年の今年、唯一の被爆国にふさわしい運動が日本国内で大きく前進するようイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 3 月 23 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 3 月 23 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	森	井	秀	明
	同	山	口		保
	同	古	沢	勝	則
	同	斉	藤	陽	一良

景気・経済状況は持ち直し傾向にあるなどと言われながら、完全失業率は依然高い水準で推移しており、倒産、自殺者の増大など、厳しい経済・雇用情勢が続いています。中小企業をはじめ、地域経済の停滞はいっそう深まり、雇用情勢は改善の兆しをみせていません。中高年のみならず、フリーター、ニートと呼ばれる若年者の就職難も大きな社会問題として注目されています。

いま雇用・就業対策は、縦割り行政を改め、教育・労働・産業の各分野が連携し、抜本的な制度改革、財源確保、労使協力を含め総合的な推進を進めることが必要です。

よって本議会は、政府において、次の事項をすみやかに実施するよう要望します。

記

- 1 特に失業率の高い若年者の就労を促進するため、職業安定所において求職から就職まで個人アドバイザーによる相談・助言をマンツーマンで実施し、教育・職業訓練などの支援策を確立すること。
- 2 地域の雇用情勢に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やNPOなどの振興による雇用創出、「緊急地域雇用創出特別交付金」制度にかわる地域主体の実効性ある雇用施策を創設し、公労使による「地域雇用推進会議」等の設置を推進すること。
- 3 メンタルヘルス・過労死、不払い残業の横行などを速やかに減らし、仕事と生活のバランスに配慮した労働時間の実現をめざすよう、労働時間短縮のための労使の取組を支援・促進すること。
- 4 正社員とパート社員などとの間の合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現するパート労働法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	否	決
-------	------------	------	---	---

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠 護
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	北野義紀
	同	高橋克幸

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6パーセントに上る可能性があるとされています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急に変更実施するよう強く要望します。

記

- 一、各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。
- 一、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(5歳児健診)や就学時健診制度を確立すること。
- 一、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
- 一、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
- 一、専門医の養成並びに人材の確保を図ること。
- 一、発達障害児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

J R 函館本線小樽築港～銭函間の波浪による列車不通対策に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	上 野 正 之
	同	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

J R 函館本線小樽・札幌間は明治13年に北海道では初めて、日本では3番目に敷設された鉄道であり、以来今日まで、人やモノの流れの活発化に寄与するなど北海道経済の発展に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、小樽築港駅から銭函駅までの11.9キロメートル区間は、鉄道が開通した当初から海岸線に至近の距離で線路が敷設されていることから、大型台風や冬季間の発達した低気圧などによる日本海の荒波がコンクリート護岸を越波し、線路敷地を激しく浸食するため、昨今札幌間の列車が不通となる被害が頻発している状況にあります。

このため、小樽市民や札幌市民をはじめとする通勤・通学者やビジネスに携わる方々、さらには観光客などの足が奪われ、特に札幌自動車道の通行止めと重なった場合は小樽・札幌間の交通経路は国道5号のみとなり、復旧までの間、小樽・札幌間の交通は甚大な影響を被っているところであります。

このような事態に際しては、鉄道事業者である北海道旅客鉄道株式会社（J R 北海道）が迅速な復旧作業を行っているところでありますが、抜本的な対策を講ずるまでには至っていないのが現状であります。

したがって、鉄道事業者である J R 北海道が抜本的な解決を図るのはもちろんであります。国におかれましても、適切な措置が講じられるよう、特段の配慮方を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

介護保険制度改正に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠護
	同	井川浩子
	同	斎藤博行
	同	北野義紀
	同	高橋克幸

2000年4月から導入された介護保険制度は、法律の規定に基づき施行後5年目の見直し時期を迎えています。

制度導入以降、従来潜在化していた社会的な要請が顕在化したこと、介護制度の周知、社会的な認識の高まりなどによって、制度開始時点では約218万人であった要介護認定者が平成15年12月には約376万人へと約7割増加していること、それに伴い介護保険財政が増大していること、不正請求の増大、また見直しを前提に実施された現行制度の在り方等々、制度の改善は喫緊の課題です。

さらに介護保険を年齢に関係なく利用できるようにすると同時に、現行制度では40歳となっている被保険者の在り方を見直すことも重要な検討課題です。しかし、被保険者の対象年齢引き下げによる拡大や給付対象の縮小、利用料の引き上げ、障害者施策との統合等々の制度改正の検討状況が断片的に伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に不安が広がっています。

高齢社会となった日本の今後を豊かな社会とするには、介護保険を安心して利用できる制度へ改善することが、必要です。

よって本議会は、介護保険制度の見直しにあたり、下記事項を含む施策の実現を行うことを要望します。

記

- 1 制度改正を行うにあたっては、年金改正における混乱の経緯を踏まえ、適切な情報の開示とともに、じゅうぶんな議論を行うこと。
- 2 ケアマネジメントの適正化を図るとともに、不適切な支出を防止する措置を講じること。
- 3 保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。
- 4 グループホーム、特別養護老人ホームをはじめとする社会福祉基盤の整備をすすめること。
- 5 高齢者の自立生活を支援するために、介護予防対策の拡充を図ること。
- 6 障害者支援費制度等との施策の調整を図るにあたっては、関係者の意見をじゅうぶんに反映し、社会福祉制度の後退を生じさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

障害者福祉制度の充実に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠護
	同	佐々木茂
	同	斎藤博行
	同	北野義紀
	同	高橋克幸

2003年4月から導入された障害者支援費制度は、施行初年度より財政上の問題は抱えつつも、利用の定着が進んでおり、社会福祉基礎構造改革によって転換された措置から契約、施設から在宅への動きが定着してきました。

しかし、介護保険制度の見直しに関連して障害者施策の介護保険の拡大が持ち出され、また2004年10月に厚生労働省より「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が示され、障害者政策が後退するのではないかという懸念が広がることとなりました。

障害者施策を充実することは、現在障害を負って生活をされている方々に限定されたものではなく、自らの責の有無にかかわらず、誰もが障害を負う可能性がある社会全体の安定に寄与し、安心の暮らしの確立に通ずるものです。

よって本議会は、障害者福祉制度の充実のために、下記事項を含む施策の実現を行うことを要望します。

記

- 1 制度改正を行うにあたっては、年金改正における混乱の経緯を踏まえ、適切な情報の開示とともに、じゅうぶんな議論を行うこと。
- 2 制度改正及び自立支援のための具体的施策を検討するにあたっては、各障害当事者の意見をじゅうぶんに反映すること。
- 3 サービス利用における自己負担の導入を行うにあたっては、低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。
- 4 障害者福祉サービスの総合化にあたっては、サービス活用の利便性を拡充するとともに、障害の特性に合わせたサービス内容を確保すること。
- 5 社会福祉施策間の調整を図るにあたっては、関係者の意見をじゅうぶんに反映し、制度の後退を生じさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	菊地	葉子
	同	小前	真智子
	同	佐々木	勝利
	同	秋山	京子

学習習慣の定着や基礎学力の向上等を図るためには、特に小学校における少人数学級編制を推進し、個に応じたきめ細やかな指導を行うことが重要だと考えます。全国的に地方自治体独自の創意工夫によって、今年度は40以上の道府県で少人数学級編制が実施されるに至っており、少人数学級編制は全国的に定着しつつある状況です。

よって本議会としては、すべての児童・生徒に行き届いた教育を実現するため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、少人数学級編制を全国統一的な制度として確立するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「子どもの権利条約」に基づいた子どもの権利保障を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	大 橋 一 弘
	同	森 井 秀 明
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

近年、子どもに対する虐待や体罰の増加、さらには児童買春や児童ポルノなど性的搾取の問題等、子どもの権利侵害はますます深刻化しています。いまこそ、「子どもの権利条約」の精神に基づき、幅広く子どもの権利を保障する取組が求められます。

日本が、国連の「子どもの権利条約」を批准・発効してから10年たちます。自治体には、子どもの権利に関する総合的な条例を制定しているところもありますが、まだまだ日本全国に条約の精神が行き渡っているとは言いがたい状況です。今後、国及び地方自治体では、その普及・啓発に向けた取組を強める必要があると考えます。

国連・子どもの権利委員会から日本政府に対して出された勧告では、子どもオンブズパーソン制度の促進や、政策立案・決定過程への子ども参加のしくみづくりが具体的な課題として提起されています。

よって本議会は、国において「子どもの権利条約」の趣旨を最大限尊重し、子どもの権利保障を求めるしくみづくりに取り組むよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

道警不正経理問題にかかわる百条委員会設置を求める決議（案）

提出者 小樽市議会議員 大 畠 護  
同 菊 地 葉 子  
同 佐々木 勝利

一昨年11月24日に明らかになった旭川中央署における捜査用報償費の不正支出に端を發した「道警不正経理問題」はその後の元道警釧路方面本部長・原田宏二さんらの実名証言により、道警全体で組織的に裏金づくりが行われていた疑惑がますます大きくなりました。

道警は、旭川中央署や弟子屈署における特定の時期の不正経理は認めたものの、依然として全署的な不正の実体解明には至っておらず、自浄能力を欠いています。

道監査委員会による特別監査はもとより、道民の負託をうけた道議会自らがその権限を發揮し、不正経理問題の徹底調査に乗り出すことが期待されています。

しかし、道議会が四度にわたり百条委員会設置を見送り、真相解明を遠ざけていることに道民から強い不信と憤りがわき上がっています。

公金支出の監査機能という議会の使命を事実上放棄することは、道民への背信行為であり、ひいては良識の府である道議会の自滅を意味します。

この問題が徹底解明されない限り警察行政への住民協力も得られず、地域においては、犯罪の増加、治安の悪化が懸念され、ひいては道議会に対する道民の信頼回復もありえません。

記

- 1 道議会が強制力を伴う調査権を備えた「地方自治法第100条に基づく調査特別委員会」を設置し一日も早く道警不正経理問題の真相を究明することを強く求める。

以上、決議します。

平成17年3月23日  
小樽市議会

議決年月日	平成17年3月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

# 平成17年小樽市議会第1回定例会議決結果表

会期 平成17年2月28日～平成17年3月23日(24日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員 会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成17年度小樽市一般会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
修正案 第1号	平成17年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H17.3.16	議員		(予算)	(H17.3.16)	(否決)	H17.3.23	否決
2	平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
3	平成17年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
4	平成17年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
5	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
6	平成17年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
7	平成17年度小樽市駐車場事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
8	平成17年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
9	平成17年度小樽市住宅事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
10	平成17年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
11	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
12	平成17年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
13	平成17年度小樽市物品調達特別会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
14	平成17年度小樽市病院事業会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
15	平成17年度小樽市水道事業会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
16	平成17年度小樽市下水道事業会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
17	平成17年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
18	平成16年度小樽市一般会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
19	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
20	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
21	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
22	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
23	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
24	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
25	平成16年度小樽市病院事業会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
26	平成16年度小樽市水道事業会計補正予算	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
27	小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	経済	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
28	小樽市結核の診査に関する協議会条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	厚生	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 員 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
29	小樽市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	総務	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
30	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
31	小樽市職員給与条例及び小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
32	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	総務	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
33	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
34	小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	厚生	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
35	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
36	小樽市温泉給湯施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
37	小樽都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	建設	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
38	小樽都市計画特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	建設	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
39	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	建設	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
40	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	可決	H17.3.23	可決
41	小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	建設	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
42	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	建設	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
43	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H17.2.28	市長	H17.3.8	総務	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
44	公有水面埋立地の用途変更について	H17.2.28	市長	H17.3.8	経済	H17.3.17	可決	H17.3.23	可決
45	小樽市非核港湾条例案	H17.2.28	議員	H17.3.8	総務	H17.3.17	否決	H17.3.23	否決
46	平成16年度小樽市一般会計補正予算	H17.2.28	市長					H17.2.28	可決
報告1	専決処分報告	H17.2.28	市長	H17.3.8	予算	H17.3.16	承認	H17.3.23	承認
意見書案第1号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
意見書案第2号	「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
意見書案第3号	食料自給率の抜本的向上を柱にした農政改革を求める意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
意見書案第4号	憲法の平和的民主的原則を擁護する意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
意見書案第5号	NPT(核不拡散条約)再検討会議成功に関する意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
意見書案第6号	地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
意見書案第7号	発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	可決
意見書案第8号	JR函館本線小樽築港～銭函間の波浪による列車不通対策に関する意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
意見書案第9号	介護保険制度改正に関する意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	可決
意見書案第10号	障害者福祉制度の充実に関する意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	可決
意見書案第11号	少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	可決
意見書案第12号	「子どもの権利条約」に基づいた子どもの権利保障を求める意見書(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	可決
決議案第1号	道警不正経理問題にかかわる百条委員会設置を求める決議(案)	H17.3.23	議員					H17.3.23	否決
請願第4号	市営住宅の家賃、駐車料金の値上げ中止方について	H17.3.7	議長 付議	H17.3.8	予算	H17.3.16	不採 択	H17.3.23	不採 択
陳情第57号	「小樽市小学校適正配置実施計画(案)」再検討方について	H17.2.22	議長 付議	H17.3.8	学校	H17.3.18	継続 審査	H17.3.23	継続 審査
陳情第58号	在宅寝たきり高齢者等理容サービスの拡大について	H17.2.24	議長 付議	H17.3.8	厚生	H17.3.17	採 択	H17.3.23	採 択
陳情第59号	量徳小学校の存続方について	H17.2.24	議長 付議	H17.3.8	学校	H17.3.18	継続 審査	H17.3.23	継続 審査
陳情第60号	銭函パークゴルフ場の使用料金日額制の復活について	H17.2.25	議長 付議	H17.3.8	総務	H17.3.17	継続 審査	H17.3.23	継続 審査
陳情第61号	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	議長 付議	H17.3.8	建設	H17.3.17	継続 審査	H17.3.23	継続 審査
その他会議に付した事件	財政の健全化について(総務常任委員会所管事項)				総務	H17.3.17	継続 審査	H17.3.23	継続 審査
	経済の活性化について(経常任委員会所管事項)				経済	H17.3.17	継続 審査	H17.3.23	継続 審査

( )内にある修正案第1号は、平成17年3月16日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

# 請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
60	銭函パークゴルフ場の使用料金日額制の復活について	H17.2.25	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反对方について	H16.3.3	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
44	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方について	H16.6.9	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
53	小樽市における脳神経外科専門病床の開設方について	H16.12.7	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
58	在宅寝たきり高齢者等理容サービスの拡大について	H17.2.24	H17.3.17	採択	H17.3.23	採択

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H17.3.17	継続審査	H17.3.23	継続審査

予算特別委員会  
請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	市営住宅の家賃、駐車料金の値上げ中止方について	H17.3.7	H17.3.16	不採択	H17.3.23	不採択

学校適正配置等調査特別委員会  
陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
57	「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」再検討方について	H17.2.22	H17.3.18	継続審査	H17.3.23	継続審査
59	量徳小学校の存続方について	H17.2.24	H17.3.18	継続審査	H17.3.23	継続審査